

# 目 次

建学の精神・教育理念・北翔大学シンボルマーク	6
北翔大学で学ぶみなさんへ ～学長からのメッセージ～ 学 長 山谷敬三郎	7
生涯スポーツ学部で学ぶみなさんへ ～学部長からのメッセージ～ 学部長 竹田 唯史	8
教育文化学部で学ぶみなさんへ ～学部長からのメッセージ～ 学部長 小杉 直美	11

## I 学科の概要

[生涯スポーツ学部]

1. スポーツ教育学科の概要	17
2. 健康福祉学科の概要	21

[教育文化学部]

3. 教育学科の概要	24
4. 芸術学科の概要	28
5. 心理カウンセリング学科の概要	31

## II 学生生活

1. 充実した学生生活を送るために	37
1) 学生生活で注意すること	37
①試験時の不正行為禁止について	37
②出席登録の不正禁止について	37
③キャンパス・ハラスメントの防止について	37
④携帯電話の使用に関するマナーについて	37
⑤SNSなどの情報発信注意について	38
⑥事故等の防止について	38
⑦喫煙と飲酒に関するルールについて	39
⑧盗難事故の防止について	40
⑨大麻・覚せい剤等薬物および違法薬物による犯罪防止について	40
⑩悪質商法（詐欺）等について	40
⑪学生ローン・クレジットカードについて	41
⑫性犯罪の防止について	42
⑬一人暮らしに関する注意事項について	42
⑭各種申請書類等の提出について	42
⑮遺失物及び拾得物について	42
⑯その他注意事項について	43
2) 知っておいて欲しいこと	43
①学生への連絡事項の通知について	43
②学生証について	43
③学生相談について	44
④学生対応窓口について	44

⑤各種届及び証明書等について	47
⑥欠席届の取扱いについて	48
⑦学内施設及び掲示板の使用について	49
⑧学生ロッカーについて	49
⑨通学定期券・実習用定期券について	50
⑩旅客運賃割引証（学割証）・学生団体割引について	50
⑪ボランティア活動について	50
⑫アルバイトについて	51
⑬学内学生団体（サークル）について	51
⑭奨学制度について	52
⑮表彰制度について	54
⑯学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険について	54
2. パソコン利用について	56
1) パソコン利用について	56
2) パソコン実習室	56
3) Xドライブ	59
4) 本学メール	60
5) 情報倫理	62
6) その他	62
3. 学生ポータルサイト	63
1) 学生ポータルサイトへのアクセス	63
2) 学生ポータルサイトの主な機能	64
4. 就職・キャリア支援について	65
1) キャリア支援について	65
2) 就職活動について	65
3) 就職・キャリア支援	66
4) 就職への経路	67
5) 大学に届く求人票等の扱い	68
6) 就職と実習・資格	69
7) 進路希望・求職登録	69
8) 就職関係書類	69
9) キャリア支援センターの利用	70
10) 障がいのある学生の方へ	70
11) 学外の相談窓口	71
5. 個人情報の保護について	72

### Ⅲ 学 習

1. 教務関係	75
1) 学期	75
2) 授業時間	75
3) 単位	75

4) 単位の修得	76
5) 授業評価	79
6) 履修登録	80
7) 再履修	81
8) 休講・補講・集中講義・授業時間割表	81
9) 試験等の受験心得	81
2. 履修関係	83
1) カリキュラムの特色	83
2) 卒業の要件	85
3) 授業科目 2024年度入学生適用	87
4) 2024年度教育課程表	94
5) 各種資格	143
[生涯スポーツ学部]	
スポーツ教育学科	
①社会教育主事（任用資格）・社会教育士	143
②健康運動実践指導者受験資格	144
③健康運動指導士受験資格	145
④JATI認定トレーニング指導者受験資格	147
⑤公認スポーツ指導者 共通科目Ⅲ	148
⑥公認ジュニアスポーツ指導員受験資格	149
⑦公認アシスタントマネジャー受験資格	150
⑧公認エアロビックコーチ1受験資格	151
⑨公認アスレティックトレーナー受験資格	152
⑩初級パラスポーツ指導員	153
⑪レクリエーション・インストラクター	154
⑫レクリエーション・コーディネーター受験資格	155
⑬キャンプインストラクター	156
⑭キャンプディレクター2級受験資格	157
健康福祉学科	
①社会福祉士国家試験受験資格	158
②健康運動指導士受験資格	160
③社会福祉主事（任用資格）	162
④社会教育主事（任用資格）・社会教育士	164
⑤身体障害者福祉司（任用資格）	165
⑥知的障害者福祉司（任用資格）	165
⑦児童福祉司（任用資格）	165
⑧児童指導員（任用資格）	165
⑨健康運動実践指導者受験資格	166
⑩初級パラスポーツ指導員	167
⑪レクリエーション・インストラクター	168
⑫介護職員初任者研修	169

[教育文化学部]

教育学科

①保育士	172
②社会教育主事（任用資格）・社会教育士	177
③児童指導員（任用資格）	178
④社会福祉主事（任用資格）	178
⑤幼児体育指導者検定2級	179
⑥准学校心理士	179

芸術学科

①社会教育主事（任用資格）・社会教育士	180
②学芸員（任用資格）	181
③一級建築士及び二級・木造建築士	182
④インテリアプランナー	183

心理カウンセリング学科

①公認心理師国家試験受験資格	184
②精神保健福祉士国家試験受験資格	186
③認定心理士	188
④福祉心理士	190
⑤社会福祉主事（任用資格）	192
⑥社会教育主事（任用資格）・社会教育士	194
⑦児童福祉司（任用資格）	195
⑧児童指導員（任用資格）	195
6) 教職課程	196
7) 札幌圏大学・短期大学間単位互換協定について	216
3. 学費等納付金関係	217
1) 学費等納付金	217
2) 別途徴収となる実習費・履修費	217
3) 納付期日	218

IV 各種センター・施設

1. 教育支援総合センター	221
2. 図書館	222
3. 保健センター・学生相談室・特別サポートルーム	224
4. 地域連携センター	226
5. 教職センター	227
6. スポーツ支援室	227
7. カレッジホールPAL	229
8. 臨床心理学研究科 臨床心理センター	231
9. 北方圏学術情報センター／北翔大学札幌円山キャンパス	231
10. 北方圏生涯スポーツ研究所／スポーツ科学センター	232

## V 資料

1. 法人の沿革概要	235
2. 北翔大学学則	237
3. 北翔大学聴講生規程	258
4. 北翔大学科目等履修生規程	260
5. 北翔大学研究生規程	263
6. 北翔大学奨学規程	266
7. 北翔大学学生表彰規程	272
8. 北翔大学における学生の不祥事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン	274
9. 北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項	278
10. 北翔大学における試験時に不正行為を行った本学学生の取扱要項	279
11. 学校法人北翔大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程	281
12. 学校法人北翔大学学生に関する個人情報の取扱規程	286
13. 北翔大学学内学生団体に関する規程	290
14. 学内施設使用規程	293
15. 学生掲示規程	294
16. 北翔大学学生自治会規約（抄）	295
17. 体育・スポーツ施設設備等使用手続要領	302
VI 校舎案内図	307

## 建学の精神

### <今日的定義>

常に変化する社会に向かって真摯にかつ創造的に対応できる人材の輩出を目指し、より高い専門性と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成

### <建学の精神>

女性の社会的地位の向上を目指し、女性にふさわしい職業的技能と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成

## 教育理念

### 「愛と和と英知」

愛：人間の存在とその価値を認め尊敬していきたいと願う温かな心情、誠実、真心  
地球規模での人類の発展と平和を願い、共生社会に生きる人間の育成

和：互いの違いを理解したうえで取り結ばれる平和を希求する心、友情、協調性  
他者への深い理解と柔軟で寛容な精神の育成

英知：深遠な道理を探求し、深い知性、実践的な知恵  
真の实在や心理を捉えることのできる認識力・実践力の育成

## 北翔大学シンボルマーク



北翔大学で成長し社会に飛び立つ学生たちを、北の大地で成長し大空高く翔ようとする鳥になぞらえました。そんな鳥たちを育てる栄養分（=サポート・教育）としての大学を目指し、その大きく成長していく鳥たちの背中を見続けたいという想いを込めたマークです。

# 北翔大学で学ぶみなさんへ

## ～学長からのメッセージ～

北翔大学

学長 山谷 敬三郎 Keizaburo Yamaya



2023（令和5）年5月に新型コロナウイルス感染症は感染症法上で分類変更になりました。コロナ禍前の日常を取り戻しつつありますが、気を緩めずに、感染拡大防止のために私たち一人ひとりが出来ることを着実に行っていきましょう。

北翔大学は、1997年に北海道女子大学として開学してから今年で27年目を迎えます。建学の精神にある「自立できる社会人の育成」を基本にした高等教育機関で学んだ9,800人を超える先輩達が、北海道はもとより、日本全国の各地で活躍しています。そして、地域社会からは本学のこれまでの実績に多くの信頼と期待が寄せられています。

本学は、スポーツ教育学科と健康福祉学科を有する「生涯スポーツ学部」と、教育学科、芸術学科、そして、心理カウンセリング学科を有する「教育文化学部」の2学部で構成されています。これら5学科には、それぞれ地域社会のリーダーとして活躍できる幅広い教養と専門的知識を身に付けることのできる教育内容でカリキュラムが編成されています。

スポーツ教育学科は、「子どもから高齢者まで運動を通して心身の健康づくりをサポートする人材」を、健康福祉学科は、「超高齢化社会において、既存の福祉・介護の領域に新たに健康・運動を加えた福祉専門職」を、教育学科は、「保育士、幼稚園・小学校教諭、中学校音楽科教諭、養護教諭」を、芸術学科は、「美術、メディアデザイン、インテリア建築、服飾美術、舞台芸術の5分野を幅広く身に付けた職業人」を、心理カウンセリング学科は、「臨床心理分野や精神保健福祉分野を通して、一人ひとりの心を包括的に支える人材」を、それぞれ養成することを目的にしています。

大学は、これまでの小学校、中学校、高等学校で身に付けてきた知識や考え方を基盤にして、主体的に自らの専門性を深めるために学修・研究する場です。この4年間の学生生活で身に付けた専門性は、社会で皆さんがどのように活躍できるかという出発点となります。そのためには、自ら主体的にどの科目を選択し、どのようなテーマで研究を深めるかが求められます。そのことが、これからの皆さんの社会人としての人生の土台となります。また、大学生活は大人としての生活の始まりでもあります。自主的なサークル活動やアルバイトも一人の大人として責任を持って活動することができます。また、広く社会を見つめ、学修を基盤とした自律した生活を送ることが求められます。

この「学生便覧」は、皆さんが学生生活を送る上での手引きであり、社会に出てからも皆さんの学修の履歴を確認するためのものでもあります。どのような資格を取得して社会で活躍するのか、どのような学生生活を送るのか、この便覧をもとにして学修計画を練り上げてください。

最後に、本学は、「愛と和と英知」を教育理念として教育活動を展開しています。これは学生にだけ求めるものではなく、教職員一人一人にとっても大切な理念です。その理念を共有して、皆さん一人ひとりが夢や希望の実現に向けて実りある大学生活を送ることを支援したいと考えています。

# 生涯スポーツ学部で学ぶみなさんへ

## ～学部長からのメッセージ～

生涯スポーツ学部

学部長 竹田 唯史 Tadashi Takeda



生涯スポーツ学部は、スポーツや健康に関する理論や実践について探求し、主体的・活動的・健康的な生き方を実践・支援できる人材を育成し、生涯にわたってスポーツに親しむことができる健康で豊かな「生涯スポーツ社会」の構築に貢献することを目的に、平成21年度に開設しました。平成26年4月にはその趣旨を受け継ぎながら、今後の北海道の高齢化や過疎化という地域課題に向き合う人材の育成を目指して、「スポーツ教育学科」と「健康福祉学科」の2学科制がスタートしました。健康福祉学科においては、本学が平成9年に開設した人間福祉学部によって培ってきた、福祉・介護の人材育成のスキルを最大限に活かし、福祉と健康運動・スポーツという二つの教育資源の統合による幅広い人材の育成を目指しています。皆さんはそれぞれスポーツ教育学科第14期生、健康福祉学科第10期生となります。

近年スポーツへの関心は広がりを見せています。

文部科学省は「新たなスポーツ文化の確立－全ての人々にスポーツを！スポーツの楽しみ・感動を分かち、支え合う社会へ－」を目指して、平成22年8月に『スポーツ立国戦略』を策定しました。更に、翌23年8月には『スポーツ基本法』を制定し、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割を示し、スポーツを推進する国及び地方公共団体の責務などを明らかにしました。

スポーツ基本法の前文には次のように記されています。

スポーツは世界共通の人類の文化である。

スポーツは心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足の獲得、自律心その他の精神の滋養のために個人でまたは集団で行われる運動競技その他の活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民が自発性の下に、各々の関心、適性に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、またはスポーツを支える活動に参画することが出来る機会が確保されなければならない。

スポーツは次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと共同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

本学部ではスポーツや健康、さらには福祉領域の理論や実践について探求し、人々の主体的・活動

的・健康的な生き方を支援できる人材を養成します。

各分野の基礎を幅広く学び自分の適性を見極める1年次の勉学を経て、2年次以降はコースや分野ごとに専門性を深め、人々に生きがいを与えられる専門家を目指します。学部の専門教育では実社会に役立つキャリア形成を目指して、実践的な研究や技術の習得に努めることになります。本学部はそのための教育研究と実践の手段を皆さんに提供します。

平成25年4月には大学院生涯スポーツ学研究科が開設され、より専門的教育研究分野への進学も可能となりました。本学部で4年間学んだ後、スポーツおよび福祉に関する様々な分野の専門的指導者や研究者として、あらゆる分野で活躍することを期待しています。

#### ■スポーツ教育学科

子どもから高齢者まで、学校教育から競技スポーツまで、運動を通して心身の健康づくりを行うとともに、誰もがスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を目指します。スポーツや身体活動を通して、生涯の多様なシーンで主体的に活動できる実践力を養います。

#### ■健康福祉学科

北翔大学ではこれまで、福祉の専門職を数多く養成してきました。更に北海道の超高齢社会に対応するため、既存の福祉の領域に新たに健康・運動スポーツをプラスした「健康福祉」という学科を創設し、新しい時代の幸せを生み出します。

## 生涯スポーツ学部の3つのポリシー

### ○ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

生涯スポーツ学部（以下、「本学部」という）は、スポーツ教育学科と健康福祉学科の2学科からなります。本学部は生涯スポーツ社会の実現を目指し、スポーツ・健康、福祉分野の学びを通して、幅広い世代の支援者として、主体的・活動的・健康的な生き方を実践できる能力を身に付けた以下の学生に、「学士（スポーツ教育学）」「学士（健康福祉学）」の学位を授与します。

- (1) 幅広い教養と豊かな人間性のもとに、実践的コミュニケーション力により、多様な人々との関係づくりと協働を可能とする総合的な力を備えている。
- (2) スポーツや学校教育、健康・福祉等の分野や社会の中で生まれる事柄に取り組むための科学的な知見と客観的な判断力を備えている。
- (3) 培った知識・技術を活用してスポーツや学校教育、健康・福祉の分野や地域社会の様々な活動に取り組むための実践者としての指導力・組織力を備えている。
- (4) スポーツや学校教育、健康・福祉の分野における専門的職業人としての素養を身に付け、保健体育科教諭、競技者、スポーツトレーナー、健康運動指導士、社会福祉士などになるための基礎的な能力を備えている。

## ○カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

本学部の教育課程は、スポーツや健康・福祉の分野における専門的職業人の養成を目指し、基本的理論の修得と演習・実習等による実践力を育成するカリキュラムとなっています。さらに、学生の関心領域の広がりによって学科横断的な履修や他学部の関連領域への発展的履修も可能となっています。そのことにより、学生は、自己が描く専門職像に適した幅広い教養と専門性を備えることができます。

カリキュラムの基本的な構成は次の4群です。

- (1) 幅広い教養と就職に必要な社会人基礎力を養成する科目群（全学共通科目・就業力養成科目）
- (2) 自己の専門的領域を深めるための学際的科目群（発展科目）
- (3) 自己の専門的志向を確認する基礎的な科目群と基礎学力を養成する科目群（学部共通科目）
- (4) 各自の選択した専門領域を深める専門的な科目群（学科専門科目）

## ○アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

本学部は、生涯スポーツ社会の実現を目指してスポーツ・健康、福祉という視点から、人々の生き生きとした生活をサポートする人材の養成を通して地域社会の発展に貢献することを目的としています。そのためには、スポーツ・健康、福祉の分野において実践的指導者となるような以下の資質を備えた人たちを求めます。

- (1) 高等学校の教育課程を修得し、入学後の修学に必要な基礎学力を有している。
- (2) スポーツ・健康・福祉分野に関心があり、この分野を通して地域社会へ貢献したいという情熱を持っている。
- (3) 保健体育科教諭、健康運動指導士、スポーツトレーナー、社会福祉士などの専門的職業人を目指している。
- (4) 知的好奇心が旺盛で何事にも主体的に行動できる。
- (5) 課題等に対して積極的に取り組もうとする意欲がある。
- (6) 他者との相互理解をはかり人間関係を円滑に保つことができる。

# 教育文化学部で学ぶみなさんへ

## ～学部長からのメッセージ～

教育文化学部

学部長 小杉直美 Kosugi Naomi



教育文化学部は、教育学、芸術学、心理学のそれぞれの専門領域の特質を活かしつつ横断統合した学部として平成26年4月に開設しました。既設の生涯学習システム学部と人間福祉学部において展開してきた教員養成と芸術デザイン、対人援助分野における職業人養成機能をさらに充実・発展させて、「学校教育」の分野や様々な「文化」の分野、心理面での「対人援助」の分野で活躍できる実践的で幅広い視野を持つ人材を養成することを目的として、「教育学科」「芸術学科」「心理カウンセリング学科」の3学科制でスタートしました。未来を担う子どもたちの教育に関わり、地域社会の様々な文化・芸術活動の発展に貢献し、人間理解と対人援助に力を注ぐ、実践能力を身に付けた人材養成を目指しています。皆さんはそれぞれ、教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科において第11期生となります。

本学部は、教育分野、芸術分野、心理分野の3学科の特性を活かし、学部の保有する教育力を駆使して専門分野を横断する総合的な学習の機会を提供します。これにより、総合力や応用力を身に付けることが可能となり、地域社会の「教育力」「文化力」「心の豊かさ」を担う広く地域文化の活性化に貢献できる専門職業人、高い専門性と総合性を兼ね備えた優れた実践力を持つ人材を養成していきます。

現代は“総合的な「知」が求められる時代”であるといわれます。VUCA時代の社会変化に対応していくためには、“自ら課題を見つけ考える力、柔軟な思考力、身に付けた知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力、そして、他者との関係を築く力に加えて豊かな人間性等を含む総合的な「知」”が必要です。変化の激しい時代を生き抜き、一個の人間として自立し力強く生きていくための基盤を、本学部においてぜひ身に付けていただきたいと願っています。第11期生の皆さんが夢を叶えられるように本学部一同、支援を惜しみません。本学部における4年間の専門的学びを活かし、あらゆる分野で活躍されることを期待しています。

### ■ 教育学科

保育士をはじめ、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校・高等学校の音楽科教諭、特別支援学校教諭、養護教諭として、地域社会に貢献できる人材を養成します。幅広い教養と知識や高い専門性と総合的な実践力を身に付けた、教育的愛情にあふれ指導力のある教育分野に携わる職業人を育成します。

## ■ 芸術学科

芸術5分野（美術、メディアデザイン、インテリア建築、服飾美術、舞台芸術）から幅広い芸術文化を理解し、確かな専門技術を有した、感性豊かな人材を養成します。複数分野をクロスオーバーさせた学びをも可能として、高い芸術性を備えた職業人を育成します。

## ■ 心理カウンセリング学科

心理学と精神保健福祉学の双方をバランスよく学ぶことを通して、心のスペシャリストかつ対人援助のジェネラリストを養成します。心理援助職（公認心理師、臨床心理士）、精神保健福祉士、深い人間理解力と高いコミュニケーション力を持つ職業人を育成します。

# 教育文化学部の3つのポリシー

## ○ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

教育文化学部（以下、「本学部」という）は、教育学、芸術学、心理学のそれぞれの専門領域の特質を活かしつつ横断統合した学部です。本学部での多様な学びを通して、幼児教育・学校教育から生涯学習にいたる幅広い世代の学びへの支援の観点を踏まえつつ、社会と関わり、時代のニーズに応え得る能力を身に付け、各学科での所定の単位を修得した以下の学生に、「学士（教育学）」「学士（芸術学）」「学士（心理カウンセリング学）」の学位を授与します。

- (1) 専門的な知識を総合的な実践力へとつなげ、教育現場や関係諸機関・企業、そして広く地域社会において、教育文化の継承・発展に寄与する専門職業人としての力を備えている。
- (2) 豊かな人間性と柔軟な思考力をもち、高い専門性と実践力を身に付け、幼児や児童・生徒の生活や学び活動を支援できる能力を備えている。
- (3) 幅広い芸術文化の基礎理解と確かな専門技術を獲得し、多様な職種において芸術性を活かし、社会貢献できる能力を備えている。
- (4) 心理学及び精神保健福祉学の専門知識をもち、人間援助の総合的アプローチとしてのカウンセリングの素養を身に付け、対人支援ができる能力を備えている。

## ○カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

本学部では、教育学、芸術学、心理学それぞれの学科の教育課程の円滑な運用を通して、学科専門科目、学部共通科目や発展科目など、さまざまな関連分野も含めた総合的・学際的な学びの場を提供します。本学部の教育課程では、柔軟な思考と豊かな感性そして広い教養を備えた質の高い実践的な職業人や教員が具備すべき能力を養います。さらに全学共通の基礎教育科目や全学年を貫き取り組む就業力養成科目を通して、社会人基礎力や課題解決能力の醸成など現代社会が求める能力の修得を目指します。

カリキュラムの基本的な構成は次の4群です。

- (1) 幅広い教養と就職に必要な社会人基礎力を養成する科目群（全学共通科目・就業力養成科目）
- (2) 自己の専門的領域を深めるための学際的科目群（発展科目）
- (3) 自己の専門的志向を確認する基礎的な科目群（学部共通科目）

- (4) 各自の選択した専門領域を深める専門的な科目群（学科専門科目）

#### ○アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

本学部では、未来を担うこどもたちの教育に関わり、地域社会のさまざまな文化・芸術活動の発展に貢献し、人間理解と対人援助に力を注ぐ実践能力を身に付けたいと考える以下の人材を求めます。

- (1) 高等学校の教育課程を修得し、入学後の修学に必要な基礎学力を有している。
- (2) 教育学、芸術学、心理学に強い関心があり、自ら課題を見つけ能動的に学修して専門性を身に付けようとする意欲がある。
- (3) 幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、中学校・高等学校教諭（音楽・美術）、保育士、学芸員、インテリアプランナー、建築士、認定心理士、福祉心理士、精神保健福祉士、公認心理師、社会教育主事などの専門的職業人を目指している。
- (4) 幼児・児童・生徒の視点に立ち、豊かな人間性と柔軟な思考力をもち、高い専門性と実践力を身に付け、教育現場で活躍したいという意欲がある。
- (5) 美術、メディアデザイン、インテリア建築、服飾美術、舞台芸術などの芸術分野に興味があり、芸術を通して成長し、創造性を活かして社会で活躍したいという意欲がある。
- (6) 自分自身の理解、自分を取り巻く他者の理解、人と人とのかかわり合いの理解について深め、心理学と精神保健福祉学の専門知識を人々の人生をより豊かにするために活かしたいという意欲がある。

## 北翔大学・北翔大学短期大学部 アセスメント・ポリシー

アセスメント・ポリシーとは、学生の学修成果の評価（アセスメント）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた方針です。

本学では、各学部で定める学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーに基づき、機関レベル、教育課程レベル（学部・学科）、科目レベルにおいて、学修成果を測定・評価します。

また、これらの結果に基づき、教育の質の点検・検証を行い、教育の継続的な改善を行います。

	入学前後 (AP)	在学中 (CP)	卒業時・卒業後 (DP)
機関レベル (大学)	入学試験 調査書 入学前学習支援プログラム	GPA 休学率・退学率 単位取得状況	学位授与率 就職率・進学率 免許・資格取得率 卒業生調査
教育課程レベル (学部・学科)	入学試験 調査書 入学前学習支援プログラム アセスメントテスト	GPA 休学率・退学率 単位取得状況 アセスメントテスト 履修カルテ（教職課程履修者対象）	学位授与率 就職率・進学率 免許・資格取得率 卒業生調査
科目レベル		成績評価 授業改善アンケート 履修カルテ（教職課程履修者対象）	

# I 学科の概要

[生涯スポーツ学部]

1 スポーツ教育学科の概要

2 健康福祉学科の概要

[教育文化学部]

3 教育学科の概要

4 芸術学科の概要

5 心理カウンセリング学科の概要



# 学科の概要

## 1. スポーツ教育学科の概要

### <スポーツ教育学科の3つのポリシー>

#### ○ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

本学科では、以下に示す資質・能力等を修得した者に学位を授与します。

##### 【知識・理解】

- (1) 豊かな人間性と社会人として必要な幅広い教養を身に付けている。
- (2) 運動・スポーツ・健康・教育に関する専門知識を身に付けている。
- (3) 保健体育科教諭、健康運動指導士、アスレティックトレーナーなどを目指す学生は、各養成課程で求められる知識を身に付けている。

##### 【思考・判断】

- (4) 自ら考え、設定した課題について、運動・スポーツ・健康・教育の学問領域の研究方法で学んだ知識を活用し、適切な解決策を考えることができる。

##### 【関心・意欲・態度】

- (5) 生涯スポーツ社会実現に向けての課題に関心を持ち、幅広い視野で解決策を考える意欲がある。
- (6) 多様な価値観をもつ人々が暮らす社会において、自らの役割を自覚するとともに、他者と協働して活動することができる。

##### 【技能・表現】

- (7) スポーツを通じて培われたコミュニケーション能力と運動・スポーツ・健康・教育に関する専門的スキルと指導力を身に付けている。

#### ○カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

本学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成します。

##### 【教育内容】

生涯スポーツ社会で活躍できる豊かな人間性と専門性を兼ね備えた人材となるために、スポーツ・健康・教育に関する知識と実践力を段階的に身に付けることができるよう基礎的科目から専門・応用科目を体系的に学修する。

以下の4群に分けたカリキュラム構成とする。

- ① 幅広い教養と就職に必要な社会人基礎力を育成する科目群（全学共通科目・就業力養成科目）
  - ② 自己の専門的領域を深めるための学際的科目群（発展科目）
  - ③ 自己の専門的志向を確認する基礎的な科目群と基礎学力を養成する科目群（学部共通科目）
  - ④ 自ら選択した専門領域を深める専門的な科目群（学科専門科目）
- (1) 講義においては、基礎的・専門的な知識を学ぶ。演習においては自己の課題を発見し他者との

討議を積極的に行い問題解決能力を高める。実習においては、地域社会における様々な体験活動を通し、実践的指導力やコミュニケーション能力を高める。

- (2) 社会人基礎力を修得するための基礎学力の向上、幅広い教養を身に付ける。
- (3) 1年次においては基礎学力の向上を目指しながら、スポーツ・健康に関する基礎的知識の修得を目指す。
- (4) 3年次から「スポーツ教育コース」、「スポーツトレーナーコース」、「競技スポーツコース」の3コースに分かれて専門的な教育を行い、各自の適性・進路に合った、より専門的な知識や技術を修得する。また、地域における実習・ボランティア活動に取り組むことにより、コミュニケーション能力や実践的指導力を高めることを目指す。
- (5) 3年次以降は、ゼミナール形式での「専門演習」、「卒業研究」を通して、専門性をより深く追究し、社会人基礎力の向上に努める。

#### 【教育方法】

- (1) 主体的な学びを促進するために、講義、演習、実習や実技においてアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を採用する。(一部の科目は除く)
- (2) 1年次では、少人数制担任制度を用いて担任による個人面談を実施し、学習意欲と基礎学力を向上させる。
- (3) 2年次では、1年次の学習内容の振り返りを定期的に行い、学修の習熟度を評価し、担任のサポートによる学習意欲や基礎学力のフォローアップを行い、専門演習選択のための評価基準とする。
- (4) 3・4年次においては、少人数制の専門演習を必修化し、インタラクティブな教育を実施する。
- (5) 3・4年次はゼミ担当者を通じて教員による個人面談を実施し、学士力、社会人基礎力を養う上での学びの振り返りを促す。

#### 【教育評価】

- (1) 講義科目、演習・実習科目においては、「筆記試験」、「課題評価」、「作品評価」、「受講態度」等によって、実技科目においては、更に「実技試験」の項目を追加して、学修の習熟度を多角的に評価する。
- (2) 各学年において学期ごとに単位の取得状況を確認し、スポーツ・健康に関する専門的知識と高い実践力を身に付け、生涯スポーツ社会に貢献できる人間性豊かな人材としての準備状況の確認評価を行う。
- (3) 4年間の学修成果は単位の取得状況、専門演習、卒業研究や資格の取得状況等で総括的に評価を行う。

#### ○アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

本学科では、以下に示す資質・能力等を身に付けた者を受け入れます。

- (1) 高等学校の教育課程を修了し、高等学校卒業に相当する学力を身に付けている。
- (2) 高等学校までの履修内容を通じて、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎的な内容を身に付けている。
- (3) 身近な社会問題について、知識や情報をもとにして、筋道を立てて考え、その結果を説明する

ことができる。

- (4) スポーツ活動を通して積極的に他者とかわり、対話を通して相互理解に努めようとする態度を有している。
- (5) スポーツの活動経験があり、入学後もスポーツ活動に積極的に関わる（する、みる、支える）意欲を有している。
- (6) スポーツ・健康に関することを学び、生涯スポーツ社会において、保健体育科教諭、健康運動指導士、アスレティックトレーナー等を目指し、スポーツ活動や健康づくりを推進しようとする意欲がある。
- (7) スポーツ活動を行うための基礎的運動能力を有している。

### <3つのコース>

スポーツ教育学科においては、学生の関心や進路に応じて、3年次から以下の3コースに分かれて専門的な教育を行います。

#### ①スポーツ教育コース

生涯スポーツの実技やスポーツ指導に関する専門知識や実践的技術を学び、対象者に応じた適切な指導ができるスポーツ指導者を育成します。

児童・生徒の個性を伸ばし、「生きる力」を育成することのできる保健体育科教諭、障がいの種類に応じた適切な指導ができる特別支援学校教諭、地域に根差した総合型地域スポーツクラブの企画・運営ができるクラブマネージャーやアシスタントマネージャー、野外教育を通して心身の健康やコミュニケーション能力の向上を図ることができる野外教育指導者、人々の健康的な生活を支えるレクリエーション指導者などを育成します。

#### ②スポーツトレーナーコース

健康、栄養、運動に関する専門的知識やスポーツ外傷・障害の予防、コンディショニングに関する医学的な知識とサポート技術を修得し、献身的なサポートができるスポーツトレーナーや運動指導者を育成します。

人々の健康づくりのための運動指導を行う健康運動指導士や、競技者の健康管理、傷害予防、救急処置、トレーニング指導を行うアスレティックトレーナーや競技者の体力向上やコンディショニングを指導するトレーナーなどを育成します。

#### ③競技スポーツコース

自らの競技力向上のためにスポーツ科学的な視野を養い、深い知識と高い向上心を持ち、優れた競技力、技術力を身に付けた競技者を育成します。

競技スポーツの専門的知識を身に付け、積極的な実践を通して得られた競技力、指導力を持ったコーチ・指導者、対象者の発達段階や技能に応じたスポーツ指導ができる地域スポーツクラブや少年団のコーチ・指導者、スポーツ活動を通して身に付けた豊かな人間性と高いリーダーシップを発揮しながら社会に貢献できる人材を育成します。

## <取得可能な免許・資格>

スポーツ教育学科において取得可能な資格は、以下のとおりです。

免許・資格名	資格区分	認定団体等	取得方法
中学校・高等学校教諭一種免許状(保健体育)	国家資格	教 育 委 員 会	取得資格
特別支援学校教諭一種免許状	国家資格	教 育 委 員 会	取得資格
社会教育主事任用資格・社会教育士	法定資格	北 翔 大 学	任用資格
健康運動実践指導者	民間資格	公益財団法人健康・体力づくり事業財団	受験資格
健康運動指導士	民間資格	公益財団法人健康・体力づくり事業財団	受験資格
JATI認定トレーニング指導者	民間資格	NPO日本トレーニング指導者協会	受験資格
公認スポーツ指導者 共通科目Ⅲ	民間資格	公益財団法人日本スポーツ協会	取得資格
公認ジュニアスポーツ指導員	民間資格	公益財団法人日本スポーツ協会	受験資格
公認アシスタントマネジャー	民間資格	公益財団法人日本スポーツ協会	受験資格
公認エアロビックコーチ1	民間資格	公益財団法人日本スポーツ協会	受験資格
公認アスレティックトレーナー	民間資格	公益財団法人日本スポーツ協会	受験資格
初級パラスポーツ指導員	民間資格	公益財団法人日本パラスポーツ協会	取得資格
レクリエーション・インストラクター	民間資格	公益財団法人日本レクリエーション協会	取得資格
レクリエーション・コーディネーター	民間資格	公益財団法人日本レクリエーション協会	受験資格
キャンプインストラクター	民間資格	公益社団法人日本キャンプ協会	取得資格
キャンプディレクター2級	民間資格	公益社団法人日本キャンプ協会	受験資格

## 2. 健康福祉学科の概要

健康福祉学科は、北海道が抱える人口の高齢化と過疎化という2つの地域課題に対応した人材の養成を目的とする学科です。

2050年には、北海道の高齢者人口は40%を超えるとともに、地域の過疎化が一層進行します。長寿が本当の意味で喜ばれる社会とは、高齢期の健康維持と要介護状態になっても安心した暮らしが可能となる社会です。そのためには、スポーツ等を通じた日頃からの健康づくりと介護予防が重要であり、たとえ要介護状態になってもその状態に応じた健康を維持するためのスポーツ、レクリエーション活動等の取り組みが必要不可欠です。そこには、福祉分野とスポーツ・運動・健康・レクリエーション分野のそれぞれの専門分野の協働した取り組みが求められており、同時にそうした取り組みによって社会資源の少ない地域に多くの専門職が活動することで過疎化した地域の活性化に結びつくことが期待されています。

そこで、健康福祉学科は、これからの北海道の課題に対応するために、福祉分野とスポーツ・運動・健康・レクリエーション分野がひとつになった新しい専門職を養成していく、北海道で初めての学科として生まれました。

### <健康福祉学科の3つのポリシー>

#### ○ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

本学科では、以下に示す資質・能力等を修得した者に学位を授与します。

##### 【知識・理解】

- (1) 豊かな人間性と社会人として必要な幅広い教養を身に付けている。
- (2) 福祉と健康に関する専門知識を身に付けている。
- (3) 社会福祉士、健康運動指導者等を目指す学生は、各養成課程で求められる知識と技能を身に付けている。

##### 【思考・判断】

- (4) 地域社会が抱える課題に対し、福祉と健康の両学問領域で学んだ知識を活用し、解決策を考えることができる。

##### 【関心・意欲・態度】

- (5) 健康や福祉課題について関心を持ち、幅広い視野で解決策を考える意欲がある。
- (6) 多様な価値観を持つ人々が暮らす社会において、自らの役割を自覚するとともに、他者と連携して活動することができる。

##### 【技能・表現】

- (7) 円滑なコミュニケーション力と福祉と健康に関する専門技術を身に付けている。

## ○カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

本学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成します。

### 【教育内容】

- (1) 豊かな人間性と社会人としての幅広い教養については、全学教育の教養科目、キャリア科目、発展科目を中心に4年間かけて学びを積み重ねていく。併せて初年次の基礎教育セミナーでも、学びに必要な能力を育成する。
- (2) 福祉と健康に関する専門知識については、初年次に必修科目の「健康学」「健康福祉学概論」を配置し、最低限の知識を身に付ける。さらに学生が自ら希望する専門分野を中心に学べるように教育課程を配置している。
- (3) 社会福祉士、健康運動指導者等多数の資格に必要な知識や実践力を段階的に学ぶことができるよう教育課程を編成している。また健康、社会福祉領域の専門知識を幅広く学ぶことができるよう科目を配置している。

### 【教育方法】

- (1) 学生が着実に知識を積み上げていけるように、基礎的な学修から専門的な学修へ段階的に学ぶカリキュラム構成となっている。
- (2) 学生の主体的な学びを促進するために、様々な形態のアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れている。
- (3) 現場で活かせる実践力を高めるため、初年次より学外での実習を充実させている。
- (4) 他者とのコミュニケーションや自分の考えを述べることを重視し、基礎教育セミナーやキャリアデザイン、専門演習など、少人数での授業を展開している。

### 【教育評価】

- (1) 講義科目、演習・実習科目においては、「筆記試験」、「課題評価」、「作品評価」、「受講態度」等によって、実技科目においては、更に「実技試験」の項目を追加して、学修の習熟度を多角的に評価する。
- (2) 各学年において学期ごとに単位の取得状況を確認し、福祉と健康に関する専門的知識と高い実践力を身に付け、地域社会に貢献できる人間性豊かな人材としての準備状況の確認評価を行う。
- (3) 4年間の学修成果は単位の取得状況、専門演習、卒業研究や資格の取得状況等で総括的に評価を行う。

## ○アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

本学科では、以下に示す資質・能力等を身に付けた者を受け入れます。

- (1) 高等学校の教育課程を修了し、高等学校卒業に相当する学力を身に付けている。
- (2) 高等学校までの履修内容を通じて、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎的な内容を身につけている。
- (3) 健康や福祉に関する社会的な諸課題について、自ら得た知識・情報に基づいて論理的に思考し、それを説明することができる。
- (4) 健康分野及び福祉分野の勉学意欲が高く、その専門家として活躍することを希望している。

- (5) 他者とのかかわりを深め、地域社会に貢献するための能力や対人援助のための実践能力を身に付ける意欲を持っている。

### <取得可能な免許・資格>

健康福祉学科において取得可能な資格は、以下のとおりです。

免許・資格名	資格区分	認定団体等	取得方法
社会福祉士国家試験受験資格	国家資格	公益財団法人社会福祉振興・試験センター	受験資格
健康運動指導士	民間資格	公益財団法人健康・体力づくり事業財団	受験資格
社会福祉主事任用資格	法令資格	社会福祉法（根拠法）	任用資格
社会教育主事任用資格・社会教育士	法定資格	北 翔 大 学	任用資格
身体障害者福祉司任用資格	法令資格	身体障害者福祉法（根拠法）	任用資格
知的障害者福祉司任用資格	法令資格	知的障害者福祉法（根拠法）	任用資格
児童福祉司任用資格	法令資格	児童福祉法（根拠法）	任用資格
児童指導員任用資格	法令資格	児童福祉施設の設置及び運営に関する基準	任用資格
健康運動実践指導者	民間資格	公益財団法人健康・体力づくり事業財団	受験資格
初級パラスポーツ指導員	民間資格	公益財団法人日本パラスポーツ協会	取得資格
レクリエーション・インストラクター	民間資格	公益財団法人日本レクリエーション協会	取得資格
介護職員初任者研修	民間資格	北 翔 大 学	取得資格

- \*任用資格：社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、児童福祉司は、福祉事務所、児童相談所等の都道府県、市町村行政における資格であるため、公務員となってその職に就いた場合に効力を発する資格です。社会教育主事は、都道府県教育委員会、市町村教育委員会においてその職務に就いた場合に効力を発する資格です。また、社会教育士は、社会教育施設はもとより、教育委員会以外の行政（環境・福祉・まちづくり等）やNPOにおいて、青少年の体験活動の支援やまちづくりの推進などの役割が期待されている職です。
- \*児童指導員は、児童養護施設や障害児施設などの児童福祉施設に配置されている「児童指導員」として採用する際に、基準として厚生労働省が定めた資格です。

### 3. 教育学科の概要

教育学科は、豊かな人間性と柔軟な思考力をもち、高い専門性と実践力を身につけ、学校教育はもとより生涯学習社会での様々な場面で展開される文化・学習活動を支援・地域貢献することのできる人材を育成します。

少子化がすすむ中であって、子ども一人ひとりの能力を十分に発揮できるように、教育者・保育者には乳幼児・児童・生徒の特性に対応して学習活動等を支援していくための資質と能力が求められています。さらには、いじめや集団での小さな異変に気付き、適切に対処できる生徒指導や学級経営に関する実践的指導力はもちろん、人間関係が希薄になっている現代社会にあって、多様な学習活動を創り出していける高度な知識と技能だけでなく、発達障害や自閉症傾向など特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加などに対応できる専門的能力が求められています。教育学科では、特別支援教育に関わる科目をコース共通科目として位置付け、豊かな感性と柔軟な思考力をもち、幅広い教養と実践力を備えた専門職を養成します。

#### <教育学科の3つのポリシー>

##### ○ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

本学科では、以下に示す資質・能力等を修得した者に学位を授与します。

##### 【知識・理解】

- (1) 文化、歴史、教育、地理、生活、自然環境等について幅広い知識を身に付けている。
- (2) 現代社会の諸問題の存在について、広く理解、教育者として社会に参画できる力を身に付けている。
- (3) 教育学の体系的知識を身に付け、教育上の諸問題を踏まえつつ、幼児・児童・生徒理解を深めることができる。

##### 【思考・判断】

- (4) 学修成果を状況に応じて実践的に活用することができる。
- (5) 現代社会が抱える課題に対し、学んだ知識を活用し、解決策を考えることができる。
- (6) 社会や教育上の諸問題を発見・理解し、解決のための方策を見いだすことができる。

##### 【関心・意欲・態度】

- (7) 研究と修養を継続的に行う意思を有し、自律的かつ主体的に取り組むことができる。
- (8) 地域社会の動向や教育事情をよく理解し、教育者として幼児・児童・生徒はもとより地域社会に貢献する高い志を持つことができる。
- (9) 高い倫理観と正義感を持つことができる。

##### 【技能・表現】

- (10) 読解、要約、まとめ、発表などの基本的なスタディ・スキルを身に付けている。
- (11) 教員等に求められるコミュニケーション力や表現力を身に付けている。また、今日的な情報処理に関するリテラシーを有し、情報の明確な受発信ができる。
- (12) 多様な価値観を理解して、適切な行動をとることができる。

## ○カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

本学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成します。

## 【教育内容】

- (1) 4コースあり、それぞれの目的にあった科目を設定している。大学での学び方を身に付ける「基礎教育セミナー」を必修科目として1年次に位置付けるとともに、4年間の学修の基礎になる科目を1・2年次に履修できるようにする。また、幅広い視野と知識を身に付けるために、教養科目や他学科の専門的な科目を、全学共通科目や発展科目に位置付け履修できるようにする。
- (2) 社会人としての必要な基礎力を育成することを目的とし、全学的にキャリア教育に関して「キャリアデザイン」を1年次から3年次にわたるまで必修科目として位置付ける。学修の足跡をキャリアノートに記録し、指導担当教員と共有することで、学生のキャリア発達に関わる成長の確認をする。
- (3) 教員養成を主な目的とする学科であることから、教職免許を取得するための「教科（領域・養護）に関する科目」、「教職に関する科目」を中心的な専門科目として位置付ける。概論や各論の履修後に、指導法の履修や実習、さらには専門分野の研究を行うことで、系統的な学びを展開する。また、小学校・幼稚園の教育実習・養護実習を3年次に、看護学臨床実習を2年次に、保育実習を3・4年次に、中高音楽の教育実習・特別支援学校の教育実習を4年次に設定し、より実践的な力を身に付けることができるようにする。
- (4) 各コースとも、4年次に卒業研究を設定し、大学における専門的な学びを総括する。

## 【教育方法】

- (1) 専門性を高めるために、理論の指導を確実にしたうえで、演習的な講義を展開している。
- (2) 個々の授業では、理論に基づく実践力を付けるために、様々な形態のアクティブ・ラーニングを導入している。
- (3) 各コースの特性を重んじて、文献・映像・音声・演奏・実物提示などの教材を吟味し、活用している。教育のICT化にも対応し、科目によってはタブレットや電子黒板などを使用する。
- (4) 各コースの特性に応じて、学外での学習活動を充実し、学会や研究会への参加・発表などを学生に促している。例えば、初等教育コース・幼児教育コースでは、教育・保育に関わる各種ボランティア活動への参加を促すことで、学生の幼児・児童理解を深め、指導技術の向上を図っている。音楽コースでは、関連学校や地域の催し物に参加し、社会貢献することを推奨し専門性の向上を図っている。養護教諭コースでは、2年次での看護学臨床実習に向け、初年度から理論学習や実習準備を行う。また、積極的に学会への参加を促し、専門性の向上を図っている。
- (5) 教科に関する指導法等の科目では、模擬授業等を積極的に取り入れ、実践力の向上を図っている。
- (6) 学生達の学びの状況を適切に把握し、よりよい学修状況へと導くために前学期・後学期ごとにGT、ゼミごとに個人面談を行っている。

## 【教育評価】

- (1) 各科目で設定した評価方法に基づいて実施する。講義中の発言内容やレポートの状況、試験の成績等を総合的に判断して成績評価を行う。
- (2) ポータルサイトを活用し、学びの習熟度を学生自ら確認できるようにする。

- (3) 学習状況について教員と学生が個別に相談したり、学科に所属する教員間で情報を共有したりして、客観的な評価と指導の充実を行う。
- (4) 卒業の判定にあたっては、専門演習や卒業研究から、4年間の学びの成果を総合的に評価する。

#### ○アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

本学科では、以下に示す資質・能力等を身に付けた者を受け入れます。

- (1) 高等学校の教育課程を修了し、高等学校卒業に相当する学力を身に付けている。
- (2) 教育や保育に関する社会的な諸課題について、自分の持っている知識や情報により論理的に思考し、それを説明したり表現したりできる。
- (3) 「初等教育」、「幼児教育」、「養護教諭」、「音楽」の4コースから、主体的に所属先を選択・希望するために、専門性の高い職業に就く目的意識を有し、そのためにどのような学びを展開していきたいのか、具体的に考えることができる。
- (4) 高等学校等で課外活動やボランティアなど、多様な活動経験を有している。

#### < 4つのコース >

##### ①初等教育コース

初等教育における学習者の自発的な行動を促し、目標達成を支援するための知識や理論、教育技術を学び、未来を担う子どもの成長を支える人材を育成する。小学校、特別支援学校、幼稚園の各教諭一種免許状を同時に取得できる。4年間のカリキュラムは、観察・実験および結果分析を行うことのできる科学的思考力、文章ならびに音楽・造形・身体を用いた表現力等を培い、それらを子どもに指導する能力を育成するための科目構成となっている。また、「教育相談論（カウセリングを含む）」「教職実践演習」など、幼稚園と小学校の円滑な接続や特別支援教育との関わりで求められる学校内外・関係機関との連携協力のためのコミュニケーション力や社会人力等の能力を養成する科目も配置している。特別支援教育に関する科目の多くは、教育学科の共通科目（コース共通科目）に配置し、今日的な課題である発達障害や重度・重複障害のある児童生徒、保護者への対応についても学ぶ。

##### ②幼児教育コース

幼稚園教諭一種免許状と保育士資格の取得をめざし、多様な指導技術を身につけた人材の育成を目的としている。基礎となる2つの免許状・資格にかかわる学びを深め、さらに特別支援学校教諭一種免許状の取得も可能である。幼児の自発的な活動としての「遊び」は重要な「学び」であり、5領域にわたる「保育内容」および「保育内容指導」を通して、「生きる力の基礎」が培われる。本コースではそれを達成するための意図的・教育的なプログラムを創意工夫できる保育者を育成する。「保育原理」「保育内容」などでは、思考力の芽ばえや豊かな感性と表現力を引き出すために、幼稚園・保育所・認定こども園・家庭・地域の教育機能とその関連性に配慮できるようにする。また、「教育相談論（カウセリングを含む）」などでは、発達障害児への対応や医療機関、福祉関係部署との連携協力などを適切に対処できる能力を具えた保育者を養成する。

### ③養護教諭コース

養護教諭の実践に欠かせない高度な専門知識と実践力を習得するためのカリキュラムが特色である。グループワークやゼミ活動、全国で活躍する養護教諭との多くの交流を通して、学ぶ喜びを味わいながら、将来に向けて確かな力を身につけることができる。

社会の急速な変化に伴って、子どもたちの心とからだの健康課題は複雑かつ多様化・深刻化している。養護教諭が児童・生徒の現代的な健康課題に適切に対応していくためには、常に新たな知識や技術などを習得していく必要がある。また、いじめなどにみられる心の健康課題においても、特にからだを通して心のサインを表出している子どもたちへの養護教諭の対応が期待される。そこで、養護教諭コースでは、教職生活全体を見通した実践力育成に努め、研究力を持ち学び続ける養護教諭の養成を目指す。

### ④音楽コース

音楽概論や和声学など、音楽の基礎知識を身につけるとともに、演奏法についてはプロフェッショナルによる指導で深く学び、高度な技術と豊かな表現力を習得する。そして、それらを的確に伝える力をもった音楽教諭や演奏家、音楽活動の指導者・支援者を目指す。音楽コースでは、従来から音楽教員養成校で行われてきた基本的な教育の上に、音楽を通じて心の豊かさを生徒たちに教えられる能力の育成を目指し、新しい時代の流れに対応した音楽指導者の教育に努める。音楽の基本要素を含む理論を学び、さらにピアノ、声楽、管打楽器などのマンツーマンの実技指導で個々の演奏表現の能力を充実させる。音楽活動を学内外で実践できる授業を大切にし、地域での活動を通じて、音楽をいかに中学、高校での教育活動で大切にしていくなかを体感できる環境づくりに力を入れている。

## <取得可能な免許・資格>

教育学科において取得可能な資格は、以下のとおりです。

免許・資格名	資格区分	認定団体等	取得方法
小学校教諭一種免許状	国家資格	教育委員会	取得資格
幼稚園教諭一種免許状	国家資格	教育委員会	取得資格
特別支援学校教諭一種免許状	国家資格	教育委員会	取得資格
養護教諭一種免許状	国家資格	教育委員会	取得資格
中学校教諭一種免許状（音楽）	国家資格	教育委員会	取得資格
高等学校教諭一種免許状（音楽）	国家資格	教育委員会	取得資格
保育士資格	国家資格	都道府県知事	取得資格
社会教育主事任用資格・社会教育士	法定資格	北翔大学	任用資格
児童指導員任用資格	法令資格	児童福祉施設の設置及び運営に関する基準	任用資格
社会福祉主事任用資格	法令資格	社会福祉法（根拠法）	任用資格
准学校心理士	認定資格	（一社）学校心理士認定運営機構	認定資格

## 4. 芸術学科の概要

芸術学科では、美術、メディアデザイン、インテリア建築、服飾美術、舞台芸術の各芸術領域を学びます。基礎教養教育と幅広い芸術文化の基礎理解を通して多様な考え方や価値観を知り、多角的に物事をとらえることによって発想の豊かさを身につけ独創性を醸成します。また、表現力と創作力についての専門的スキルを獲得し、実社会と関わって実践する力を修得し、自立するための基礎力を身につけます。このように芸術分野を通して創造性を培い、社会で自立するための基礎力と実践力を有する人材を養成し、理論と実践に関わる研究を深め、共同制作や発表活動を活発に行うことによって、あらゆる職種において芸術性を活かし、自らの人生を切り拓き、社会貢献できる人材を輩出します。また、美術教育並びに生涯学習の観点から、中学校、高等学校、美術館、博物館、劇場、福祉施設、NPO等でアートの専門知識とコミュニケーション能力を活かし、芸術文化の持つ豊かな力や技法を教えらるるような、様々な世代の人々にアートの普及活動ができる教育者や支援者の養成も目指します。

### ＜芸術学科の3つのポリシー＞

#### ○ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

本学科では、以下に示す資質・能力等を修得した者に学位を授与します。

##### 【知識・理解】

- (1) 豊かな人間性と芸術分野における幅広い知識を身に付けている。
- (2) 選択した分野の専門的知識を身に付けている。

##### 【技能・表現】

- (3) 芸術の多様な技能と豊かな表現能力を身に付けている。
- (4) 豊かな表現能力・活用能力を身に付けている。

##### 【思考・判断】

- (5) 芸術の幅広い視点に基づく問題分析力・考察力・対応力を身に付けている。
- (6) 問題解決に関する提案力を身に付けている。

##### 【関心・意欲・態度】

- (7) 芸術活動を通じた自己探求力を身に付けている。
- (8) 社会における自分の役割を自覚する力を身に付けている。
- (9) 社会における文化振興に貢献し、社会人としての使命感や責任感を持って行動する力を身に付けている。

#### ○カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

本学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成します。

##### 【教育内容】

- (1) 芸術教育を通して創造性を培うために、美術、メディアデザイン、インテリア建築、服飾美術、舞台芸術の5分野に関する専門科目を配置する。

- (2) 芸術理解、表現技術、情報技術、アート教育・文化、平面表現、立体表現、空間・身体表現、発想・企画・プレゼンテーション、総合・統合の芸術の各領域で構成されており、理論と実践に係る研究を深め、技能を向上させるための科目を設定する。
- (3) 創作活動や発表を活発に行うことによって、専門分野をさらに深化させ、社会人としての教養を修得することができる編成とする。
- (4) 各学生が自ら選択する分野で、専門的学習が行えるよう分野別の教育課程を整備し、さらに、複数の分野の専門科目を履修できる枠組みを設定する。

#### 【教育方法】

- (1) 主体的な学びを促進するために、講義、演習、実習科目において、アクティブ・ラーニング等を取り入れた教育方法を採用する。
- (2) 3年次に専門演習、4年次に卒業研究など、少人数制のゼミを必修化し、教員が各学生の身近な存在となり、目の行き届いた教育を実施する。

#### 【教育評価】

- (1) 提出課題、作品などを評価対象として、教員による評価を毎学期実施する。
- (2) 4年間の総括的な学修成果については、外部での発表会などを通して、担当教員による卒業研究の評価によってこれを行う。

#### ○アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

本学科では、以下に示す資質・能力等を身に付けた者を受け入れます。

- (1) 高等学校の教育課程を修了し、高等学校卒業に相当する学力を身に付けている。
- (2) 美術、メディアデザイン、インテリア建築、服飾美術、舞台芸術などの芸術分野に興味があり、芸術の学びを通して成長したいという意志を有している。
- (3) 自分のことだけでなく、広く社会を見渡し、自分の創造力や構想力によって他者に寄与したいという意志を有している。
- (4) 様々な事を思案するだけに留まらず、芸術分野における創作表現の実践や、既成概念にとられない新たな挑戦を行いたいという意志を有している。
- (5) 創作制作を通じ、他者と互いに学び合いたいという意志を有している。

#### < 3層構造の教育課程と5つの分野 >

本学科のカリキュラムポリシーを具体的に展開するために、専門科目は、『基本科目』と『専門科目』そして『応用実践科目』の3層構造になっています。最も基本的に身につけるべき内容を教授することを目的とした科目を1層目の『基本科目』とし、「芸術理解」「表現技術」「情報技術」の3領域を設定しました。そして、学科の中核となる科目を2層目の『専門科目』とし、表現方法を芸術の持つ根本的な諸要素領域分けに従って「アート教育・文化」「平面表現」「立体表現」「空間・身体表現」「発想・企画・プレゼンテーション」の5領域を設定しました。さらに、自身の専門性を深化させ実際に活用できる能力を身につけるために3層目を『応用実践科目』とし、「総合・統合」の領域を設定しました。

この3層構造の教育課程の内容を具体的な学習到達イメージにつなげ、具現化するために、これまでの本学科の伝統をより強く引き継ぐかたちで、美術分野・メディアデザイン分野・インテリア建築

分野・服飾美術分野・舞台芸術分野の5つの芸術分野を中心とした教育課程としています。その目的と特色は以下のようになります。

### ●美術分野

確かな専門知識と高度な描写力、造形力を修得し、独創性あふれる作品を制作し、多彩なアートシーンで活躍できる画家、彫刻家、グラフィックデザイナーなどの養成を目指す。

### ●メディアデザイン分野

デザインの専門性を深めながら、多様なメディア技術を使いこなし新しい表現ができるウェブデザイナー、CGアーティスト、映像ディレクター、グラフィックデザイナーなどの養成を目指す。

### ●インテリア建築分野

表現力と構想力と実践力を身につけ、住宅や商業施設など様々な空間の設計デザインやディスプレイデザインができる建築士、インテリアコーディネーター、空間デザイナーなどの養成を目指す。

### ●服飾美術分野

デザイン・造形・パターンなどの服づくりから、ビジネス・文化・流行・流通・環境まで広範囲な分野を含む総合的な服飾表現技能を身につけ、企業や地域と連携し実社会で広く活躍できる人材の養成を目指す。

### ●舞台芸術分野

演劇をコアとした照明・音響・装置美術・衣装・メイク・演技等、総合的な実践力を身につけたバックステージスタッフ、演劇者などの養成を目指す。

なお、芸術学科では、20の研究領域を設けています（「絵画」、「彫刻」、「グラフィックデザイン」、「イノベーションデザイン」、「3DCG」、「建築デザイン」、「インテリアデザイン」、「ファッションデザイン」、「テキスタイルファッション」、「役者・声優」、「バックステージ」、「動画・映画」、「舞台衣裳」、「ユニバーサルデザイン」、「手芸・クラフト」、「空間デザイン」、「デジタルアート」、「写真」、「ゲームデザイン」、「マンガ・アニメーション」）。2年次の「総合演習」、3年次の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」、4年次の「卒業研究」を通して学びを深めます。

## <取得可能な免許・資格>

芸術学科において取得可能な資格は、以下のとおりです。

免許・資格名	資格区分	認定団体等	取得方法
中学校・高等学校教諭一種免許状（美術）	国家資格	教 育 委 員 会	取得資格
社会教育主事任用資格・社会教育士	法定資格	北 翔 大 学	任用資格
学 芸 員 任 用 資 格	国家資格	文 部 科 学 省	任用資格
一 級 ・ 二 級 ・ 木 造 建 築 士	国家資格	国（一級）・都道府県（二級・木造）	受験資格
イ ン テ リ ア プ ラ ン ナ ー	国家資格	（財）建築技術教育普及センター	受験資格

## 5. 心理カウンセリング学科の概要

現代社会では、乳幼児期から高齢期に至るあらゆる年齢層で、深い人間理解や心のケア、そして生活支援の知識と対人援助の実践力をもつ人材が広く求められています。心のケアをめぐる課題は、心の健康に不安を抱える人々や心に疾患をもつ人々の増加などに加え、北海道の地域特性からくる様々な問題がかかわっています。こうした時代の要請に応じて、心理学（心の理解とケア）と精神保健福祉学（生活支援）の専門的知識と技能をあわせもち、地域住民が心豊かに暮らすことに貢献する人材を養成することをめざして本学科が設置されました。

現代社会において心の問題を抱える人への支援にあたっては、近年の対人援助の各専門領域で重視されている、生物－心理－社会モデル（bio-psycho-social model）を念頭にこれらの各側面から多面的・統合的に人間を理解し援助する能力が必要とされます。そのためには、心理学の知識に基づく客観的な人間理解の能力と、ソーシャルサポートにかかわる包括的な知識とをあわせもち、心のスペシャリストであると同時に対人援助のジェネラリストであることが求められるのです。本学科では、高度のカウンセリング能力を涵養し、対人援助職のみならず、保健医療、教育、福祉、司法、民間企業、ひいてはあらゆる社会生活の場面で、実践的に応用することができます。

### <心理カウンセリング学科の3つのポリシー>

#### ○ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

本学科では、以下に示す資質・能力等を修得した者に学位を授与します。

##### 【知識・理解】

- (1) 豊かな人間性と社会人としての幅広い教養を身に付けている。
- (2) 心理学及び精神保健福祉学における基礎的知識を身に付けている。
- (3) 心理学及び精神保健福祉学に基づく対人援助の方法に関する知識を身に付けている。

##### 【思考・判断】

- (4) 自ら考え、設定した課題について、心理学及び精神保健福祉学の知識を活用し、現代社会が抱える諸問題への解決方法について考察できる。

##### 【関心・意欲・態度】

- (5) 心のケアや生活支援に関心を持ち、その実践に取り組む意欲を持っている。
- (6) 自分自身の心のありかたを分析し、対人援助に役立てる意欲を持っている。

##### 【技能・表現】

- (7) 対人援助の総合的アプローチとしてのカウンセリングの素養を身に付け、地域住民が心豊かに暮らすことに貢献できる。

#### ○カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

本学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成します。

##### 【教育内容】

- (1) 心理学・精神保健福祉学の修得に向けた準備のため、基礎教育科目としては大学での学び方を

身に付ける基礎教育セミナー、語学、情報機器操作、現代生活と諸関連領域を含めた教養科目を学んでいく。加えて発展科目としては他学科の専門的な科目を履修することにより、人を取り巻く様々な環境について理解を深め、心の支援の実践に活かすための学びを深めていく。

- (2) 就業力養成科目においては、専門的知識を援用した自身のキャリア形成のための自己探究やコミュニケーションのスキルを学んでいく。
- (3) 専門科目においては、心理学に関するものとして、公認心理師国家試験受験資格を取得するためのカリキュラムを含む基礎から応用にいたる心理学の幅広い分野における講義・演習科目により、心についての理解を深めるとともに、「心の支援」に携わるためのカウンセリングの知識とスキルを修得していく。精神保健福祉学に関するものとしては、精神保健福祉士国家試験受験資格を取得するためのカリキュラムを通して、「生活と人との関係への支援」のための基礎的知識と実践に結び付けるための体験的知識を修得していく。
- (4) 3年次以降では、専門演習において本学科で修得した知識と能力を応用し、研究的思考により発展させ、卒業研究において専門的な学びの総括を行う。

#### 【教育方法】

- (1) 1年次よりゼミ担任制をとり、学生の学びの状況を適切に把握し、よりよい学修状況へと導くための指導を行っている。
- (2) 主体的な学びを促進するため、様々な形態のアクティブ・ラーニングを導入している。
- (3) 専門性を高めるために、基礎的理論の理解に基づいた上で心の探究に関する研究方法や、心の支援を実践するための方法について理解を深めるための演習的な講義を展開している。
- (4) 学内外における実習により、心の支援に携わるための実践力を身に付ける。
- (5) 専門演習・卒業研究においては各自のテーマに基づき主体的に文献検索を行い、得られた成果のプレゼンテーションとディスカッションを経て研究としてまとめていく。

#### 【教育評価】

- (1) 各科目において設定された到達目標の達成については、設定された方法に基づき、講義中の発言内容やレポートの状況、試験の成績等を総合的に判断し評価を行う。
- (2) 最終年次には、大学での学びを総括する取り組みである卒業研究において研究成果を提出物ならびに口頭発表によって示す。

#### ○アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

本学科では、以下に示す資質・能力等を身に付けた者を受け入れます。

- (1) 高等学校の教育課程を修了し、高等学校卒業に相当する学力を身に付けている。
- (2) 高等学校までの履修内容を通じて、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎的な内容を身に付けている。
- (3) 心理学や精神保健福祉学に関する社会的な諸問題について、自ら得た知識・情報に基づいて論理的に思考し、それを説明することができる。
- (4) 入学後の修学に必要なとされる、コミュニケーション力、及び、主体性をもって学ぶ姿勢を持っている。
- (5) 自分自身の心、自分を取り巻く他者の心、そして人と人とのかかわり合いについて理解を深める意欲を持っている。

- (6) 心理学・精神保健福祉学の専門知識に基づき、人間理解と対人援助に力を注ぐための実践能力を身に付ける意欲を持っている。

### <取得可能な免許・資格>

心理カウンセリング学科において取得可能な資格は、以下のとおりです。

免許・資格名	資格区分	認定団体等	取得方法
公認心理師国家試験受験資格*	国家資格	厚生労働省・文部科学省	受験資格
精神保健福祉士国家試験受験資格	国家資格	公益財団法人社会福祉振興・試験センター	受験資格
認定心理士	認定資格	公益社団法人日本心理学会	認定資格
福祉心理士	認定資格	日本福祉心理学会	認定資格
社会福祉主事任用資格	法令資格	社会福祉法（根拠法）	任用資格
社会教育主事任用資格・社会教育士	法定資格	北翔大学	任用資格
児童福祉司任用資格	法令資格	児童福祉法（根拠法）	任用資格
児童指導員任用資格	法令資格	児童福祉施設の設置及び運営に関する基準	任用資格

※卒業後に大学院進学または認定施設での実務経験が必要となります。

# II 学生生活

## 1 充実した学生生活を送るために

- 1) 学生生活で注意すること
- 2) 知っておいて欲しいこと

## 2 パソコン利用について

- 1) パソコン利用について
- 2) パソコン実習室
- 3) Xドライブ
- 4) 本学メール
- 5) 情報倫理
- 6) その他

## 3 学生ポータルサイト

- 1) 学生ポータルサイトへのアクセス
- 2) 学生ポータルサイトの主な機能

## 4 就職・キャリア支援について

- 1) キャリア支援について
- 2) 就職活動について
- 3) 就職・キャリア支援
- 4) 就職への経路
- 5) 大学に届く求人票等の扱い
- 6) 就職と実習・資格
- 7) 進路希望・求職登録
- 8) 就職関係書類
- 9) キャリア支援センターの利用
- 10) 障がいのある学生の方へ
- 11) 学外の相談窓口

## 5 個人情報の保護について



## 1. 充実した学生生活を送るために

本学に入学したみなさんには、大人としての自由が保障されると同時に、常識と責任ある行動が求められています。

本学の学生として、学則その他諸規則をはじめ、学内外で守らなければならないルール、マナー等がたくさんあります。以下に「学生生活で注意すること」、「知っておいて欲しいこと」を記載しました。

これらを良く理解・順守し、本学学生であることの誇りと自覚を持って、心身ともに豊かで充実した学生生活を送ってください。

### 1) 学生生活で注意すること

#### ①試験時の不正行為禁止について

試験時の不正行為は、絶対に許されることではありません。不正行為をした場合は、「北翔大学における試験時に不正行為を行った本学学生の取扱要項」(V 資料10.)により、厳しい措置又は処分(自宅謹慎～退学)がとられます。

#### ②出席登録の不正禁止について

出席登録時の不正行為は絶対に許されることではありません。  
不正行為をした場合は処分されることがあります。

#### ③キャンパス・ハラスメントの防止について

本学の学生、教職員が個人として尊重され、より良い教育・研究環境を作るためには、キャンパス・ハラスメント(「セクシュアル・ハラスメント」「アカデミック・ハラスメント」「アルコール・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「その他のハラスメント」)の人権侵害を排除しなければなりません。本学では、キャンパス・ハラスメントのない大学作りのために「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」(V 資料11.)を定めています。

キャンパス・ハラスメントを受けたと思ったときは、一人で悩まずに、「キャンパス・ハラスメント相談員」等に話してみましょう。

#### ④携帯電話の使用に関するマナーについて

携帯電話は、公共の建物・交通機関等、使用が制限されているところがあります。周りの人に迷惑をかけないようにルールとマナーを守って使用しましょう。

授業中の使用は禁止です。あらかじめ電源を切っておきましょう。

またカメラ付き携帯電話の使用にあたっては、肖像権、著作権等法に触れる場合もあるので注意してください。

学内のコンセントから携帯電話等に充電することもやめてください。

## ⑤ SNSなどの情報発信注意について

- ・大学生という立場を自覚し、不用意な情報発信や投稿は慎んでください。
- ・不適切な情報発信は事件や事故に繋がる可能性があります。
- ・発信された写真や情報は半永久的に残り、悪用される可能性があります。

## ⑥ 事故等の防止について

学生生活を送るにあたっては、常に本学学生としての自覚を持ち、事故等に遭わないように十分注意しましょう。万一事故等に遭ったときは、直ちに指導教員又は学生生活支援オフィスに連絡してください。

## ● 自動車等による通学禁止について

本学では、自動車・バイク（スクーター含む）・電動キックボードによる通学は、通学中の交通事故防止及び学内駐車スペースの点から禁止しています。ただし、身体に障がいがある等、自動車を使用しなければ通学が困難な事情がある場合は、学生生活支援オフィスに相談してください。

なお、無断で自動車等に乗って来て大学周辺の私有地や路上に駐車することは、地域住民の迷惑になります。禁止事項なので、絶対にやめましょう。

## イ 交通事故の防止について

交通事故が多発しています。交通ルールを守り、事故の加害者にも被害者にもならないように注意しましょう。

- ・万一の事故に備え、自動車保険には必ず加入しましょう。他人の車を運転するときも運転者限定付等の保険内容を確認しましょう。
- ・自動車（バイク）に乗るときは、交通三悪（無免許運転・スピード違反・飲酒運転）を絶対にしてはいけません。シートベルトは必ず着用しましょう。
- ・バイクに乗るときは必ずヘルメットを着用しましょう。
- ・運転中の携帯電話の使用は法律で禁止されています。事故防止のためにも絶対にしてはいけません。
- ・冬道の運転は、アイスバーン、雪による視界不良等、常に危険を伴っています。路面状態に気をつけ、スピードダウンをし、車間距離を十分とって慎重に運転しましょう。
- ・飲酒後は絶対に運転をしてはいけません。同乗者や酒・自動車の提供者も厳しく罰せられます。
- ・飲酒運転：（5年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- ・飲酒の同乗者：（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- ・車輛の提供者：（5年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

## ロ 各種資格取得時の事故歴等の影響について

本学では、色々な免許・資格等が取得できることになっていますが、交通事故等の加害者になった場合には資格取得に悪影響を与えることがあるので、日頃から十分注意して行動してください。

#### ハ レジャー事故の防止について

休日には、海、山などの行楽地へ出かける機会が増えます。行き帰りの交通には十分気をつけるとともに、行楽地ではルール、マナーを守り、事故に遭わないように注意しましょう。

#### ●自転車通学について

自転車は道路交通法で「軽車両」と定められており、「車道の左側」を走行することが原則です。歩道通行が認められている場合についても「歩行者が優先」のため、車道寄りを徐行してください。

気軽に乗れる乗り物ですが、交通ルールとマナーをきちんと守り、正しく乗りましょう。代表的な禁止事項は次の通りです。

※2023年4月1日から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務になります。

- ・ 飲酒運転（5年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- ・ 信号無視（3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金）
- ・ 一時不停止（3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金）
- ・ 当て逃げ（1年以下の懲役又は10万円以下の罰金）※人身事故は、過失致死傷罪
- ・ 夜間時の無灯火（5万円以下の罰金）
- ・ 携帯電話（メール等を含む）を使用しながらの運転（5万円以下の罰金）
- ・ ヘッドフォンで音楽を聴きながらの運転（5万円以下の罰金）
- ・ 傘をさしての運転（5万円以下の罰金）
- ・ 二人乗り（2万円以下の罰金又は科料）
- ・ 他の自転車との並進（2万円以下の罰金又は科料）など

また、学内に駐輪する場合は必ず施錠して、指定された駐輪場所を利用してください。

なお、降雪時は駐輪場を閉鎖しますので、指定日以降は自転車を放置したままにしないでください。

#### ⑦喫煙と飲酒に関するルールについて

##### ●喫煙ルールについて

20才未満の喫煙は法律で禁止されているので、絶対にしてはいけません。また、他の歩行者の迷惑になりますので、通学途中の歩きながらの喫煙もやめましょう。

本学では、社会人としてのマナーを身につけ、健康な学生生活を送るために「北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項」(V 資料9.)を設けています。学内での喫煙ルール違反者には厳しい措置等がとられます。

イ 喫煙ルール違反とは次の2点です。

- ・ 20才未満の喫煙
- ・ 大学構内での喫煙

ロ 喫煙ルール違反をした場合は、下記の措置等がとられます。

- ・ 1回目の違反の場合：嚴重注意措置及びボランティア活動を課す

- ・ 2回目の違反の場合：7日間の自宅謹慎措置
- ・ 3回目の違反の場合：13日間の自宅謹慎措置

「自宅謹慎措置」とは、嚴重注意のうえ、大学からの呼び出し以外は自宅で謹慎し、登校はできません。したがって、講義・実習・サークル等活動・アルバイトはできません。

### ●飲酒事故の防止について

大学生活の中では飲酒の機会があることですが、20才未満の飲酒は法律で禁止されているので絶対にしてはいけません。成人であっても、次のことに留意して節度ある飲酒をしましょう。

- ・ 学内での飲酒はしない。
- ・ 酒を飲めない人や20才未満に飲酒を勧めない。
- ・ 「イッキ飲み」はしない！させない！「イッキ飲み」の強要は犯罪行為です！
- ・ 酔い過ぎた人を放置せず、異常が見られた場合は救急車を呼ぶ等の適切な処置をする。

### ⑧盗難事故の防止について

学内では多くの人が共同生活をしているので、私物は自分の責任で管理してください。万一盗難に遭ったときは、速やかに学生生活支援オフィスに届け出てください。

- ・ 学生個人用ロッカーが貸与されますが、鍵をかけ貴重品は入れないようにしましょう。
- ・ 盗難予防のため、更衣室、教室、廊下等に私物を放置しないでください。
- ・ 体育館使用時には、貴重品を更衣室に置かず貴重品ボックスを利用してください。

### ⑨大麻・覚せい剤等薬物および違法薬物による犯罪防止について

大麻の栽培及び大麻・覚せい剤の所持・譲渡は、法律で厳しく禁止されています。

麻薬（ヘロイン、コカイン、LSD）、大麻、覚せい剤、有機溶剤（シンナー、トルエン）等は、身体や精神に重大な障害を起こすものです。絶対に手を出してはいけません。

特に、ファッション性のあるMDMA（合成麻薬）錠剤や、普通のアロマや香料等と見分けがつかない危険ドラッグが出回っており、これらも薬物乱用となります。

「知らなかった」では済まされず、自らの人生を壊しかねない薬物には、十分気をつけて関わらないようにしてください。

### ⑩悪質商法（詐欺）等について

マルチ商法は違法行為です。絶対に関わってはいけません。社会では、署名捺印する行為は契約成立を意味することを認識し、署名や捺印を求められても絶対行ってはいけません。

※成年年齢が18歳になったことで、契約等では本人の責任が生じます。

不審に思ったとき、万一悪質商法に遭った時は、下記に連絡してください。

- ・ 北海道立消費生活センター（TEL050-7505-0999、HP <http://www.do-syouhi-c.jp/>）
- ・ 北海道警察本部相談センター（TEL（011）241-9110又は#9110）

また、担任（指導教員）、学生相談室、保健センター、学生生活支援オフィスへ速やかに連絡してください。

悪質商法の事例としては次のようなものがあります。

●キャッチセールス

路上で「アンケートに答えてくれない…？」等と声をかけ、喫茶店等に誘い、高額な教材・化粧品等を買わせる。

●アポイントメントセールス

携帯電話やハガキで「〇〇にあなたが選ばれました」、「〇〇の商品が当たりました」等と言って営業所に呼び出され、旅行や教材購入等の契約をさせる。

●デート商法

言葉巧みな話術で異性に好意を抱かせ、恋愛感情を利用して商品を買わせる。

●資格商法

「〇〇資格を取れば就職に有利」等といった勧誘文句で資格講座や教材の契約をさせる。

●ネットワーク利用の悪質商法（詐欺）

携帯電話やパソコンを利用した「架空請求詐欺」、「フィッシング詐欺」、「インターネットオークション詐欺」等が特に多くなっています。自分のID、パスワード等の管理に十分気をつけましょう。

●自己啓発セミナーについて

知人や街角で同年代の人から、「今の自分を変えられる」とセミナー受講に誘われ、トラブルに発展するケースがあります。

セミナーを受講すれば絶対に変わると断定的に誘ったり、激しい勧誘活動に従事させられたりすることなどが社会問題化しています。セミナー受講のために借金を強要される場合もあり、必要のないものにははっきりと断ることが重要です。

●大学生のカルト問題について

カルト教団が大学のキャンパス内において布教活動を行う事例が、他大学から報告されています。

宗教であることを隠したまま近づいてくるので、サークルに入った後にカルト教団だったと気づくことが多いうえ、一度入会すると抜けにくくなり、マインドコントロールや洗脳によりそのまま団体の規律が正しいと思い込まれます。

学外のサークルに参加する場合でも、おかしいと感じたら大学の相談窓口にご相談ください。

●その他「振込め詐欺」、「ワンクリック詐欺」等について

最近本学教職員と称して親元等に学生の携帯電話番号を聞き出そうとする「不審電話」があります。安易に回答しないように家族に伝えておきましょう。

⑪学生ローン・クレジットカードについて

アルバイト収入等を当てにした無計画な学生ローンやクレジットカードの利用は、多額の借金につながる恐れがあります。

学生ローン・消費者金融は利息も高く、予想外の請求を受け返済不能となり、家族を含めて悲惨な結果になることがあるので、十分注意してください。

クレジットカードの使用にあたっては、無理なく返済できるよう計画的に利用しましょう。

## ⑫性犯罪の防止について

女性が被害者になるケースが圧倒的に多い性犯罪は、人権を踏みにじる最も卑劣な行為であり、決して許されないものです。被害者を身体的に傷つけるのみならず、被害者の心をも深く傷つけます。

学業期間中はもとより、解放感が増す休業期間中は、とりわけ性犯罪に巻き込まれる恐れが多いので、日頃から身を守るために次のことに留意しましょう。

- ・深夜の一人歩きはしない。
- ・危険な状況（場所）には近づかない。
- ・防犯ベル等を携帯する。
- ・一人暮らしの場合は就寝時の施錠を怠らない。特に1階の入居者は入念に戸締りをする。
- ・万一巻き込まれた場合は、直ちに警察（110番）に通報する。

北海道警察本部：性犯罪被害110番 フリーダイヤル（TEL0120-756-310）

## ⑬一人暮らしに関する注意事項について

学生であっても市民の一人です。実家を離れてアパート等に居住する場合も、一般市民としてのルールとマナーを守り、近所の迷惑にならないように十分注意しましょう。

- ・大学周辺は閑静な住宅街です。大声や騒音等を発する行為はやめましょう。
- ・自動車、バイク等の不法な路上駐車等はやめましょう。
- ・日頃から防犯を意識して、貴重品の管理、施錠を忘れないようにしましょう。
- ・火気（暖房器具、ガスコンロ等）の取り扱いには十分に注意しましょう。
- ・長期間留守にするときは、管理人等に連絡をしましょう。
- ・ゴミは必ず「指定ごみ袋」を使用し、正しく分別のうえ、決められたゴミ収集日の朝に出しましょう。
- ・冬季は水道が凍結する恐れがあるので注意しましょう。
- ・健康保険証（遠隔地）は急病等のときに必要なもので、常に携帯しましょう。

## ⑭各種申請書類等の提出について

- ・書類の提出期限を守りましょう。奨学金や課外活動の各種申請書類など、大学に提出する書類は数多くあります。期限を過ぎると一切受付できないものもありますので、日程をよく確認しましょう。
- ・奨学金などの大学に提出する書類は、本人の責任において提出するものです。親への相談が必要な場合もありますが、親任せにせず、自分でよく確認しましょう。

## ⑮遺失物及び拾得物について

学内において発生した遺失物及び拾得物にあたっては学生生活支援オフィスが各種取扱・保管場所となっております。（体育館での拾得物については体育施設の管理室でも取扱いしていません。）

## (1) 拾得物保管期間について

学生生活支援オフィスの拾得物管理ケースにて3ヶ月間保管します。（遺失物法7条4項）貴重品（携帯電話・時計・その他）については別に保管していますので、お問い合わせください

い。(個人が特定できる物については、学生生活支援オフィスから学生に連絡をします。)

## (2) 保管期間満了後の拾得物処分について

保管期間（3ヶ月）を満了した拾得物については処分いたします。また、卒業生がロッカー等に残っていた物についても、3ヶ月の保管後、問合せがない物は処分いたします。

## ⑩その他注意事項について

- ・廊下は静かに歩きましょう。廊下で大声を出すと授業の妨げになります。
- ・ゴミは机やイスの上に放置せず、分別してゴミ箱に捨てましょう。
- ・学内の一部には、土足禁止場所（体育施設・特定の教室）があります。土足禁止場所に入るときは入口の掲示に従い、上履きに履き替えてください。また学内環境の美化のために、玄関では靴の汚れを落としてから入りましょう。

## 2) 知っておいて欲しいこと

### ①学生への連絡事項の通知について

- ・大学からの連絡は、原則としてポータルサイトを通じて行います。忘れずに確認する習慣をつけてください。
- ・ポータル連絡内容は、全学生が確認したものとして取り扱います。後日、「連絡を見なかった」という理由での異議申し立ては認められません。
- ・ポータルサイトについては、本便覧「II 学生生活」の「3. 学生ポータルサイト」を参照してください。
- ・父母・友人等の外部からの電話による呼び出しについては特別な事情がない限り、取り次ぎや連絡はできません。このことは、父母、友人等にあらかじめ伝えておいてください。

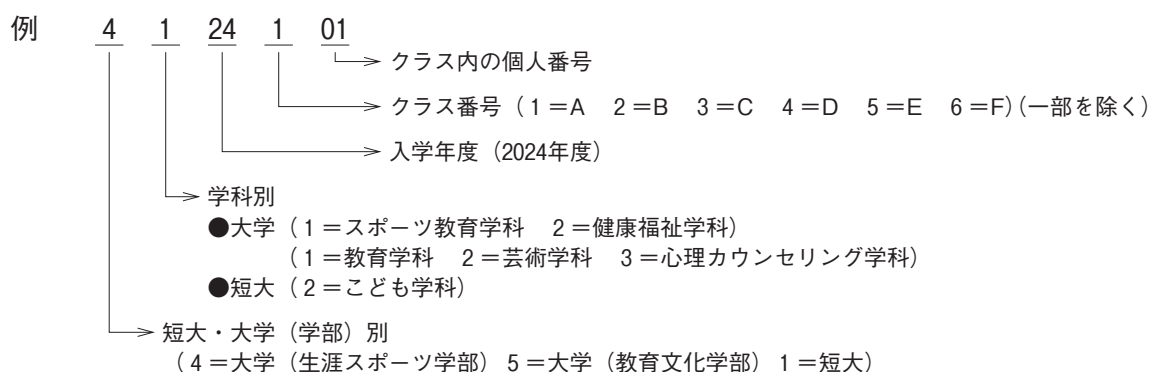
### ②学生証について

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。学生証は、本学図書館貸出証にもなっています。常に携帯し、汚したり、紛失したりしないように注意して、いつでも提示できるようにしてください。

#### ●学生証取扱いの注意事項

- ・他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・退学等により学籍を失ったときは、学生生活支援オフィスに返却してください。
- ・汚損または、紛失したときは、速やかに学生生活支援オフィスに届け出て再交付を受けてください。
- ・学生証記載事項（氏名、学科、有効期限等）に変更があったときは、学生証を交換します。
- ・各種証明書等の申請時等に必要なので忘れないようにしてください。

学生番号は、次のように表示されています。



● 次の場合は、必ず学生証を提示すること。

- ・ 本学教職員から提示を求められたとき。
- ・ 各種証明書の交付を受けるとき。
- ・ 試験を受けるとき。
- ・ 通学定期券又は、旅客運賃割引証(学割証)により乗車券を購入するとき及び乗車の際に、係員から提示を求められたとき。
- ・ 図書館で図書等の貸し出しを受けるとき。

③ 学生相談について

学業、学生生活等でいろいろな困ったこと、悩みが生じることがあると思います。

そのようなときは、どんなことでも一人で悩まずに、指導教員、事務局職員、学生相談室、保健センター等に気軽に相談してください。

● 学生相談室

対人関係、心身の不調、いじめ・いやがらせ等の問題の悩みの相談

(Ⅳ 施設設備 3.)

● 保健センター

健康相談、ケガの応急処置等に専任の看護師が応じています。

(Ⅳ 施設設備 3.)

④ 学生対応窓口について

事務局の学生対応窓口は次のとおりです。

窓口取扱時間：月～金曜日 8：30～17：00

### 学習支援オフィス

1. 年間の学事日程に関する事。
2. 授業時間割に関する事。
3. 履修登録に関する事。
4. 単位の認定に関する事。
5. 休講・補講に関する事。
6. 欠席届に関する事。
7. 単位互換に関する事（札幌圏大学・短期大学間単位互換協定）。
8. 卒業（見込）証明書、成績証明書、学力に関する証明書、在学証明書、各種資格取得見込証明書などの発行に関する事。
9. 学籍（休・退・復学、転学部、転学科など）、卒業に関する事。
10. 科目等履修生・研究生・聴講生に関する事。

### 学生生活支援オフィス

1. 学生証の発行に関する事。
2. 通学証明書、実習用定期券購入申請に関する事。
3. 旅客運賃割引証（学割証）の発行に関する事。
4. 住所変更に関する事。
5. 奨学金に関する事。
6. 課外（自治会・クラブ等）活動に関する事。
7. 学生の団体設立及び加盟に関する事。
8. 学生の学内施設使用に関する事。
9. 学生の掲示に関する事。
10. 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に関する事。
11. ロッカーに関する事。
12. 遺失物、拾得物に関する事。
13. 学内外の国際交流行事に関する情報提供。
14. 国際交流アシスタントの登録に関する事。
15. 大学主催の海外研修プログラムに関する事。
16. 個人留学の相談に関する事。
17. 海外留学、語学学習その他諸外国に関する書籍・資料の収集、閲覧に関する事。
18. その他学生の生活全般に関する事。

### FD支援オフィス

1. 学生FD活動に関する事。
2. パソコン教室に関する事。
3. WiFi (eduroam) に関する事。
4. アカウントに関する事。
5. メールに関する事。
6. その他コンピュータに関する事。

### スポーツ支援室

1. 体育・スポーツ施設の使用及び貸出に関する事。
2. 体育機器・備品・用具等の使用及び貸出に関する事。
3. 体育実技・講義の準備及び事務に関する事。
4. スポーツ安全保険に関する事。
5. その他体育関連業務全般に関する事。

### 教職センター

1. 教育実習（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）に関する事。
2. 養護実習に関する事。
3. 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（特別支援学校）に関する事。
4. 介護等体験に関する事。
5. 看護学臨床実習に関する事。
6. 学校現場における学生の体験活動等に関する事。
7. 教育職員免許状の申請に関する事。
8. 教員採用検査等に関する事。
9. 保育実習に関する事。

### 財務会計課

1. 学費等納付金に関する事。

### キャリア支援センター

1. 就職活動の支援（就職ガイダンス、履歴書等の書類添削、面接練習など）に関する事。
2. 進路相談に関する事。

### 地域連携センター

1. 各種講座に関する事。
2. 資格取得・検定に関する事。
3. 高大連携活動、ボランティア活動に関する事。

⑤各種届及び証明書等について

- ・手数料は本学所定の証紙（事務局内の自動販売機で購入できます）でお支払いください。
- ・証明書の交付を希望する場合は、「証明書交付願」に記入し、関係窓口へ提出してください。
- ・受け取りの際には学生証の提示が必要です。
- ・証明書の有効期間は3ヶ月です。申し込み後3ヶ月を経過しても受け取りに来ない場合は破棄します。

	用 件	手数料	期 日	所 管	備 考
身	欠席届		事前又は事後7日以内		
	休学、退学、復学、転学部・転学科願			学習支援オフィス	学生証提示
	改姓届				
上	学生証再発行願	1,000円			
	仮学生証発行願	700円			
	保証人変更届			学生生活支援オフィス	
	本籍地変更 住所変更届				
証 明 (書)	在学証明書	200円	1日		
	成績証明書	300円	3日		
	学力に関する証明書	300円	14日		
	卒業（見込）証明書	200円	3日	学習支援オフィス	学生証提示
	教育職員免許状等各種資格取得見込証明書	200円			
	英文卒業（見込）証明書	1,000円	14日		
	英文成績証明書	1,000円			
	人物に関する調書	200円	3日	キャリア支援センター	
	推薦書	200円	学内選考決定後翌日		
	健康診断証明書	300円	3日	保健センター	
学 習	他学科・他学部履修願				
	単位互換申し込み		指定日	学習支援オフィス	
	科目等履修生・聴講生・研究生出願	学費等納付金 規程に定める。			
学 生 生 活	旅客運賃割引証（学割証）				学生証提示
	通学証明書（中央バス等）				
	本学取扱奨学金		指定日		掲示にて通知
	遺失物等届				
	学内学生団体設立許可願				
	学外団体加盟届（学内学生団体のみ）			学生生活支援オフィス	
	学内学生団体学外活動参加届 （学外練習、対外試合、学外合宿、行事）		一週間前		
	学内学生団体活動報告書 （対外試合、学外合宿、学内合宿、行事等）		一週間以内		
学内施設使用許可願		一週間前			
掲示承認願出					
就 職 活 動	訪問確認票				
	進路内定届			キャリア支援センター	
	就職試験受験報告書				
学 費 等 納 付 金	授業料及び施設設備費				
	聴講料、科目等履修料及び研究料		指定日	財務会計課	
	実習費及び履修費その他教育に必要な経費				

※証明（書）に関する期日は、発行に要する日数

## ⑥欠席届の取扱いについて

欠席理由の内容に関わらず授業に出席しない場合は欠席扱いとなります。下記の理由により授業を欠席しなければならない場合は欠席届を提出してください。

区 分	理 由	必要な証明書・証明印等	授業担当教員への提出期限
学校感染症	学校保健安全法施行規則第18条に規定されている疾病に罹患した場合	保健センター証明印 (罹患報告や添付が必要な感染証明書類について詳細は保健センターHP参照)	登校後 7日以内
忌 引	一親等(父母・子) → 7日以内 二親等(祖父母・兄弟姉妹) → 3日以内 三親等(曾祖父母・伯叔父母・甥姪) → 1日以内 配偶者 → 10日以内	会葬礼状及び保護者等の証明印	登校後 7日以内
学 外 実 習 (事前打ち合わせを含む)	下記以外の実習、インターンシップ	実習担当教員の証明印	事前に提出
	教育実習、特別支援教育実習、養護実習、介護等体験	教職センターの証明印	実習等開始前に提出
そ の 他 欠 席	①公共交通機関の不通及び遅延	交通機関発行の証明書	①及び②は登校後7日以内 ③及び④は事前に提出
	②就職活動(会社訪問、教員採用検査などを含む)	キャリア支援センターで「訪問確認票」を活動後に受取り確認の証明印	
	③全国・全道大会及びそれに準じる大会への出場	大会の開催要項のコピー及びクラブ顧問の証明印	
	④大規模災害に係るボランティア活動参加	募集要項のコピー等及び地域連携センターの証明印	

## 提出方法

- ①ポータルサイト\_キャビネット\_学習支援オフィスにある「欠席届」をダウンロードし、該当事項を入力します。
- ②必要な証明書を添付し、上記表に記載の関係部署又は担当教員等にメールで提出し、証明印を受けます。

[関係部署連絡先]

- ・保健センター：center@hokusho-u.ac.jp
- ・教職センター：kyosen@hokusho-u.ac.jp
- ・キャリア支援センター：career@hokusho-u.ac.jp
- ・地域連携センター：kouzacen@hokusho-u.ac.jp

※欠席する理由により、関係部署が異なります。

※必ず大学のメールアドレスを使用してください。

- ③指導教員等及び授業科目担当教員にメールで提出します。原本は学生が保管します。

## \* 学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（感染症法に規定する） *上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種 感染症	新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 *この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染症胃腸炎、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟属腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）等

## ⑦学内施設及び掲示板の使用について

- ・学生団体又は個人で学内施設を使用したいときは、1週間前までに「学内施設使用許可願」(所定用紙)に記入のうえ、学生生活支援オフィスに申し込んでください。
- ・学内掲示板を使用したいときは、必ず事前に学生生活支援オフィスに申し出てください。
- ・使用の詳細については、「学内施設使用規程」(V 資料14.)又は、「学生掲示規程」(V 資料15.)を参照してください。

## ⑧学生ロッカーについて

本学では、全学生に個人ロッカーを貸与しています。使用にあたっては、次のことに注意してください。

- ・南京錠またはダイヤル錠を各自で用意し、盗難防止のために必ず施錠してください。
- ・現金や貴重品は学生ロッカーに入れないでください。
- ・ロッカーは入学時に割り当てられた場所以外は使用することができません。他の学生にロッカーを貸すこともできません。違反して使用しているロッカーについては、錠を切断して中身を取り出します。
- ・鍵の紛失等によりロッカーを開けることができなくなった場合は、学生生活支援オフィスに連絡してください。
- ・卒業年次の指定日（12月～1月）までには、錠を取り外し、ロッカーを空の状態にしておいてください。留年や進学で大学に残る場合は、次年度にロッカーを新たに貸与します。
- ・卒業後のロッカーは次年度の新入生に貸与するため、シール等を貼ったりせず、きれいに使用してください。
- ・ロッカーの上に私物を置かないでください。

## ⑨通学定期券・実習用定期券について

## ●通学定期券

現住所の最寄り駅から本学の最寄り駅までの最短区間で通学定期券を購入できます。

購入の際は、必要なものをご用意のうえ、各交通機関の定期券発売窓口で購入してください。

交通機関	購入に必要なもの	備 考
JR・JRバス	学生証・通学証明書	大学発行の通学証明書と学生証（学生証の裏面に通学区間、住所を記入）
中央バス	学生証・通学定期乗車券購入申込書	通学定期乗車券購入申込書は学生生活支援オフィスで発行します。札幌市内で地下鉄と乗り継ぐ場合は地下鉄駅で学生証のみで購入できます。
札幌市営交通	学生証	学生証（学生証の裏面に通学区間、住所を記入）
その他交通機関	学生証ほか	交通機関で必要なものは各自確認してください。

## ●実習用定期券

実習のために本学以外の場所へ通う場合、各交通機関に申請して許可を受けなければ通学定期券（実習用）を購入することができません。実習開始1カ月前までに「実習用定期券申込書」にて学生生活支援オフィスで申し込みをしてください。なお、教員から指示がある場合はそちらに従ってください。

## ⑩旅客運賃割引証（学割証）・学生団体割引について

## ●旅客運賃割引証（学割証）

- ・ JR（列車又はバス）で、片道100kmを超える旅行（帰省、実習等）をする場合は、学割証の発行を受けることができます。学割証を使用すると、普通旅客運賃が2割引になります。
- ・ 学割証は、本人（記名人）以外には使用できません。他人に貸す等、不正に使用した場合は、大学全体が発行停止処分を受ける事になりますので絶対に行わないでください。
- ・ 学割証の発行を希望する場合は、学生証持参のうえ、学生生活支援オフィスに申し込んでください。

## ●学生団体割引

- ・ 課外活動等、8名以上の団体とその付添人（本学教職員）で構成された団体でJR各社路線を利用する場合は、運賃が5割引（付添人は3割引）になります。
- ・ 利用希望者は、JRみどりの窓口等に用意されている①「団体旅行申込書」と②名簿（書式自由）を添付のうえ、学生生活支援オフィスに提出してください。

## ⑪ボランティア活動について

建学の精神である「自立した社会人の育成」を具現化するため、ボランティア活動を学生の自立支援及び地域貢献活動の一環として考え、教育的側面から推進しています。近年、ボランティア活動は市民活動として広がり、その内容も多様化しています。ボランティア活動に興味を持ち、これから取り組もうと考えている人は、ボランティア活動を意義あるものにするために活動の趣旨等を十分に理解した上で参加するよう心掛けましょう。

ボランティア活動を希望する学生は、地域連携センターでボランティア登録をしてください。万

一の事故に備えて、ボランティア活動保険に加入します。(保険料は大学で負担します。)

⑫アルバイトについて

- ・本学では、アルバイトの紹介は行っていません。
- ・アルバイトをする場合は、勉学に支障がないように注意しましょう。
- ・学生のアルバイトとして不適当なもの(危険作業関係、人体有害作業関係、深夜作業、風俗営業関係、悪質商法関係等)には従事しないでください。

⑬学内学生団体(サークル)について

- ・本学には、課外活動の文化系団体及び体育系団体があります。活動にあたっての必要なことは、「北翔大学学内学生団体に関する規程」(V 資料13.)を参照してください。学業との両立を計りながら有意義な学生生活を送りましょう。
- ・学内学生団体は、次のとおりです(令和6年1月現在)。

学 内 学 生 団 体 一 覧

体 育 系 団 体				文 化 系 団 体	
1	剣道部	23	男子ハンドボール部	1	絵本サークル「きたきつねのゆめ」
2	硬式野球部	24	男子ラクロス部	2	軽音サークル
3	硬式庭球部	25	アルティメット部	3	茶道部
4	サッカー部	26	ゴルフ部	4	国際交流アシスタント.COM
5	水泳部	27	トレーナー部	5	北翔大学吹奏楽団
6	スキー部	28	チアダンス部	6	ボランティアサークルみつばち
7	エアロビック部	29	スポーツチャンバラサークル	7	北翔大学YOSAKOIソーランサークル~友和~
8	ソフトテニス部	30	体育指導研究会	8	アート表現部
9	女子ソフトボール部	31	Lucida(ダンスサークル)	9	TEAM PALC
10	体操競技部	32	フットサルサークル	10	漫画・アニメ文化研究会
11	卓球部	33	ミニバレーサークル	11	ピアノサークル“Clavier”
12	女子バスケットボール部	34	ラグビーサークル	12	料理研究部
13	男子バスケットボール部	35	男女混合バレーサークル	13	災害ボランティアサークル
14	女子バドミントン部	36	バラスポーツサークル	14	科学実験サークルがっきーず
15	男子バドミントン部			15	映画鑑賞サークル
16	女子バレーボール部			16	ボードゲームサークル
17	男子バレーボール部			17	ジャズ研究会
18	女子ラクロス部			18	s-Bese(子どもたちの居場所づくり支援サークル)
19	陸上競技部			19	魅力発見サークル「のっていす」
20	空手道部			20	Compagno di canto(合唱サークル)
21	女子ハンドボール部				
22	軟式野球部				

#### ⑭奨学制度について

募集がありましたら、学生ポータルで連絡しますので、制度の趣旨や条件等を確認し、応募してください。奨学金の募集は主に年度初めの4月にあることが多く、基本的に年1回の募集です。特にその時期は学生ポータルに注意し、応募漏れのないようにしてください。

主な奨学金の概要は次のとおりですが、不明な点がありましたら、学生生活支援オフィスにお問い合わせください。

#### 【日本学生支援機構奨学金】 (<https://www.jasso.go.jp>)

制度の趣旨	経済的理由により修学困難な優れた学生に対し、学資の貸与を行う	
種類	第一種奨学金	無利子：〈自宅通学〉20,000円、30,000円、40,000円、54,000円 〈自宅外通学〉20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、64,000円 ※本人が選択
	第二種奨学金	有利子（上限年3%）：月額2万円～12万円（1万円単位）から選択 ※年度の途中で月額を変更することも可能
	緊急採用・応急採用	主たる家計支持者の失職、病気、災害等により、1年以内に家計が急変した場合、年間を通じて随時申請可能（貸与期間は緊急採用、応急採用により異なる） 貸与内容は、第一種奨学金、第二種奨学金と同様 該当になるかどうかは、学生生活支援オフィスで要確認
貸与期間	奨学生採用時から卒業期まで （ただし、毎年「継続願」を提出して継続が認められた場合）	
学力基準	1年次	2年次以上
	第一種：高校の成績3.5以上 第二種：平均水準以上	第一種：成績上位者（3分の1以内） 第二種：平均水準以上
申請方法等 （定期採用の場合）	①4月中旬に開催される、申込説明会に出席 ②必要書類（所定用紙、収入に関する証明書等）を学生生活支援オフィスへ提出 ③インターネットを利用した申し込み	
採用までの手続き	①被推薦希望者の学内選考を行い、本学から日本学生支援機構に推薦 ②日本学生支援機構で奨学生を決定し、本学経由で本人に通知（6～7月頃） ③指定口座へ入金（以後は基本的に毎月入金） ④採用説明会に出席し、必要書類（奨学生証、返還誓約書等）を受け取る ⑤返還誓約書（返還に関する手続書類）を提出（返還開始は卒業後）	
返還方法	卒業後に一定額を月賦または月賦・半年賦併用（本人が選択）により、定められた期間内に返還 貸与終了月の7ヵ月目から、指定口座からの自動引落により返還が開始 返還が困難になった場合は、状況に応じて猶予を願い出ることも可能	

#### 【高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付奨学金）】

文部科学省 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

日本学生支援機構奨学金 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

制度の趣旨	経済的に困難な学生を支援
高等教育の修学支援新制度内容（2つの支援）	①授業料等の減免（授業料と入学金の免除又は減免） ②給付奨学金（原則返還が不要な奨学金）
支援対象学生	①住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生 ②学業要件は明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極め支援する
新制度による支援の金額	①世帯の収入がどれくらいか ②自宅から通うか、一人暮らしか などによって異なる

詳細は文部科学省・日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

●給付奨学金 支給金額（大学・短大）

支援区分	第Ⅰ区分 (3/3)	第Ⅱ区分 (2/3)	第Ⅲ区分 (1/3)
自宅通学	38,300円 (42,500円)	25,600円 (28,400円)	12,800円 (14,200円)
自宅外通学	75,800円	50,600円	25,300円

※生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設から通学する人は、( )内の金額

●授業料・入学金減免金額

支援区分	第Ⅰ区分 (3/3)	第Ⅱ区分 (2/3)	第Ⅲ区分 (1/3)
入学金減免額	260,000円	173,400円	86,700円
授業料減免額(1年間の金額)	700,000円	466,700円	233,400円

【本学の奨学制度】

本学の奨学制度の概要は、次のとおりです。

なお、詳細については「北翔大学奨学規程」(V 資料6.)を参照してください。

制度の趣旨	本学の建学の精神と教育理念を十分体得して、将来実社会で意欲的に活躍できる優秀な学生を確保し、本学のより一層の活性化を図るとともに、優れた学生であって経済的理由により修学が困難な者等に対して学資の給付等を行い、修学を支援する			
入学時成績優秀 特待奨学生	対象	全学部・全学科1年次		
	種類	学業特待、スポーツ特待、特技特待、スポーツ優秀特待、特技優秀特待		
	内容	学納金の一部免除（金額は種別により異なる）		
	申請	入試の出願時に申請		
成績優秀奨学生	対象	全学部・全学科2年次以上		
	内容	人物優秀で向上心が高く、かつ、学業、スポーツ技能、技術若しくは芸術又は特技が特に優秀な者に対する奨学制度 後学期授業料から100,000円を免除		
	申請	4月中旬頃から申請書類を配付 → 申請 → 7月に採用者決定		
成績優秀特別奨学生	対象	全学部・全学科2年次以上		
	内容	人物優秀で向学心が高く、かつ、学業、スポーツ技能・技術若しくは芸術又は特技において国際的に活躍する者あるいはそれに準ずる者に対する奨学制度 授業料の全額又は半額免除		
修学支援奨学生	対象	全学部・全学科2年次以上		
	内容	人物優秀で学業成績が良好であり、かつ、経済的理由により修学が困難と認められた者に対する奨学制度 後学期授業料から150,000円を免除		
	申請	4月中旬頃から申請書類を配付 → 申請 → 7月に採用者決定		
浅井淑子記念 特別奨学生	学業成績良好な学生の学費負担者が天災、死亡、疾病等の特別な事情により、学納金の納付が著しく困難と認められた者			
福祉・介護人材 養成奨学生	対象	生涯スポーツ学部健康福祉学科1年次	申請	総合型選抜Ⅰ期エントリー時・推薦入試出願時
	活発明朗で学業成績が良好であり、本学卒業後に福祉・介護の分野で働くことを希望する以下の者を対象。 ①経済的に大学進学が困難な方 ②ひとり親世帯の方 ③児童養護施設卒園予定で高校在学の方			
	内容	入学金免除および前期授業料25万円・後期授業料25万円を4年間貸与		
やる気 チャレンジ奨学生	対象	全学部・全学科	申請	前学期・後学期（制度説明会開催）
	学生が独自の活動において挑戦し、成し遂げた学生を評価する奨学金 1次審査：独創的・挑戦的企画であるかを書類審査（企画活動計画書） 2次審査：1次審査を通過した者はプレゼンテーションを行う。 奨学金：企画1件最大50万円 *募集説明会に出席すること。 *本学のカリキュラム、本学学生団体活動と異なる独自の活動であること。 *奨学金に頼らなくても実行可能な活動であること。			

## 【淑萃会（本学同窓会）奨学金】

制度の趣旨	大学院、大学3年次以上、短大2年次に在学し、経済的理由等で学業継続が困難な者に、学業達成を援助するために無利子で貸与する
貸与金額	在学する年度の前学期、後学期の授業料相当額
申請方法等	7月上旬および1月中旬に募集する（募集人数：若干名）
返還方法	月賦

## 【その他】

地方自治体奨学金や各種団体の奨学金の募集があった場合は、掲示でお知らせします。これらの奨学金は大学を通さずに申請するものもあるため、不明な場合は各自治体・団体の窓口へお尋ねください。

また、奨学金とは異なりますが、日本政策金融公庫による「国の教育ローン」は、教育に必要な資金（学納金、教科書代、パソコン購入費等）を350万円まで融資する制度です。詳細は教育ローンコールセンター（TEL0570-008656 <http://www.jfc.go.jp/>）へお問い合わせください。

### ⑮表彰制度について

本学では、学業成績、課外活動及び社会活動で功績等のあった学生（学生団体）を「北翔大学学生表彰規程」(V 資料7.)により表彰する制度があります。表彰の種類は次の3つです。

#### ●学業成績表彰

向学心が高く、品行方正であり、かつ学業に精励し、特に優秀な成績を修めた人物優秀な学生

#### ●課外活動表彰

課外活動が活発であり、その成果が特に顕著で、かつ課外活動の振興に功績があった人物優秀な学生及び学生団体

#### ●社会活動表彰

社会活動において、社会的に高い評価を受ける功績又は善行のあった人物優秀な学生及び学生団体

### ⑯学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険について

#### 【学生教育研究災害傷害保険】

学生が教育研究活動中（授業中、学校行事中、通学中、課外活動中、学校施設にいる間等）に被った偶然な外来の事故に対して保険金が支払われる制度です。通院や入院の回数によって保険金額が決定します。

詳細については、入学時に配付しました保険加入者のしおりを参照してください。保険金の請求等は、学生生活支援オフィスまでお問い合わせください。

区 分	正課中・学校行事中	その他学内にいる間・ 課外活動中	通学中・学校施設等 相互間移動中
死亡保険金	2,000万円	1,000万円	1,000万円
後遺障害保険	程度に応じて 120万円～3,000万円	程度に応じて 60万円～1,500万円	程度に応じて 60万円～1,500万円
医療保険金* (270日限度)	治療日数1日以上が対象 3千円～30万円	治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円
入院の場合	1日につき4千円を加算(180日限度)		

#### 医療保険金※

平常の生活ができるように なるまでの治療日数	支払保険金	平常の生活ができるように なるまでの治療日数	支払保険金
1日～3日	3,000円	90日～119日	110,000円
4日～6日	6,000円	120日～149日	140,000円
7日～13日	15,000円	150日～179日	170,000円
14日～29日	30,000円	180日～269日	200,000円
30日～59日	50,000円	270日～	300,000円
60日～89日	80,000円		

#### 【学研災付帯賠償責任保険】

学生が正課中（授業中、実習中）、学校行事、通学等で他人に怪我をさせたり、他人の財物を破損させたりしたことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円が限度額です。

#### 【保険の対象について】

規約により補償の対象とならない場合があります。下記の窓口にご相談ください。

[大 学] 北翔大学 学生生活支援オフィス

[保険会社] 東京海上日動学校保険コーナー フリーダイヤル0120-868-066

※受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（土日祝はお休みとさせていただきます。）

## 2. パソコン利用について

### 1) パソコン利用について

本学では、パソコンを使用するためのアカウント（ユーザ名）と認証パスワード、メールアドレスを貸与しています。アカウント（ユーザ名）と認証パスワードは、実習室や図書館などのパソコンへのログイン、本学メールや学生ポータルサイトを利用する際の認証情報となります。この情報は、あなたが学内で正当な利用者であることを証明する大切なものです。特に、認証パスワードの取扱には厳重に注意し、随時変更してください。

\*ユーザID、仮パスワード、メールアドレス、パスワード変更についての説明書を、別紙でお渡しいたします。

#### ①利用できるサービス

- ・学内ネットワークに接続されたパソコンへのログイン（パソコン実習室、図書館など）
- ・個人専用の保存領域（Xドライブ）の利用
- ・本学メールによるメールの閲覧及び送受信（学外からも可）
- ・学生ポータルサイトの利用

#### ②取扱の注意事項

- ・利用有効期限は基本的に卒業時までとなっています。学位記授与式後は、全ての機能が利用できなくなりますので、注意してください。
- ・認証パスワードの取扱には、厳重に注意してください。万一パスワードが漏れた場合、あなたになりすましてメールやXドライブなどを悪用される危険性があります。
- ・第三者への貸与・譲渡はできません。
- ・定期的にパスワードの変更をお勧めいたします。
- ・パスワードを忘れたときは、速やかにFD支援オフィスに届け出て初期化を依頼してください。

#### ③パソコンへのログイン方法

- ・学内にあるネットワークに接続されたパソコンの電源を入れるとログイン画面が表示されます。
- ・「ユーザ名」欄に「学生番号」を、「パスワード」欄に「認証パスワード」を入力します。
- ・正しく認証されると、パソコンが起動し利用可能な状態になります。
- \*エラーが表示されたときには、その原因の多くが入力ミスです。正しい入力を行ってもログインできない場合は、FD支援オフィスまでお問い合わせください。

### 2) パソコン実習室

本学では、できるだけコンピュータを日常的に利用できるように実習室を整備しています。

実習室の設備は、本学に在籍するみなさんの共有・共用する設備です。そのため、多くの人がス

ムーズに利用できるよう、また、設備を良好な状態に保つための配慮をするなどのマナーを守って利用してください。

### ①施設場所

現在、パソコン実習室には下記の5部屋があります。

場 所	名 称	OS (基本システム)	設置台数
1号棟2階	128情報スタジオ	Windows / Mac	40
5号棟2階	527情報スタジオ	Windows	56
5号棟2階	528情報スタジオ	Windows	56
5号棟4階	544情報スタジオ	Mac	44
7号棟4階	740情報スタジオ	Windows	25

### ②利用時間

基本的に、9:00~21:00までとなっています。

実習室は主に講義（実習）で利用されています。講義時間中の自由利用はできません。各実習室入口に現在のパソコン実習室使用状況を掲示していますので確認してください。また、講習会やメンテナンスのため、急遽利用できないことがありますので、ご了承ください。

なお、休業期間中は実習室を施錠しています。利用を希望される場合は、必ず学生生活支援オフィスに使用許可願を申請してください。

### ③注意事項

#### ●基本的なマナーの遵守事項

##### ・飲食禁止

飲食は、機器の破損や汚損の原因になります。実習室内への飲食物の持ち込みは禁止します。机の上に置いておくのも同様に禁止します。

##### ・携帯電話の通話禁止

携帯電話の通話や着信音・操作音は、他の利用者の迷惑になりますので、室外で利用してください。電源コンセントを利用した充電も禁止です。

##### ・講義中における受講者以外の利用は不可

講義中の実習室へ受講者以外の者が入室することは、講義の妨げになりますので控えてください。

##### ・盗難防止

盗難防止のため、所持品は常に身近に置き、机や椅子に置いたまま離席しないように十分注意してください。

##### ・目的外利用の禁止

研究・学習目的以外で、長時間独占使用しないようにしてください。学習目的以外での利用（ゲームなどの娯楽等）は認められません。

##### ・複数ログインの禁止

1人で複数の機器を独占しないようにしてください。複数台を1人で同時にログインすることはできません。

- ・鉛筆、シャープペンシル、消しゴム使用時の注意

キーボードやマウスに、消しゴムの消しかすやシャープペンシルの芯が入ると、機器故障の原因になります。作業する際には、ゴミが入らないように十分注意してください。

### ● 機器・設備利用に関する注意事項

- ・使用機器の電源切断

パソコンを利用した後は、必ず電源を切断してください。また、ログインした状態で長時間離席しないでください。他人に、自分の保存ファイルを閲覧・改ざん・削除される、不正に電子メールを利用されるなど、悪用される危険性があります。

- ・整理整頓

退席するときには、身の回りの整理整頓を行ってください。特に、キーボードやマウスなどは元の場所にきちんと収納してください。ごみの放置は絶対にしないでください。

- ・ハードディスクに保存しない

実習室のパソコンは、電源を切断すると初期状態に戻るよう設定が施されています。マイドキュメントやデスクトップなど、利用しているコンピュータのハードディスクに保存したデータは、電源を切ると削除されます。必要なデータは、必ず個人の保存領域（Xドライブ）や、USBメモリなどに保存してください。

- ・システム設定の変更やソフトウェアのインストール・複写・消去の禁止

機器不具合の原因になることがあります。

- ・器物損壊・持ち去りの禁止

ネットワークケーブル等のケーブル類、コンピュータ機器（マウス・キーボードを含む）・電源等の設備を破壊する行為は器物損壊です。また、設備品の持ち去りは窃盗であり、これらの行為は全て処分の対象になります。

- ・破損・故障の連絡

実習室の機器の破損に気づいた場合は、講義中は担当教員へ申し出てください。講義時間以外は、恐れ入りますがFD支援オフィスまでお知らせください。

### ● プリンタに関する注意事項

- ・印刷用紙は各自で準備する

プリンタには印刷用紙の備え付けはありません。必要な印刷用紙は全て各自で準備してください。なお、実習室のプリンタは全てレーザープリンタとなっていますので、感熱紙、感光紙、インクジェットプリンタ用紙、大学のレポート用紙、ルーズリーフなどは絶対に使用しないでください。故障の原因になります。

- ・印刷した裏紙は絶対に使用しない

印刷した裏紙を利用すると紙詰まりなどの故障原因に繋がります。絶対に使用しないでください。

- ・トナーや印刷用紙の無駄遣いをしない

印刷プレビューを十分に確認する、不必要なウェブページは印刷しないなど、資源の無駄遣いをしないよう心がけてください。

- ・自分の印刷物には最後まで責任を持つ

失敗した印刷物や誤って複数部印刷したものについても、ゴミ箱に入れる、持ち帰るなど最後まで責任を持って処分を行ってください。くれぐれも放置しないでください。

印刷途中で印刷をキャンセルする場合は、必ずプリンタ側の印刷データもクリアしてください。

- ・設定を勝手に変更しない

初期設定ではA4用紙を印刷できるように設定しています。サイズ変更を行った場合には、必ず元に戻してください。不必要な変更は行わないようにしてください。

- ・何度も印刷ボタンを押さない

プリンタは印刷命令の順番に出力します。出力されないからといって何度も印刷ボタンをクリックすることのないようにしてください。同じデータが何度も繰り返し印刷されることになります。

- ・カードリーダー対応プリンタ

学生証をかざさないと印刷物が出力されないプリンタがありますのでご注意ください。

### 3) Xドライブ

Xドライブとは、大学が提供する学生個別の保存領域を指します。本学から貸与しているアカウントでログイン可能なパソコンであれば、どこからでも保存・読出可能な領域です。USBメモリなど1箇所だけに保存していると、万一破損した場合データの復旧が難しくなります。大切なデータの保存場所として利用すると大変便利です。

#### ①Xドライブの確認方法

- ・デスクトップの「マイコンピュータ」を開きます。
- ・ネットワークドライブの中に「V3HKFLSVの1234567 (x:)」(1234567は各自の学生番号)と表示されたドライブがあります。

Macについては、デスクトップに学生番号名のXドライブアイコンが直接表示されます。

#### ②使用状況の確認と不要なファイルの整理

Xドライブは容量が決まっています。容量を超えてしまうと保存ができなくなりますので、不要なものについては削除するなど、整理して利用するようにしてください。

使用状況の確認方法は次のとおりです。(Windowsでの例)

- ・①の方法によりXドライブを確認します。
- ・Xドライブの上で右クリックします。
- ・表示されたメニューより「プロパティ (R)」をクリックします。
- ・「プロパティ」ウインドウが表示されます。全体容量が円グラフで表示され、現在の使用領域と空き領域が確認できます。

#### ③利用上の注意

- ・必ずバックアップを取る

Xドライブのデータ管理については細心の注意を払っていますが、システム障害、ハード障害

などの不測の事態が発生して、個人の保存データが失われる可能性がないとは言い切れません。

大切なデータは、Xドライブだけではなく、必ずご自身のリムーバブルディスク（USBメモリ等）などにバックアップするようにしてください。

- ・利用場所は学内のネットワークに接続されたパソコンからに限る  
自宅からの利用はできません。自宅で学習する場合には、データをリムーバブルディスク（USBメモリ等）などにコピーして持ち帰るようにしてください。

## 4) 本学メール

本学では、在学生全員に在学期間利用可能なメールアドレスを提供しております。

アクセス方法は、別途提供しております「[重要] 学生個人ユーザアカウントのお知らせ」資料をご参照ください。

### 利用上の注意事項

#### ●個人情報の取扱

電子メールは、誰かに内容を盗み取られる危険性があります。必要以外に、個人情報などを入力しないようにしてください。

#### ●ウイルスメールや添付ファイルに注意

送信者が不明のメールや、添付ファイルが含まれたメールなどは、ウイルスメールの可能性が非常に高くなります。細心の注意を払って、読まず（開封せず）に必ず削除してください。また知人であっても、送信者を詐称するウイルスメールもありますので、添付ファイル付きのメールには注意してください。

#### ●署名をつける

メールを送信する際には、必ず受信者に送信者がはっきりわかるように、文面の最後には「署名（氏名・メールアドレス）」を記入してください。

#### ●感情的にならない

受け取る相手も人間です。誤解を与えてしまうことのないように配慮しましょう。相手を思いやり、どんなメールであっても冷静に対応するようにしてください。

#### ●無断転送・改ざんの禁止

他人から受け取ったメールを、当人に無断で転送・複製・改ざんしたりしないでください。著作権の侵害になる場合があります。

#### ●目的外利用の禁止

貸与されたメールアドレスは、基本的に学業・就職活動などへの利用に限られています。特に営利目的とした商品広告・宣伝・販売活動等には絶対に利用しないでください。

### ●容量の配慮

写真などのファイルを添付してメールを送信する場合、容量が大きいと送信できない場合があります。容量の大きいファイルについては必ず圧縮を行い、ファイルサイズを小さくしてから添付しましょう。また、返信の際、受信したメールを unnecessary 部分まで引用するのも避けましょう。メールの容量が大きいくほど受信に時間がかかります。受信料は受信者の負担になることを忘れずに配慮しましょう。

### ●重要なメールは手段を併用する

「メールを送信＝相手を読む」とは限りません。届くのに時間がかかったり、相手の状況下においては誤って削除してしまったり、最悪の場合届かないケースも考えられます。電子メールを確実な手段であると過信せず、重要な内容についてはメールだけではなく別の手段を併用するなどの工夫が必要です。

### ●半角カタカナ・機種依存文字を使用しない

半角カタカナや①（丸付き数字）・株・I（ローマ数字）などの機種依存文字は使用しないでください。コンピュータの環境は使用者により様々で異なります。これらの文字は同一の環境以外で表示させた場合、異なった文字として表示され、送信者が意図した内容が正しく伝わらない場合がありますので注意してください。

## 5) 情報倫理

### ①学内ネットワークの利用について

本学のネットワークはみなさんの共有財産です。インターネットは、世界中から沢山の情報を取得することが出来る大変便利なシステムですが、本学のネットワークを利用してインターネットをする場合、本学からのアクセスであるという情報を付帯し、閲覧・利用を行っています。

本学の学生であるという自覚を持ち、社会ルールに則った適正な利用をしてください。

### ②法令の遵守

インターネットを利用するにあたっては、現実の社会と同様に、関連する法律や規則を守る義務が生じます。以下、インターネットを利用する上で留意しなければならない点を紹介します。

- ・著作権の侵害をしない
- ・商標を無断で使用しない
- ・肖像権の侵害をしない
- ・プライバシーの侵害をしない
- ・他人を誹謗中傷する行為はしない
- ・公序良俗に反するわいせつな文書や画像の配信をしない
- ・不正アクセスの禁止

他人のユーザIDやパスワードを盗用して利用をしたり（なりすまし行為）、セキュリティホールを攻撃したりして、ネットワーク上のコンピュータに侵入する行為や、不正アクセス行為を助長する行為（例えば、他人のユーザIDやパスワードを第三者の求めに応じて無断で提供する行為）などは不正アクセス禁止法に違反し処罰の対象となります。

## 6) その他

パソコン・本学メール等について、疑問や質問またはご不明な点がございましたら、FD支援オフィスまでお気軽にお問い合わせください。

### 3. 学生ポータルサイト

学生ポータルサイトは、『講義のお知らせ』『履修登録・成績照会』をはじめ、『出席管理』や『就活支援』など学生生活を支援するための情報コミュニティサイトです。

パソコンやスマホ/携帯電話等、インターネットに接続できる機器であればアクセス可能です。  
(個人の通信機器を利用する場合、通信料/パケット課金が個人負担となりますのでご注意ください)  
また、本学からの伝言やお知らせを、指定のメールアドレスにメッセージ転送することも可能です。

大変便利なサイトですので、是非ご活用ください!

#### 1) 学生ポータルサイトへのアクセス <https://portal3.hokusho-u.ac.jp/>

アクセス機器	アクセス方法
学内パソコン	インターネットを起動すると、学生ポータルサイトが表示されます
個人所有機器 (PC、タブレット、スマホ、携帯電話)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを起動して、上記URLアドレスにアクセスします</li> <li>・本学ホームページからもアクセス可能です (『在学生の方へ』→『学生ポータルサイト』リンク)</li> </ul>

※ 認証画面が表示されますので、「ユーザID」欄に「学生番号」、「パスワード」欄に「認証パスワード」をそれぞれ入力します

The screenshot shows the Hokusho University Portal Site interface. At the top, there is a navigation bar with links for HOME, 教務掲示/時間割, 履修登録・成績, 出席管理, シラバス, 就職支援, 健康診断, 履修カルテ, キャビネット, and LINK. Below this is a '週間スケジュール' (Weekly Schedule) section for the period 2015/01/21 to 2015/01/27. The schedule is presented in a table format with columns for each day of the week. Below the weekly schedule, there are three panels: '本日のスケジュール' (Today's Schedule), '講義のお知らせ' (Lecture Notices), and '大学からのお知らせ' (University Notices).

1/21 (水)	1/22 (木)	1/23 (金)	1/24 (土)	1/25 (日)	1/26 (月)	1/27 (火)
2講時 美術概論 5講時 コラボレーション劇	1講時 演出論 3講時 データベース演	1講時 デジタルイメ 2講時 情報社会とビジネス			1講時 インテリア設計 2講時 インテリア設計	1講時 舞台制作論II 3講時 版図I

**本日のスケジュール**

2講時	美術概論
5講時	コラボレーション劇

**講義のお知らせ**

上段	1/22 (木) 3講 データベース
下段	1/28 (水) 2講 美術概論
	1/16 (金) 1講 デジタルイメ

**大学からのお知らせ**

1件の新着

1/20 (火) New [取消] [重要] 後期オリ
1/10 (土) 淑革会(本学同窓会)募

※学生ポータルサイトの使い方詳細については、画面上段『キャビネット』から操作マニュアルをご参照ください

## 2) 学生ポータルサイトの主な機能

主な機能		用途
HOME	メッセージ受信一覧	伝言及びお知らせを表示します
	スケジュール登録	個人のスケジュールを登録します
	メッセージ転送設定	伝言／お知らせを転送するメールアドレスを設定します
履修登録／成績	履修登録	履修登録期間に履修登録を行います
	履修確認	履修している科目の確認をします
	資格申請	履修登録期間に取得する資格の申請を行います
	資格確認	申請した資格を表示します
	成績照会	成績及び単位取得状況を表示します
健康診断	健康診断結果照会	健康診断結果などを健康診断種別ごとに表示します
就職支援	進路希望・求職登録	最新の進路希望を登録します
	企業情報検索	条件を指定して企業情報を表示します
	求人企業情報検索	条件を指定して企業の求人情報を表示します
	イベント・説明会情報検索	入力した条件を基にイベントを表示します
	就職活動報告登録	就職活動状況を登録します
	内定・進路決定登録	内定企業及び、最終的に決めた進路を登録します
リンク	パスワード変更	学生ポータルシステムなどへログインする際のパスワードを変更します 初期パスワードは、変更してからご利用ください 定期的なパスワード変更を推奨します
	office365 (webmail)	在学中に利用可能な本学メールにアクセスします

## 4. 就職・キャリア支援について

### 1) キャリア支援について

「充実した学生生活を送ること」、実は就職活動の基本はここに 있습니다。就職活動の際、一番問われることはみなさんが「どういう学生生活を送り、その結果何を得てきたか」です。全ての基本は「学生生活そのもの」にあることを自覚し、しっかりと4年間を過ごしてください。

就職活動は「学生自身が自ら行う」ものです。しかしながら、高度化・複雑化する今の就職を取り巻く状況の中では、自分一人で突破するのは大変です。そのため、本学では就職活動の具体的な方法、対策などを就職ガイダンスや就職活動対策セミナー等を通じてしっかりと指導しています。

キャリア支援センターでは、就職は勿論のこと、進学などあらゆる進路の相談に応じていますので、入学時から積極的に活用し、希望の進路を目指してください。

#### ①さまざまなキャリア支援

本学では、さまざまなキャリア支援を行っており、毎年4月には就職ガイダンスを行なっています。このガイダンスは全員参加が原則のものです。必ず参加してください。

加えて、3年次より自由参加型（事前申込必要）の就職活動対策セミナー等を実施しており、就職活動の成功を支援するプログラムが満載です。是非、積極的に参加してください。

キャリア支援センターは、就職活動中の学生だけを対象にした部署ではありません。自らのキャリア形成のために、1年次から積極的に活用してください。

#### ②インターンシップを始めとするキャリア形成支援

インターンシップとは、「学生が、その仕事に就く能力が自らに備わっているかどうかを見極めることを目的に、自らの専攻を含む関心分野や将来のキャリアに関連した就業体験を行う活動」です。

本学では、3年次に正課科目インターンシップ（選択）を開講しています。低学年は正課外ですが、「企業・業界・仕事を具体的に知る場」や「自らのキャリア（職業観・就業観）を考える場」になることから積極的に取り組んでいます。

### 2) 就職活動について

民間企業への就職を希望する場合は3年次の3月から、福祉施設や幼稚園、保育所等への就職を希望する場合は4年次8月頃から具体的な就職活動が始まります。しかし、早期化の傾向もあり、実際はそれ以前に始まります。

公務員・教員を目指す学生は、2年次、できれば1年次から公務員採用試験対策や、教員採用検査対策の学習に取り組むことが必要です。また、民間企業や福祉施設などを志望する学生は、多くの企業や施設で行われている筆記試験（適性検査や一般常識など）への対策・準備が必要です。学内でも教員採用検査対策講座や公務員採用試験・SPI試験対策講座を行っていますので積極的に参加してください。

冒頭で記載した通り、就職活動の基本は「充実した学生生活を送ること」です。一日一日を大切に大学での生活を過ごしてください。

### 3) 就職・キャリア支援

#### ①キャリア教育科目

本学では、1年次～4年次まで体系立ててキャリア教育科目を開講しています。

特に、大学1年次～3年次に開講される「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」「キャリア演習Ⅰ」「キャリア演習Ⅱ」は必修科目として全学生に履修を義務付け、「就業力特別講義Ⅰ」「就業力特別講義Ⅱ」は選択必修科目として履修ができます。

キャリア意識醸成のための座学だけでなく、社会人基礎力を養成するためのグループワークや就職活動に向けた履歴書・面接対策等も取り入れた内容となっています。

#### ②就職ガイダンス

現在の就職を取り巻く状況、就職活動のスケジュール、今やるべきことなど必要な準備について伝えます。進学してもいずれは就職することになります。また、公務員や教員になることも特別なことではなく一つの「就職」です。進学希望者や公務員・教員志望者も含めて全員必ず参加してください。

#### ③就職活動対策

年々高度化・複雑化する現在の就職状況の中、独力だけでは突破は難しくなっています。

キャリア支援センターでは、就職活動の成功を支援するプログラムとして3年次より就職活動を知り、実践していくための各種対策セミナーや学内での企業研究会など、対策を行っています。特に3年次の3月から一般企業等の就職活動が解禁となり本格化していきますので、これらの対策に積極的に参加するようにしてください。

#### ④就職相談、進路相談

具体的な就職活動に入った学生の相談を受けます。履歴書・エントリーシートの添削、面接練習の実施など、就職試験突破のためにさまざまなアドバイスを行っています。

また、進学など進路に関するあらゆる相談に応じています。学年問わず1年次から相談をお受けします。

#### ⑤学内企業研究会

一般企業から福祉分野まで様々な企業・団体が業界や事業内容、仕事内容について学生を対象に学内で説明をする研究会です。

#### ⑥学生ポータルサイト「就職支援」

学生ポータルサイトの「就職支援」には、大学に届く求人票や企業情報、学外でのイベント情報、みなさんの先輩が就職試験を受験した時の受験報告情報などを登録していますので、積極的に活用してください。

## 4) 就職への経路

公務員・公立学校教員など公務員採用試験や教員採用検査を突破して就職していくものの他に就職には次の経路があります。

### ①大学への求人によるもの

一般企業などの求人先から求人票や募集要項が大学に届きます。これらの求人書類は学生ポータルサイトや求人票ファイル、掲示で公開されるので、求人書類に記載された方法により就職活動を始めます。

- イ. 学校推薦……求人側から本学に一定の人数を推薦するようあらかじめ指定される場合があります。希望者は指定期日までに学校推薦申込書と必要書類を添えてキャリア支援センターに推薦を依頼します。提出書類、面談などの総合判断により学内選考を行い、後日選考結果が本人に伝えられます。進路希望・求職登録（後述）に登録していないと推薦の対象とはなりませんので、必ず登録してください。なお、選考にあたっては求人側が求める条件を充足できるかどうか、また成績や学習態度なども参考にします。  
※学校推薦で内定した場合には辞退できません。

- ロ. 自由応募……本学に求人案内はありますが、応募希望者は求人先に自由に応募することができます。なお、自由応募であっても「大学一括提出」と記載されている求人の場合、指定されている期日までに応募書類をキャリア支援センターに提出することが必要です。

### ②インターネットによるエントリー

多くの民間企業は、効率化や低コスト化のためにインターネット上のエントリーを行っています。また、各大学に求人票を出さずに各種就職情報サイトからエントリーを受け付けているケースも数多くあります。一般企業への就職を希望する場合、大学に届く求人を待っているだけでなく、3年次になったら各種就職情報サイトを利用して求人情報等を確認し、エントリーをする必要があります。インターネットの活用なくして現在の就職活動は行えません。

### ③その他自己開拓

本学に寄せられる求人依頼によらず、上記のインターネットによるエントリーの他、新卒応援ハローワーク（後述）、会社訪問、求人情報誌、新聞求人などを利用し、自ら企業に働きかけるものです。一般企業に限らず、求人先によっては各大学に求人票を出さず、独自の広報（就職情報誌・企業セミナー・官庁広報誌など）で採用活動を行う場合もあります。志望する業界や企業などがある場合は積極的に企業や各種機関から情報をとり、活動することが必要です。

#### ④企業・施設現場からのリクエスト

本学の教育科目に含まれる実習などでお世話になった実習先から、学生の氏名を指定してリクエストされる場合があります。

実習に臨む学生の実習態度や実習内容から学ぶ力量は、単に学生個人の評価にとどまらず、大学全体の評価や就職に直結するものになる可能性があります。つまり、実習は、それ自体大切な教育の営みなのですが、「就職の前哨戦」でもあるのです。実習に行く学生は、そのことを自覚し、しっかり取り組んでください。

また、雇用条件をきちんと確認せずに入社を約束し、後にトラブルになるケースもあります。こうした話をいただいたときには、選考を受ける前に必ずキャリア支援センターに相談してください。

### 5) 大学に届く求人票等の扱い

#### ①求人票

- ・学生ポータルサイトに登録し、キャリア支援センター内の求人票ファイルにファイリングしています。求人票の一部は掲示もしています。

#### ②企業等のパンフレット

- ・キャリア支援センター内のパンフレットファイルにファイリングしています。

#### ③学外でのイベントや企業説明会等の案内資料（インターンシップを含む）

- ・学生ポータルサイトに登録し、キャリア支援センター内のインターンシップファイルへのファイリングや掲示もしています。

#### ④応募したい場合や企業等の内容を詳しく知りたい

- ・インターネットなどで調べる他、キャリア支援センター内のパンフレットファイルや皆さんの先輩たちが受験した際の受験報告書なども確認してください。

#### ⑤学校推薦の場合

- ・学校推薦申込書と必要書類を指定期日までにキャリア支援センターに提出します。提出書類、面談などの総合判断により学内選考を行い、後日、選考結果が本人に伝えられます。そして、学校推薦の場合は、同時に複数の求人に応募することはできません。また、選考途中や採用内定後に辞退することもできません。応募する前に本当に勤めたい企業・施設なのか慎重に検討する必要があります。

#### ⑥自由応募の場合

- ・求人票の指示に基づき順次活動をすすめてください。ただし、「大学一括提出」と記載されている求人については、指定期日までにキャリア支援センターに応募書類を提出することが必要です。採用試験を受験する場合は、キャリア支援センターにその旨を必ず申し出てください。

## 6) 就職と実習・資格

大学で行う各種の実習で現場に出向くことは、就職と密接に関わります。

実習に臨む学生の実習態度や実習内容から学ぶ力量は、単に学生個人の評価にとどまらず、大学全体の評価や、就職に直結するものになる可能性があります。つまり、実習は、それ自体大切な教育の営みなのですが「就職の前哨戦」でもあるのです。

- ・実習時に必要とされる知識、学びの水準をいかに体得しているかがあなたの評価につながります。
- ・社会の中での個人という自覚、的確で主体的・積極的な自己表現、それに見合った社会常識に基づく対人関係技能があなたの評価につながります。そしてこれらの評価は、実は社会や現場で働く社会人を想定した評価なのだということを、これから就職活動に臨もうというみなさんに意識しておいていただきたいと思います。
- ・実際の仕事に正面から向き合い、誠実にその仕事を成し遂げようとする姿勢、学ぼうとする謙虚さや正直さがあなたの評価につながります。

これらの評価は、その職場における求める人物像の評価とも受けとめることができるものであり、就職活動の際に意識することが大切です。また、大学の授業の中で学外講師の方が来られる場合は、その学習態度や日常生活も評価の対象となります。是非、意識しておきたいものです。

注意していただきたいことは、「資格」取得を確実なものにすることです。とりわけ採用が「資格所持」を条件にしている場合、資格試験に落ちることで、内定取り消しとなる場合もありますので気をつけましょう。

## 7) 進路希望・求職登録

卒業後の進路予定にかかわらず、卒業予定者全員に登録を求めています。進学・留学希望、非就職希望であっても3年次後学期に全員登録の義務があります。

特に就職活動で大学から支援を受けるためには必ず登録しなければなりません。また、未登録の場合、大学に届いた学校推薦の求人に応募する資格がありません。

## 8) 就職関係書類

### ①訪問確認票

企業セミナー、合同企業説明会・企業（施設）訪問・採用試験などで、授業を欠席する場合は、キャリア支援センターで訪問確認票を活動後に受け取り、確認印を受けます。これを担当教員に欠席理由として欠席届と一緒に提出します。特に、各種資格試験科目は厳しい欠席制限を設けていますので、それを越えないよう注意してください。

なお、就職活動に関わる欠席は公欠になりません。「理由のある欠席」とみなされます。欠席は欠席ですので、出欠管理は自己責任でしっかりと行ってください。

## ②進路内定届

求人先から採用内定を獲得した場合は、すみやかにキャリア支援センターに届け出てください。進学が決まった等、卒業後の進路が決まった場合も同様にキャリア支援センターに必ず届け出てください。

## ③就職試験受験報告書

採用に係わる試験や面接を受けた場合は、合否にかかわらず報告書を作成し、後輩のためにキャリア支援センターに提出してください。

# 9) キャリア支援センターの利用

## ①キャリア支援センター・キャリア支援資料室

キャリア支援センターには常時職員がおり、就職や進路に関わる相談に応じています。1年次から積極的に利用してください。

キャリア支援資料室には、現在の就職試験で多くの企業や施設で行われている適性検査（SPI 3・CAB・GAB・玉手箱など）や時事問題、一般常識などの筆記試験の対策本があり、学生に貸出しています。その他、就職に関する書籍や雑誌、新聞各紙など、学生が「自ら行動できる」力を身に付けるための材料を豊富に取り揃えています。また、皆さんの先輩が企業や施設などを受験した時の受験報告書もありますので参考にしてください。さらに、就職活動専用のパソコンを設置しており、希望者は自由に使用できます。

## ②求人票ファイル・掲示板

求人票ファイルには企業・施設などの求人票や募集要項がファイルされています。受付順に整理していますので手に取って確認することができます。また、企業セミナーや合同企業説明会など、企業・施設の採用活動についての情報は常時掲示板に掲示されています。

# 10) 障がいのある学生の方へ

キャリア支援センターでは、障がいのある学生の支援も積極的に行っています。

障がいのある学生の方は、障がいの状況、希望する進路などを1年次のうちからキャリア支援センターにお伝えください。

## 11) 学外の相談窓口

### ①事前に福祉施設の求人動向を知りたいと思ったら・・・

#### 【社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 北海道福祉人材センター】

住所：札幌市中央区北2条西7丁目1 かでる2・7 3階

電話：(011) 272-6662（相談専用） FAX：(011) 272-6663

相談を受付けていますので大いに活用してください。

道外の施設の求人動向は各都道府県の社会福祉協議会福祉人材センター・バンクに問い合わせ  
てみてください。

### ②幅広い求人情報を手に入れるために是非活用したい・・・

#### 【札幌新卒応援ハローワーク】

住所：札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル9階（大卒等窓口）

電話：(011) 233-0222

学生のために設けられた求人情報提供機関です。希望者は、同センターに登録手続きをしてから各種サービスを利用します。特に全国の求人情報が入手できるので、地元での就職を考える方は必ず利用してください。なお、各都道府県には同様の求人情報提供機関があります。

#### 【ジョブカフェ北海道（北海道就業支援センター）】

住所：札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル7階

電話：(011) 209-4510

ジョブカフェは都道府県が主体的に設置する、若者の就職支援をワンストップで行う施設です。就職を目指す大学生等を対象とする様々な事業を実施しています。是非、活用してください。

### ③就職活動で困ったことがあったら・・・

#### 【北海道労働局 職業安定部 職業安定課】

住所：札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

電話：(011) 709-2311（代表）

就職活動や就業に際して、不当な扱いを受けることのないよう、各種相談に応じ、また、企業等への指導・助言を行う機関です。

もし、不利に取り扱われていると思ったら、相談先として利用してください。

### ④公務員試験の日程は国や各自治体から広報されています。HP等で確認してください。

## 5. 個人情報の保護について

本学では、学生に関する個人情報の収集、管理、利用、開示、提供について技術的、組織的な対策を講じるとともに、教職員に対する全学的な教育・啓発活動を通じて個人情報の適正な利用と保護に努めています。学生に関する個人情報は、学生の教育研究及び学生支援に必要な業務を遂行するために利用される一方、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、確実に保障されなければなりません。今後も対策基準及び遵守状況の継続的な評価、見直しを行い、学生に関する個人情報の保護に取り組んでいきます。

なお、詳細につきましては、「学生に関する個人情報の取扱規程」(V 資料12.) をご覧ください。

# Ⅲ 学習

## 1 教務関係

- 1) 学期
- 2) 授業時間
- 3) 単位
- 4) 単位の修得
- 5) 授業評価
- 6) 履修登録
- 7) 再履修
- 8) 休講・補講・集中講義・授業時間割表
- 9) 試験等の受験心得

## 2 履修関係

- 1) カリキュラムの特色
- 2) 卒業の要件
- 3) 授業科目 2024年度入学生適用
- 4) 2024年度教育課程表
- 5) 各種資格
- 6) 教職課程
- 7) 札幌圏大学・短期大学間  
単位互換協定について

## 3 学費等納付金関係

- 1) 学費等納付金
- 2) 別途徴収となる実習費・履修費
- 3) 納付期日



## 1. 教務関係

### 1) 学期

学年を分けて、次の2学期とします。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

### 2) 授業時間

平常の授業は授業時間割表に従って次の時間で行われます。

1 講目	9 : 00~10 : 30
2 講目	10 : 40~12 : 10
3 講目	13 : 10~14 : 40
4 講目	14 : 50~16 : 20
5 講目	16 : 30~18 : 00
6 講目	18 : 10~19 : 40

### 3) 単位

単位とは、授業科目の修得に必要な学修量を測る基準となるものです。大学で開講しているすべての授業科目には、履修した場合に与えられる単位数が設定されています。単位制度とは、各授業科目に配当されている単位を履修し、その単位数を一定以上修得することで卒業できる制度のことです。大学での学修は与えられるものではなく、自ら行うものです。単位を修得するには、教室における学修だけでなく、教室外での自学自習が必要になります。単位は、授業に出席し受講するだけでなく、自習を行い、さらに試験その他の方法によって合格と判定されなければなりません。すなわち、単位は、これらを総合した結果、認定されるものなのです。1単位の授業科目は、標準として、教室外での自学自習もあわせて、45時間の学修を必要とする内容で構成されています。本学では、授業の方法、教育効果、授業時間外に必要な自学自習等を考慮して、次の基準によって計算しています。

#### 1 単位の授業科目に必要な学修時間

授業形態	授業時間	自習時間	計
講義・演習	15時間	30時間	45時間
実験・実習・実技	30時間	15時間	

(例：2単位の講義・演習科目)

毎週2時間の授業に対して4時間の自学自習を必要とし、15週の実施をもって2単位とします。

## 4) 単位の修得

### ①単位認定を受ける資格

- ・履修登録をしたもの。
- ・受講科目について出席時間数が授業時間数の2/3以上出席したもの（受講科目によっては補講等を与える場合があります）。
- ・授業料、その他納付金を納入したもの。

### ②成績評価

本学では、定期試験期間を設定していません。これは、学期末の試験（筆記試験や実技試験等）のみによって総括的に評価するのではなく、みなさんの学習活動の変化を形式的に評価するためです。授業時間内の口頭発表や実技、ディベート、レポート、受講態度など、さまざまな方法の組み合わせによって理解度を評価しています。

成績評価は、S・A・B・C・Dの5段階によって評価し、SからCまでを合格として単位が与えられます。Dは不合格とし、単位認定されません。授業科目ごとに定められた評価基準については、講義要綱（シラバス）で確認してください。

#### <成績の評価と内容、100点方式による成績評価基準>

- S（秀） 特に優秀な成績（90点以上）
- A（優） 優れた成績（89～80点）
- B（良） 科目の要求を満たす標準的な成績（79～70点）
- C（可） 合格と認められる最低限の成績（69～60点）
- D（不可） 不合格（59点以下）
- I（保留） 履修未完了または成績評価の一時保留

#### ●レポート等の提出に関する注意点

- ・学習支援オフィスに提出の指示があった場合には、所定の表紙（レポート提出票）をホッチキス止めをして提出し、受領書を受け取り確実に保管してください。
- ・担当教員へレポートの郵送はしないでください（ただし、特に指示があった場合はこの限りではありません）。

### ③GPA制度

本学では、履修した全科目の成績の平均値、GPA（Grade Point Averageの略）を算出します。GPAは成績評価を明確にすることにより、自分自身の学習達成度を把握し、今後の学習目標の設定と計画的な履修に活用します。GPA制度では、一度履修した科目は責任を持って確実に履修することが求められています。したがって、学生は自分の履修状況を常に認識し、無理のない学習計画を立てる必要があります。GPAを活用することにより、履修計画時の参考になります。

●GPAの算出方法

S・A・B・C・Dの5段階の成績評価には、それぞれ以下のグレードポイント（GP）が割り当てられます。

$$S = 4.0 \quad A = 3.0 \quad B = 2.0 \quad C = 1.0 \quad D = 0$$

GPAには、学期ごとに算出される「学期GPA」、学年ごとに算出される「年間GPA」、そして入学時より各学期を通算して算出する「通算GPA」があります。それぞれの計算式は、以下の通りです。GPAの計算は、小数点以下第3位を四捨五入します。

$$\text{学期GPA} = \frac{(\text{その学期に評価を受けた科目で得たGP}) \times (\text{科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{その学期に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

$$\text{年間GPA} = \frac{(\text{その学年に評価を受けた科目で得たGP}) \times (\text{科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{その学年に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

$$\text{通算GPA} = \frac{((\text{各学期に評価を受けた科目で得たGP}) \times (\text{その科目の単位数}) \text{の合計}) \text{の総和}}{(\text{各学期に評価を受けた科目の単位数の合計}) \text{の総和}}$$

「GPAの算出例」

授業科目名	単位数	評価	GP	GP×単位数
基礎教育セミナー I	1 単位	S	4.0	4.0×1=4.0
日本語表現	1 単位	A	3.0	3.0×1=3.0
数学入門	1 単位	B	2.0	2.0×1=2.0
情報機器操作 I	2 単位	C	1.0	1.0×2=2.0
健康体育（実技を含む）	2 単位	D	0	0×2=0
英語コミュニケーション I	2 単位	S	4.0	4.0×2=8.0
英語コミュニケーション II	2 単位	A	3.0	3.0×2=6.0
合 計	①11単位			②25.0

$$\text{GPA} = \text{②} \div \text{①} \rightarrow 25.0 \div 11 = 2.272 \approx 2.27$$

\*小数点以下第3位を四捨五入する

●GPAが適用される科目について

以下の①～③以外の卒業要件単位として単位認定される科目は、全てGPA算出の対象となります。なお、対象となる科目は各学科により異なりますので、詳しくは所属する学科の教員から説明を受けてください。

- ①他の大学、短期大学、高等専門学校若しくは専修学校の専門課程における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で取得した単位のうち、本学教授会の議を経て、本学取得単位として認定した科目（ただし、他学部履修制度に基づいて履修した本学短期大学部の履修科目はGPA算出の対象科目になります）。
- ②教育職員免許状取得に関する科目のうち、教育課程表に定める「教科及び教職に関する科目」。
- ③その他教授会で定めた科目。

### ●科目履修の取り消しについて

科目履修の取り消しを希望する場合は、各学期の授業開始後、第6週目に手続きができますが、それ以降は原則的に認めません。放棄された科目の成績は、D（不可）となり単位認定されません。学生には責任のある履修行動が求められますので、計画的な履修登録を行ってください。

### ●GPAの活用方法について

直前の学期GPAが1.5未満の学生に対しては、ガイダンスティーチャー（GT）又はゼミ担任が履修指導を行います。特に、2学期連続で直前の学期GPAが1.5未満の学生に対しては、ガイダンスティーチャー（GT）又はゼミ担任と教育支援総合センターが連携して履修指導を強化して行います。

また、年間GPAが良好な学生には、次年度履修登録できる単位数の上限値が加算されます（詳しくは「④CAP制度」で説明）。

さらに、通算GPAは、奨学金の選定、学業表彰対象者の選定、受講希望者数が過大な講義における受講人数制限の際の選定基準、教職科目履修制限の際の選定基準などに活用されることがあります。

また、教員は、学生のGPAデータをもとに授業改善に役立っています。

### ●備考

次年度以降、GPAの運用方法が変更される場合がありますので、注意してください。

## ④CAP制度

本学では、学生のみなさんが履修する講義・演習・実習内容について予習復習を含めて主体的に学ぶ機会を保障する為に、各学年次で履修登録できる単位数を制限するCAP制度を導入しています。この制度は、各学年次で設定された単位数の値に、前年度の年間GPAに応じて単位数を加算した値の範囲内で、履修登録を行う仕組みになっています。従って、卒業までの履修計画をしっかりと立てて、履修登録を行ってください。

### ●履修登録上限値の設定

各学年次初めに履修登録を行える年間の単位数（以下、履修登録上限値といいます。）は、以下のとおりです。なお、履修登録上限値を超えて履修登録を行った科目（ただし、CAP制度が適用されない科目を除きます）については、後日履修登録が取り消される、または取得単位としては認定されません。したがって、十分に注意して履修登録を行ってください。

・各年次とも48単位

### ●GPAに応じて履修登録上限値に加算される単位数

2年次以降の学生は、前年度の年間GPAに応じて、履修登録の上限値である48単位に、下記の単位数を加えて履修登録を行うことができます。

・前年度の年間GPAが3.5以上の場合は、8単位が加算されます。

・前年度の年間GPAが3.0以上かつ3.5未満の場合は、4単位が加算されます。

- ・前年度の年間GPAが3.0未満の場合は、単位数の加算はありません。

#### ●CAP制度が適用されない科目

以下の科目については履修登録上限値に関係なく履修登録を行うことができます。なお、対象となる科目は各学科、各学年により異なりますので、詳しくは所属する学科の教員から説明を受けてください。

- ・基礎教育セミナーⅠ、基礎教育セミナーⅡ、専門演習Ⅰ、専門演習Ⅱ、専門演習Ⅲ、専門演習Ⅳ、卒業研究、心理学基礎演習Ⅰ、心理学基礎演習Ⅱ、心理演習、心理実習
- ・全学共通科目のうち就業力養成科目
- ・各種資格取得に関連した科目のうち、各学部・学科で定めた科目
- ・他の大学、短期大学、高等専門学校若しくは専修学校の専門課程における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で履修を希望する単位のうち、学長が本学教授会の議を経て、履修を認定した科目（ただし、他学部履修制度に基づいて履修する本学短期大学部の履修科目はCAP制度の対象科目になります）
- ・教育職員免許状取得に関する科目のうち、各学科で定めた科目
- ・特別支援学校教諭1種免許状に関する科目
- ・その他教授会で定めた科目

#### ●備考

次年度以降、CAP制度の運用方法が変更される場合がありますので、注意してください。

## 5) 授業評価

本学では学生のみなさんにより良い授業を保障するために、FD活動に力を入れています。FD (Faculty Development) 活動とは、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な活動のことで、その一環として学期授業終了ごとに授業評価を導入しています。これは、みなさん自身の授業への取り組み姿勢を振り返ると共に、改善に向けての要望等を記述するものです。教員と学生が共に作り上げて行く授業が大切ですので、積極的にかつ建設的な評価を期待しています。

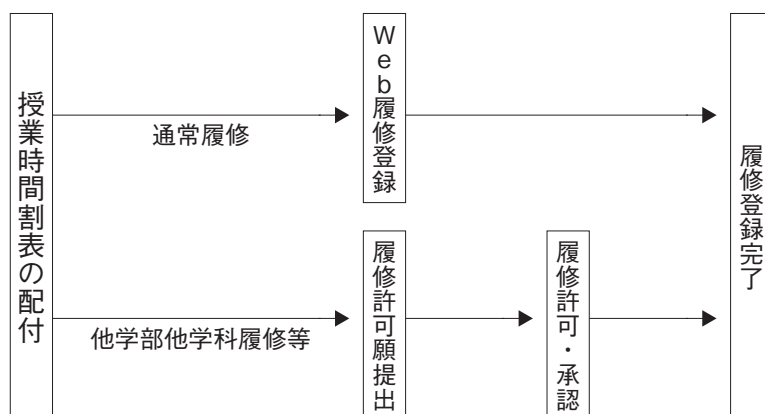
## 6) 履修登録

### ①履修登録期間

前学期初めの定められた期間内に、履修しようとする科目について履修登録を行わなければなりません。授業は履修登録した科目でなければ受講することはできません。

定められた期間内に履修登録を怠るとその学期の履修はもとより授業を受けることも、その科目の試験を受けることもできません。したがって、単位は認定されないので、十分に注意してください。

### ②履修登録の流れ



### ③履修制限

授業科目によっては履修人数を制限することがあるのであらかじめ承知しておいてください。

### ④科目の不開講について

講義科目（実技、実習、演習科目及び免許・資格必修の講義科目を除く。）で、受講者数が一定数に満たない場合は、その授業を不開講とする場合があります。その場合は別途お知らせします。

### ⑤履修登録に関する注意点

- ・定められた期間内にWeb履修登録を行います。  
「教科及び教職に関する科目」は教職履修者のみ履修できます。  
他学部他学科履修、単位互換科目の履修にあたっては、履修許可願の提出が必要です。
- ・授業開始後6週目に履修登録取消期間を設けます。
- ・履修登録で疑問や不明な点がある場合は、必ず本人が直接学習支援オフィス窓口で確認してください。
- ・履修登録期間に関することは前・後学期開始前にポータル等で連絡しますので確認を忘れないでください。

## 7) 再履修

- ①必修科目の単位を修得できなかったときは、必ず再履修してください。
- ②選択科目の単位を修得できなかったときは、その科目を再履修するか他の科目を履修してください。いずれも定められた期間に履修登録をしなければなりません。
- ③以前に履修可能でありながら、履修しなかった科目を履修する場合も再履修扱いとなります（一部の科目を除く）。

## 8) 休講・補講・集中講義・授業時間割表

- ①休 講：事前に学生ポータル等でお知らせします。なお、授業時間が始まって30分以上たっても担当教員が教室にこないときは、学習支援オフィスへ連絡して指示を受けてください。
- ②補 講：授業時間数がやむを得ない事情により不足した場合は、担当教員の判断でこれを補うための補講を行います。その都度、学生ポータル等でお知らせします。
- ③集 中 講 義：授業科目の中には、予め定められた期間に連続して授業を行う科目があります。これらの科目は事前に実施予定を連絡しますので、学生ポータル等で確認してください。
- ④授業時間割表：授業を受けるためには、その科目の開講されている曜日・時限・教室・担当教員を知らなければなりません。そのため学年始めに授業時間割表が配付されます。この授業時間割表から、それぞれの履修計画にそって自分の時間割表を作成するようにしてください。

## 9) 試験等の受験心得

- ①受験にあたっては、学生としての本分を自覚し、少しでも不正・不注意の行為を行ってはなりません。
- ②試験にあたり、次の各号に掲げる不正行為を行った者は、当該授業科目及び当該授業科目の試験と同一の学期に実施される全ての授業科目の試験を無効とします。
  - ・カンニングペーパー及びこれに類するものを所持又は使用すること。
  - ・身代わり受験すること。
  - ・机上等への書き込みをし、かつ、見ること。
  - ・他人の答案をのぞき見ること、及び故意に見せること。
  - ・他人の学生証で受験すること。

- ・指定された書籍、辞書等以外のものを使用すること。
- ・その他不正とみなされる行為をすること。

③不正行為があった場合の措置又は処分は次のとおりです。

- ・第1回目の不正行為者 1週間の自宅謹慎措置とする。
- ・第2回目の不正行為者 3カ月の停学処分とする。
- ・第3回目の不正行為者 退学処分とする。

④学生証を机上に置くように指示され、当日忘れて所持していない場合は学生生活支援オフィスにおいて所定の手続きにより「仮学生証」の発行を受けてください。

⑤試験を欠席し、その理由が「欠席届の取扱いについて」(Ⅱ 学生生活1.)の項目に該当する者は「欠席届」を提出してください。

⑥レポート、作品等の提出は指定の期限を厳守してください。期限の過ぎたもの、指示以外のものの提出は受付しません。

⑦その他試験に関することは、全て担当教員の指示に従ってください。

## 2. 履修関係

### 1) カリキュラムの特色

#### [生涯スポーツ学部]

生涯スポーツ学部の理念は、スポーツや健康、さらには福祉分野に関する理論や実践について探究し、主体的・活動的・健康的な生き方を実践・支援できる人材を育成し、生涯にわたってスポーツに親しむことができる健康で豊かな「生涯スポーツ社会」の構築に貢献することです。

#### ●全学共通科目

大学教育では、高い専門性だけでなく、教養教育の重要性が強調されています。特に基礎学力を高めるための科目や、社会人としての幅広い教養とコミュニケーション・スキルを修得する科目、本学の教育理念である「愛と和と英知」の具現化を図る科目を「全学共通科目」として配置しています。

#### ●発展科目

「発展科目」は、学生のみなさんが選択した専門領域とは異なる他学部の科目を積極的に履修することによって、自分の専門領域の学びをより豊かにすることをねらいとしています。「心身・健康に関する科目群」「社会と生活に関する科目群」「文化と芸術に関する科目群」から構成されており、各学部各学科から発展科目として指定されたものを学ぶシステムです。

#### ●学部共通科目

「学部共通科目」は、生涯スポーツに関する基礎知識を修得する科目群と、地域社会に関する教養を身につける科目群で構成されています。

生涯スポーツ学部の理念を具現化するためには、生涯スポーツの基礎理論やその考え方のベースとなる生涯学習の考え方について全学習者が理解しておく必要があります。さらに健康に関する基礎理論も生涯スポーツを学ぶ上で必要不可欠となります。

#### ●学科専門科目

「学科専門科目」では現場で必要とされる知識と技術を身につけるため、より専門的な講義科目と実践的な演習・実習科目を配置しています。スポーツ教育学科・健康福祉学科ではさらに、全コースに必要と考える「コース共通科目」と、コースに必要な専門性を高める「コース専門科目」で構成されています。関心領域や適性に合わせた資格取得ができるよう、科目を配置しています。

## [教育文化学部]

教育文化学部の教育課程の基本構成は、教育学・芸術学・心理学それぞれの学科専門科目の充実を図りながらも、学部共通科目や発展科目など、一つの専門分野だけでなく、様々な関連分野も含めた総合的・学際的な学びの場があることです。必修科目は、各科目区分において基礎とすべき科目を設定してあります。また選択科目は、学生のみなさんが取得を希望する資格に応じて自由に選択ができるように構成してあります。

### ●全学共通科目

大学教育では、高い専門性だけでなく、教養教育の重要性が強調されています。特に基礎学力を高めるための科目や、社会人としての幅広い教養とコミュニケーション・スキルを修得する科目、本学の教育理念である「愛と和と英知」の具現化を図る科目を「全学共通科目」として配置しています。

### ●発展科目

「発展科目」は、学生のみなさんが選択した専門領域とは異なる他学部の科目を積極的に履修することによって、自分の専門領域の学びをより豊かにすることをねらいとしています。「心身・健康に関する科目群」「社会と生活に関する科目群」「文化と芸術に関する科目群」から構成されており、各学部各学科から発展科目として指定されたものを学ぶシステムです。

### ●学部共通科目

「学部共通科目」は、教育文化学部の学生全員を対象とした科目であり、学部の教育理念を理解し、地域社会における様々な教育活動・芸術活動・文化活動・対人支援に貢献できる人材に共通的な素養を身に付けるための科目を配置しています。

### ●学科専門科目

「学科専門科目」には、各学科の専門性をより深めるための科目を配置しています。教育学科は4コース（初等教育コース・幼児教育コース・養護教諭コース・音楽コース）の特性と融合に配慮した科目を配置し、芸術学科においては芸術5分野（美術・メディアデザイン・インテリア建築・服飾美術・舞台芸術）の科目を基本的科目・専門的科目・応用実践的科目の3層構造に編成し、心理カウンセリング学科においては心理学領域と精神保健福祉学領域の科目を配置しています。

## 2) 卒業の要件

### [生涯スポーツ学部]

#### ●スポーツ教育学科

履修コース	①全学 共通科目		②発展科目		③学部 共通科目		④学科 専門科目		⑤ ①～④ の全科目	卒業 要件 単位
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	選択	
スポーツ教育コース	15	7	0	4	4	6	14	36	38	124
スポーツトレーナーコース	15	7	0	4	4	6	16	34	38	124
競技スポーツコース	15	7	0	4	4	6	18	32	38	124

- \* 1 「全学共通科目」の選択7単位には以下の科目を含まなければならない。
  - ・外国語科目 1科目2単位以上
  - ・教養科目 2科目4単位以上
  - ・就業力養成科目 「就業力特別講義Ⅰ」または「就業力特別講義Ⅱ」
- \* 2 「発展科目」の選択4単位は二つ以上の科目群から選択して履修すること。
- \* 3 ⑤の「①～④の全科目」には全てのコース専門科目を含む。

#### ●健康福祉学科

履修コース	①全学 共通科目		②発展科目		③学部 共通科目		④学科 専門科目		⑤ ①～④ の全科目	卒業 要件 単位
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	選択	
スポーツ健康コース	15	7	0	4	4	6	12	32	44	124
社会福祉コース	15	7	0	4	4	6	13	31	44	124

- \* 1 「全学共通科目」の選択7単位には以下の科目を含まなければならない。
  - ・外国語科目 1科目2単位以上
  - ・教養科目 2科目4単位以上
  - ・就業力養成科目 「就業力特別講義Ⅰ」または「就業力特別講義Ⅱ」
- \* 2 「発展科目」の選択4単位は二つ以上の科目群から選択して履修すること。
- \* 3 ⑤の「①～④の全科目」には全てのコース専門科目を含む。

## [教育文化学部]

### ●教育学科

履修コース	①全学 共通科目		②発展科目		③学部 共通科目		学科専門科目				⑥④～⑤ の全科目	卒業 要件 単位
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	④コース共通科目		⑤コース専門科目			
							必修	選択	必修	選択	選択	
初等教育コース	15	7	0	4	2	2	14	0	50	10	20	124
幼児教育コース	15	7	0	4	2	2	14	0	50	15	15	124
養護教諭コース	15	7	0	4	2	2	14	0	50	15	15	124
音楽コース	15	7	0	4	2	2	14	0	53	14	13	124

- \* 1 「全学共通科目」の選択7単位には以下の科目を含まなければならない。
  - ・外国語科目 1科目2単位以上
  - ・教養科目 2科目4単位以上
  - ・就業力養成科目 「就業力特別講義Ⅰ」または「就業力特別講義Ⅱ」
- \* 2 「発展科目」の選択4単位は二つ以上の科目群から選択して履修すること。
- \* 3 ⑤「コース専門科目」の選択で定める単位は、それぞれのコースの選択必修科目から選択して履修すること。
- \* 4 ⑥の「④～⑤の全科目」には全てのコース専門科目を含む。

### ●芸術学科

履修学科	①全学 共通科目		②発展科目		③学部 共通科目		④学科 専門科目		⑤①～④ の全科目	卒業 要件 単位
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	選択	
芸術学科	15	7	0	4	2	4	12	34	46	124

- \* 1 「全学共通科目」の選択7単位には以下の科目を含まなければならない。
  - ・外国語科目 1科目2単位以上
  - ・教養科目 2科目4単位以上
  - ・就業力養成科目 「就業力特別講義Ⅰ」または「就業力特別講義Ⅱ」
- \* 2 「発展科目」の選択4単位は二つ以上の科目群から選択して履修すること。
- \* 3 「学科専門科目」の選択34単位には授業科目一覧表における選択必修科目の24単位を含む。

### ●心理カウンセリング学科

履修学科	①全学 共通科目		②発展科目		③学部 共通科目		④学科 専門科目		⑤①～④ の全科目	卒業 要件 単位
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	選択	
心理カウンセリング学科	15	7	0	4	2	4	18	30	44	124

- \* 1 「全学共通科目」の選択7単位には以下の科目を含まなければならない。
  - ・外国語科目 1科目2単位以上
  - ・教養科目 2科目4単位以上
  - ・就業力養成科目 「就業力特別講義Ⅰ」または「就業力特別講義Ⅱ」
- \* 2 「発展科目」の選択4単位は二つ以上の科目群から選択して履修すること。

### 3) 授業科目 2024年度入学生適用

#### 生涯スポーツ学部 スポーツ教育学科 授業科目一覧表

		授業科目の区分等						
		授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	
全学共通科目	導入科目	基礎教育セミナーⅠ	①	基礎教育セミナーⅡ	①			
	基礎科目	日本語表現	①	情報機器操作Ⅰ	②	健康体育(実技を含む)	2	
		数学入門	①	情報機器操作Ⅱ	②	英語コミュニケーションⅠ	②	
	外国語科目	英語コミュニケーションⅡ	2	韓国語	2	フランス語	2	
		英語(中級)	2	中国語	2	スペイン語	2	
		英語(上級)	2	ドイツ語	2			
		現代生活と政治・経済	2	現代生活と心と体	2	日本国憲法	2	
	教養科目	現代生活と法律	2	現代生活と物理	2	情報社会及び情報倫理	2	
		現代生活と福祉	2	現代生活と地球	2	情報処理(中級)	2	
		現代生活と芸術	2	現代生活と環境科学	2	情報処理(上級)	2	
		現代生活と教育	2	北海道の文化	2			
	就業力養成科目	キャリアデザインⅠ	①	キャリア演習Ⅱ	①	就業力特別講義Ⅱ	1	
		キャリアデザインⅡ	①	キャリア演習Ⅲ	1	インターンシップ	2	
		キャリアデザインⅢ	①	キャリア演習Ⅳ	1			
キャリア演習Ⅰ		①	就業力特別講義Ⅰ	1				
発展科目	心身・健康に関する科目群	心理学概論	2	乳幼児心理学	2	モチベーション心理学	2	
		発達心理学	2	福祉心理学	2	司法・犯罪心理学	2	
		人間関係の心理学	2	育児支援の心理学	2	スクールカウンセリング	2	
		高齢社会の街づくり	2	リカレント教育論	2	社会教育経営論Ⅰ	2	
	社会と生活に関する科目群	高齢者福祉	2	社会学	2	社会教育経営論Ⅱ	2	
		生活の中の介護福祉	2	生涯学習支援論Ⅰ	2	社会教育課題研究	2	
		青少年学習コーチング論	2	生涯学習支援論Ⅱ	2	社会教育実習	2	
		音楽概論	2	美術史	2	インテリアデザイン	2	
	文化と芸術に関する科目群	音楽鑑賞法	2	ファッションデザイン概論	2	ユニバーサルデザイン	2	
		音楽史	2					
	学部共通科目	生涯スポーツ学	②	地域支援実習	2	スポーツ史	2	
		生涯学習概論Ⅰ	2	健康運動指導演習	2	生理学	2	
		生涯学習概論Ⅱ	2	体育原理	2	運動生理学	2	
		栄養と健康	2	スポーツ心理学	2	就業力特別演習Ⅰ	1	
健康学		②	スポーツ社会学	2	就業力特別演習Ⅱ	1		
介護予防論		2	スポーツ運動学	2	就業力特別演習Ⅲ	1		
認知症予防		2	スポーツマネジメント	2				
学科専門科目	コース共通科目	スポーツ教育学概論	②	スポーツ栄養学	2	生涯スポーツ(バレーボール)	①	
		基礎解剖学	2	スポーツマーケティング	2	生涯スポーツ(バスケットボール)	①	
		機能解剖学	2	メンタルトレーニング演習	2	生涯スポーツ(テニス)	①	
		体力測定評価	2	ジュニアスポーツ論	2	生涯スポーツ指導演習(サッカー)	2	
		体力測定評価演習	2	コーチ学	2	生涯スポーツ指導演習(体づくり運動)	2	
		トレーニング論	2	障がい者スポーツ論	2	生涯スポーツ指導演習(ダンス)	2	
		トレーニング演習	2	レジャー・レクリエーション論	2	生涯スポーツ指導演習(武道)	2	
		スポーツ・バイオメカニクス	2	野外教育実習	2	生涯スポーツ(障がい者スポーツ)	1	
		バイオメカニクス演習	2	野外教育指導演習	2	生涯スポーツ指導演習(陸上競技)	1	
		生活習慣病概論	2	雪上活動実習	1	生涯スポーツ指導演習(バスケットボール)	1	
		スポーツ医学基礎	2	生涯スポーツ(水泳・水中運動)	①	生涯スポーツ指導演習(バレーボール)	1	
		スポーツ内科学	2	生涯スポーツ(陸上競技)	①	生涯スポーツ指導演習(器械運動)	2	
		衛生学及び公衆衛生学	2	生涯スポーツ(冬季スポーツ)	①	生涯スポーツ指導演習(エアロビック)	2	
		救急処置	2	生涯スポーツ(エアロビック)	①	生涯スポーツ指導演習(水泳・水中運動)	2	
	スポーツ整形外科学	2	生涯スポーツ(バドミントン)	①	専門演習Ⅰ	②		
	運動処方演習	2	生涯スポーツ(野球・ソフトボール)	①	専門演習Ⅱ	②		
	コース専門科目	スポーツ教育コース	スポーツ教育学	②	特別支援教育総論	2	視覚・聴覚障害者の心理・生理・病理	1
			スポーツ教育演習A	2	知的障害者の心理・生理・病理	2	視覚・聴覚障害者の教育課程及び指導法	1
			スポーツ教育演習B	2	肢体不自由者の心理・生理・病理	2	重複障害者の心理・生理・病理	1
			学校教育研究A	2	病弱者の心理・生理・病理	2	重複障害者の教育課程及び指導法	1
			学校教育研究B	2	知的障害教育Ⅰ	2	発達障害者等の心理・生理・病理	1
			学校保健	2	知的障害教育Ⅱ	2	発達障害者等の教育課程及び指導法	1
			保健体育科内容構成論	2	肢体不自由教育Ⅰ	2	特別支援教育実習事前指導	1
					肢体不自由教育Ⅱ	2	特別支援教育実習事後指導	1
		スポーツトレーナーコース	健康産業施設実習	2	運動処方	2	特別支援教育実習	2
			中高年スポーツ論	②	スポーツ外傷・障害の評価理論	2	アスレティックトレーナー概論	②
			テーピング演習	2	スポーツ外傷・障害の評価演習	2	アスレティックリハビリテーション理論	2
			スポーツ解剖学	2	コンディショニング理論	2	アスレティックリハビリテーション演習Ⅰ	2
臨床スポーツ医学			2	コンディショニング演習	2	アスレティックリハビリテーション演習Ⅱ	2	
				アスレティックトレーニング指導実習	2	アスレティックトレーニング指導実習	4	
競技スポーツコース	競技スポーツ論	②	スポーツの戦術・戦略論	2	競技スポーツコーチング演習Ⅰ	2		
	アスリート論	②	アスリートをとり巻く環境	2	競技スポーツコーチング演習Ⅱ	2		
外国人留学生科目	日本語	2	現代日本の文化	2				

#### 備考

- 表中の○数字の単位は、必修科目の単位数を示す。
- 表中□及び◇数字の単位は選択必修科目の単位数を示し、それぞれから1単位以上選択しなければならない。
- 学則第46条第1項に規定する124単位以上は、同条第2項に規定する履修コースのうちから、いずれか一つの履修コースを選択し、別掲の卒業要件に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。
- 外国人留学生にあっては、別掲の卒業要件に掲げる「全学共通科目」とあるのは、「全学共通科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

生涯スポーツ学部 健康福祉学科 授業科目一覧表

		授業科目の区分等					
		授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位
全学共通科目	導入科目	基礎教育セミナーⅠ	①	基礎教育セミナーⅡ	①		
	基礎科目	日本語表現	①	情報機器操作Ⅰ	②	健康体育(実技を含む)	2
		数学入門	①	情報機器操作Ⅱ	②	英語コミュニケーションⅠ	②
	外国語科目	英語コミュニケーションⅡ	2	韓国語	2	フランス語	2
		英語(中級)	2	中国語	2	スペイン語	2
		英語(上級)	2	ドイツ語	2		
	教養科目	現代生活と政治・経済	2	現代生活と心と体	2	日本国憲法	2
		現代生活と法律	2	現代生活と物理	2	情報社会及び情報倫理	2
		現代生活と福祉	2	現代生活と地球	2	情報処理(中級)	2
		現代生活と芸術	2	現代生活と環境科学	2	情報処理(上級)	2
現代生活と教育		2	北海道の文化	2			
就業力養成科目	キャリアデザインⅠ	①	キャリア演習Ⅱ	①	就業力特別講義Ⅱ	1	
	キャリアデザインⅡ	①	キャリア演習Ⅲ	1	インターンシップ	2	
	キャリアデザインⅢ	①	キャリア演習Ⅳ	1			
	キャリア演習Ⅰ	①	就業力特別講義Ⅰ	1			
発展科目	心身・健康に関する科目群	スポーツ栄養学	2	人間関係の心理学	2	モチベーション心理学	2
		スポーツマーケティング	2	乳幼児心理学	2	司法・犯罪心理学	2
		発達心理学	2	育児支援の心理学	2	スクールカウンセリング	2
	社会と生活に関する科目群	青少年学習コーチング論	2	生涯学習支援論Ⅱ	2	社会教育課題研究	2
		リカレント教育論	2	社会教育経営論Ⅰ	2	社会教育実習	2
		生涯学習支援論Ⅰ	2	社会教育経営論Ⅱ	2		
	文化と芸術に関する科目群	音楽概論	2	美術史	2	インテリアデザイン	2
		音楽鑑賞法	2	ファッションデザイン概論	2	ユニバーサルデザイン	2
		音楽史	2				
学部共通科目	生涯スポーツ学	②	地域支援実習	2	スポーツ史	2	
	生涯学習概論Ⅰ	2	健康運動指導演習	2	生理学	2	
	生涯学習概論Ⅱ	2	体育原理	2	運動生理学	2	
	栄養と健康	2	スポーツ心理学	2	就業力特別演習Ⅰ	1	
	健康学	②	スポーツ社会学	2	就業力特別演習Ⅱ	1	
	介護予防論	2	スポーツ運動学	2	就業力特別演習Ⅲ	1	
	認知症予防	2	スポーツマネジメント	2			
学科専門科目	コース共通科目	健康福祉学概論	②	介護を必要とする人の理解	2	心理学概論	2
		ジュニアスポーツ論	2	社会学	2	福祉心理学	2
		中高年スポーツ論	2	高齢社会の街づくり	2	高齢者心理学	2
		障がい者スポーツ論	2	生活学概論	2	高齢者福祉	2
		生涯スポーツ(障がい者スポーツ)	1	生活の中の介護福祉	2	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	2
		生涯スポーツ指導演習(水泳・水中運動)	2	障害のある人の理解	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2
		運動処方	2	リハビリテーション論	2	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2
		体力測定評価演習	2	レクリエーション実技	1	社会保障論Ⅰ	2
		健康トレーニング実践演習	2	医学概論	2	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2
		健康福祉専門職演習Ⅰ	2	医学知識	2	専門演習Ⅰ	②
		健康福祉専門職演習Ⅱ	2	老年医学	2	専門演習Ⅱ	②
		介護の基本Ⅰ	2	精神保健	2	専門演習Ⅲ	②
		介護の基本Ⅱ	2	認知症論	2	専門演習Ⅳ	①
		生活支援技術	2	認知症ケア論	2	卒業研究	2
	スポーツ健康コース	健康運動実践論	②	生涯スポーツ(陸上競技)	1	コーチング論	2
		基礎解剖学	2	生涯スポーツ(バレーボール)	1	スポーツの戦術・戦略論	2
		生活習慣病概論	2	生涯スポーツ(バスケットボール)	1	アスリートを取り巻く環境	2
		スポーツ医学基礎	2	生涯スポーツ(テニス)	1	競技スポーツコーチング演習Ⅰ	2
		スポーツ内科学	2	生涯スポーツ(ニュースポーツ)	①	競技スポーツコーチング演習Ⅱ	2
		スポーツ整形外科学	2	生涯スポーツ(エアロビック)	1	救急処置	2
		スポーツ・バイオメカニクス	2	生涯スポーツ指導演習(エアロビック)	2	運動処方演習	2
		コーチ学	2	生涯スポーツ指導演習(サッカー)	2	体力測定評価	2
		トレーニング論	2	競技スポーツ論	2	健康産業施設実習	2
		トレーニング演習	2	アスリート論	2	介護予防実践演習	2
		レジャー・レクリエーション論	2				
		社会福祉コース	ソーシャルワーク入門Ⅰ	②	社会福祉調査の基礎	2	ソーシャルワーク演習Ⅲ
ソーシャルワーク入門Ⅱ	②		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	ソーシャルワーク演習Ⅳ	2	
ボランティア実践	2		医療福祉論	2	ソーシャルワーク演習Ⅴ	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	2		権利擁護と成年後見制度	2	ソーシャルワーク演習Ⅵ	2	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2		司法福祉論	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2		社会学と社会システム	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	4	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	2		福祉サービスの組織と経営	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	2	
児童・家庭福祉	2		社会福祉の原理と政策Ⅰ	2	ソーシャルワーク実習Ⅰ	6	
障害者福祉	2		社会福祉の原理と政策Ⅱ	2	ソーシャルワーク実習Ⅱ	2	
社会保障論Ⅱ	2		ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	福祉実践実習	2	
公的扶助論	2						
外国人留学生科目	日本語	2	現代日本の文化	2			

備考

- 表中の○数字の単位は、必修科目の単位数を示す。
- 学則第46条第1項に規定する124単位以上は、同条第2項に規定する履修コースのうちから、いずれか一つの履修コースを選択し、別掲の卒業要件に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。
- 外国人留学生にあっては、別掲の卒業要件に掲げる「全学共通科目」とあるのは、「全学共通科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

教育文化学部 教育学科 授業科目一覧表

		授業科目の区分等							
		授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位		
全学共通科目	導入科目	基礎教育セミナーⅠ	①	基礎教育セミナーⅡ	①				
	基礎科目	日本語表現	①	情報機器操作Ⅰ	②	健康体育(実技を含む)	2		
		数学入門	①	情報機器操作Ⅱ	②	英語コミュニケーションⅠ	②		
	外国語科目	英語コミュニケーションⅡ	2	韓国語	2	フランス語	2		
		英語(中級)	2	中国語	2	スペイン語	2		
		英語(上級)	2	ドイツ語	2				
	教養科目	現代生活と政治・経済	2	現代生活と心と体	2	日本国憲法	2		
		現代生活と法律	2	現代生活と物理	2	情報社会及び情報倫理	2		
		現代生活と福祉	2	現代生活と地球	2	情報処理(中級)	2		
		現代生活と芸術	2	現代生活と環境科学	2	情報処理(上級)	2		
現代生活と教育		2	北海道の文化	2					
就業力養成科目	キャリアデザインⅠ	①	キャリア演習Ⅱ	①	就業力特別講義Ⅱ	1			
	キャリアデザインⅡ	①	キャリア演習Ⅲ	1	インターンシップ	2			
	キャリアデザインⅢ	①	キャリア演習Ⅳ	1					
	キャリア演習Ⅰ	①	就業力特別講義Ⅰ	1					
発展科目	心身・健康に関する科目群	スポーツ栄養学	2	人間関係の心理学	2	モチベーション心理学	2		
		スポーツマーケティング	2	乳幼児心理学	2	司法・犯罪心理学	2		
		心理学概論	2	福祉心理学	2	スクールカウンセリング	2		
		発達心理学	2	育児支援の心理学	2				
		高齢社会の街づくり	2	生涯学習支援論Ⅰ	2	社会教育経営論Ⅱ	2		
	社会と生活に関する科目群	高齢者福祉	2	生涯学習支援論Ⅱ	2	社会教育課題研究	2		
		生活の中の介護福祉	2	社会教育経営論Ⅰ	2	社会教育実習	2		
		社会学	2						
	文化と芸術に関する科目群	美術史	2	インテリアデザイン	2	ユニバーサルデザイン	2		
		ファッションデザイン概論	2						
学部共通科目	教育文化学	②	生涯学習概論Ⅱ	2	青少年学習コーチング論	2			
	芸術と心理学	2	メディアデザイン概論	2	リカレント教育論	2			
	生涯学習概論Ⅰ	2	心理学的支援法	2					
学科専門科目	コース共通科目	学習コーチング学概論	2	知的障害教育Ⅱ	2	発達障害者等の教育課程及び指導法	①		
		専門演習Ⅰ	②	肢体不自由教育Ⅰ	2	特別支援教育実習事前指導	1		
		専門演習Ⅱ	②	肢体不自由教育Ⅱ	2	特別支援教育実習事後指導	1		
		卒業研究	④	病弱教育	2	特別支援教育実習	2		
		特別支援教育総論	②	視覚・聴覚障害者の心理・生理・病理	1	特別支援学校論Ⅰ	2		
		知的障害者の心理・生理・病理	2	重複障害者の心理・生理・病理	1	特別支援学校論Ⅱ	2		
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2	発達障害者等の心理・生理・病理	①	特別支援実践Ⅰ	2		
		病弱者の心理・生理・病理	2	視覚・聴覚障害者の教育課程及び指導法	1	特別支援実践Ⅱ	2		
		知的障害教育Ⅰ	②	重複障害者の教育課程及び指導法	1	特別支援実践Ⅲ	2		
		コース専門科目	初等教育コース専門科目	国語科概論(書写を含む)	②	理科指導法	②	教育課程論(幼・小)	②
				社会科概論	②	理科指導・実践演習	②	道徳教育論(小)	②
				算数科概論	②	生活科指導法	②	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法(小)	②
				理科概論	②	生活科指導・実践演習	②	教育方法論	②
				生活科概論	②	音楽科指導法	②	(ICT活用の理論と方法を含む)(幼・小)	②
				音楽科概論	②	音楽科指導・実践演習	②	生徒指導論(進路指導を含む)(小)	②
	音楽実習Ⅰ			1	図画工作科指導法	②	教育相談論	②	
	音楽実習Ⅱ			1	図画工作科指導・実践演習	②	(カウンセリングを含む)(幼・小)	②	
	造形美術概論			②	家庭科指導法	②	教育実習事前指導(幼・小)	1	
	家庭科概論			②	家庭科指導・実践演習	②	教育実習事後指導(幼・小)	1	
	体育科概論			②	体育科指導法	②	教育実習(幼・小)	4	
	英語科概論			②	体育科指導・実践演習	②	教職実践演習(幼・小)	2	
	国語科指導法			②	英語科指導法	②	小学校教育研究Ⅰ	②	
	国語科指導・実践演習			②	教育原理(幼・小)	②	小学校教育研究Ⅱ	2	
	社会科指導法			②	教職概論(幼・小)	②	小学校教育研究Ⅲ	2	
	社会科指導・実践演習	②	教育経営学(幼・小)	②	特別支援教育基礎演習	②			
	算数科指導法	②	教育心理学(幼・小)	②					
	算数科指導・実践演習	②	特別的教育的ニーズ論(幼・小)	②					
	幼児教育コース専門科目	幼児教育コース専門科目	幼児と健康	②	教育方法論	②	社会的養護Ⅰ	②	
			幼児と人間関係	②	(ICT活用の理論と方法を含む)(幼・小)	②	社会的養護Ⅱ	①	
			幼児と環境	②	こども理解	2	保育者論	②	
幼児と言葉			②	こどもの表現あそび	②	保育の心理学	2		
幼児と表現			②	こどもの体育あそび	②	こども家庭支援の心理学	2		
音楽実習Ⅰ			①	こどもの言葉あそび	②	こどもの理解と援助	1		
音楽実習Ⅱ			①	教育相談論	②	こどもの保健	②		
保育内容総論			②	(カウンセリングを含む)(幼・小)	②	こどもの健康と安全	①		
保育内容指導論			②	教育実習事前指導(幼・小)	1	こどもの食と栄養	2		
保育内容(健康)			②	教育実習事後指導(幼・小)	1	こども家庭支援論	2		
保育内容(人間関係)			②	教育実習(幼・小)	4	保育の計画と評価	2		
保育内容(環境)			②	教職実践演習(幼・小)	2	乳児保育Ⅰ	②		
保育内容(言葉)			②	幼児教育演習Ⅰ	①	乳児保育Ⅱ	①		
保育内容(表現)			②	幼児教育演習Ⅱ	①	障害児保育	2		
教育原理(幼・小)			②	幼児教育演習Ⅲ	①	保育実習Ⅰ	4		
保育原理	②	幼児教育演習Ⅳ	①	保育実習Ⅱ	2				
教職概論(幼・小)	②	幼児教育研究Ⅰ	2	保育実習Ⅲ	2				
教育経営学(幼・小)	②	幼児教育研究Ⅱ	2	保育実習指導Ⅰ	2				
教育心理学(幼・小)	②	こども家庭福祉	②	保育実習指導Ⅱ	1				
特別的教育的ニーズ論(幼・小)	②	社会福祉	②	保育実習指導Ⅲ	1				
教育課程論(幼・小)	②	子育て支援	①	保育実践演習	2				

Ⅲ  
学  
習

授業科目の区分等								
		授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	
学科専門科目	コース専門科目	養護教諭コース専門科目	衛生学	②	精神保健	②	教育経営学	②
			衛生学実験	1	看護学概論	②	教育心理学	②
公衆衛生学	②		看護学各論	②	特別の教育的ニーズ論	②		
学校保健	②		学校看護学	2	教育課程論	②		
学校保健演習Ⅰ	②		看護技術演習(救急処置を含む)Ⅰ	②	道德教育論	②		
学校保健演習Ⅱ	2		看護技術演習(救急処置を含む)Ⅱ	②	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	②		
学校保健管理論	②		救急処置活動論	2	教育方法論	②		
学校保健組織活動論	2		看護学臨床実習	④	(ICT活用の理論と方法を含む)	②		
学校保健執務演習	2		養護教諭基礎セミナーⅠ	2	生徒指導論	②		
養護実践学Ⅰ	②		養護教諭基礎セミナーⅡ	2	教育相談論(カウンセリングを含む)	②		
養護実践学Ⅱ	②		養護教諭教育演習Ⅰ	②	養護実習事前指導	1		
養護活動実習Ⅰ	②		養護教諭教育演習Ⅱ	2	養護実習事後指導	1		
養護活動実習Ⅱ	②		ヘルスアセスメント論	②	養護実習	4		
養護実践学演習	③		保健室経営演習Ⅰ	②	教職実践演習(養護教諭)	2		
健康相談活動の理論及び方法	②		保健室経営演習Ⅱ	2	養護教諭教育研究Ⅰ	②		
健康相談活動演習	②		保健教育演習	②	養護教諭教育研究Ⅱ	2		
栄養学(食品学を含む)	②		健康診断演習	2	養護教諭教育研究Ⅲ	2		
解剖生理学	②		教育原理	②				
薬理概論	②		教職概論	②				
微生物学(免疫学を含む)	②							
コース専門科目	音楽コース専門科目	ソルフェージュ	②	コンピュータミュージックⅠ	1	教育経営学	②	
		楽典	②	コンピュータミュージックⅡ	1	教育心理学	②	
		音楽概論	②	器楽基礎演習Ⅰ	②	特別の教育的ニーズ論	②	
		音楽鑑賞法	②	器楽基礎演習Ⅱ	②	教育課程論	②	
		音楽史	②	器楽表現演習Ⅰ	②	道德教育論	②	
		和声学	2	器楽表現演習Ⅱ	②	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	②	
		作曲法	②	ピアノ基礎演習Ⅰ	②	教育方法論	②	
		指揮法	②	ピアノ基礎演習Ⅱ	②	(ICT活用の理論と方法を含む)	②	
		合唱Ⅰ	①	ピアノ表現演習Ⅰ	②	生徒指導論(進路指導を含む)	②	
		合唱Ⅱ	①	ピアノ表現演習Ⅱ	②	教育相談論(カウンセリングを含む)	②	
		合奏Ⅰ	②	伴奏法Ⅰ	1	教育実習事前指導	1	
		合奏Ⅱ	②	伴奏法Ⅱ	1	教育実習事後指導	1	
		合奏Ⅲ	2	音楽フィールド演習	②	教育実習Ⅰ	4	
		音楽企画実践演習	②	音楽科教育法Ⅰ	②	教育実習Ⅱ	2	
		声楽基礎演習Ⅰ	②	音楽科教育法Ⅱ	2	教職実践演習(中・高)	2	
		声楽基礎演習Ⅱ	②	音楽科教育法Ⅲ	2	音楽教育研究	②	
		声楽表現演習Ⅰ	②	音楽科教育法Ⅳ	2			
		声楽表現演習Ⅱ	②	教育原理	②			
				教職概論	②			
		外国人留学生科目		日本語	2	現代日本の文化	2	

備考

- 1 表中○数字の単位は、必修科目の単位数を、□数字の単位は選択必修科目の単位数を示す。
- 2 学則第46条第3項に規定する124単位以上は、同条第4項に規定する履修コースのうちから、いずれか一つの履修コースを選択し、別掲の卒業要件に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。
- 3 外国人留学生にあっては、別掲の卒業要件に掲げる「全学共通科目」とあるのは、「全学共通科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

教育文化学部 芸術学科 授業科目一覧表

		授業科目の区分等					
		授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位
全学共通科目	導入科目	基礎教育セミナーⅠ	①	基礎教育セミナーⅡ	①		
	基礎科目	日本語表現	①	情報機器操作Ⅰ	②	健康体育(実技を含む)	2
		数学入門	①	情報機器操作Ⅱ	②	英語コミュニケーションⅠ	②
	外国語科目	英語コミュニケーションⅡ	2	韓国語	2	フランス語	2
		英語(中級)	2	中国語	2	スペイン語	2
		英語(上級)	2	ドイツ語	2		
	教養科目	現代生活と政治・経済	2	現代生活と心と体	2	日本国憲法	2
		現代生活と法律	2	現代生活と物理	2	情報社会及び情報倫理	2
		現代生活と福祉	2	現代生活と地球	2	情報処理(中級)	2
		現代生活と芸術	2	現代生活と環境科学	2	情報処理(上級)	2
現代生活と教育		2	北海道の文化	2			
就業力養成科目	キャリアデザインⅠ	①	キャリア演習Ⅱ	①	就業力特別講義Ⅱ	1	
	キャリアデザインⅡ	①	キャリア演習Ⅲ	1	インターンシップ	2	
	キャリアデザインⅢ	①	キャリア演習Ⅳ	1			
	キャリア演習Ⅰ	①	就業力特別講義Ⅰ	1			
発展科目	心身・健康に関する科目群	スポーツ栄養学	2	人間関係の心理学	2	モチベーション心理学	2
		スポーツマーケティング	2	乳幼児心理学	2	司法・犯罪心理学	2
		心理学概論	2	福祉心理学	2	スクールカウンセリング	2
		発達心理学	2	育児支援の心理学	2		
	社会と生活に関する科目群	高齢社会の街づくり	2	生涯学習支援論Ⅰ	2	社会教育経営論Ⅱ	2
		高齢者福祉	2	生涯学習支援論Ⅱ	2	社会教育課題研究	2
		生活の中の介護福祉	2	社会教育経営論Ⅰ	2	社会教育実習	2
	文化と芸術に関する科目群	社会学	2				
		音楽概論	2	音楽鑑賞法	2	音楽史	2
	学部共通科目	教育文化学	②	生涯学習概論Ⅱ	2	青少年学習コーチング論	2
芸術と心理学		2	メディアデザイン概論	2	リカレント教育論	2	
生涯学習概論Ⅰ		2	心理学的支援法	2			
基本科目	芸術理解	美術概論	②	色彩計画	2	舞台芸術概論	②
		美術史	②	ファッションビジネス	2	舞台芸術研修	2
		美学	2	ファッションデザイン概論	②		
	表現技術	トローイングⅠ	②	基礎デザイン	①	服飾技能実習Ⅰ	②
		空間デザイン基礎	②	ユニバーサルデザイン	②	服飾技能実習Ⅱ	②
		服飾基礎実習	②	テクニカルスケッチ	②	演劇入門Ⅰ	2
		クリエイティブシンキング	②	建築計画	2	演劇入門Ⅱ	2
	情報技術	インテリアデザイン	2	ドレーピング	②		
		デジタルイメージⅠ	②	CAD設計	2	舞台映像制作Ⅰ	2
		デジタルデザインⅠ	②	プログラミングによるCG	2	舞台映像制作Ⅱ	2
専門科目	アート教育・文化	ウェブデザインⅠ	②	アパレルCAD	②		
		博物館概論	②	デザイン概論	②	舞台芸術各論Ⅰ	②
		博物館経営論	2	美術表現演習	②	舞台芸術各論Ⅱ	②
	平面表現	博物館資料論	2	映像論	②	服飾造形論	2
		博物館資料保存論	2	写真	②	衣服素材	2
		博物館展示論	②	ファッションコーディネート	②	生活材料学	2
		博物館情報・メディア論	2	ファッション文化論	②	都市と空間の法規	2
		博物館教育論	2	マンガ表現研究	②	住宅と空間の生産	2
		博物館実習	3				
		立体表現	ドローイングⅡ	②	グラフィックデザインⅢ	2	インテリア設計Ⅰ
絵画Ⅰ			2	デジタルイメージⅡ	②	ファッション画	2
絵画Ⅱ			2	デジタルイメージⅢ	2	テキスタイルデザイン	②
絵画Ⅲ			2	デジタルデザインⅡ	②	パターンメイキング	②
版画	②		デジタルデザインⅢ	2	アパレルデザイン	②	
グラフィックデザインⅠ	2		ウェブデザインⅡ	2	染色	2	
空間・身体表現	グラフィックデザインⅡ	2	デジタルビデオ編集	2			
	彫刻Ⅰ	2	3Dモーショングラフィックス	2	創作テキスタイル	②	
	彫刻Ⅱ	2	3DグラフィックスⅠ	2	マテリアル	②	
	彫刻Ⅲ	2	3DグラフィックスⅡ	2	服飾創作	②	
	陶芸Ⅰ	②	建築空間のしくみ	2	キッズファッション	2	
	陶芸Ⅱ	2	建築一般構造演習	2	ファッションクラフト	2	
	金属工芸	2	空間模型演習	②	舞台衣装Ⅰ	2	
	木材工芸	2	服飾造形実習	②	舞台衣装Ⅱ	2	
	発想・企画・プレゼンテーション	サウンドデザイン	2	朗読・ナレーション	2	ステージ・アーツ入門Ⅰ	②
		リビングデザイン論	②	俳優論(演習を含む)	2	ステージ・アーツ入門Ⅱ	②
住宅設計演習		2	ダンス&トレーニングⅠ	②	ステージ・アーツ入門Ⅲ	②	
構造のかたちと力		2	ダンス&トレーニングⅡ	②	ステージ・アーツ発展Ⅰ	②	
構造力学演習		2	ダンス&トレーニングⅢ	②	ステージ・アーツ発展Ⅱ	②	
空間設備		2	ダンス&トレーニングⅣ	②	ステージ・アーツ発展Ⅲ	②	
生活環境		2	アクティング&オーディオドラマⅠ	2	ステージ・アーツ研究Ⅰ	②	
トータルビューティ		2	アクティング&オーディオドラマⅡ	2	ステージ・アーツ研究Ⅱ	②	
俳優トレーニング		1	アクティング&オーディオドラマⅢ	2	ステージ・アーツ研究Ⅲ	②	
応用実践		3次元造形演習	2	プレゼンテーションデザイン	2	店舗デザイン	2
	デジタルコンテンツ制作	2	ディスプレイデザイン	2	演劇と映画	②	
	ブランディングデザイン	②	インテリア設計Ⅱ	②	ステージ総合実習	2	
外国人留学生科目	ポートフォリオ制作	②	専門演習Ⅰ	②	卒業研究	④	
	総合・統合 総合演習Ⅰ 総合演習Ⅱ	2 2	専門演習Ⅱ	②			
外国人留学生科目	日本語	2	現代日本の文化	2			

備考

- 表中○数字の単位は、必修科目の単位数を示す。
- 表中□数字の科目は、選択必修科目の単位数を示し、この中から12科目24単位を修得するものとする。
- 学則第46条第3項に規定する124単位以上は、別掲の卒業要件に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。
- 外国人留学生にあっては、別掲の卒業要件に掲げる「全学共通科目」とあるのは、「全学共通科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

教育文化学部 心理カウンセリング学科 授業科目一覧表

		授業科目の区分等					
		授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位
全学共通科目	導入科目	基礎教育セミナーⅠ	①	基礎教育セミナーⅡ	①		
	基礎科目	日本語表現	①	情報機器操作Ⅰ	②	健康体育(実技を含む)	2
		数学入門	①	情報機器操作Ⅱ	②	英語コミュニケーションⅠ	②
	外国語科目	英語コミュニケーションⅡ	2	韓国語	2	フランス語	2
		英語(中級)	2	中国語	2	スペイン語	2
		英語(上級)	2	ドイツ語	2		
	教養科目	現代生活と政治・経済	2	現代生活と心と体	2	日本国憲法	2
		現代生活と法律	2	現代生活と物理	2	情報社会及び情報倫理	2
		現代生活と福祉	2	現代生活と地球	2	情報処理(中級)	2
		現代生活と芸術	2	現代生活と環境科学	2	情報処理(上級)	2
現代生活と教育		2	北海道の文化	2			
就業力養成科目	キャリアデザインⅠ	①	キャリア演習Ⅱ	①	就業力特別講義Ⅱ	1	
	キャリアデザインⅡ	①	キャリア演習Ⅲ	1	インターンシップ	2	
	キャリアデザインⅢ	①	キャリア演習Ⅳ	1			
	キャリア演習Ⅰ	①	就業力特別講義Ⅰ	1			
発展科目	心身・健康に関する科目群	スポーツ栄養学	2	スポーツマーケティング	2		
	社会と生活に関する科目群	高齢社会の街づくり	2	生涯学習支援論Ⅰ	2	社会教育経営論Ⅱ	2
		高齢者福祉	2	生涯学習支援論Ⅱ	2	社会教育課題研究	2
		生活の中の介護福祉	2	社会教育経営論Ⅰ	2	社会教育実習	2
	文化と芸術に関する科目群	音楽概論	2	美術史	2	インテリアデザイン	2
		音楽鑑賞法	2	ファッションデザイン概論	2	ユニバーサルデザイン	2
		音楽史	2				
学部共通科目	教育文化学	②	生涯学習概論Ⅱ	2	青少年学習コーチング論	2	
	芸術と心理学	2	メディアデザイン概論	2	リカレント教育論	2	
	生涯学習概論Ⅰ	2	心理学的支援法	2			
学科専門科目	心理学概論	②	心理学基礎演習Ⅰ	①	司法福祉論	2	
	教育心理学概論(教育・学校心理学)	2	心理学基礎演習Ⅱ	①	社会福祉調査の基礎	2	
	健康・医療心理学	2	心理学統計法	②	精神医学Ⅰ(精神疾患とその治療Ⅰ)	2	
	人間関係の心理学	2	心理学実験	4	精神医学Ⅱ(精神疾患とその治療Ⅱ)	2	
	乳幼児心理学	2	心理学研究法	②	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2	
	福祉心理学	2	臨床心理援助技法論Ⅰ(精神分析療法)	2	現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2	
	育児支援の心理学	2	臨床心理援助技法論Ⅱ(認知行動療法)	2	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	
	高齢者心理学	2	臨床心理援助技法論Ⅲ(ブリーフ・セラピー)	2	精神保健福祉の原理	4	
	青年心理学	2	心理演習	4	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	
	知覚・認知心理学	2	心理実習	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	
	学習心理学(学習・言語心理学Ⅰ)	2	スクールカウンセリング	2	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	2	
	コミュニケーション心理学(学習・言語心理学Ⅱ)	2	生命倫理学	2	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ	2	
	感情・人格心理学	2	公認心理師の職責	2	精神障害リハビリテーション論	2	
	生理心理学(神経・生理心理学Ⅰ)	2	関係行政論	2	精神保健福祉制度論	2	
	神経心理学(神経・生理心理学Ⅱ)	2	医学概論(人体の構造と機能及び疾病)	2	精神保健福祉援助演習(基礎)	2	
	社会心理学(社会・集団・家族心理学Ⅰ)	2	医学知識	2	精神保健福祉援助演習Ⅰ	2	
	家族心理学(社会・集団・家族心理学Ⅱ)	2	社会学	2	精神保健福祉援助演習Ⅱ	2	
	発達心理学	2	社会学と社会システム	2	精神保健福祉援助演習Ⅲ	2	
	障害者・障害児心理学	2	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2	精神保健福祉援助実習指導	6	
	司法・犯罪心理学	2	社会福祉の原理と政策Ⅱ	2	精神保健福祉援助実習	7	
	産業・組織心理学	2	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	社会福祉学(応用)	2	
	臨床心理学概論	②	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	精神保健福祉学(応用)	2	
	ポジティブ心理学	2	社会保障論Ⅰ	2	就業力特別演習	1	
	モチベーション心理学	2	社会保障論Ⅱ	2	専門演習Ⅰ	②	
	心理的アセスメント	2	障害者福祉	2	専門演習Ⅱ	②	
			権利擁護と成年後見制度	2	卒業研究	④	
	外国人留学生科目	日本語	2	現代日本の文化	2		

備考

- 1 表中○数字の単位は、必修科目の単位数を示す。
- 2 学則第46条第3項に規定する124単位以上は、別掲の卒業要件に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。
- 3 外国人留学生にあっては、別掲の卒業要件に掲げる「全学共通科目」とあるのは、「全学共通科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

生涯スポーツ学部スポーツ教育学科 及び 教育文化学部芸術学科 教科及び教職に関する科目一覧表

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	中学校教諭 1種免許状		高等学校教諭 1種免許状	
			保健 体育	美術	保健 体育	美術
する 科 目 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	保健体育科教育法Ⅰ（※1）	②	/	②	/
		保健体育科教育法Ⅱ（※1）	②		②	
		保健体育科教育法Ⅲ（※1）	②		②	
		保健体育科教育法Ⅳ（※1）	②		2	
		美術科教育法Ⅰ（※2）		②		②
		美術科教育法Ⅱ（※2）		②		②
		美術科教育法Ⅲ（※2）		②		②
		美術科教育法Ⅳ（※2）		②		2
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	②	②	②	②
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	②	②	②	②
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育経営学	②	②	②	②
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	②	②	②	②
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別の教育的ニーズ論	②	②	②	②
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	②	②	②	②
関 連 す る 科 目 道 徳 、 総 合 的 な 学 習 の 指 導 、 生 徒 指 導 、 教 育 相 談 等 の 指 導	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	②	②	/	/
	総合的な学習の時間の指導法 ※中学校のみ	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	②	②	②	②
	総合的な探究の時間の指導法 ※高等学校のみ					
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術	教育方法論（ICT活用の理論と方法を含む）	②	②	②	②
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論（進路指導を含む）	②	②	②	②
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論（カウンセリングを含む）	②	②	②	②	
る 科 目 実 践 に 関 す る 科 目	教育実習	教育実習事前指導	①	①	①	①
		教育実習事後指導	①	①	①	①
		教育実習Ⅰ	④	④	4*	4*
		教育実習Ⅱ	/	/	2*	2*
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	②	②	②	②
大学が独自に設定する科目		道徳教育論	/	/	2	2

備考

- 1 表中の○数字は必修科目の単位数を、\*印は選択必修科目の単位数を示す。
- 2 履修方法、その他必要な事項については、北翔大学教職課程履修規程の定めによる。
- 3 (※1):生涯スポーツ学部スポーツ教育学科対象科目
- 4 (※2):教育文化学部芸術学科対象科目

## 4) 2024年度教育課程表

### [生涯スポーツ学部]

生涯スポーツ学部 全学共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
導入科目											
基礎教育セミナーⅠ	演習	①								担当教員	スポーツ教育学科
											担当教員
基礎教育セミナーⅡ	演習	①								担当教員	スポーツ教育学科
											担当教員
基礎科目											
日本語表現	講義	①								小杉直美	
										梶晴美	
										小坂守孝	
										二宮孝行	
										村松幹男	
										高橋さおり	
										石原深雪	
										福田信一	
数学入門	講義	①							松澤衛		
											竹内雅明
											三浦公裕
											山本敬三
											荒川巖
											佐々木雅史
											佐藤克之
											山下薫
情報機器操作Ⅰ	演習	②							槇洋一	スポーツ教育学科	
									森夏節	健康福祉学科	
									大関慎		
情報機器操作Ⅱ	演習	②							大関慎	スポーツ教育学科	
									槇洋一	健康福祉学科	
									森夏節		
										大関慎	
健康体育(実技を含む)	講義・実技						2	小峯秋二	スポーツ教育学科		
			2					山田亮	健康福祉学科		
英語コミュニケーションⅠ	演習	②							C.B.サイモンズ	スポーツ教育学科	
										アレックス グレイグ	健康福祉学科

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
<b>外国語科目</b>											
英語コミュニケーションⅡ	演習		2							C.B.サイモンズ アレックス グレイグ	スポーツ教育学科 健康福祉学科
英語 (中級)	講義		2							竹内典彦	
英語 (上級)	講義			2						竹内典彦	
韓国語	講義		2							田光子 千永柱	
中国語	講義		2							田恩蘋	
ドイツ語	講義		2							菊地達夫	
フランス語	講義		2							ニコラ ジェゴンデ	
スペイン語	講義		2							ヘレナ フォルトウナート	
<b>教養科目</b>											
現代生活と政治・経済	講義		2							神守一志 李 敖	
現代生活と法律	講義		2							山本完自	
現代生活と福祉	講義		2							川端里香	
現代生活と芸術	講義		2							岡元敦司 湯浅大吾	
現代生活と教育	講義		2							杉浦勉 山田潮	
現代生活と心と体	講義			2						杉岡品子	学則に則った遠隔授業
現代生活と物理	講義			2						小田研 松澤衛	学則に則った遠隔授業
現代生活と地球	講義			2						横山光	
現代生活と環境科学	講義			2						佐々木浩子	
北海道の文化	講義			2						舟山直治	
日本国憲法	講義			2						田中健太郎 山本完自	スポーツ教育学科 健康福祉学科
情報社会及び情報倫理	講義		2							小杉直美	
情報処理 (中級)	演習				2					松澤衛 小杉直美	
情報処理 (上級)	演習					2				松澤衛	
<b>就業力養成科目</b>											
キャリアデザインⅠ	講義	①								永井秀岳	
キャリアデザインⅡ	演習		①							杉浦智光 永井秀岳 樋原智恵 本村規子	
キャリアデザインⅢ	演習			①						杉浦智光 永井秀岳 樋原智恵 本村規子	
キャリア演習Ⅰ	演習				①					杉浦智光 永井秀岳 樋原智恵 本村規子	

生涯スポーツ学部 全学共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考	
		1年次		2年次		3年次		4年次				
		前	後	前	後	前	後	前	後			
キャリア演習Ⅱ	講義・演習							①		永井秀岳		
キャリア演習Ⅲ	演習								1	本村規子		
キャリア演習Ⅳ	講義・演習									1	永井秀岳	
就業力特別講義Ⅰ	講義			1						松澤 衛	選択必修科目	
										小峯 秋二		
										竹内 雅明		
										山田 潮		
										荒川 巖		
										佐々木 雅史		
										佐藤 克之		
								山下 薫				
就業力特別講義Ⅱ	講義・演習				1				荒川 巖	選択必修科目		
インターンシップ	実習					← 2 →			飯田 昭人	集中講義		
外国人留学生科目												
日 本 語	講義	2								田 光 子	集中講義	
現 代 日 本 の 文 化	講義		2							菊 地 達 夫	集中講義	

生涯スポーツ学部 スポーツ教育学科 発展科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
<b>心身・健康に関する科目群</b>											
心 理 学 概 論	講義	2								澤 聡 一	健康福祉学科・ 心理カウンセリング学科 専門科目
発 達 心 理 学	講義	2								新 川 貴 紀	心理カウンセリング学科 専門科目
人 間 関 係 の 心 理 学	講義		2							入 江 智 也	学則に則った遠隔授業 心理カウンセリング学科 専門科目
乳 幼 児 心 理 学	講義		2							新 川 貴 紀	心理カウンセリング学科 専門科目
福 祉 心 理 学	講義		2							佐 藤 至 英	健康福祉学科・ 心理カウンセリング学科 専門科目
育 児 支 援 の 心 理 学	講義			2						風 間 雅 江	心理カウンセリング学科 専門科目
モ チ ベ ー シ ョ ン 心 理 学	講義			2						佐 藤 至 英	心理カウンセリング学科 専門科目
司 法 ・ 犯 罪 心 理 学	講義				2					飯 田 昭 人	心理カウンセリング学科 専門科目
ス ク ー ル カ ウ ン セ リ ン グ	講義						2			新 川 貴 紀	心理カウンセリング学科 専門科目
<b>社会と生活に関する科目群</b>											
高 齢 社 会 の 街 づ く り	講義					2				佐 藤 克 之	健康福祉学科 専門科目
高 齢 者 福 祉	講義		2							吉 田 修 大	健康福祉学科 専門科目
生 活 の 中 の 介 護 福 祉	講義	2								福 島 義 典	健康福祉学科 専門科目
青 少 年 学 習 コ ー チ ン グ 論	講義				2					佐 々 木 邦 子	教育文化学部 共通科目
リ カ レ ン ト 教 育 論	講義						2			佐 々 木 邦 子	教育文化学部 共通科目
社 会 学	講義	2								松 下 守 邦	健康福祉学科・ 心理カウンセリング学科 専門科目
生 涯 学 習 支 援 論 I	講義						2			阿 部 豊	
生 涯 学 習 支 援 論 II	講義							2		阿 部 豊	
社 会 教 育 経 営 論 I	講義		2							阿 部 豊	
社 会 教 育 経 営 論 II	講義			2						阿 部 豊	
社 会 教 育 課 題 研 究	講義					2				川 森 功 偉	集中講義
社 会 教 育 実 習	講義・実習						← 2 →			川 森 功 偉	集中講義
<b>文化と芸術に関する科目群</b>											
音 楽 概 論	講義		2							岡 元 敦 司	教育学科 専門科目
音 楽 鑑 賞 法	講義			2						千 葉 圭 説	教育学科 専門科目
										岡 元 敦 司	
										坂 田 朋 優	
音 楽 史	講義			2						坂 田 朋 優	教育学科 専門科目
美 術 史	講義			2						柴 勤	芸術学科 専門科目
フ ァ ッ シ ョ ン デ ザ イン 概 論	講義	2								加 藤 万 紀	芸術学科 専門科目
										大 信 田 静 子	
イ ン テ リ ア デ ザ イン	演習	2								千 里 政 文	芸術学科 専門科目
ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イン	講義		2							千 里 政 文	芸術学科 専門科目

生涯スポーツ学部 健康福祉学科 発展科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
<b>心身・健康に関する科目群</b>											
ス ポ ー ツ 栄 養 学	講義			2						黒 田 裕 太	スポーツ教育学科 専門科目
ス ポ ー ツ マ ー ケ テ ィ ン グ	講義							2		永 谷 稔	スポーツ教育学科 専門科目
発 達 心 理 学	講義	2								新 川 貴 紀	心理カウンセリング学科 専門科目
人 間 関 係 の 心 理 学	講義		2							入 江 智 也	学則に則った遠隔授業 心理カウンセリング学科 専門科目
乳 幼 児 心 理 学	講義		2							新 川 貴 紀	心理カウンセリング学科 専門科目
育 児 支 援 の 心 理 学	講義			2						風 間 雅 江	心理カウンセリング学科 専門科目
モ チ ベ ー シ ョ ン 心 理 学	講義			2						佐 藤 至 英	心理カウンセリング学科 専門科目
司 法 ・ 犯 罪 心 理 学	講義				2					飯 田 昭 人	心理カウンセリング学科 専門科目
ス ク ー ル カ ウ ン セ リ ン グ	講義						2			新 川 貴 紀	心理カウンセリング学科 専門科目
<b>社会と生活に関する科目群</b>											
青 少 年 学 習 コ ー チ ン グ 論	講義				2					佐々木 邦子	教育文化学部 共通科目
リ カ レ ン ト 教 育 論	講義							2		佐々木 邦子	教育文化学部 共通科目
生 涯 学 習 支 援 論 I	講義							2		阿 部 豊	
生 涯 学 習 支 援 論 II	講義								2	阿 部 豊	
社 会 教 育 経 営 論 I	講義		2							阿 部 豊	
社 会 教 育 経 営 論 II	講義			2						阿 部 豊	
社 会 教 育 課 題 研 究	講義						2			川 森 功 偉	集中講義
社 会 教 育 実 習	講義・実習					← 2 →				川 森 功 偉	集中講義
<b>文化と芸術に関する科目群</b>											
音 楽 概 論	講義		2							岡 元 敦 司	教育学科 専門科目
音 楽 鑑 賞 法	講義		2							千 葉 圭 説	教育学科 専門科目
										岡 元 敦 司	
										坂 田 朋 優	
音 楽 史	講義			2						坂 田 朋 優	教育学科 専門科目
美 術 史	講義			2						柴 勤	芸術学科 専門科目
フ ァ ッ シ ョ ン デ ザ イン 概 論	講義	2								加 藤 万 紀	芸術学科 専門科目
										大 信 田 静 子	
イ ン テ リ ア デ ザ イン	演習	2								千 里 政 文	芸術学科 専門科目
ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イン	講義		2							千 里 政 文	芸術学科 専門科目

生涯スポーツ学部 学部共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
生涯スポーツ学	講義	②								川 西 正 志 増 山 尚 美 小坂井 留美	スポーツ教育学科 健康福祉学科
生涯学習概論Ⅰ	講義	2								川 森 功 偉	
生涯学習概論Ⅱ	講義		2							川 森 功 偉	
栄養と健康	講義		2							黒 田 裕 太	学則に則った遠隔授業
健康学	講義	②								小 田 史 郎	
介護予防論	講義							2		小坂井 留美 上 田 知 行 小 田 史 郎 吉 田 修 大	スポーツ教育学科 (健康福祉学科同時展開)
		2								小坂井 留美 上 田 知 行 小 田 史 郎 吉 田 修 大	健康福祉学科 (スポーツ教育学科同時展開)
認知症予防	演習				2					小 田 史 郎 小坂井 留美	一部集中講義
地域支援実習	実習					← 2 →				小坂井 留美 大 宮 真 一 川 森 功 偉 渡 部 峻 小 川 裕 美 小 西 達 也	一部集中講義
健康運動指導演習	演習			2						大 宮 真 一 増 山 尚 美	
体育原理	講義		2							近 藤 雄 一 郎	集中講義
スポーツ心理学	講義	2								吉 田 聡 美 畝 中 智 志	
スポーツ社会学	講義				2					植 田 俊	
スポーツ運動学	講義	2								廣 田 修 平	
スポーツマネジメント	講義		2							永 谷 稔	
スポーツ史	講義					2				金 誠	
生理学	講義	2								柴 田 啓 介	
運動生理学	講義		2							井 出 幸 二 郎	
就業力特別演習Ⅰ	演習					1				川 森 功 偉 黒 澤 直 子 高 田 真 吾 菊 地 はるひ 花 井 篤 子 瀧 澤 聡 吉 田 昌 弘 渡 部 峻 是 枝 亮	

Ⅲ  
学  
習

生涯スポーツ学部 学部共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
就 業 力 特 別 演 習 II	演習							1		川 森 功 偉	
										小坂井 留美	
										立 田 祐 子	
										久 野 真知子	
										森 靖 明	
就 業 力 特 別 演 習 III	演習							1		井 出 幸二郎	
										大 宮 真 一	
										高 田 真 吾	
										吉 田 昌 弘	
										黒 田 裕 太	
										山 本 敬 三	
								吉 田 竜 平			

スポーツ教育学科 学科専門科目 コース共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
ス ポ ー ツ 教 育 学 概 論	講義	②								廣 田 修 平	
										上 田 知 行	
										大 宮 真 一	
										菊 地 はるひ	
										坂 谷 充	
										高 田 真 吾	
										竹 田 唯 史	
										永 谷 稔	
										松 井 由紀夫	
										森 靖 明	
基 礎 解 剖 学	講義	2								高 田 真 吾	学則に則った遠隔授業 健康福祉学科同時展開
機 能 解 剖 学	講義		2							吉 田 真 一	学則に則った遠隔授業 健康福祉学科同時展開
体 力 測 定 評 価	講義			2						瀧 澤 一 騎	健康福祉学科同時展開
										上 田 知 行	
体 力 測 定 評 価 演 習	演習				2					上 田 知 行	健康福祉学科同時展開 一部集中講義
										井 出 幸二郎	
										高 田 真 吾	
										小 西 達 也	
ト レ ー ニ ン グ 論	講義		2							山 本 敏 美	健康福祉学科同時展開
ト レ ー ニ ン グ 演 習	演習			2						井 出 幸二郎	健康福祉学科同時展開
										上 田 知 行	
										藤 原 信 介	
									松 田 光 史		

スポーツ教育学科 学科専門科目 コース共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
スポーツ・バイオメカニクス	講義			2						山本敬三	健康福祉学科同時展開
バイオメカニクス演習	演習				2					山本敬三	
生活習慣病概論	講義			2						沖田孝一	健康福祉学科同時展開
スポーツ医学基礎	講義			2						杉岡品子 永谷稔 吉田昌弘	学則に則った遠隔授業 健康福祉学科同時展開
スポーツ内科学	講義					2				沖田孝一	健康福祉学科同時展開
衛生学及び公衆衛生学	講義					2				佐々木浩子	
救急処置	講義			2						吉田真 沖田孝一 羽賀将衛	健康福祉学科同時展開
スポーツ整形外科学	講義			2						渡邊耕太 廣瀬聡明 小林拓馬 吉田昌弘	健康福祉学科同時展開 集中講義
運動処方演習	演習							2		上田知行 沖田孝一 小坂井留美	健康福祉学科同時展開
スポーツ栄養学	講義			2						黒田裕太	発展科目
スポーツマーケティング	講義							2		永谷稔	発展科目
メンタルトレーニング演習	演習					2				吉田聡美	
ジュニアスポーツ論	講義							2		大宮真一	健康福祉学科同時展開
コーチ学	講義	2								大宮真一 畝中智志 竹内雅明	健康福祉学科同時展開
障がい者スポーツ論	講義					2				梶晴美	健康福祉学科同時展開
レジャー・レクリエーション論	講義			2						坂谷充	健康福祉学科同時展開
野外教育実習	講義・実習			2						坂谷充 今竜一 小泉真希	一部集中講義 学外実習
野外教育指導演習	演習					2				坂谷充 長江集子 安原政志	一部集中講義
雪上活動実習	講義・実習			1						坂谷充 小泉真希 安原政志	一部集中講義 学外実習
生涯スポーツ（水泳・水中運動）	実技	1								花井篤子 稲山敬太 高屋敷亨子 中村恵	選択必修科目
生涯スポーツ（陸上競技）	実技	1								大宮真一 北風沙織 仁井有介	選択必修科目 健康福祉学科同時展開
生涯スポーツ（冬季スポーツ）	実技			1						竹田唯史 小田史郎	選択必修科目 一部集中講義

Ⅲ  
学  
習

スポーツ教育学科 学科専門科目 コース共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
生涯スポーツ（エアロビック）	実技	1								是 枝 亮	選択必修科目 健康福祉学科同時展開
生涯スポーツ（バドミントン）	実技	1								竹 内 雅 明 三 上 裕 司	選択必修科目
生涯スポーツ（野球・ソフトボール）	実技				1					渡 部 峻	選択必修科目
生涯スポーツ（バレーボール）	実技		1							永 谷 稔 長 尾 明 也	選択必修科目 健康福祉学科同時展開
生涯スポーツ（バスケットボール）	実技		1							畝 中 智 志 横 山 茜 理	選択必修科目 健康福祉学科同時展開
生涯スポーツ（テニス）	実技			1						黒 田 裕 太 小 峯 秋 二	選択必修科目 健康福祉学科同時展開
生涯スポーツ指導演習（サッカー）	演習				2					多 賀 健	健康福祉学科同時展開
生涯スポーツ指導演習（体づくり運動）	演習				2					増 山 尚 美 作 田 文 子	
生涯スポーツ指導演習（ダンス）	演習					2				増 山 尚 美 長谷川 由 樹	
生涯スポーツ指導演習（武道）	演習					2				小 山 尋 明 菘 島 崇	
生涯スポーツ（障がい者スポーツ）	実技							1		松 井 由 紀 夫 齊 藤 雄 大	健康福祉学科同時展開
生涯スポーツ指導演習（陸上競技）	演習				1					大 宮 真 一 田 川 芳 紀	
生涯スポーツ指導演習（バスケットボール）	演習				1					横 山 茜 理 畝 中 智 志	
生涯スポーツ指導演習（バレーボール）	演習					1				長 尾 明 也	
生涯スポーツ指導演習（器械運動）	演習			2						廣 田 修 平 松 本 裕 也	
生涯スポーツ指導演習（エアロビック）	演習			2						菊 地 はるひ 是 枝 亮	健康福祉学科同時展開
生涯スポーツ指導演習（水泳・水中運動）	演習				2					花 井 篤 子 高屋敷 亨 子	健康福祉学科同時展開
専 門 演 習 I	演習				②					担 当 教 員	集中講義
専 門 演 習 II	演習					②				担 当 教 員	集中講義
専 門 演 習 III	演習						②			担 当 教 員	集中講義
卒 業 研 究	演習							②		担 当 教 員	集中講義

スポーツ教育学科 学科専門科目 スポーツ教育コース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
ス ポ ー ツ 教 育 学	講義								②	竹 田 唯 史	学則に則った遠隔授業
ス ポ ー ツ 教 育 演 習 A	演習					2				森 浩 之	
ス ポ ー ツ 教 育 演 習 B	演習							2		今 竜 一	
学 校 教 育 研 究 A	演習					2				川 瀬 雅 之	
学 校 教 育 研 究 B	演習							2		渡 部 峻	
学 校 保 健	講義		2							杉 岡 品 子	
保 健 体 育 科 内 容 構 成 論	講義							2		佐 藤 亮 平	集中講義
特 別 支 援 教 育 総 論	講義・演習	2								立 田 祐 子	
										瀧 澤 聡	
										松 井 由 紀 夫	
										石 塚 誠 之	
										小 原 直 哉	
										上 林 宏 文	
佐 藤 至 英											
知 的 障 害 者 の 心 理 ・ 生 理 ・ 病 理	講義・演習	2								石 塚 誠 之	
										佐 藤 至 英	
肢 体 不 自 由 者 の 心 理 ・ 生 理 ・ 病 理	講義	2								松 井 由 紀 夫	
										皆 川 悦 子	
病 弱 者 の 心 理 ・ 生 理 ・ 病 理	講義		2							福 井 一 之	
知 的 障 害 教 育 I	講義			2						立 田 祐 子	
知 的 障 害 教 育 II	講義						2			立 田 祐 子	
肢 体 不 自 由 教 育 I	講義			2						松 井 由 紀 夫	
肢 体 不 自 由 教 育 II	講義						2			上 林 宏 文	
病 弱 教 育	講義			2						高 橋 和 明	
視 覚 ・ 聴 覚 障 害 者 の 心 理 ・ 生 理 ・ 病 理	講義							1		佐 藤 至 英	
										小 原 直 哉	
視 覚 ・ 聴 覚 障 害 者 の 教 育 課 程 及 び 指 導 法	講義							1		小 原 直 哉	
										佐 藤 至 英	
重 複 障 害 者 の 心 理 ・ 生 理 ・ 病 理	講義・演習					1				上 林 宏 文	
重 複 障 害 者 の 教 育 課 程 及 び 指 導 法	講義・演習					1				小 原 直 哉	
発 達 障 害 者 等 の 心 理 ・ 生 理 ・ 病 理	講義・演習			1						瀧 澤 聡	
発 達 障 害 者 等 の 教 育 課 程 及 び 指 導 法	講義			1						瀧 澤 聡	
特 別 支 援 教 育 実 習 事 前 指 導	講義・演習							1		松 井 由 紀 夫	
										瀧 澤 聡	
										立 田 祐 子	
特 別 支 援 教 育 実 習 事 後 指 導	講義・演習							1		松 井 由 紀 夫	集中講義
										瀧 澤 聡	
										立 田 祐 子	
特 別 支 援 教 育 実 習	実習							2	2	松 井 由 紀 夫	集中講義
										瀧 澤 聡	
										立 田 祐 子	

Ⅲ  
学  
習

スポーツ教育学科 学科専門科目 スポーツトレーナーコース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
健康産業施設実習	実習								2	上田知行 高田真吾	健康福祉学科同時展開 一部集中講義
中高年スポーツ論	講義			②						上田知行	健康福祉学科同時展開
テーピング演習	演習		2							木田貴英	
スポーツ解剖学	講義		2							吉田真 榊善成	
臨床スポーツ医学	講義			2						渡邊耕太 廣瀬聡明 小林拓馬 吉田昌弘	集中講義
運動処方	講義				2					小田史郎	健康福祉学科同時展開
スポーツ外傷・障害の評価理論	講義		2							吉田真 吉田昌弘	
スポーツ外傷・障害の評価演習	演習			2						榊善成 松田光史 綿谷美佐子	
コンディショニング理論	講義				2					吉田真 吉田昌弘	
コンディショニング演習	演習					2				鎌倉一	
アスレティックトレーナー概論	講義		②							吉田真	
アスレティックリハビリテーション理論	講義			2						吉田昌弘	
アスレティックリハビリテーション演習Ⅰ	演習				2					吉田昌弘 池田祐真 戸田創	
アスレティックリハビリテーション演習Ⅱ	演習					2				吉田昌弘 伊藤雄 河合誠	
アスレティックトレーニング指導実習	実習							← 4 →		吉田真 吉田昌弘	集中講義

スポーツ教育学科 学科専門科目 競技スポーツコース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
競技スポーツ論	講義			②						菊地はるひ 畝中智志 大宮真一 竹内雅明 永谷稔 廣田修平 横山茜理 渡部峻	健康福祉学科同時展開
アスリート論	講義				②					横山茜理	健康福祉学科同時展開
コーチング論	講義				②					菊地はるひ	健康福祉学科同時展開
スポーツの戦術・戦略論	講義					2				渡部峻	健康福祉学科同時展開
アスリートを取り巻く環境	講義				2					永谷稔	健康福祉学科同時展開

スポーツ教育学科 学科専門科目 競技スポーツコース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
競技スポーツコーチング演習Ⅰ	演習							2		畝 中 智 志	健康福祉学科同時展開 集中講義
										大 宮 真 一	
										菊 地 はるひ	
										小 峯 秋 二	
										竹 内 雅 明	
										永 谷 稔	
										廣 田 修 平	
										横 山 茜 理 渡 部 峻	
競技スポーツコーチング演習Ⅱ	演習							2		畝 中 智 志	健康福祉学科同時展開 集中講義
										大 宮 真 一	
										菊 地 はるひ	
										小 峯 秋 二	
										竹 内 雅 明	
										永 谷 稔	
										廣 田 修 平	
										横 山 茜 理 渡 部 峻	

Ⅲ  
学  
習

生涯スポーツ学部 スポーツ教育学科 教科及び教職に関する科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
保健体育科教育法Ⅰ	講義		②							今 竜 一	
保健体育科教育法Ⅱ	講義			②						竹 田 唯 史	
保健体育科教育法Ⅲ	講義			②						今 竜 一	
保健体育科教育法Ⅳ	講義					②				森 靖 明	
										小 峯 秋 二	
										今 竜 一	
教育原理	講義	②								小 山 誠 南	
教職概論	講義	②								川 瀬 雅 之	
教育経営学	講義				②					川 瀬 雅 之	
教育心理学	講義	②								西 塚 拓 海	
特別の教育的ニーズ論	講義		②							瀧 澤 聡	
教育課程論	講義				②					神 守 一 志	教育学科(音)同時展開
道徳教育論	講義				②					高 橋 さおり	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	講義			②						川 瀬 雅 之	
										飯 塚 正 樹	
教育方法論 (ICT活用の理論と方法を含む)	講義					②				神 守 一 志	
										二 宮 孝 行	
生徒指導論 (進路指導を含む)	講義		②							田 川 芳 紀	
教育相談論 (カウンセリングを含む)	講義			②						杉 岡 品 子	
教育実習事前指導	講義					①				森 靖 明	
										川 瀬 雅 之	
										小 峯 秋 二	
										今 竜 一	
										立 田 祐 子	
										松 井 由 紀 夫	
										田 川 芳 紀	
								森 浩 之			
教育実習事後指導	講義							①		森 靖 明	一部集中講義
										川 瀬 雅 之	
										今 竜 一	
										瀧 澤 聡	
教育実習Ⅰ	実習						4	4		森 靖 明	集中講義
										川 瀬 雅 之	
										今 竜 一	
教育実習Ⅱ	実習						2	2		森 靖 明	集中講義
										川 瀬 雅 之	
										今 竜 一	
教職実践演習(中・高)	講義・演習								②	今 竜 一	
										川 瀬 雅 之	
										瀧 澤 聡	
										松 井 由 紀 夫	

健康福祉学科 学科専門科目 コース共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
健康福祉学概論	講義	②								吉田修大 小田史郎 川森功偉	
ジュニアスポーツ論	講義					2				大宮真一	スポーツ教育学科同時展開
中高年スポーツ論	講義					2				上田知行	スポーツ教育学科同時展開
障がい者スポーツ論	講義					2				梶晴美	スポーツ教育学科同時展開
生涯スポーツ(障がい者スポーツ)	実技							1		松井由紀夫 齊藤雄大	スポーツ教育学科同時展開
生涯スポーツ指導演習(水泳・水中運動)	演習				2					花井篤子 高屋敷亨子	スポーツ教育学科同時展開
運動処方	講義				2					小田史郎	スポーツ教育学科同時展開
体力測定評価演習	演習				2					上田知行 井出幸二郎 高田真吾 小西達也 瀧澤一騎	スポーツ教育学科同時展開 一部集中講義
健康トレーニング実践演習	演習		2							山本敏美	
健康福祉専門職演習Ⅰ	演習						2			吉田竜平	
健康福祉専門職演習Ⅱ	演習							2		久野真知子	
介護の基本Ⅰ	講義・演習	2								本間美幸 浅野美奈子 田中美雪 橋本抄苗	
介護の基本Ⅱ	講義・演習	2								高橋銀司	
生活支援技術	講義・演習		2							本間美幸 相沢和臣 五十嵐あけみ 五十嵐修平	一部集中講義
介護を必要とする人の理解	講義・演習	2								梅村圭 白川由美 瀬藤真理子	
社会学	講義	2								松下守邦	心理カウンセリング学科同時展開 発展科目
高齢社会の街づくり	講義					2				佐藤克之	発展科目
生活学概論	講義			2						鍋島ゆかり	
生活の中の介護福祉	講義	2								福島義典	発展科目
障害のある人の理解	講義		2							梶晴美	
リハビリテーション論	講義					2				木村侑 小玉武志	集中講義
レクリエーション実技	実技		1							笹木笑子	
医学概論	講義	2								政氏伸夫	心理カウンセリング学科同時展開
医学知識	講義		2							政氏伸夫	心理カウンセリング学科同時展開
老年医学	講義			2						政氏伸夫	
精神保健	講義	2								杉岡品子	学則に則った遠隔授業
認知症論	講義			2						竹田千春	
認知症ケア論	講義				2					岩本栄行	

Ⅲ  
学  
習

健康福祉学科 学科専門科目 コース共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
心 理 学 概 論	講義	2								澤 聡 一	心理カウンセリング学科同時展開 発展科目
福 祉 心 理 学	講義		2							佐 藤 至 英	心理カウンセリング学科同時展開 発展科目
高 齢 者 心 理 学	講義			2						田 辺 毅 彦	心理カウンセリング学科同時展開
高 齢 者 福 祉	講義		2							吉 田 修 大	発展科目
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	講義	2								吉 田 竜 平	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	講義		2							久 野 真 知 子	
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 Ⅰ	演習			2						吉 田 竜 平	
社 会 保 障 論 Ⅰ	講義			2						高 波 千 代 子	
地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	講義					2				勝 又 健 太	心理カウンセリング学科同時展開
専 門 演 習 Ⅰ	演習					②				担 当 教 員	集中講義
専 門 演 習 Ⅱ	演習							②		担 当 教 員	集中講義
専 門 演 習 Ⅲ	演習								②	担 当 教 員	集中講義
専 門 演 習 Ⅳ	演習								①	担 当 教 員	集中講義
卒 業 研 究	演習								2	担 当 教 員	集中講義

健康福祉学科 学科専門科目 スポーツ健康コース共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
健康運動実践論	講義		②							小田史郎 新開谷 深	
基礎解剖学	講義	2								高田真吾	学則に則った遠隔授業 スポーツ教育学科同時展開
生活習慣病概論	講義			2						沖田孝一	スポーツ教育学科同時展開
スポーツ医学基礎	講義			2						杉岡品子 永谷 稔 吉田昌弘	学則に則った遠隔授業 スポーツ教育学科同時展開
スポーツ内科学	講義					2				沖田孝一	スポーツ教育学科同時展開
スポーツ整形外科学	講義			2						渡邊耕太 廣瀬聰明 小林拓馬 吉田昌弘	スポーツ教育学科同時展開 集中講義
スポーツ・バイオメカニクス	講義			2						山本敬三	スポーツ教育学科同時展開
コーチ学	講義	2								大宮真一 畝中智志 竹内雅明	スポーツ教育学科同時展開
トレーニング論	講義	2								山本敏美	スポーツ教育学科同時展開
トレーニング演習	演習			2						井出幸二郎 上田知行 藤原信介 松田光史	スポーツ教育学科同時展開
レジャー・レクリエーション論	講義	2								坂谷 充	スポーツ教育学科同時展開
生涯スポーツ（陸上競技）	実技	1								大宮真一 北風沙織 仁井有介	スポーツ教育学科同時展開
生涯スポーツ（バレーボール）	実技	1								永谷 稔 長尾明也	スポーツ教育学科同時展開
生涯スポーツ（バスケットボール）	実技	1								畝中智志 横山茜理	スポーツ教育学科同時展開
生涯スポーツ（テニス）	実技			1						黒田裕太 小峯秋二	スポーツ教育学科同時展開
生涯スポーツ（ニュースポーツ）	実技				①					小西達也	一部集中講義
生涯スポーツ（エアロビック）	実技	1								是枝 亮	スポーツ教育学科同時展開
生涯スポーツ指導演習（エアロビック）	演習			2						菊地 はるひ 是枝 亮	スポーツ教育学科同時展開
生涯スポーツ指導演習（サッカー）	演習				2					多賀 健	スポーツ教育学科同時展開
競技スポーツ論	講義			2						菊地 はるひ 畝中智志 大宮真一 竹内雅明 永谷 稔 廣田修平 横山茜理 渡部 峻	スポーツ教育学科同時展開
アスリート論	講義			2						横山茜理	スポーツ教育学科同時展開

健康福祉学科 学科専門科目 スポーツ健康コース共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
コ ー チ ン グ 論	講義			2						菊 地 はるひ	スポーツ教育学科同時展開
ス ポ ー ツ の 戦 術 ・ 戦 略 論	講義					2				渡 部 峻	スポーツ教育学科同時展開
アスリートを取り巻く環境	講義				2					永 谷 稔	スポーツ教育学科同時展開
競技スポーツコーチング演習Ⅰ	演習					2				畝 中 智 志	スポーツ教育学科同時展開 集中講義
										大 宮 真 一	
										菊 地 はるひ	
										小 峯 秋 二	
										竹 内 雅 明	
										永 谷 稔	
										廣 田 修 平	
										横 山 茜 理 渡 部 峻	
競技スポーツコーチング演習Ⅱ	演習							2		畝 中 智 志	スポーツ教育学科同時展開 集中講義
										大 宮 真 一	
										菊 地 はるひ	
										小 峯 秋 二	
										竹 内 雅 明	
										永 谷 稔	
										廣 田 修 平	
										横 山 茜 理 渡 部 峻	
救 急 処 置	講義			2						吉 田 真	スポーツ教育学科同時展開
										沖 田 孝 一	
										羽 賀 将 衛	
運 動 処 方 演 習	演習							2		上 田 知 行	スポーツ教育学科同時展開
										沖 田 孝 一	
										小 坂 井 留 美	
体 力 測 定 評 価	講義			2						瀧 澤 一 騎	スポーツ教育学科同時展開
										上 田 知 行	
健 康 産 業 施 設 実 習	実習							2		上 田 知 行	スポーツ教育学科同時展開 一部集中講義
										高 田 真 吾	
介 護 予 防 実 践 演 習	演習	2								小 田 史 郎	集中講義
										川 森 功 偉	
										小 坂 井 留 美	
										杉 岡 品 子	

健康福祉学科 学科専門科目 社会福祉コース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数				教 員 名	備 考	
		1年次	2年次	3年次	4年次			
		前 後	前 後	前 後	前 後			
ソーシャルワーク入門Ⅰ	講義	②					吉田修大 黒澤直子 久野真知子 吉田竜平	
ソーシャルワーク入門Ⅱ	講義	②					吉田修大 黒澤直子 久野真知子 吉田竜平	
ボランティア実践	講義		2				吉田修大	一部集中講義
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	講義	2					片山寛信	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	講義		2				芦崎祐公	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	講義			2			大友芳恵	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	講義				2		黒澤直子	
児童・家庭福祉	講義	2					小松留美子	
障害者福祉	講義		2				近藤尚也	心理カウンセリング学科同時展開
社会保障論Ⅱ	講義			2			高波千代子	
公的扶助論	講義			2			桑原康彦	
社会福祉調査の基礎	講義			2			森下義亜	心理カウンセリング学科同時展開
地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	講義				2		宮本雅央	心理カウンセリング学科同時展開
医療福祉論	講義				2		黒澤直子	
権利擁護と成年後見制度	講義				2		成田騎信	心理カウンセリング学科同時展開
司法福祉論	講義				2		二階堂 恵	心理カウンセリング学科同時展開
社会学と社会システム	講義					2	森下義亜	
福祉サービスの組織と経営	講義				2		芦崎祐公	
社会福祉の原理と政策Ⅰ	講義					2	伊藤新一郎	心理カウンセリング学科同時展開 集中講義
社会福祉の原理と政策Ⅱ	講義					2	吉田竜平	心理カウンセリング学科同時展開
ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習			2			黒澤直子	
ソーシャルワーク演習Ⅲ	演習				2		高野和美	
ソーシャルワーク演習Ⅳ	演習				2		高野和美	
ソーシャルワーク演習Ⅴ	演習					2	高野和美	
ソーシャルワーク演習Ⅵ	演習					2	久野真知子	
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	演習			2			黒澤直子 久野真知子 吉田竜平	
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	演習				←4→		黒澤直子 久野真知子 吉田竜平	
ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	演習					←2→	黒澤直子 久野真知子 吉田竜平	
ソーシャルワーク実習Ⅰ	実習				←6→		黒澤直子 久野真知子 吉田竜平	学外実習 集中講義

健康福祉学科 学科専門科目 社会福祉コース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
ソーシャルワーク実習Ⅱ	実習								←2→	黒澤直子 久野真知子 吉田竜平	学外実習 集中講義
福祉実践実習	実習								←2→	黒澤直子	一部集中講義

# [教育文化学部]

教育文化学部 全学共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考	
		1年次		2年次		3年次		4年次				
		前	後	前	後	前	後	前	後			
<b>導入科目</b>												
基礎教育セミナーⅠ	演習	①									担当教員	
基礎教育セミナーⅡ	演習		①								担当教員	
<b>基礎科目</b>												
日本語表現	講義	①									小杉直美	
											梶晴美	
											小坂守孝	
											二宮孝行	
											村松幹男	
											高橋さおり	
											石原深雪	
数学入門	講義	①									松澤衛	
											竹内雅明	
											三浦公裕	
											山本敬三	
											荒川巖	
											佐々木雅史	
											佐藤克之	
情報機器操作Ⅰ	演習	②									小杉直美	教育学科
											松澤衛	芸術学科
											森夏節	心理カウンセリング学科
情報機器操作Ⅱ	演習	②									小杉直美	教育学科
											松澤衛	芸術学科
											大関慎	心理カウンセリング学科
健康体育（実技を含む）	講義	2									岡健吾	教育学科（初）
											岡健吾	教育学科（養）
											山田亮	教育学科（幼・音）
											山田亮	芸術学科
											山田亮	心理カウンセリング学科
英語コミュニケーションⅠ	演習	②									C.B.サイモンズ	教育学科
											C.B.サイモンズ	芸術学科
											アレックス グレイグ	心理カウンセリング学科
<b>外国語科目</b>												
英語コミュニケーションⅡ	演習	2									C.B.サイモンズ	教育学科
											C.B.サイモンズ	芸術学科
											アレックス グレイグ	心理カウンセリング学科
英語（中級）	講義			2						竹内典彦		
英語（上級）	講義				2					竹内典彦		
韓国語	講義				2						田光子	
											千永柱	
中国語	講義			2							田恩蘋	
ドイツ語	講義			2							菊地達夫	

Ⅲ  
学  
習

教育文化学部 全学共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
フランス語	講義			2						ニコラ ジェゴンデ	
スペイン語	講義			2						ヘレナ フォルトウナート	
教養科目											
現代生活と政治・経済	講義			2						神 守 一 志 李 敖	
現代生活と法律	講義			2						山 本 完 自	
現代生活と福祉	講義			2						川 端 里 香	
現代生活と芸術	講義			2						岡 元 敦 司 湯 浅 大 吾	
現代生活と教育	講義			2						杉 浦 勉 山 田 潮	
現代生活と心と体	講義				2					杉 岡 品 子	学則に則った遠隔授業
現代生活と物理	講義				2					小 田 研 松 澤 衛	学則に則った遠隔授業
現代生活と地球	講義				2					横 山 光	
現代生活と環境科学	講義				2					佐々木 浩 子	
北海道の文化	講義				2					舟 山 直 治	
日本国憲法	講義				2					河 森 計 二 山 本 完 自 河 森 計 二	教育学科 芸術学科 心理カウンセリング学科
情報社会及び情報倫理	講義			2						小 杉 直 美	
情報処理（中級）	演習					2				松 澤 衛 小 杉 直 美	
情報処理（上級）	演習						2			松 澤 衛	
就業力養成科目											
キャリアデザインⅠ	講義	①								永 井 秀 岳	
キャリアデザインⅡ	演習		①							杉 浦 智 光 永 井 秀 岳 樋 原 智 恵 本 村 規 子	
キャリアデザインⅢ	演習			①						杉 浦 智 光 永 井 秀 岳 樋 原 智 恵 本 村 規 子	
キャリア演習Ⅰ	演習				①					杉 浦 智 光 永 井 秀 岳 樋 原 智 恵 本 村 規 子	
キャリア演習Ⅱ	講義・演習					①				永 井 秀 岳	
キャリア演習Ⅲ	演習						1			本 村 規 子	
キャリア演習Ⅳ	講義・演習							1		永 井 秀 岳	

教育文化学部 全学共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
就 業 力 特 別 講 義 I	講義				1					松 澤 衛	選択必修科目
										小 峯 秋 二	
										竹 内 雅 明	
										山 田 潮	
										荒 川 巖	
										佐々木 雅 史	
										佐 藤 克 之	
								山 下 薫			
就 業 力 特 別 講 義 II	講義・演習				1				荒 川 巖	選択必修科目	
イ ン タ ー ン シ ッ プ	実習					← 2 →			飯 田 昭 人	集中講義	
外国人留学生科目											
日 本 語	講義	2							田 光 子	集中講義	
現 代 日 本 の 文 化	講義		2						菊 地 達 夫	集中講義	

Ⅲ  
学  
習

教育文化学部 教育学科 発展科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
<b>心身・健康に関する科目群</b>											
ス ポ ー ツ 栄 養 学	講義			2						黒 田 裕 太	スポーツ教育学科 専門科目
ス ポ ー ツ マ ー ケ テ ィ ン グ	講義							2		永 谷 稔	スポーツ教育学科 専門科目
心 理 学 概 論	講義	2								澤 聡 一	健康福祉学科・ 心理カウンセリング学科 専門科目
発 達 心 理 学	講義	2								新 川 貴 紀	心理カウンセリング学科 専門科目
人 間 関 係 の 心 理 学	講義		2							入 江 智 也	心理カウンセリング学科 専門科目 学則に則った遠隔授業
乳 幼 児 心 理 学	講義		2							新 川 貴 紀	心理カウンセリング学科 専門科目
福 祉 心 理 学	講義		2							佐 藤 至 英	健康福祉学科・ 心理カウンセリング学科 専門科目
育 児 支 援 の 心 理 学	講義			2						風 間 雅 江	心理カウンセリング学科 専門科目
モ チ ベ ー シ ョ ン 心 理 学	講義			2						佐 藤 至 英	心理カウンセリング学科 専門科目
司 法 ・ 犯 罪 心 理 学	講義				2					飯 田 昭 人	心理カウンセリング学科 専門科目
ス ク ー ル カ ウ ン セ リ ン グ	講義						2			新 川 貴 紀	心理カウンセリング学科 専門科目
<b>社会と生活に関する科目群</b>											
高 齢 社 会 の 街 づ く り	講義						2			佐 藤 克 之	健康福祉学科 専門科目
高 齢 者 福 祉	講義		2							吉 田 修 大	健康福祉学科 専門科目
生 活 の 中 の 介 護 福 祉	講義	2								福 島 義 典	健康福祉学科 専門科目
社 会 学	講義	2								松 下 守 邦	健康福祉学科・ 心理カウンセリング学科 専門科目
生 涯 学 習 支 援 論 I	講義							2		阿 部 豊	
生 涯 学 習 支 援 論 II	講義								2	阿 部 豊	
社 会 教 育 経 営 論 I	講義			2						阿 部 豊	
社 会 教 育 経 営 論 II	講義				2					阿 部 豊	
社 会 教 育 課 題 研 究	講義							2		川 森 功 偉	集中講義
社 会 教 育 実 習	講義・実習								← 2 →	川 森 功 偉	集中講義
<b>文化と芸術に関する科目群</b>											
美 術 史	講義			2						柴 勤	芸術学科 専門科目
フ ァ ッ シ ョ ン デ ザ イン 概 論	講義	2								加 藤 万 紀 大信田 静子	芸術学科 専門科目
イ ン テ リ ア デ ザ イン	演習	2								千 里 政 文	芸術学科 専門科目
ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イン	講義		2							千 里 政 文	芸術学科 専門科目

教育文化学部 芸術学科 発展科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
<b>心身・健康に関する科目群</b>											
ス ポ ー ツ 栄 養 学	講義			2						黒 田 裕 太	スポーツ教育学科 専門科目
ス ポ ー ツ マ ー ケ テ ィ ン グ	講義							2		永 谷 稔	スポーツ教育学科 専門科目
心 理 学 概 論	講義	2								澤 聡 一	健康福祉学科・ 心理カウンセリング学科 専門科目
発 達 心 理 学	講義	2								新 川 貴 紀	心理カウンセリング学科 専門科目
人 間 関 係 の 心 理 学	講義		2							入 江 智 也	学則に則った遠隔授業 心理カウンセリング学科 専門科目
乳 幼 児 心 理 学	講義		2							新 川 貴 紀	心理カウンセリング学科 専門科目
福 祉 心 理 学	講義		2							佐 藤 至 英	健康福祉学科・心理カウンセリング学科 専門科目
育 児 支 援 の 心 理 学	講義		2							風 間 雅 江	心理カウンセリング学科 専門科目
モ チ ベ ー シ ョ ン 心 理 学	講義		2							佐 藤 至 英	心理カウンセリング学科 専門科目
司 法 ・ 犯 罪 心 理 学	講義			2						飯 田 昭 人	心理カウンセリング学科 専門科目
ス ク ー ル カ ウ ン セ リ ン グ	講義					2				新 川 貴 紀	心理カウンセリング学科 専門科目
<b>社会と生活に関する科目群</b>											
高 齢 社 会 の 街 づ く り	講義					2				佐 藤 克 之	健康福祉学科 専門科目
高 齢 者 福 祉	講義		2							吉 田 修 大	健康福祉学科 専門科目
生 活 の 中 の 介 護 福 祉	講義	2								福 島 義 典	健康福祉学科 専門科目
社 会 学	講義	2								松 下 守 邦	健康福祉学科・ 心理カウンセリング学科 専門科目
生 涯 学 習 支 援 論 I	講義						2			阿 部 豊	
生 涯 学 習 支 援 論 II	講義							2		阿 部 豊	
社 会 教 育 経 営 論 I	講義		2							阿 部 豊	
社 会 教 育 経 営 論 II	講義			2						阿 部 豊	
社 会 教 育 課 題 研 究	講義					2				川 森 功 偉	集中講義
社 会 教 育 実 習	講義・実習						← 2 →			川 森 功 偉	集中講義
<b>文化と芸術に関する科目群</b>											
音 楽 概 論	講義		2							岡 元 敦 司	教育学科 専門科目
音 楽 鑑 賞 法	講義		2							千 葉 圭 説	教育学科 専門科目
										岡 元 敦 司	
										坂 田 朋 優	
音 楽 史	講義			2						坂 田 朋 優	教育学科 専門科目

Ⅲ  
学  
習

教育文化学部 心理カウンセリング学科 発展科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
<b>心身・健康に関する科目群</b>											
ス ポ ー ツ 栄 養 学	講義			2						黒 田 裕 太	スポーツ教育学科 専門科目
ス ポ ー ツ マ ー ケ テ ィ ン グ	講義							2		永 谷 稔	スポーツ教育学科 専門科目
<b>社会と生活に関する科目群</b>											
高 齢 社 会 の 街 づ く り	講義					2				佐 藤 克 之	健康福祉学科 専門科目
高 齢 者 福 祉	講義		2							吉 田 修 大	健康福祉学科 専門科目
生 活 の 中 の 介 護 福 祉	講義	2								福 島 義 典	健康福祉学科 専門科目
生 涯 学 習 支 援 論 I	講義						2			阿 部 豊	
生 涯 学 習 支 援 論 II	講義							2		阿 部 豊	
社 会 教 育 経 営 論 I	講義		2							阿 部 豊	
社 会 教 育 経 営 論 II	講義			2						阿 部 豊	
社 会 教 育 課 題 研 究	講義					2				川 森 功 偉	集中講義
社 会 教 育 実 習	講義実習					← 2 →				川 森 功 偉	集中講義
<b>文化と芸術に関する科目群</b>											
音 楽 概 論	講義		2							岡 元 敦 司	教育学科 専門科目
音 楽 鑑 賞 法	講義		2							千 葉 圭 説	教育学科 専門科目
										岡 元 敦 司	
										坂 田 朋 優	
音 楽 史	講義			2						坂 田 朋 優	教育学科 専門科目
美 術 史	講義			2						柴 勤	芸術学科 専門科目
フ ァ ッ シ ョ ン デ ザ イン 概 論	講義	2								加 藤 万 紀	芸術学科 専門科目
										大 信 田 静 子	
イ ン テ リ ア デ ザ イン	演習	2								千 里 政 文	芸術学科 専門科目
ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イン	講義		2							千 里 政 文	芸術学科 専門科目

教育文化学部 学部共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数								教 員 名	備 考	
		1年次		2年次		3年次		4年次				
		前	後	前	後	前	後	前	後			
学部共通科目												
教 育 文 化 学	講義	②									風 間 雅 江	学則に則った遠隔授業
										神 守 一 志		
										林 亨		
										小 室 晴 陽		
芸 術 と 心 理 学	講義		2							飯 田 昭 人	学則に則った遠隔授業	
生 涯 学 習 概 論 I	講義	2								佐々木 邦子		
生 涯 学 習 概 論 II	講義		2							佐々木 邦子		
メ デ ィ ア デ ザ イン 概 論	講義	2								浅 井 貴 也	学則に則った遠隔授業	
										松 澤 衛		
心 理 学 的 支 援 法	講義			2						小 坂 守 孝		
青 少 年 学 習 コ ー チ ング 論	講義				2					佐々木 邦子	発展科目	
リ カ レ ン ト 教 育 論	講義						2			佐々木 邦子	発展科目	

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
学 習 コ ー チ ン グ 学 概 論	講義	2								杉 浦 勉	
専 門 演 習 I	演習				②					担 当 教 員	集中講義
専 門 演 習 II	演習					②				担 当 教 員	集中講義
卒 業 研 究	演習								←④→	担 当 教 員	集中講義
特 別 支 援 教 育 総 論	講義・演習	②								上 林 宏 文	
										石 塚 誠 之	
										小 原 直 哉	
										瀧 澤 聡	
										立 田 祐 子	
										松 井 由 紀 夫	
佐 藤 至 英											
知 的 障 害 者 の 心 理 ・ 生 理 ・ 病 理	講義・演習		2							石 塚 誠 之	
										佐 藤 至 英	
肢 体 不 自 由 者 の 心 理 ・ 生 理 ・ 病 理	講義		2							松 井 由 紀 夫	
										笹 木 美 幸	
病 弱 者 の 心 理 ・ 生 理 ・ 病 理	講義			2						福 井 一 之	
知 的 障 害 教 育 I	講義				②					小 原 直 哉	
知 的 障 害 教 育 II	講義						2			磯 貝 隆 之	
肢 体 不 自 由 教 育 I	講義			2						松 井 由 紀 夫	
										上 林 宏 文	
肢 体 不 自 由 教 育 II	講義						2			上 林 宏 文	
病 弱 教 育	講義				2					高 橋 和 明	
視 覚 ・ 聴 覚 障 害 者 の 心 理 ・ 生 理 ・ 病 理	講義				1					佐 藤 至 英	
										小 原 直 哉	
重 複 障 害 者 の 心 理 ・ 生 理 ・ 病 理	講義・演習					1				上 林 宏 文	
発 達 障 害 者 等 の 心 理 ・ 生 理 ・ 病 理	講義・演習			①						石 塚 誠 之	
視 覚 ・ 聴 覚 障 害 者 の 教 育 課 程 及 び 指 導 法	講義				1					小 原 直 哉	
										佐 藤 至 英	
重 複 障 害 者 の 教 育 課 程 及 び 指 導 法	講義・演習					1				小 原 直 哉	
発 達 障 害 者 等 の 教 育 課 程 及 び 指 導 法	講義			①						石 塚 誠 之	
特 別 支 援 教 育 実 習 事 前 指 導	講義・演習				1					小 原 直 哉	
										石 塚 誠 之	
										上 林 宏 文	
										磯 貝 隆 之	
特 別 支 援 教 育 実 習 事 後 指 導	講義・演習							1		上 林 宏 文	集中講義
										石 塚 誠 之	
										小 原 直 哉	
特 別 支 援 教 育 実 習	実習							2	2	上 林 宏 文	集中講義
										石 塚 誠 之	
										小 原 直 哉	
特 別 支 援 学 校 論 I	演習			2						小 原 直 哉	集中講義
										石 塚 誠 之	
										上 林 宏 文	
特 別 支 援 学 校 論 II	演習				2					石 塚 誠 之	集中講義
										小 原 直 哉	
										上 林 宏 文	
特 別 支 援 実 践 論 I	演習			2						石 塚 誠 之	
										小 原 直 哉	

教育学科 学科専門科目 コース共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
特 別 支 援 実 践 論 II	演習						2			小 原 直 哉	
										上 林 宏 文	
特 別 支 援 実 践 論 III	演習							2		上 林 宏 文	
										小 原 直 哉	

教育学科 学科専門科目 初等教育コース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
国語科概論（書写を含む）	講義	②								小 杉 直 美	
社会科概論	講義		②							杉 浦 勉	
算数科概論	講義	②								三 浦 公 裕	
理科概論	講義		②							横 山 光	
生活科概論	講義	②								磯 島 年 成 工 藤 ゆかり	
音楽科概論	講義		②							岡 元 敦 司	
音楽実習Ⅰ	実習	1								澤 田 悦 子 片 寄 ますみ 鈴 木 佳 代	
音楽実習Ⅱ	実習		1							澤 田 悦 子 伏 見 千悦子 片 寄 ますみ 鈴 木 佳 代	
造形美術概論	講義		②							湯 浅 大 吾	
家庭科概論	講義		②							木 下 教 子	
体育科概論	講義		②							岡 健 吾	
英語科概論	講義	②								相 馬 和 俊	集中講義
国語科指導法	講義			②						二 宮 孝 行	
国語科指導・実践演習	演習					2				二 宮 孝 行	選択必修科目
社会科指導法	講義			2						杉 浦 勉	選択必修科目
社会科指導・実践演習	演習					2				杉 浦 勉	選択必修科目
算数科指導法	講義			②						三 浦 公 裕	
算数科指導・実践演習	演習					2				三 浦 公 裕	選択必修科目
理科指導法	講義			2						横 山 光	選択必修科目
理科指導・実践演習	演習						2			横 山 光	選択必修科目
生活科指導法	講義			2						磯 島 年 成	選択必修科目
生活科指導・実践演習	演習						2			磯 島 年 成	選択必修科目
音楽科指導法	講義			2						伏 見 千悦子	選択必修科目
音楽科指導・実践演習	演習						2			伏 見 千悦子	選択必修科目
図画工作科指導法	講義				2					湯 浅 大 吾	選択必修科目
図画工作科指導・実践演習	演習						2			湯 浅 大 吾	選択必修科目
家庭科指導法	講義				2					木 下 教 子	選択必修科目
家庭科指導・実践演習	演習						2			木 下 教 子	選択必修科目
体育科指導法	講義				2					梅 村 拓 未	選択必修科目
体育科指導・実践演習	演習					2				梅 村 拓 未	選択必修科目
英語科指導法	講義			②						相 馬 和 俊	集中講義
教育原理（幼・小）	講義	②								市 原 純	教(幼)同時展開
教職概論（幼・小）	講義	②								神 守 一 志	教(幼)同時展開
教育経営学（幼・小）	講義				②					山 田 潮	教(幼)同時展開
教育心理学（幼・小）	講義		②							三 浦 公 裕	教(幼)同時展開
特別の教育的ニーズ論（幼・小）	講義・演習			②						石 塚 誠 之 上 林 宏 文	教(幼)同時展開
教育課程論（幼・小）	講義				②					杉 浦 勉	教(幼)同時展開
道徳教育論（小）	講義			②						二 宮 孝 行	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法（小）	講義			←②→						磯 島 年 成	集中講義

教育学科 学科専門科目 初等教育コース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
教育方法論 (ICT活用の理論と方法を含む)(幼・小)	講義					②				横山 光 工藤 ゆかり	教(幼)同時展開
生徒指導論 (進路指導を含む)(小)	講義			②						山田 潮	
教育相談論 (カウンセリングを含む)(幼・小)	講義			②						三浦 公裕	教(幼)同時展開
教育実習事前指導 (幼・小)	講義			1						二宮 孝行 山田 潮 湯浅 大吾 伏見 千悦子	教(幼)同時展開
教育実習事後指導 (幼・小)	講義					1				山田 潮 磯島 年成 湯浅 大吾 伏見 千悦子	教(幼)同時展開 集中講義
教育実習 (幼・小)	実習				4					山田 潮 磯島 年成 湯浅 大吾 伏見 千悦子	教(幼)同時展開 集中講義
教職実践演習 (幼・小)	演習							2		二宮 孝行 磯島 年成 伏見 千悦子 湯浅 大吾	
小学校教育研究Ⅰ	講義				②					二宮 孝行	
小学校教育研究Ⅱ	講義					2				杉浦 勉	
小学校教育研究Ⅲ	講義						2			二宮 孝行	
特別支援教育基礎演習	演習		2							石塚 誠之 小原 直哉 上林 宏文	選択必修科目 集中講義

Ⅲ  
学  
習

教育学科 学科専門科目 幼児教育コース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
幼 児 と 健 康	講義		②							岡 健 吾	
幼 児 と 人 間 関 係	講義		②							工 藤 ゆかり	
幼 児 と 環 境	講義		②							山 崎 正 明	
幼 児 と 言 葉	講義		②							小 杉 直 美	
幼 児 と 表 現	講義		②							湯 浅 大 吾 伏 見 千悦子	
音 楽 実 習 I	実習	1								伏 見 千悦子 片 寄 ますみ 鈴 木 佳 代	選択必修科目
音 楽 実 習 II	実習		1							伏 見 千悦子 片 寄 ますみ 鈴 木 佳 代	選択必修科目
保 育 内 容 総 論	演習	②								工 藤 ゆかり	
保 育 内 容 指 導 論	演習		②							工 藤 ゆかり	
保 育 内 容 ( 健 康 )	演習			②						岡 健 吾	
保 育 内 容 ( 人 間 関 係 )	演習			②						工 藤 ゆかり	
保 育 内 容 ( 環 境 )	演習			②						山 崎 正 明	
保 育 内 容 ( 言 葉 )	演習			②						伏 見 千悦子 熊 田 広 樹	一部集中講義
保 育 内 容 ( 表 現 )	演習			②						伏 見 千悦子 湯 浅 大 吾	
教 育 原 理 ( 幼 ・ 小 )	講義	②								市 原 純	教(初)同時展開
保 育 原 理	講義	②								工 藤 ゆかり	
教 職 概 論 ( 幼 ・ 小 )	講義	②								神 守 一 志	教(初)同時展開
教 育 経 営 学 ( 幼 ・ 小 )	講義				②					山 田 潮	教(初)同時展開
教 育 心 理 学 ( 幼 ・ 小 )	講義		②							三 浦 公 裕	教(初)同時展開
特 別 の 教 育 的 ニーズ 論 ( 幼 ・ 小 )	講義・演習			②						石 塚 誠 之 上 林 宏 文	教(初)同時展開
教 育 課 程 論 ( 幼 ・ 小 )	講義				②					杉 浦 勉	教(初)同時展開
教 育 方 法 論 ( ICT 活 用 の 理 論 と 方 法 を 含 む ) ( 幼 ・ 小 )	講義				②					横 山 光 工 藤 ゆかり	教(初)同時展開
こ だ も 理 解	講義				2					滝 澤 真 毅 吉 田 耕 一 郎	集中講義
こ だ も の 表 現 あ そ び	演習			2						伏 見 千悦子	選択必修科目
こ だ も の 体 育 あ そ び	演習			2						岡 健 吾	選択必修科目 集中講義
こ だ も の 言 葉 あ そ び	演習			2						山 田 克 已	選択必修科目
教 育 相 談 論 ( カウンセリング を 含 む ) ( 幼 ・ 小 )	講義				②					三 浦 公 裕	教(初)同時展開
教 育 実 習 事 前 指 導 ( 幼 ・ 小 )	講義			1						湯 浅 大 吾 伏 見 千悦子 二 宮 孝 行 山 田 潮	教(初)同時展開

教育学科 学科専門科目 幼児教育コース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
教育実習事後指導（幼・小）	講義					1				湯 浅 大 吾	教(初)同時展開 集中講義
										伏 見 千悦子	
										山 田 潮	
										磯 島 年 成	
教育実習（幼・小）	実習					4				湯 浅 大 吾	教(初)同時展開 集中講義
										伏 見 千悦子	
										山 田 潮	
										磯 島 年 成	
教職実践演習（幼・小）	演習								2	伏 見 千悦子	教(初)同時展開
										湯 浅 大 吾	
										二 宮 孝 行	
										磯 島 年 成	
幼 児 教 育 演 習 I	演習	①								市 原 純	
幼 児 教 育 演 習 II	演習		①							市 原 純	
幼 児 教 育 演 習 III	演習			①						湯 浅 大 吾	
幼 児 教 育 演 習 IV	演習				①					湯 浅 大 吾	
幼 児 教 育 研 究 I	講義					2				湯 浅 大 吾	
										伏 見 千悦子	
幼 児 教 育 研 究 II	講義							2		岡 健 吾	
										市 原 純	
										工 藤 ゆかり	
こ ども 家 庭 福 祉	講義				2					江 楠	選択必修科目
社 会 福 祉	講義	②								市 原 純	
子 育 て 支 援	演習				1					柿 原 勝	選択必修科目
社 会 的 養 護 I	講義				2					市 原 純	選択必修科目
社 会 的 養 護 II	演習					1				市 原 純	選択必修科目
保 育 者 論	講義		②							市 原 純	
保 育 の 心 理 学	講義						2			岸 靖 亮	
こども家庭支援の心理学	講義						2			高 本 美 明	
こどもの理解と援助	演習							1		石 塚 誠 之	
こどもの保健	講義			2						鎌 田 晴 美	選択必修科目
こどもの健康と安全	演習				1					鎌 田 晴 美	選択必修科目
こどもの食と栄養	演習							2		木 下 教 子	
こども家庭支援論	講義						2			張 思 銘	
保 育 の 計 画 と 評 価	講義							2		丸 谷 雄 輔	
乳 児 保 育 I	講義					2				那 須 杏 奈	選択必修科目
乳 児 保 育 II	演習						1			那 須 杏 奈	選択必修科目
障 害 児 保 育	演習							2		北 圭 一	
保 育 実 習 I	実習					4				工 藤 ゆかり	集中講義
										市 原 純	
										岡 健 吾	
保 育 実 習 II	実習							2		工 藤 ゆかり	集中講義
										岡 健 吾	
保 育 実 習 III	実習							2		市 原 純	集中講義

Ⅲ  
学  
習

教育学科 学科専門科目 幼児教育コース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数				教 員 名	備 考	
		1年次	2年次	3年次	4年次			
		前	後	前	後			
保 育 実 習 指 導 I	演習				2	工 藤 ゆかり		
						市 原 純		
						岡 健 吾		
保 育 実 習 指 導 II	演習				1	工 藤 ゆかり		
						岡 健 吾		
保 育 実 習 指 導 III	演習				1	市 原 純		
保 育 実 践 演 習	演習					2	工 藤 ゆかり	
						市 原 純		
						岡 健 吾		

教育学科 学科専門科目 養護教諭コース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数				教 員 名	備 考
		1年次	2年次	3年次	4年次		
		前	後	前	後		
衛 生 学	講義		②			佐々木 浩子	
衛 生 学 実 験	実験		1			佐々木 浩子	一部集中講義
公 衆 衛 生 学	講義			②		佐々木 浩子	
学 校 保 健	講義		②			野 口 直 美	
学 校 保 健 演 習 I	演習			2		島 瀬 史 子	選択必修科目
学 校 保 健 演 習 II	演習				2	島 瀬 史 子	選択必修科目
学 校 保 健 管 理 論	講義		2			野 口 直 美	
						斉 藤 ふくみ	
学 校 保 健 組 織 活 動 論	講義				2	島 瀬 史 子	
学 校 保 健 執 務 演 習	演習		2			島 瀬 史 子	
						斉 藤 ふくみ	
養 護 実 践 学 I	講義	②				今 野 洋 子	
養 護 実 践 学 II	講義		2			今 野 洋 子	選択必修科目
養 護 活 動 実 習 I	実習			②		今 野 洋 子	
						斉 藤 ふくみ	
						野 口 直 美	
養 護 活 動 実 習 II	実習				2	今 野 洋 子	選択必修科目
						斉 藤 ふくみ	
						野 口 直 美	
養 護 実 践 学 演 習	演習			3		今 野 洋 子	選択必修科目 集中講義
						斉 藤 ふくみ	
						島 瀬 史 子	
						野 口 直 美	
健 康 相 談 活 動 の 理 論 及 び 方 法	講義		②			斉 藤 ふくみ	
健 康 相 談 活 動 演 習	演習		2			今 野 洋 子	選択必修科目
						斉 藤 ふくみ	
						島 瀬 史 子	
						野 口 直 美	
栄 養 学 (食 品 学 を 含 む)	講義		②			木 下 教 子	

教育学科 学科専門科目 養護教諭コース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
解剖生理学	講義		②							沖田孝一	
薬理概論	講義			②						中山章	
微生物学（免疫学を含む）	講義	2								吉田繁	選択必修科目
精神保健	講義				②					小林一彦	
看護学概論	講義	②								丸岡里香 岩田直美	
看護学各論	講義		②							畑江郁子 岩田直美	
学校看護学	講義	2								丸岡里香	
看護技術演習（救急処置を含む）Ⅰ	演習		②							丸岡里香 岩田直美 畑江郁子	
看護技術演習（救急処置を含む）Ⅱ	演習			← 2 →						丸岡里香 岩田直美 畑江郁子	選択必修科目
救急処置活動論	講義		2							丸岡里香	
看護学臨床実習	実習			4						丸岡里香 岩田直美 畑江郁子	選択必修科目
養護教諭基礎セミナーⅠ	演習	2								今野洋子 斉藤ふくみ 佐々木浩子 丸岡里香	
養護教諭基礎セミナーⅡ	演習		2							今野洋子 佐々木浩子 丸岡里香	一部集中講義
養護教諭教育演習Ⅰ	演習			2						畑江郁子 岩田直美 島瀬史子 野口直美	選択必修科目
養護教諭教育演習Ⅱ	演習				2					畑江郁子 岩田直美 島瀬史子 野口直美	
ヘルスアセスメント論	講義		2							島瀬史子 岩田直美 畑江郁子	選択必修科目
保健室経営演習Ⅰ	演習						2			島瀬史子	選択必修科目
保健室経営演習Ⅱ	演習							2		島瀬史子	
保健教育演習	演習				2					今野洋子 斉藤ふくみ 島瀬史子 野口直美	選択必修科目 集中講義
健康診断演習	演習				2					島瀬史子 斉藤ふくみ	
教育原理	講義	②								井上大樹	教(音)・芸術学科同時展開

教育学科 学科専門科目 養護教諭コース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
教 職 概 論	講義	②								神 守 一 志	教(音)・芸術学科同時展開
教 育 経 営 学	講義			②						山 田 潮	教(音)・芸術学科同時展開
教 育 心 理 学	講義	②								三 浦 公 裕	教(音)・芸術学科同時展開
特別の教育的ニーズ論	講義・演習			②						石 塚 誠 之 上 林 宏 文	教(音)・芸術学科同時展開
教 育 課 程 論	講義				②					神 守 一 志	芸術学科同時展開
道 徳 教 育 論	講義			②						杉 浦 勉	教(音)・芸術学科同時展開
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	講義			②						横 山 光	教(音)・芸術学科同時展開
教育方法論 (ICT活用の理論と方法を含む)	講義					②				神 守 一 志 二 宮 孝 行	
生 徒 指 導 論	講義			②						山 田 潮	
教育相談論 (カウンセリングを含む)	講義					②				三 浦 公 裕	教(音)・芸術学科同時展開
養 護 実 習 事 前 指 導	講義			1						今 野 洋 子 野 口 直 美	
養 護 実 習 事 後 指 導	講義				1					今 野 洋 子 斉 藤 ふくみ 島 瀬 史 子 野 口 直 美	集中講義
養 護 実 習	実習				4					今 野 洋 子 斉 藤 ふくみ 島 瀬 史 子 野 口 直 美	集中講義
教 職 実 践 演 習 ( 養 護 教 諭 )	演習							2		今 野 洋 子 野 口 直 美	
養 護 教 諭 教 育 研 究 I	講義				②					今 野 洋 子 野 口 直 美	
養 護 教 諭 教 育 研 究 II	講義					2				今 野 洋 子 野 口 直 美	
養 護 教 諭 教 育 研 究 III	講義							2		今 野 洋 子 斉 藤 ふくみ	

教育学科 学科専門科目 音楽コース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
ソ ル フ ェ ー ジ ュ	演習	②								岡 元 敦 司	
楽 典	講義	②								坂 田 朋 優	
音 楽 概 論	講義		2							岡 元 敦 司	選択必修科目・発展科目
音 楽 鑑 賞 法	講義		2							千 葉 圭 説 岡 元 敦 司 坂 田 朋 優	選択必修科目 発展科目
音 楽 史	講義			②						坂 田 朋 優	発展科目
和 声 学	講義		2							菅 原 克 弘	
作 曲 法	講義			2						菅 原 克 弘	選択必修科目
指 揮 法	演習				②					今 井 敏 勝	
合 唱 I	演習		①							岡 元 敦 司	

教育学科 学科専門科目 音楽コース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
合 唱 II	演習			1						岡 元 敦 司	選択必修科目
合 奏 I	演習		←②→							千 葉 圭 説	集中講義
合 奏 II	演習				← 2 →					千 葉 圭 説	選択必修科目 集中講義
合 奏 III	演習						← 2 →			千 葉 圭 説	集中講義
音 楽 企 画 実 践 演 習	演習				←②→					千 葉 圭 説	集中講義
										岡 元 敦 司	
										坂 田 朋 優	
声 楽 基 礎 演 習 I	演習	②								岡 元 敦 司	一部集中講義
										川 島 沙 耶	
声 楽 基 礎 演 習 II	演習		②							岡 元 敦 司	一部集中講義
										川 島 沙 耶	
声 楽 表 現 演 習 I	演習			2						岡 元 敦 司	選択必修科目 一部集中講義
										川 島 沙 耶	
声 楽 表 現 演 習 II	演習				2					岡 元 敦 司	選択必修科目 一部集中講義
										川 島 沙 耶	
コ ン プ ュ ー タ ミ ュ ー ジ ッ ク I	演習			1						向 山 千 晴	
コ ン プ ュ ー タ ミ ュ ー ジ ッ ク II	演習				1					向 山 千 晴	
器 楽 基 礎 演 習 I	演習	②								千 葉 圭 説	一部集中講義
										佐 藤 淳 一	
										島 方 晴 康	
										白 子 正 樹	
										白 戸 達 也	
										多 田 宏 江	
										中 野 耕 太 郎	
器 楽 基 礎 演 習 II	演習	②								千 葉 圭 説	一部集中講義
										佐 藤 淳 一	
										島 方 晴 康	
										白 子 正 樹	
										白 戸 達 也	
										多 田 宏 江	
										中 野 耕 太 郎	
器 楽 表 現 演 習 I	演習				2					千 葉 圭 説	選択必修科目 一部集中講義
										佐 藤 淳 一	
										島 方 晴 康	
										白 子 正 樹	
										白 戸 達 也	
										多 田 宏 江	
										中 野 耕 太 郎	
							八 條 美 奈 子				

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
器 楽 表 現 演 習 II	演習			2						千 葉 圭 説	選択必修科目 一部集中講義
										佐 藤 淳 一	
										島 方 晴 康	
										白 子 正 樹	
										白 戸 達 也	
										多 田 宏 江	
										中 野 耕 太 郎	
ピ ア ノ 基 礎 演 習 I	演習	②								坂 田 朋 優	一部集中講義
										新 堀 聡 子	
										平 野 雅 子	
										吉 泉 善 太	
ピ ア ノ 基 礎 演 習 II	演習		②							坂 田 朋 優	一部集中講義
										新 堀 聡 子	
										平 野 雅 子	
										吉 泉 善 太	
ピ ア ノ 表 現 演 習 I	演習			2						坂 田 朋 優	選択必修科目 一部集中講義
										新 堀 聡 子	
										平 野 雅 子	
										吉 泉 善 太	
ピ ア ノ 表 現 演 習 II	演習			2						坂 田 朋 優	選択必修科目 一部集中講義
										新 堀 聡 子	
										平 野 雅 子	
										吉 泉 善 太	
伴 奏 法 I	演習				1				坂 田 朋 優		
伴 奏 法 II	演習					1			坂 田 朋 優		
音 楽 フ ィ ー ル ド 演 習	演習			←②→						岡 元 敦 司	集中講義
										坂 田 朋 優	
										千 葉 圭 説	
										今 井 敏 勝	
音 楽 科 教 育 法 I	講義		②						今 井 敏 勝		
音 楽 科 教 育 法 II	講義			2					今 井 敏 勝		
音 楽 科 教 育 法 III	講義				2				河 本 洋 一		
音 楽 科 教 育 法 IV	講義					2			柘 谷 隆 男		
教 育 原 理	講義	②							井 上 大 樹	教(養)・芸術学科同時展開	
教 職 概 論	講義	②							神 守 一 志	教(養)・芸術学科同時展開	
教 育 経 営 学	講義		②						山 田 潮	教(養)・芸術学科同時展開	
教 育 心 理 学	講義	②							三 浦 公 裕	教(養)・芸術学科同時展開	
特 別 の 教 育 的 ニ ー ズ 論	講義・演習		②						石 塚 誠 之	教(養)・芸術学科同時展開	
									上 林 宏 文		
教 育 課 程 論	講義				②				神 守 一 志	スポーツ教育学科同時展開	
道 徳 教 育 論	講義		②						杉 浦 勉	教(養)・芸術学科同時展開	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	講義		②						横 山 光	教(養)・芸術学科同時展開	
教育方法論 (ICT活用の理論と方法を含む)	講義				②				神 守 一 志	芸術学科同時展開	
									二 宮 孝 行		
生徒指導論 (進路指導を含む)	講義			②					山 田 潮	芸術学科同時展開	

教育学科 学科専門科目 音楽コース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考	
		1年次		2年次		3年次		4年次				
		前	後	前	後	前	後	前	後			
教育相談論（カウンセリングを含む）	講義							②			三 浦 公 裕	教(養)・芸術学科同時展開
教 育 実 習 事 前 指 導	講義							1			千 葉 圭 説	集中講義
教 育 実 習 事 後 指 導	講義									1	千 葉 圭 説	集中講義
教 育 実 習 I	実習								4	4	千 葉 圭 説	集中講義
											岡 元 敦 司	
											坂 田 朋 優	
教 育 実 習 II	実習								2	2	千 葉 圭 説	集中講義
											岡 元 敦 司	
											坂 田 朋 優	
教 職 実 践 演 習 ( 中 ・ 高 )	演習									2	岡 元 敦 司	
											坂 田 朋 優	
											千 葉 圭 説	
音 楽 教 育 研 究	講義							②			千 葉 圭 説	

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
<b>芸術理解</b>											
美術概論	講義		2							林 亨 森井 綾	選択必修科目
美術史	講義				2					柴 勤	選択必修科目、発展科目
美術学	講義					2				山田 萌果	
色彩計画	演習			2						新明 史子	
ファッションビジネス	講義				2					加藤 万紀	
ファッションデザイン概論	講義	2								加藤 万紀 大信田 静子	選択必修科目 発展科目
舞台芸術概論	講義		2							村松 幹男 平井 伸之 イナダ ヒロシ	選択必修科目
舞台芸術研修	演習			2						村松 幹男 柏木 純子 平井 伸之	集中講義
<b>表現技術</b>											
ドローイング I	演習	2								永野 光一	選択必修科目
空間デザイン基礎	演習	2								新貝 孝之	選択必修科目
服飾基礎実習	実習	2								加藤 万紀	選択必修科目
クリエイティブシンキング	講義		2							浅井 貴也	選択必修科目
インテリアデザイン	演習	2								千里 政文 千里 政文	発展科目
基礎デザイン	実習	1								勝田 信吾	選択必修科目
ユニバーサルデザイン	講義		2							千里 政文	選択必修科目、発展科目
テクニカルスケッチ	演習			2						林 亨 千里 政文 勝田 信吾	選択必修科目
建築計画	講義				2					新貝 孝之	
ドレーピング	演習			2						富田 玲子	選択必修科目
服飾技能実習 I	実習		2							新居 潤子	選択必修科目
服飾技能実習 II	実習			2						新居 潤子	選択必修科目
演劇入門 I	演習	2								村松 幹男 柏木 純子 平井 伸之 藤原 宏行	集中講義
演劇入門 II	演習		2							村松 幹男 柏木 純子 平井 伸之 藤原 宏行	集中講義
<b>情報技術</b>											
デジタルイメージ I	演習	②								浅井 貴也	
デジタルデザイン I	演習	②								森井 綾	
ウェブデザイン I	演習			2						浅井 貴也	選択必修科目
CAD設計	演習			2						小室 晴陽	
プログラミングによるCG	演習					2				松澤 衛	
アパレルCAD	演習		2							富田 玲子	選択必修科目

芸術学科 学科専門科目 基本科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
舞 台 映 像 制 作 I	演習		2							森 井 綾	
舞 台 映 像 制 作 II	演習			2						森 井 綾	

芸術学科 学科専門科目 専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
アート教育・文化											
博 物 館 概 論	講義		2							柴 勤	選択必修科目
博 物 館 経 営 論	講義			2						柴 勤	
博 物 館 資 料 論	講義				2					柴 勤	
博 物 館 資 料 保 存 論	講義					2				眞 坂 隆 太	
博 物 館 展 示 論	講義					2				細 川 健 裕	選択必修科目
博 物 館 情 報 ・ メ デ ィ ア 論	講義						2			小 杉 直 美	
博 物 館 教 育 論	講義						2			中 島 宏 一	
博 物 館 実 習	実習							← 3 →		林 亨 山 下 圭 介 横 山 光	集中講義
デ ザ イン 概 論	講義		2							勝 田 信 吾	選択必修科目
美 術 表 現 演 習	演習			2						林 亨 森 井 綾 山 下 圭 介	選択必修科目
映 像 論	講義		2							松 澤 衛	選択必修科目
写 真	演習				2					松 澤 衛	選択必修科目
フ ァ ッ シ ョ ン コ ー デ ィ ネ ー ト	演習		2							加 藤 万 紀	選択必修科目
フ ァ ッ シ ョ ン 文 化 論	講義					2				加 藤 万 紀 大 信 田 静 子	選択必修科目
マ ン ガ 表 現 研 究	演習				2					か じ さ や か	選択必修科目
舞 台 芸 術 各 論 I	講義		2							村 松 幹 男 柏 木 純 子 イ ナ ダ ヒ ロ シ	選択必修科目
舞 台 芸 術 各 論 II	講義			2						村 松 幹 男 イ ナ ダ ヒ ロ シ	選択必修科目
服 飾 造 形 論	講義・演習	2								富 田 玲 子	
衣 服 素 材	講義		2							加 藤 万 紀	
生 活 材 料 学	講義			2						新 貝 孝 之	
都 市 と 空 間 の 法 規	講義				2					村 中 敬 維	
住 宅 と 空 間 の 生 産	講義					2				新 貝 孝 之	
平面表現											
ド ロ ー イ ン グ II	演習		2							永 野 光 一	選択必修科目
絵 画 I	演習	2								林 亨	
絵 画 II	演習		2							八 子 直 子	
絵 画 III	演習			2						井 桁 雅 臣	
版 画	演習				2					森 迫 暁 夫 森 井 綾	選択必修科目

科 目 名	授業 形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
グラフィックデザインⅠ	演習	2								戸澤逸美	
グラフィックデザインⅡ	演習		2							澁谷俊彦 森井綾	
グラフィックデザインⅢ	演習		2							田恩蘋	
デジタルイメージⅡ	演習		2							伊藤隆介	選択必修科目
デジタルイメージⅢ	演習		2							浅井貴也	
デジタルデザインⅡ	演習		2							森井綾	選択必修科目
デジタルデザインⅢ	演習			2						川部大輔	
ウェブデザインⅡ	演習			2						浅井貴也	
デジタルビデオ編集	演習		2							森井綾 伊藤隆介	
インテリア設計Ⅰ	演習		2							千里政文	選択必修科目
ファッション画	演習	2								田恩蘋	
テキスタイルデザイン	実習	2								大信田静子 川村諭美	選択必修科目
パターンメイキング	演習	2								加藤万紀	選択必修科目
アパレルデザイン	演習		2							森井綾 大信田静子	選択必修科目 一部集中講義
染色	演習		2							川村諭美	
<b>立体表現</b>											
彫刻Ⅰ	演習	2								山下圭介	
彫刻Ⅱ	演習		2							山下圭介	
彫刻Ⅲ	演習		2							山下圭介	
陶芸Ⅰ	演習			2						北川智浩	選択必修科目
陶芸Ⅱ	演習				2					北川智浩	
金属工芸	演習				2					船木ゆづか 森井綾	
木材工芸	演習				2					清水郁太郎	
3Dモーショングラフィックス	演習			2						松澤衛	
3DグラフィックスⅠ	演習			2						松澤衛	
3DグラフィックスⅡ	演習				2					松澤衛	
建築空間のしくみ	講義			2						千里政文	
建築一般構造演習	演習					2				新貝孝之	
空間模型演習	演習			2						新貝孝之	選択必修科目
服飾造形実習	実習			2						大信田静子 佐々木亜梨奈	選択必修科目
創作テキスタイル	演習						2			大信田静子 青山重美	選択必修科目
マテリアル	演習				2					富田玲子 佐々木亜梨奈	選択必修科目
服飾創作	演習		2							富田玲子 佐々木亜梨奈	選択必修科目
キッズファッション	演習			2						佐々木亜梨奈	
ファッションクラフト	演習		2							大信田静子 青山重美	

科 目 名	授業 形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
舞 台 衣 装 I	演習					2				大信田 静子	集中講義
										加藤 万紀	
										富田 玲子	
舞 台 衣 装 II	演習					2				大信田 静子	集中講義
										加藤 万紀	
										富田 玲子	
空間・身体表現											
サウンドデザイン	演習					2				向山 千晴	
リビングデザイン論	講義	2								小室 晴陽	選択必修科目
住宅設計演習	演習			2						新貝 孝之	
構造のかたちと力	講義				2					千里 政文	
構造力学演習	演習						2			千里 政文	
空間設備	講義					2				千里 政文	
生活環境	講義					2				小室 晴陽	
トータルビューティ	演習				2					中田 純子	
俳優トレーニング	実習	1								平井 伸之	集中講義
										柏木 純子	
										村松 幹男	
朗読・ナレーション	演習	2								松本 直人	
俳優論（演習を含む）	演習				2					村松 幹男	
										柏木 純子	
										平井 伸之	
ダンス&トレーニング I	演習	2								村松 幹男	集中講義 選択必修科目
										柏木 純子	
										平井 伸之	
										竹内 聡実	
ダンス&トレーニング II	演習	2								村松 幹男	集中講義 選択必修科目
										柏木 純子	
										平井 伸之	
										竹内 聡実	
ダンス&トレーニング III	演習		2							村松 幹男	集中講義 選択必修科目
										柏木 純子	
										平井 伸之	
										竹内 聡実	
ダンス&トレーニング IV	演習			2						村松 幹男	集中講義 選択必修科目
										柏木 純子	
										平井 伸之	
										竹内 聡実	
アクティング&オーディオドラマ I	演習	2								村松 幹男	集中講義
										柏木 純子	
										平井 伸之	
										大橋 千絵	

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
アクティング&オーディオドラマⅡ	演習			2						村松幹男	集中講義
										柏木純子	
										平井伸之	
										大橋千絵	
										富井昭次	
アクティング&オーディオドラマⅢ	演習				2					村松幹男	集中講義
										柏木純子	
										平井伸之	
										大橋千絵	
ステージ・アーツ入門Ⅰ	演習	2								村松幹男	集中講義 選択必修科目
										柏木純子	
										平井伸之	
										荒谷知優	
										河野武史	
										五ノ井 浩	
										鈴木昌裕	
										富井昭次	
										服部 響	
										藤原宏行 担当教員	
ステージ・アーツ入門Ⅱ	演習	2								村松幹男	集中講義 選択必修科目
										柏木純子	
										平井伸之	
										荒谷知優	
										河野武史	
										鈴木昌裕	
										富井昭次	
										服部 響	
										藤原宏行 担当教員	
ステージ・アーツ入門Ⅲ	演習			2						村松幹男	集中講義 選択必修科目
										柏木純子	
										平井伸之	
										荒谷知優	
										イナダ ヒロシ	
										河野武史	
										富井昭次	
										服部 響	
										担当教員	
ステージ・アーツ発展Ⅰ	演習			2						村松幹男	集中講義 選択必修科目
										柏木純子	
										平井伸之	
										イナダ ヒロシ	
										鈴木昌裕	
										吉田 ひでお	

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
ステージ・アーツ発展Ⅱ	演習			2						村松幹男	集中講義 選択必修科目
										柏木純子	
										平井伸之	
										荒谷知優	
										イナダヒロシ	
										河野武史	
										田光子	
										富井昭次 服部響	
ステージ・アーツ発展Ⅲ	演習			2						村松幹男	集中講義 選択必修科目
										柏木純子	
										平井伸之	
										イナダヒロシ	
										吉田ひでお	
ステージ・アーツ研究Ⅰ	演習			2						村松幹男	集中講義 選択必修科目
										柏木純子	
										平井伸之	
										荒谷知優	
										河野武史	
										五ノ井浩	
										鈴木昌裕	
										服部響	
										藤原宏行 吉田ひでお	
ステージ・アーツ研究Ⅱ	演習					2				村松幹男	集中講義 選択必修科目
										柏木純子	
										平井伸之	
										荒谷知優	
										河野武史	
										五ノ井浩	
										鈴木昌裕	
										服部響	
										藤原宏行 吉田ひでお	
ステージ・アーツ研究Ⅲ	演習							2		村松幹男	集中講義 選択必修科目
										平井伸之	
										田光子	
発想・企画・プレゼンテーション											
3次元造形演習	演習			2						松澤衛	
										山下圭介	
デジタルコンテンツ制作	演習						2			松澤衛	集中講義
ブランディングデザイン	演習			2						大信田静子	選択必修科目
										佐々木亜梨奈	
プレゼンテーションデザイン	演習		2							浅井貴也	
ディスプレイデザイン	実習					2				早坂眞梨子	
インテリア設計Ⅱ	演習			2						千里政文	選択必修科目

芸術学科 学科専門科目 専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考	
		1年次		2年次		3年次		4年次				
		前	後	前	後	前	後	前	後			
店 舗 デ ザ イ ン	演習							2			新 貝 孝 之	
演 劇 と 映 画	演習								2		松 澤 衛 村 松 幹 男	選択必修科目
ス テ ー ジ 総 合 実 習	実習							← 2 →			端 谷 真 子	集中講義

芸術学科 学科専門科目 応用実践科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考	
		1年次		2年次		3年次		4年次				
		前	後	前	後	前	後	前	後			
総合・統合												
ポ ー ト フ ォ リ オ 制 作	演習							2			浅 井 貴 也 大信田 静子 柏 木 純 子 加 藤 万 紀 千 里 政 文 林 亨 松 澤 衛 村 松 幹 男 森 井 綾 山 下 圭 介 田 恩 蘋	選択必修科目
総 合 演 習 I	演習			2							村 松 幹 男 柏 木 純 子 浅 井 貴 也 大信田 静子 加 藤 万 紀 新 貝 孝 之 千 里 政 文 林 亨 松 澤 衛 森 井 綾 山 下 圭 介	集中講義
総 合 演 習 II	演習			2							村 松 幹 男 柏 木 純 子 浅 井 貴 也 大信田 静子 加 藤 万 紀 新 貝 孝 之 千 里 政 文 林 亨 松 澤 衛 森 井 綾 山 下 圭 介	集中講義
専 門 演 習 I	演習					②					担 当 教 員	集中講義
専 門 演 習 II	演習							②			担 当 教 員	集中講義
卒 業 研 究	演習								← ④ →		担 当 教 員	集中講義

教育文化学部 芸術学科 教科及び教職に関する科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
美術科教育法Ⅰ	講義		②							山崎正明	
美術科教育法Ⅱ	講義			②						山崎正明	
美術科教育法Ⅲ	講義				②					林 亨 山下圭介	
美術科教育法Ⅳ	講義					②				林 亨 山下圭介	
教育原理	講義	②								井上大樹	教育学科(養・音)同時展開
教職概論	講義	②								神守一志	教育学科(養・音)同時展開
教育経営学	講義		②							山田潮	教育学科(養・音)同時展開
教育心理学	講義	②								三浦公裕	教育学科(養・音)同時展開
特別の教育的ニーズ論	講義		②							石塚誠之 上林宏文	教育学科(養・音)同時展開
教育課程論	講義				②					神守一志	教育学科(養・音)同時展開
道徳教育論	講義		②							杉浦勉	教育学科(養・音)同時展開
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	講義		②							横山光	教育学科(養・音)同時展開
教育方法論 (ICT活用の理論と方法を含む)	講義				②					神守一志 二宮孝行	教育学科(音)同時展開
生徒指導論 (進路指導を含む)	講義			②						山田潮	教育学科(音)同時展開
教育相談論 (カウンセリングを含む)	講義					②				三浦公裕	教育学科(養・音)同時展開
教育実習事前指導	講義					①				林 亨 山下圭介	
教育実習事後指導	講義							①		林 亨 山下圭介	
教育実習Ⅰ	実習						4	4		林 亨 山下圭介	集中講義
教育実習Ⅱ	実習						2	2		林 亨 山下圭介	集中講義
教職実践演習 (中・高)	講義・演習							②		林 亨 山下圭介	

Ⅲ  
学  
習

心理カウンセリング学科 学科専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
心 理 学 概 論	講義	②								澤 聡 一	発展科目 健康福祉学科同時展開
教育心理学概論(教育・学校心理学)	講義	2								飯 田 昭 人	
健 康 ・ 医 療 心 理 学	講義	2								入 江 智 也	
人 間 関 係 の 心 理 学	講義		2							入 江 智 也	学則に則った 遠隔授業発展科目
乳 幼 児 心 理 学	講義		2							新 川 貴 紀	発展科目
福 祉 心 理 学	講義		2							佐 藤 至 英	発展科目 健康福祉学科同時開講
育 児 支 援 の 心 理 学	講義			2						風 間 雅 江	発展科目
高 齢 者 心 理 学	講義			2						田 辺 毅 彦	健康福祉学科同時展開
青 年 心 理 学	講義			2						澤 聡 一	
知 覚 ・ 認 知 心 理 学	講義			2						高 橋 文 代	
学習心理学(学習・言語心理学Ⅰ)	講義	2								山 田 弘 司	
コミュニケーション心理学(学習・言語心理学Ⅱ)	講義					2				風 間 雅 江	
感 情 ・ 人 格 心 理 学	講義				2					河 村 麻 果	
生理心理学(神経・生理心理学Ⅰ)	講義	2								宇 野 英 樹	
神経心理学(神経・生理心理学Ⅱ)	講義				2					宇 野 英 樹	
社会心理学(社会・集団・家族心理学Ⅰ)	講義		2							渡 辺 舞	
家族心理学(社会・集団・家族心理学Ⅱ)	講義					2				飯 田 昭 人	
発 達 心 理 学	講義	2								新 川 貴 紀	発展科目
障 害 者 ・ 障 害 児 心 理 学	講義				2					風 間 雅 江	
司 法 ・ 犯 罪 心 理 学	講義				2					飯 田 昭 人	発展科目
産 業 ・ 組 織 心 理 学	講義						2			小 坂 守 孝	
臨 床 心 理 学 概 論	講義		②							河 村 麻 果	
ポ ジ テ ィ ブ 心 理 学	講義					2				風 間 雅 江	
モ チ ベ ー シ ョ ン 心 理 学	講義			2						佐 藤 至 英	発展科目
心 理 的 ア セ ス メ ン ト	講義			2						飯 田 昭 人	
心 理 学 基 礎 演 習 Ⅰ	演習		①							飯 田 昭 人	
										入 江 智 也	
										河 村 麻 果	
										澤 聡 一	
心 理 学 基 礎 演 習 Ⅱ	演習			①						飯 田 昭 人	
										入 江 智 也	
										河 村 麻 果	
										澤 聡 一	
心 理 学 統 計 法	講義		②						入 江 智 也		
心 理 学 実 験	演習				4					風 間 雅 江	
										入 江 智 也	
										澤 聡 一	
										新 川 貴 紀	
心 理 学 研 究 法	講義			②					澤 聡 一		
臨床心理援助技法論Ⅰ(精神分析療法)	講義					2			澤 聡 一		
臨床心理援助技法論Ⅱ(認知行動療法)	講義					2			河 村 麻 果		
臨床心理援助技法論Ⅲ(ブリーフ・セラピー)	講義					2			新 川 貴 紀		

心理カウンセリング学科 学科専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数								教 員 名	備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
心 理 演 習	演習					4				小坂守孝 飯田昭人 風間雅江 河村麻果	
心 理 実 習	実習			← 2 →						新川貴紀 飯田昭人 入江智也 風間雅江 河村麻果 小坂守孝 澤 聡一	集中講義
ス ク ー ル カ ウ ン セ リ ン グ	講義						2			新川貴紀	発展科目
生 命 倫 理 学	講義						2			森口眞衣	
公 認 心 理 師 の 職 責	講義							2		新川貴紀 入江智也 風間雅江 河村麻果 小坂守孝 澤 聡一	
関 係 行 政 論	講義							2		飯田昭人	
医学概論（人体の構造と機能及び疾病）	講義	2								政氏伸夫	健康福祉学科同時展開
医 学 知 識	講義		2							政氏伸夫	健康福祉学科同時展開
社 会 学	講義	2								松下守邦	発展科目 健康福祉学科同時展開
社会学と社会システム	講義						2			森下義亜	
社会福祉の原理と政策Ⅰ	講義							2		伊藤新一郎	健康福祉学科同時展開 集中講義
社会福祉の原理と政策Ⅱ	講義								2	吉田竜平	健康福祉学科同時展開
地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	講義					2				勝又健太	健康福祉学科同時展開
地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	講義						2			宮本雅央	健康福祉学科同時展開
社会保障論Ⅰ	講義		2							大友駿	
社会保障論Ⅱ	講義			2						大友駿	
障害者福祉	講義		2							近藤尚也	健康福祉学科同時展開
権利擁護と成年後見制度	講義						2			成田騎信	健康福祉学科同時展開
司法福祉論	講義							2		二階堂 恵	健康福祉学科同時展開
社会福祉調査の基礎	講義			2						森下義亜	健康福祉学科同時展開
精神医学Ⅰ（精神疾患とその治療Ⅰ）	講義		2							小林一彦	
精神医学Ⅱ（精神疾患とその治療Ⅱ）	講義			2						小林一彦	
現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	講義				2					小林一彦	教育学科同時展開
現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	講義							2		古川 奨	
ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	2								定平憲之	
精神保健福祉の原理	講義		4							今井博康	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	講義		2							定平憲之	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	講義			2						定平憲之	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	講義			2						今井博康	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	講義				2					今井博康	

心理カウンセリング学科 学科専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業形態	年次・単位数								教 員 名	備 考	
		1年次		2年次		3年次		4年次				
		前	後	前	後	前	後	前	後			
精神障害リハビリテーション論	講義					2					古川 奨	
精神保健福祉制度論	講義					2					古川 奨	
精神保健福祉援助演習（基礎）	演習					2					定平 憲之 古川 奨	
精神保健福祉援助演習Ⅰ	演習						2				古川 奨 定平 憲之	
精神保健福祉援助演習Ⅱ	演習							2			今井 博康 尾形 多佳士	
精神保健福祉援助演習Ⅲ	演習								2		今井 博康 古川 奨	
精神保健福祉援助実習指導	演習								←6→		今井 博康 定平 憲之 古川 奨	
精神保健福祉援助実習	実習								←7→		今井 博康 定平 憲之 古川 奨	集中講義
社会福祉学（応用）	講義							2			定平 憲之	
精神保健福祉学（応用）	講義								2		古川 奨 今井 博康 定平 憲之	
就業力特別演習	演習				1						澤 聡一 定平 憲之	
専門演習Ⅰ	演習				②						担当教員	集中講義
専門演習Ⅱ	演習					②					担当教員	集中講義
卒業研究	演習								←④→		担当教員	集中講義

## 5) 各種資格

### [生涯スポーツ学部／スポーツ教育学科]

#### ①社会教育主事（任用資格）・社会教育士

1. 社会教育主事養成課程の科目を履修することによって、社会教育主事になるための資格（任用資格）を取得し、あわせて社会教育士を称することができる。  
（関係法令：社会教育法第九条の四）
2. 社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える職である。  
（関係法令：社会教育法第九条の二、第九条の三）
3. 社会教育士は、社会教育主事養成課程の学習成果を生かし、社会教育施設はもとより、教育委員会以外の行政（環境・福祉・まちづくり等）やNPOにおいて、青少年の体験活動の支援やまちづくりの推進などの役割が期待されている。

#### 【社会教育主事養成課程の科目】

法令に定める区分	法令単位	授業科目	開講年次	単位数	備考
生涯学習概論	4	生涯学習概論Ⅰ	1	2	必修6科目 12単位 履修のこと
		生涯学習概論Ⅱ	1	2	
生涯学習支援論	4	生涯学習支援論Ⅰ	4	2	
		生涯学習支援論Ⅱ	4	2	
社会教育経営論	4	社会教育経営論Ⅰ	2	2	
		社会教育経営論Ⅱ	2	2	
社会教育特講	8	現代生活と心と体	2	2	4科目8単位 以上 履修のこと
		スポーツ栄養学	2	2	
		現代生活と福祉	2	2	
		福祉心理学	1	2	
		生涯スポーツ学	1	2	
		情報社会及び情報倫理	2	2	
		情報機器操作Ⅰ	1	2	
		現代生活と芸術	2	2	
		現代生活と地球	2	2	
		現代生活と環境科学	2	2	
		青少年学習コーチング論	3	2	
		北海道の文化	2	2	
		高齢社会の街づくり	3	2	
		リカレント教育論	4	2	
地域支援実習	3	2			
人間関係の心理学	1	2			
社会教育実習	4	社会教育実習	3	2	法令上必修の 「社会教育実習」 1単位を含む
社会教育演習、社会教育実習、社会教育課題研究のうち一以上の科目		社会教育課題研究	3	2	
計	24単位以上			合計24単位以上	

## ②健康運動実践指導者受験資格

健康運動実践指導者は、医学的基礎知識、運動生理学の知識、健康づくりのための運動指導の知識・技能を持ち、健康づくりを目的として作成された運動プログラムに基づいて、実践指導を行うインストラクターである。

### <資格要件>

健康運動実践指導者資格取得を希望する学生は、下表に定める所定の単位を修得することによって、健康・体力づくり事業財団が実施する資格認定試験を受験することができる。

財団が定める科目	本学開講科目	開講年次	単位数
健康づくり施策概論	健康学	1	2
	生活習慣病概論	2	2
運動生理学	運動生理学	1	2
機能解剖とバイオメカニクス	基礎解剖学	1	2
	スポーツ・バイオメカニクス	2	2
栄養摂取と運動	栄養と健康	1	2
健康づくりと運動プログラム	運動処方	3	2
	トレーニング論	1	2
運動指導の心理学的基礎	健康心理学	1	2
運動障害と予防・救急処置	スポーツ整形外科学	2	2
	救急処置	2	2
健康づくり運動の実際	生涯スポーツ指導演習（水泳・水中運動）	3	2
	生涯スポーツ（エアロビック）	1	1
	生涯スポーツ指導演習（エアロビック）	2	2
	健康運動指導演習	2	2
	トレーニング演習	2	2
体力の測定と評価	体力測定評価	2	2
	体力測定評価演習	3	2

### <資格認定試験の受験>

所定の単位を取得した学生は、3年次において資格認定試験を受験することができる（受験料25,300円（税込））。資格認定試験は、指導実技試験と筆記試験の両方に合格する必要がある。

### <資格登録申請>

資格認定試験に合格した場合、登録申請を行うことで、健康運動実践指導者の資格を取得することができる（登録料22,000円（税込））。

### <登録費用>

登録は5年間有効で、所定の講習を受講することにより、更新することができる（登録更新料22,000円（税込））。

### <資格取得後の考えられる進路>

- ・健康増進センター（札幌市中央健康づくりセンターなど）
- ・保健センター
- ・民間フィットネスクラブ

### ③健康運動指導士受験資格

健康運動指導士は、保健医療関係者と連携しつつ、個々人の心身の状態に応じた、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成及び実践指導計画の調整等を行う役割を担う専門家である。

#### <資格要件>

健康運動指導士資格取得を希望する学生は、下表に定める所定の単位を修得することによって、健康・体力づくり事業財団が実施する資格認定試験を受験することができる。

財団が定める科目	本学開講科目	開講年次	単位数
健康管理概論	生活習慣病概論	2	2
健康づくり施策概論	健康学	1	2
生活習慣病（NCD）	生活習慣病概論	2	2
運動生理学	運動生理学	1	2
	運動処方	3	2
機能解剖とバイオメカニクス（運動・動作の力源）	スポーツ・バイオメカニクス	2	2
	基礎解剖学	1	2
健康づくりの運動の理論	運動処方	3	2
	トレーニング論	1	2
	障がい者スポーツ論	3	2
運動障害と予防	スポーツ内科学	3	2
	スポーツ整形外科学	2	2
体力測定と評価	体力測定評価	2	2
	体力測定評価演習	3	2
健康づくり運動の実際	健康運動指導演習	2	2
	生涯スポーツ指導演習（エアロビック）	2	2
	生涯スポーツ指導演習（水泳・水中運動）	3	2
	トレーニング演習	2	2
	健康産業施設実習	4	2
救急処置	救急処置	2	2
運動プログラムの管理	運動処方演習	3	2
	運動処方演習	4	2
	生活習慣病概論	2	2
	スポーツ内科学	3	2
運動負荷試験実習	運動処方演習	4	2
運動行動変容の理論と実際	中高年スポーツ論	2	2
	運動処方演習	4	2
運動とこころの健康増進	健康学	1	2
栄養摂取と運動	栄養と健康	1	2

### <資格認定試験の受験>

所定の単位を取得した学生は、4年次において資格認定試験を受験することができる（受験料15,714円（税込））。

### <資格登録申請>

資格認定試験に合格した場合、登録申請を行うことで、健康運動指導士の資格を取得することができる（登録料24,200円（税込））。

### <登録費用>

登録は5年間有効で、所定の講習を受講することにより、更新することができる（登録更新料22,000円（税込））。

### <健康産業施設実習>

#### ①実習対象者

- ・3年次までに開講される所定の単位をすべて修得し、4年次に開講される所定の科目をすべて履修していること

#### ②実習受け入れ先

- ・北翔大学北方圏生涯スポーツ研究センタースポーツクラブ（スポルクラブ）
- ・溪仁会円山クリニック
- ・美田内科循環器科クリニック 他

### <資格取得後の考えられる進路>

- ・地域まるごと元気アッププログラム（コープさっぽろ）
- ・病院（溪仁会円山クリニック、北海道循環器病院など）
- ・健康増進センター（札幌市中央健康づくりセンター、日本健康倶楽部など）
- ・保健センター（苫小牧保健センター）
- ・介護予防施設（ジョイリハ）
- ・民間フィットネスクラブ
- ・フリーインストラクターなど

## ④JATI認定トレーニング指導者受験資格

JATI認定トレーニング指導者（Accredited Training Instructor；JATI-ATI）は、一般人からアスリートまで幅広い目的や対象に応じて、科学的根拠に基づくトレーニング指導を行う専門家である。

### <資格要件>

協会が定める科目（一般科目および専門科目）に対して本学で開講される科目の単位を修得した後、協会が主催する認定試験（一般科目および専門科目、受験料：両方30,000円（税別）、片方20,000円（税別））に合格し、JATIに入会すると（年会費10,000円（税別））、取得できる。

### <所定修得科目>

#### 一般科目

協会が定める科目	本学開設科目	年次	単位
体力学総論	ト レ ニ ン グ 論	1	2
機能解剖(1)上肢	機 能 解 剖 学	1	2
機能解剖(2)脊柱と胸郭			
機能解剖(3)骨盤と下肢			
バイオメカニクス(1)基礎理論	ス ポ ー ツ ・ バ イ オ メ カ ニ ク ス	2	2
バイオメカニクス(2)スポーツ及びトレーニング動作のバイオメカニクス	ス ポ ー ツ ・ バ イ オ メ カ ニ ク ス	2	2
運動生理学(1)呼吸循環器系・エネルギー代謝と運動	運 動 生 理 学	1	2
運動生理学(2)骨格筋系・神経系・内分泌系と運動			
運動と栄養(1)基礎理論	栄 養 と 健 康	1	2
運動と栄養(2)スポーツ選手の競技力向上と栄養	ス ポ ー ツ 栄 養 学	2	2
運動と栄養(3)一般人の健康増進と栄養			
運動と心理(1)基礎理論	ス ポ ー ツ 心 理 学	1	2
運動と心理(2)スポーツ選手の競技力向上への活用			
運動と心理(3)一般人の健康増進への活用			
運動と医学(1)救急処置法	救急処置、または、スポーツ医学基礎	2	2
運動と医学(2)スポーツ選手の整形外科的傷害と予防	スポーツ整形外科学、または、スポーツ医学基礎	2	2
運動と医学(3)生活習慣病とその予防	ス ポ ー ツ 内 科 学	3	2
運動指導の科学	コ ー チ 学	1	2

#### 専門科目

協会が定める科目	本学開設科目	年次	単位
トレーニング指導者の役割	コ ー チ 学	1	2
トレーニング計画の立案（総論）	ト レ ー ニ ン グ 論、または、運動処方	1、または、3	2
筋力トレーニングのプログラム作成	ト レ ー ニ ン グ 論	1	2
パワー向上トレーニングの理論とプログラム作成			
有酸素性及び無酸素性持久力向上トレーニングの理論とプログラム作成			
スピード向上トレーニングの理論とプログラム作成			
ウォームアップとクールダウン・柔軟性向上トレーニングの理論とプログラム作成			
特別な対象のためのトレーニングとプログラム	ト レ ー ニ ン グ 論、または、運動処方	1、または、3	2
傷害の受傷から復帰までのトレーニングとプログラム	ス ポ ー ツ 医 学 基 礎	2	2
筋力トレーニングの実際	ト レ ー ニ ン グ 演 習	2	2
パワー向上トレーニングの実際			
有酸素性及び無酸素性持久力向上トレーニングの実際			
スピード向上トレーニングの実際			
ウォームアップとクールダウン・柔軟性向上トレーニングの実際			
トレーニング効果の測定と評価の実際	体 力 測 定 評 価	2	2
測定データの活用とフィードバックの実際			
トレーニングの運営	健 康 産 業 施 設 実 習	4	2
運動指導のための情報収集と活用	コ ー チ 学	1	2

## ⑤公認スポーツ指導者 共通科目Ⅲ

公認スポーツ指導者共通科目Ⅲは、地域スポーツクラブ、学校、商業スポーツ施設等において、コーチングアシスタント、各スポーツ競技別専門の指導者（指導員、コーチ、教師）、アシスタントマネージャー、アスレティックトレーナー等、主に日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格取得に必要な共通科目である。

### <資格要件>

公認スポーツ指導者共通科目Ⅲの申請を希望する学生は、日本スポーツ協会が定めるインターネットサービス「指導者マイページ」の作成とリファレンスブックの購入、下表に定める本学所定の単位を取得し、共通科目検定試験（オンラインテスト）に合格後、申請が可能である。

### <所定修得科目>

#### 一般科目

協会が定める科目	本学開講科目	開講年次	単位数
コーチングを理解しよう	コ ー チ 学	1	2
1. コーチングとは	ス ポ ー ツ 心 理 学	1	2
2. コーチに求められる役割	ス ポ ー ツ マ ネ ジ メ ン ト	2	2
3. コーチに求められる知識とスキル	ジ ュ ニ ア ス ポ ー ツ 論	3	2
4. 對他者力を磨こう	ス ポ ー ツ 社 会 学	3	2
5. 対自己力を磨こう			
6. スポーツの意義と価値			
7. スポーツの価値を守るスポーツ権			
8. スポーツの自治ーガバナンスとコンプライアンスー			
9. 暴力・ハラスメントの根絶			
10. スポーツのインテグリティ			
11. スポーツ事故におけるスポーツ指導者の法的責任			
12. スポーツ仲裁			
13. スポーツ倫理			
14. 時代をリードするコーチング			
グッドコーチに求められる医・科学的知識	ス ポ ー ツ 心 理 学	1	2
1. スポーツトレーニングの基本的な考え方と理論体系	生 理 学	1	2
2. 体力のトレーニング	基 礎 解 剖 学	1	2
3. スキルトレーニン	ト レ ー ニ ン グ 論	1	2
4. 心のトレーニング	ス ポ ー ツ 医 学 基 礎	2	2
5. スポーツと栄養	ス ポ ー ツ 栄 養 学	2	2
6. スポーツに関連する医学的知識	体 力 測 定 評 価	2	2
7. アンチ・ドーピング	体 力 測 定 評 価 演 習	3	2
現場・環境に応じたコーチング	ス ポ ー ツ 教 育 学 概 論	1	2
1. コーチング環境の特徴	コ ー チ 学	1	2
2. ハイパフォーマンススポーツにおける今日的なコーチング	ス ポ ー ツ マ ネ ジ メ ン ト	2	2
3. スポーツ組織のマネジメント	ジ ュ ニ ア ス ポ ー ツ 論	3	2
4. 障がい者とスポーツ			

共通科目Ⅲ：①取得単位の確認がある。

②共通科目検定試験（オンラインテスト）に合格後、指導者マイページにて申請し、修了証明が与えられる。

（修了証明と併せてコーチングアシスタントとして認定される。）

## ⑥公認ジュニアスポーツ指導員受験資格

ジュニアスポーツ指導員とは、地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通した身体づくり、動きづくりの指導を行う人材である。

### <資格要件>

本学で「日本スポーツ協会公認スポーツ指導員」の共通科目Ⅲの単位と下表に定められた科目（専門科目）の単位を取得した後、日本スポーツ協会が定めるインターネットサービス「指導者マイページ」にて受講完了申請を行い、日本スポーツ協会が主催する検定試験に合格しなければならない。

受験料：3,000円（税別）

協会が定める科目		本学開講科目		開講年次	単位数
理論編	概論	ジュニアスポーツ論		3	2
	コーチング				
	体力				
	動きの発達				
	心理				
	栄養				
	スポーツ医学				
	女性とスポーツ				
実技編	運動遊び・スポーツ	健康運動指導演習	2	2	
		生涯スポーツ指導演習（体づくり運動）	3	2	
実習編	指導実習	就業力特別演習Ⅲ	4	1	
		教育実習Ⅰ			4
		（どちらか1科目）			

### <申請費用>

資格登録料は、初回登録時4年間16,000円（以後、更新義務研修を受講）である。

### <資格取得後の考えられる進路>

- ・ 幼児スポーツ指導員（幼児活動研究会など）

## ⑦公認アシスタントマネジャー受験資格

アシスタントマネジャーとは、総合型地域スポーツクラブなどの運営に必要なマネジメントの基礎知識を有する人材で、総合型の地域スポーツクラブなどにおいて、クラブ員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネジャーを補佐し、クラブ運営のために諸活動をサポートする。

### <資格要件>

アシスタントマネジャー資格を取得するためには、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者共通科目Ⅲを取得し、次表に定める本学所定の単位を取得した後、日本スポーツ協会が定めるインターネットサービス「指導者マイページ」にて受講完了申請を行い、日本スポーツ協会が主催する検定試験に合格しなければならない。

協会が定める科目	本学開講科目	開講年次	単位数
地域スポーツクラブとは	ス ポ ー ツ マ ネ ジ メ ン ト	2	2
地域スポーツクラブの現状	ス ポ ー ツ マ ネ ジ メ ン ト	2	2
クラブマネジャーの役割	ス ポ ー ツ マ ネ ジ メ ン ト	2	2
	ス ポ ー ツ マ ー ケ テ ィ ン グ	4	2
クラブの作り方	ス ポ ー ツ マ ネ ジ メ ン ト	2	2
	ス ポ ー ツ マ ー ケ テ ィ ン グ	4	2
クラブの運営	地 域 支 援 実 習	3	2

### <申請費用>

検定料：3,000円（税別）

資格申請料（初回登録時4年間）：16,000円（以後、更新義務研修を受講）

### <資格取得後の考えられる進路>

- ・総合型地域スポーツクラブマネージャー
- ・公共・民間スポーツ施設
- ・青少年・スポーツ関連団体（（公財）さっぽろ青少年女性活動協会、（一財）さっぽろ健康スポーツ財団など）
- ・市町村教育委員会（社会教育関係業務）
- ・学校教育現場（体育科教員として課外活動などの実践場面）

## ⑧公認エアロビックコーチ 1 受験資格

「日本スポーツ協会公認エアロビックコーチ 1」は、地域においてスポーツ活動を行っているグループ、サークル、スポーツ教室等で、エアロビックの基礎的な指導を行うための公的な資格である。資格取得後は指導者としてさらに資質を向上させるため、日本エアロビック連盟主催の各種セミナーや講習会等へ参加することができる。さらに、一定期間指導者としての実績を積むと、上級エアロビック指導員資格のエアロビックコーチ 2 へのステップアップも可能である。

### <資格要件>

エアロビックコーチ 1 の資格を取得するためには、本学で「日本スポーツ協会公認指導員」共通科目Ⅲの単位と下表に定められた科目（専門科目）の単位を取得した後に、日本スポーツ協会が定めるインターネットサービス「指導者マイページ」にて受講完了申請を行い、日本スポーツ協会および日本エアロビック連盟が実施する「日本スポーツ協会公認エアロビックコーチ 1 専門科目検定試験（理論試験・実技試験）」に合格しなければならない。

協会が定める科目		本学開講科目	開講年次	単位数
基 礎 理 論		生涯スポーツ（エアロビック）	1	1
		生涯スポーツ指導演習（エアロビック）	2	2
実 技 指 導 実 習		生涯スポーツ（エアロビック）	1	1
		生涯スポーツ指導演習（エアロビック）	2	2

### <資格登録申請>

専門科目の検定試験は 3 年次に受験することができ、合格者は、日本エアロビック連盟認定エアロビックリーダー資格が得られる。その上で、卒業時に日本スポーツ協会に申請、登録手続きを行うことにより、「日本スポーツ協会公認エアロビックコーチ 1」の資格を取得することができる。この資格は 4 年間有効で、日本エアロビック連盟所定の講習会を受講することにより更新することができる。

### <申請費用>

専門科目検定試験（日本エアロビック連盟認定エアロビックリーダー）

受検料5,280円（税込）、認定料5,280円（税込）、登録料5,000円（税込）

日本スポーツ協会公認エアロビックコーチ 1

登録料20,000円（税別）、初回手数料3,000円（税別）

### <資格取得後の考えられる進路>

- ・ 公共・民間スポーツ施設
- ・ 学校教育現場（体育科教員として体育実技での実践）
- ・ 健康増進センター
- ・ 総合型地域スポーツクラブ

## ⑨公認アスレティックトレーナー受験資格

アスレティックトレーナーは、スポーツドクター及びコーチとの緊密な協力のもとに、競技者の健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の救急処置、アスレティックリハビリテーション及びトレーニング、コンディショニング等を担当する専門家である。

アスレティックトレーナーの資格取得を希望する学生は、下表に定める本学所定の単位を取得し、日本スポーツ協会が定めるインターネットサービス「指導者マイページ」にて受講完了申請を行い、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者共通科目Ⅲを申請する。加えて、日本赤十字社救急法救急員資格を別に取得する必要がある。以上をもって、アスレティックトレーナー専門科目検定試験を受験することができる。

協会が定める科目	本学開講科目	開講年次	単位数
アスレティックトレーナーの役割	アスレティックトレーナー概論	1	2
スポーツ科学	トレーニンング演習	2	2
	スポーツ・バイオメカニクス	2	2
	運動生理学	1	2
	メンタルトレーニング演習	3	2
運動器の解剖と機能	機能解剖学	1	2
	スポーツ解剖学	2	2
スポーツ外傷・障害の基礎知識	スポーツ整形外科学	2	2
	臨床スポーツ医学	2	2
健康管理とスポーツ医学	スポーツ内科学	3	2
検査・測定と評価	スポーツ外傷・障害の評価理論	2	2
	スポーツ外傷・障害の評価演習	2	2
予防とコンディショニング	テーピング演習	2	2
	コンディショニング理論	3	2
	コンディショニング演習	3	2
アスレティックリハビリテーション	アスレティックリハビリテーション理論	2	2
	アスレティックリハビリテーション演習Ⅰ	3	2
	アスレティックリハビリテーション演習Ⅱ	3	2
救急処置	救急処置	2	2
スポーツと食事	スポーツ栄養学	2	2
現場実習	アスレティックトレーニング指導実習	4	4

### <申請費用>

受験料：理論試験15,000円（税別）、実技試験30,000円（税別）

## ⑩初級パラスポーツ指導員

地域で活動する18歳以上の指導者で、主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する者。また、障がいの基本内容を理解し、スポーツの導入に必要な基本的知識・技術を身につけ、実践に当たっては、健康や安全管理を重視した指導が出来る者。さらに、地域の大会や行事に参加するとともに、指導者組織の事業にも積極的に参加するなど地域のパラスポーツの振興を支える者。

### <資格要件>

初級パラスポーツ指導員の資格取得を希望する学生は、学内で実施される開講科目によって協会基準カリキュラムを修了し、資格取得申請をした者を、協会会長が認定する。

協会が定める科目	本学開講科目	開講年次	単位数
障がい者福祉施策と障がい者スポーツ	障がい者スポーツ論	3	2
ボランティア論			
障がい者スポーツの意義と理念			
安全管理			
障がいの理解とスポーツ			
日本障がい者スポーツ協会資格認定制度			
全国障がい者スポーツ大会の概要			
生涯に応じたスポーツの工夫・実施	生涯スポーツ（障がい者スポーツ）	4	1
障がい者との交流（実技）			

### <申請費用>

申請時に申請・認定料5,500円および登録料3,800円（参考：前年度）を納入する。

登録期間は、1年間である。

### <資格取得後の考えられる進路>

- ・パラスポーツの指導
- ・パラスポーツ大会の運営役員、ボランティア
- ・パラスポーツセンター
- ・福祉施設の指導員
- ・特別支援学校教員として体育・スポーツの指導

## ⑪レクリエーション・インストラクター

レクリエーション・インストラクターとは、ニュースポーツやゲーム、音楽、芸術などの様々なレクリエーション活動を通じて、余暇時間の有効利用から地域の交流・活性化を支援する指導者のことで、日本レクリエーション協会の公認指導者資格である。

スポーツ指導者をはじめ、保育士、幼稚園教諭、小・中学校教諭、介護福祉士、社会福祉士、職場等でレクリエーションを担当する人、地域活動（介護予防、子育て支援、子ども会活動、子どもの居場所づくり等）に関わる人が本資格を取得している。

### <資格要件>

レクリエーション・インストラクターの資格は、下表に定める本学所定の単位を修得し、登録申請（登録料等が必要）をすることで取得することができる。

区分	協会が定める科目	本学開講科目	開講年次	単位数
理論	レクリエーション概論	レジャー・レクリエーション論	2	2
	楽しさと心の元気づくりの理論			
	レクリエーション支援理論			
	レクリエーション支援のプログラム			
実技	レクリエーション支援の方法	野外教育実習	2	2
	レクリエーション活動の習得			
	レクリエーション支援の実施			
実習科目	現場実習	地域支援実習	3	2

### <申請費用>

17,600円必要となる（登録料16,000円、消費税1,600円）。

資格の有効期限は2年間であり、2年に一度更新が必要である。更新料を支払うことで有効期限が延長される。資格更新に必要な費用は12,100円（更新料）である。

### <資格取得後の考えられる進路>

- ・ 総合型地域スポーツクラブ
- ・ 青少年・スポーツ関連団体（（公財）さっぽろ青少年女性活動協会、（一財）さっぽろ健康スポーツ財団など）
- ・ 独立行政法人国立青少年教育振興機構（国立大雪青少年交流の家、国立日高青少年自然の家など）
- ・ 市町村教育委員会（社会教育関係業務）
- ・ 地域活動を目的としたNPO
- ・ 学校教育現場

## ⑫レクリエーション・コーディネーター受験資格

レクリエーション・コーディネーターとは、生涯スポーツを中心とした様々なプログラムの提案や実践を行いながら、地域の人材や団体をコーディネートし、市民サービス型事業の推進役として活躍する指導者のことで、レクリエーション・インストラクターの上位資格となる日本レクリエーション協会の公認指導者資格である。

### <資格要件>

レクリエーション・コーディネーターの資格を取得するには、レクリエーション・インストラクターの資格が必要（同時取得も可）。下表に定める本学所定の単位を修得した後（見込みも可）、本学で実施する「学内審査筆記試験」に合格し、登録申請（登録料等が必要）を行うことでレクリエーション・コーディネーターの資格を取得することができる。

### (1)所定修得科目

科目名	協会が定める科目		本学開設科目	
	学習項目	授業科目	開講年次	単位数
レクリエーション支援の理念と方法	レクリエーションの基礎理論	レジャー・レクリエーション論	2	2
	レクリエーション活動の展開方法	野外教育実習	2	2
		雪上活動実習	2	1
活動領域および支援対象の理解	活動領域の理解	スポーツ社会学	3	2
		生涯学習概論Ⅰ	1	2
	支援対象の理解 ※3単位以上「スポーツ教育学概論」は必修	スポーツ教育学概論	1	2
		スポーツ心理学	1	2
		運動生理学	1	2
		スポーツ内科学	3	2
レクリエーション・コーディネート技術および演習	事業でのレクリエーション・インストラクション技術の活用 事業やプログラムの意図に応じたレク活動のアレンジ 事業の企画と運営	スポーツマネジメント	2	2
		野外教育指導演習	3	2
現場実習		地域支援実習	3	2

### (2)申請費用

31,100円（登録料 26,000円、消費税 2,600円、学内審査料 2,500円）が必要となる。

なお、インストラクターと同時に申請した場合、コーディネーターの公認料と登録料は減額され、2つの申請費用は以下のとおりとなる。

資格名	登録料	消費税	学内審査料	合計
レクリエーション・インストラクター	16,000円	2,600円	-	31,100円
レクリエーション・コーディネーター	10,000円		2,500円	

### (3)その他

登録申請後、有効期限は2年間である。以後は2年ごとの更新となり、更新にかかる費用は17,600円（更新料）である。

### <資格取得後の考えられる進路>

- ・総合型地域スポーツクラブ
- ・青少年・スポーツ関連団体（(公財)さっぽろ青少年女性活動協会、(一財)さっぽろ健康スポーツ財団など）
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構（国立大雪青少年交流の家、国立日高青少年自然の家など）
- ・市町村教育委員会（社会教育関係業務）
- ・地域活動を目的としたNPO
- ・学校教育現場

### ⑬ キャンプインストラクター

キャンプインストラクター資格とは、総合的な自然体験であるキャンプの楽しさを主に野外活動を通して指導する人に与えられる公益社団法人日本キャンプ協会が認定する公的資格である。またキャンプディレクター2級資格の基礎資格となる。

#### <資格要件>

(公社)日本キャンプ協会キャンプインストラクター課程認定校である本学の所定科目を履修し、本学で実施する「キャンプインストラクター試験」に合格し、登録申請を行うことによりキャンプインストラクター資格を取得することができる。

科目名		本学開講科目	開講年次	単位数
理 実 技 ・ 指 導 実 合	論 習 計	野 外 教 育 実 習	2	2
				2

#### <資格登録申請>

登録申請にあたっては、登録諸費13,300円を添えて申請する。

登録期間は1年間で、日本キャンプ協会所定の更新料等を振り込むことで更新される。

## ⑭キャンプディレクター 2 級受験資格

キャンプディレクター 2 級資格は、野外活動を実践しようとする人に対して、適切なキャンプ全体の指導とプログラムの企画運営を行うことができる指導者に与えられる公益社団法人日本キャンプ協会が認定する公的資格である。

### < 資格要件 >

(公社)日本キャンプ協会キャンプディレクター 2 級課程認定校である本学の所定科目を履修し、本学で実施する「キャンプディレクター 2 級試験」に合格し、登録申請を行うことによりキャンプディレクター 2 級資格を取得することができる。

科目名	本学開講科目	開講年次	単位数
理論 実技・指導実習Ⅰ	野外教育実習	2	2
応用実技・指導実習Ⅱ	雪上活動実習	2	1
	野外教育指導演習	3	2
合計			5

### < 資格登録申請 >

登録申請にあたって：①キャンプインストラクター資格保有者は登録諸費11,000円を添えて申請する。

②キャンプインストラクター資格を持っていない者は登録諸費20,000円を添えて申請する。

登録期間は1年間で、日本キャンプ協会所定の更新料等を振り込むことで更新される。

## [生涯スポーツ学部／健康福祉学科]

### ①社会福祉士国家試験受験資格

#### 北翔大学 社会福祉士受験資格取得に関する履修規程

第1条 この規程は、北翔大学学則（以下「学則」という。）第71条の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）に置く社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する社会福祉士の受験資格を得るための科目の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 本学生涯スポーツ学部健康福祉学科社会福祉コースにおいて、所定の科目を履修し、単位を取得した者は社会福祉士の受験資格が得られる。

第3条 社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第1項）とは、その名称を用いて専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。

第4条 社会福祉士受験資格（社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号）は、大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者に与えられる。本学において社会福祉士の受験資格を得ようとする者は別表1の科目・単位を修得しなければならない。

第5条 ソーシャルワーク実習Ⅰ、ソーシャルワーク実習Ⅱ、ソーシャルワーク実習指導Ⅰ、ソーシャルワーク実習指導Ⅱ及びソーシャルワーク実習指導Ⅲを履修する者は、学則第88条第1項及び学費等納付金規程に定める実習に要する費用を、所定の期日までに納付しなければならない。

第6条 この規程の改正は、教授会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則改正及び校名変更に伴う改正）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（校名変更に伴う改正）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（別表の改正に伴う改正）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（関係する法令等の改正、介護福祉学科を地域福祉学科に、生活福祉学科を医療福祉学科に名称変更すること、福祉心理学科のコース変更及び教育課程の改正に伴う改正）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

3 平成20年度以前の教育課程の科目を修得することにより社会福祉士の受験資格を得ようとする者が、平成21年度の教育課程の科目を修得する場合は、別表2により修得しなければならない。

4 平成21年度及び22年度入学の編入学生が社会福祉士の受験資格を得るために平成21年度の教育課程の科目を修得する場合は別表2により修得しなければならない。

附 則（生涯スポーツ学部健康福祉学科の設置及び教育課程の変更に伴う改正）

- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 平成26年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（社会福祉士養成課程を生涯スポーツ学部健康福祉学科社会福祉コースに置くこと及び教育課程の変更並びに別表2の廃止に伴う改正）

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 令和2年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（関係省令改正による社会福祉士受験資格取得に係る教育課程の変更に伴う改正）

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和3年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（規定の整備に伴う改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（関係省令に則り、別表1の科目順を改めたことに伴う改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 社会福祉士受験資格に関する科目一覧表

法定基準		本学基準			備考
法定科目	授業科目	開講年次	必修単位		
医学概論	医学概論	1	2		
心理学と心理的支援	心理学概論	1	2		
社会学と社会システム	社会学と社会システム	4	2		
社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策Ⅰ	4	2		
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	4	2		
社会保障	社会保障論Ⅰ	2	2		
	社会保障論Ⅱ	2	2		
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見制度	3	2		
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	3	2		
	地域福祉の包括的支援体制Ⅱ	3	2		
高齢者福祉	高齢者福祉	1	2		
障害者福祉	障害者福祉	2	2		
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉	1	2		
貧困に対する支援	公的扶助論	2	2		
保健医療と福祉	医療福祉論	3	2		
刑事司法と福祉	司法福祉論	3	2		
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	1	2		
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	1	2		
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	2		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2	2		
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	1	2		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	3	2		
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	2	2		
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	3	2		
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	3	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	3	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅴ	4	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅵ	4	2		
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	2		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3	4		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	4	2		
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅰ	3	6		
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	4	2		
合計			76		

## ②健康運動指導士受験資格

健康運動指導士は、保健医療関係者と連携しつつ、個々人の心身の状態に応じた、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成及び実践指導計画の調整等を行う役割を担う専門家である。

### <資格要件>

健康運動指導士資格取得を希望する学生は、下表に定める所定の単位を修得することによって、健康・体力づくり事業財団が実施する資格認定試験を受験することができる。

財団が定める科目	本学開講科目	開講年次	単位数
健康管理概論	生活習慣病概論	2	2
健康づくり施策概論	健康学	1	2
生活習慣病（NCD）	生活習慣病概論	2	2
運動生理学	運動生理学	1	2
	運動処方	3	2
機能解剖とバイオメカニクス（運動・動作の力源）	スポーツ・バイオメカニクス	2	2
	基礎解剖学	1	2
健康づくりの運動の理論	運動処方	3	2
	トレーニング論	1	2
	障がい者スポーツ論	3	2
運動障害と予防	スポーツ内科学	3	2
	スポーツ整形外科学	2	2
体力測定と評価	体力測定評価	2	2
	体力測定評価演習	3	2
健康づくり運動の実際	健康運動指導演習	2	2
	生涯スポーツ指導演習（エアロビック）※1	2	2
	生涯スポーツ指導演習（水泳・水中運動）※2	3	2
	トレーニング演習	2	2
	健康産業施設実習	4	2
救急処置	救急処置	2	2
運動プログラムの管理	運動処方演習	3	2
	運動処方演習	4	2
	生活習慣病概論	2	2
	スポーツ内科学	3	2
運動負荷試験実習	運動処方演習	4	2
運動行動変容の理論と実際	中高年スポーツ論	3	2
	運動処方演習	4	2
運動とこころの健康増進	健康学	1	2
栄養摂取と運動	栄養と健康	1	2

※1 「生涯スポーツ指導演習(エアロビック)」を履修するには、前提科目である「生涯スポーツ(エアロビック)」を履修して、単位修得しておく必要がある。

※2 「生涯スポーツ指導演習(水泳・水中運動)」を履修するには、前提科目である「生涯スポーツ(水泳・水中運動)」を他学科履修し、単位修得しておく必要がある。「生涯スポーツ(水泳・水中運動)」はスポーツ教育学科でのみ開講されている。

### <資格認定試験の受験>

所定の単位を取得した学生は、4年次において資格認定試験を受験することができる（受験料15,714円（税込））。

### <資格登録申請>

資格認定試験に合格した場合、登録申請を行うことで、健康運動指導士の資格を取得することができる（登録料24,200円（税込））。

### <登録費用>

登録は5年間有効で、所定の講習を受講することにより、更新することができる（登録更新料22,000円（税込））。

### <健康産業施設実習>

#### ①実習対象者

- ・3年次までに開講される所定の単位をすべて修得し、4年次に開講される所定の科目をすべて履修していること

#### ②実習受け入れ先

- ・北翔大学北方圏生涯スポーツ研究センタースポーツクラブ（スポルクラブ）
- ・溪仁会円山クリニック
- ・美田内科循環器科クリニック 他

### <資格取得後の考えられる進路> ※（ ）内は実績

- ・地域まるごと元気アッププログラム（コープさっぽろ）
- ・病院（溪仁会円山クリニック、北海道循環器病院）
- ・健康増進センター（札幌市健康づくりセンター、日本健康倶楽部）
- ・保健センター（苫小牧保健センター）
- ・介護予防施設（ジョイリハ）
- ・フィットネスクラブ（宮の森スポーツ）
- ・フリーインストラクターなど

### ③社会福祉主事（任用資格）

社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、民間社会福祉施設職員等の資格にも準用されている。

社会福祉主事任用資格の必要な職種は以下のとおりである。

行政	福祉事務所	現業員、査察指導員、家庭児童福祉主事 [児童福祉事業従事2年以上等]、 家庭相談員 [児童福祉事業従事2年以上等]、母子相談員、老人福祉指導主事
	各種相談所	身体障害者福祉司 [身体障害者福祉事業従事2年以上等] ※ 知的障害者福祉司 [知的障害者福祉事業従事2年以上等] ※
		児童福祉司 [児童福祉事業従事2年以上等] ※
民間社会福祉施設	施設長、生活指導員 等	

[ ]内は、社会福祉主事任用資格に加えて必要な要件

※ 社会福祉主事任用資格取得以外にも資格を得られる方法がある

#### <取得方法>社会福祉法第19条

社会福祉主事任用資格の取得方法は複数ある。健康福祉学科の場合は、国家資格である社会福祉士を取得するか、大学において社会福祉に関する科目（厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目）を3科目以上修めて卒業するか、のいずれかになる。

※厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

上記指定科目と本学科における開講科目との対応表は、表1の通りである。

表1 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目と本学科における開講科目との対応表\*

厚生労働大臣指定科目	本学科の開講科目
社会福祉概論	社会福祉の原理と政策Ⅰ** 及び 社会福祉の原理と政策Ⅱ**
社会福祉事業史	
社会福祉援助技術論	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ 及び ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ**
社会福祉調査論	社会福祉調査の基礎**
社会福祉施設経営論	
社会福祉行政論	
社会保障論	社会保障論Ⅰ 及び 社会保障論Ⅱ**
公的扶助論	公的扶助論**
児童福祉論	児童・家庭福祉**
家庭福祉論	
保育理論	
身体障害者福祉論	障害者福祉**
知的障害者福祉論	障害者福祉**
精神障害者保健福祉論	障害者福祉**
老人福祉論	高齢者福祉
医療社会事業論	医療福祉論**
地域福祉論	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ 及び 地域福祉と包括的支援体制Ⅱ**
法学	
民法	
行政法学	
経済学	
社会政策	
経済政策	
心理学	心理学概論
社会学	社会学 又は 社会学と社会システム**
教育学	
倫理学	
公衆衛生学	
医学一般	医学概論
リハビリテーション論	リハビリテーション論
看護学	
介護概論	
栄養学	
家政学	

\* 厚生労働省社会・援護局長通知（社援発0306第28号 令和2年3月6日）「社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等の一部改正について」をもとに作成

\*\* 社会福祉コースで開講

## ④社会教育主事（任用資格）・社会教育士

1. 社会教育主事養成課程の科目を履修することによって、社会教育主事になるための資格（任用資格）を取得し、あわせて社会教育士を称することができる。

（関係法令：社会教育法第九条の四）

2. 社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える職である。

（関係法令：社会教育法第九条の二、第九条の三）

3. 社会教育士は、社会教育主事養成課程の学習成果を生かし、社会教育施設はもとより、教育委員会以外の行政（環境・福祉・まちづくり等）やNPOにおいて、青少年の体験活動の支援やまちづくりの推進などの役割が期待されている。

### 【社会教育主事養成課程の科目】

法令に定める区分	法令単位	授業科目	開講年次	単位数	備考
生涯学習概論	4	生涯学習概論Ⅰ	1	2	必修6科目 12単位 履修のこと
		生涯学習概論Ⅱ	1	2	
生涯学習支援論	4	生涯学習支援論Ⅰ	4	2	
		生涯学習支援論Ⅱ	4	2	
社会教育経営論	4	社会教育経営論Ⅰ	2	2	
		社会教育経営論Ⅱ	2	2	
社会教育特講	8	現代生活と心と体	2	2	4科目8単位 以上 履修のこと
		スポーツ栄養学	2	2	
		現代生活と福祉	2	2	
		福祉心理学	1	2	
		生涯スポーツ学	1	2	
		情報社会及び情報倫理	2	2	
		情報機器操作Ⅰ	1	2	
		現代生活と芸術	2	2	
		現代生活と地球	2	2	
		現代生活と環境科学	2	2	
		青少年学習コーチング論	3	2	
		北海道の文化	2	2	
		高齢社会の街づくり	3	2	
		リカレント教育論	4	2	
地域支援実習	3	2			
人間関係の心理学	1	2			
社会教育実習	4	社会教育実習	3	2	法令上必修の [社会教育実習] 1単位を含む
社会教育演習、社会教育実習、社会教育課題研究のうち一以上の科目		社会教育課題研究	3	2	
計	24単位以上			合計24単位以上	

## ⑤身体障害者福祉司（任用資格）

身体障害者福祉司は、身体障害者更生相談所や福祉事務所などの公的機関で働く専門職（公務員）である。身体障害者の福祉に関して福祉事務所に技術指導を行い、身体障害者の相談・調査・更生援護の要否や種類の判断、本人への指導等の業務のうち、専門的技術が必要な仕事を行う。

任用する場合にいくつかの要件があり、本学科学生の場合は、以下の要件に該当する。

- ①社会福祉士の資格を有している者
- ②社会福祉主事として、身体障害者の更生援護その他の福祉に関する事業に2年以上従事した者

## ⑥知的障害者福祉司（任用資格）

知的障害者福祉司は 知的障害者更生相談所や福祉事務所などの公的機関で働く専門職（公務員）である。知的障害者の福祉に関して福祉事務所に技術指導を行い、知的障害者の相談・調査・更生援護の要否や種類の判断、本人への指導等の業務のうち、専門的技術が必要な仕事を行う。

任用する場合にいくつかの要件があり、本学科学生の場合は、以下の要件に該当する。

- ①社会福祉士の資格を有している者
- ②社会福祉主事として、知的障害者の更生援護その他の福祉に関する事業に2年以上従事した者

## ⑦児童福祉司（任用資格）

児童相談所に置かれる専門職（公務員）で、児童相談所長の指示により、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う。

児童福祉司の任用資格要件として、本学科学生は、以下の要件に該当する。

- ①社会福祉士の資格を有する者
- ②社会福祉主事として2年以上相談援助業務に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者
- ③学校教育法に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上相談援助業務に従事した者

## ⑧児童指導員（任用資格）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生省令第63号）に基づき、児童養護施設、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、児童家庭支援センター、障害児入所施設、児童心理治療施設、乳児院、児童相談所のような児童福祉施設において、そこで生活する子ども達のサポートを行います。

児童指導員の任用資格要件として、本学科学生は、以下の要件に該当する。

- ①社会福祉士の資格を有する者
- ②学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

## ⑨健康運動実践指導者受験資格

健康運動実践指導者は、医学的基礎知識、運動生理学の知識、健康づくりのための運動指導の知識・技能を持ち、健康づくりを目的として作成された運動プログラムに基づいて、実践指導を行うインストラクターである。

### <資格要件>

健康運動実践指導者資格取得を希望する学生は、下表に定める所定の単位を修得することによって、健康・体力づくり事業財団が実施する資格認定試験を受験することができる。

財団が定める科目	本学開講科目	開講年次	単位数
健康づくり施策概論	健康学	1	2
	生活習慣病概論	2	2
運動生理学	健康運動実践論	1	2
機能解剖とバイオメカニクス	健康運動実践論	1	2
栄養摂取と運動	栄養と健康	1	2
健康づくりと運動プログラム	運動処方	3	2
	トレーニング論	1	2
運動指導の心理学的基礎	健康学	1	2
運動障害と予防・救急処置	スポーツ整形外科学	2	2
	救急処置	2	2
健康づくり運動の実際	生涯スポーツ指導演習（水泳・水中運動）※	3	2
	生涯スポーツ（エアロビック）	1	1
	生涯スポーツ指導演習（エアロビック）	2	2
	健康運動指導演習	2	2
	トレーニング演習	2	2
体力の測定と評価	体力測定評価	2	2
	体力測定評価演習	3	2

※ 「生涯スポーツ指導演習（水泳・水中運動）」を履修するには、前提科目である「生涯スポーツ（水泳・水中運動）」を他学科履修し、単位修得しておく必要がある。「生涯スポーツ（水泳・水中運動）」はスポーツ教育学科でのみ開講されている。

### <資格認定試験の受験>

所定の単位を取得した学生は、3年次において資格認定試験を受験することができる（受験料25,300円（税込））。資格認定試験は、指導実技試験と筆記試験の両方に合格する必要がある。

### <資格登録申請>

資格認定試験に合格した場合、登録申請を行うことで、健康運動実践指導者の資格を取得することができる（登録料22,000円（税込））。

### <登録費用>

登録は5年間有効で、所定の講習を受講することにより、更新することができる（登録更新料22,000円（税込））。

### <資格取得後の考えられる進路> ※（ ）内は実績

- ・病院（溪仁会円山クリニック、北海道循環器病院）
- ・健康増進センター（札幌市中央健康づくりセンター）
- ・保健センター
- ・フィットネスクラブ（宮の森スポーツ、KONAMIスポーツ）

## ⑩初級パラスポーツ指導員

地域で活動する18歳以上の指導者で、主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する者。また、障がいの基本内容を理解し、スポーツの導入に必要な基本的知識・技術を身につけ、実践に当たっては、健康や安全管理を重視した指導が出来る者。さらに、地域の大会や行事に参加するとともに、指導者組織の事業にも積極的に参加するなど地域のパラスポーツの振興を支える者。

### <資格要件>

初級パラスポーツ指導員の資格取得を希望する学生は、学内で実施される開講科目によって協会基準カリキュラムを修了し、資格取得申請をした者を、協会会長が認定する。

協会が定める科目	本学開講科目	開講年次	単位数
障がい者福祉施策と障がい者スポーツ ボランティア論	障がい者スポーツ論	3	2
障がい者スポーツの意義と理念			
安全管理			
障がいの理解とスポーツ			
日本障がい者スポーツ協会資格認定制度			
全国障がい者スポーツ大会の概要			
生涯に応じたスポーツの工夫・実施 障がい者との交流（実技）	生涯スポーツ（障がい者スポーツ）	4	1

### <申請費用>

申請時に申請・認定料5,500円および登録料3,800円（参考：前年度）を納入する。

登録期間は、1年間である。

### <資格取得後の考えられる進路>

- ・パラスポーツの指導
- ・パラスポーツ大会の運営役員、ボランティア
- ・パラスポーツセンター
- ・福祉施設の指導員
- ・特別支援学校教員として体育・スポーツの指導

## ⑪レクリエーション・インストラクター

レクリエーション・インストラクターとは、ニュースポーツやゲーム、音楽、芸術などの様々なレクリエーション活動を通じて、余暇時間の有効利用から地域の交流・活性化を支援する指導者のことで、日本レクリエーション協会の公認指導者資格である。

スポーツ指導者をはじめ、保育士、幼稚園教諭、小・中学校教諭、介護福祉士、社会福祉士、職場等でレクリエーションを担当する人、地域活動（介護予防、子育て支援、子ども会活動、子どもの居場所づくり等）に関わる人が本資格を取得している。

### <資格要件>

レクリエーション・インストラクターの資格は、下表に定める本学所定の単位を修得し、登録申請（登録料等が必要）をすることで取得することができる。

区分	協会が定める科目	本学開講科目	開講年次	単位数
理 論	レ ク リ エ ー シ ョ ン 概 論	レジャー・レクリエーション論	1	2
	楽しさと心の元気づくりの理論			
	レクリエーション支援理論			
	レクリエーション支援のプログラム			
実 技	レクリエーション支援の方法	レクリエーション実技	2	1
	レクリエーション活動の習得	生涯スポーツ（ニュースポーツ）	2	1
	レクリエーション支援の実施			
実習科目	現 場 実 習	地 域 支 援 実 習	3	2

### <申請費用>

17,600円必要となる（登録料16,000円、消費税1,600円）。

資格の有効期限は2年間であり、2年に一度更新が必要である。更新料を支払うことで有効期限が延長される。資格更新に必要な費用は12,100円（更新料）である。

### <資格取得後の考えられる進路>

- ・ 総合型地域スポーツクラブ
- ・ 青少年・スポーツ関連団体（（公財）さっぽろ青少年女性活動協会、（一財）さっぽろ健康スポーツ財団など）
- ・ 独立行政法人国立青少年教育振興機構（国立大雪青少年交流の家、国立日高青少年自然の家など）
- ・ 市町村教育委員会（社会教育関係業務）
- ・ 地域活動を目的としたNPO
- ・ 学校教育関連

## ⑫介護職員初任者研修

## 北翔大学 介護職員初任者研修課程履修規程

(研修の目的)

第1条 生涯スポーツ学部健康福祉学科は健康と福祉を総合的に学ぶ学科であり、介護の基礎的知識・技術を習得することは、福祉の学びの基礎段階として、また介護予防を目的とした健康運動指導の学びにおいても対象者の理解につながる重要な学びである。介護の基礎的学びを通して、高齢社会の多様なニーズへの対応と広く地域貢献を目的として、健康福祉学科の専門科目において本研修を行うものとする。

(研修の名称)

第2条 前条に規定する研修課程の名称は「北翔大学 介護職員初任者研修課程」と称する。

(研修の要旨)

第3条 研修の要旨は、次の表に掲げるとおりとする。

事務所の所在地	江別市
研修形態	通学方式 ※平日及び土曜日の昼間に実施
修業年限	1年
研修期間	60日間(基本)、130時間
定員(人)	20人
受講料(円)	未徴収
受講対象者	生涯スポーツ学部健康福祉学科に入学した学生で、介護職員初任者研修の修了を希望する者
研修会場	北翔大学(江別市文京台23番地)

(募集期間)

第4条 募集期間は、毎年度入学式の日から研修開始日の3日前までとする。

(受講申込方法及び本人確認方法)

第5条 受講を希望する者は、募集期間内に教育支援総合センター学習支援オフィスの窓口で申し出を行うとともに、指定の申込書に記入の上、提出しなければならない。

2 学習支援オフィスの担当者は、申し出の際に提示される学生証をもって本人確認を行うものとする。

(研修カリキュラム)

第6条 研修カリキュラムは、次の表に掲げるとおりとする。

教科名	時間数	教科名	時間数
1. 職務の理解	6	9. ころとからだのしくみと生活支援技術	75
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9	9-1. (基本知識の学習)	13
3. 介護の基本	6	9-2. (生活支援技術の講義・演習)	50
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9	9-3. (生活支援技術演習)	12
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6	10. 振り返り	4
6. 老化の理解	6	合計	130
7. 認知症の理解	6	筆記試験	1
8. 障害の理解	3		

(開講科目の履修登録及び単位の計算方法)

第7条 研修を希望する者は、前条の研修カリキュラムに対応した、次の表に掲げる、本学で開講さ

れる4科目について、所定の期間内に履修登録を行わなければならない。

本学での開講科目	単位数	研修カリキュラムの表に対応する教科名の番号
1. 介護の基本Ⅰ	2	1、3、4、6、9-1
2. 介護の基本Ⅱ	2	2、4、5
3. 介護を必要とする人の理解	2	6、7、8、9-1
4. 生活支援技術	2	9-2、9-3、10

2 前項に規定する科目の単位の計算方法は、北翔大学学則第45条の規定によるものとする。

(テキストの購入及び主要テキスト)

第8条 研修を希望する者は、研修開始日までにテキストを購入しなければならない。

2 使用するテキストは、中央法規出版株式会社発行「介護職員初任者研修テキスト 全2巻」(5,500円)とする。

(最少開講人数)

第9条 受講の申込をした者が5名に満たない場合は、研修を不開講とする。

(出欠の確認方法)

第10条 研修の開始前に、出席簿または出席カードを用いて担当講師が出欠確認を行うものとする。

(成績の評定方法)

第11条 各科目の修了時に、知識・技能等の習得度を評価するにあたり、講師による評価を行うものとする。

2 成績の評定方法は、北翔大学学則第54条第1項の規定によるものとする。

3 評価については、S(90点以上)、A(89点~80点)、B(79点~70点)、C(69点~60点)、D(59点以下)の5段階とし、C以上を合格とする。

(修了の認定方法)

第12条 本学で開講する介護職員初任者研修の4科目を全て受講し、所定の学修時間を全て出席したと認められる者に対し筆記試験による修了試験を行ない、この試験に合格(100点満点中の60点以上)した者に研修修了を認める。

(修了証明書の交付)

第13条 学長は、研修修了者に対して、介護保険法施行令第3条第1項に基づき、別紙に定める修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

2 修了証明書の紛失や氏名の変更があった場合は、修了者からの申し出と本人確認書類が提出された後に再交付を行うものとする。なお、その際の手数料は無料とする。

(修了者の報告)

第14条 研修修了者は、修了証明書番号、修了年月日、氏名、性別、生年月日、住所などを記載した名簿を作成・管理し、その名簿を北海道知事に報告する。

(補講の取扱い)

第15条 やむを得ない理由により欠席した者に対しては、その申し出により同一内容の補講を別日程で行うことがある。その場合の費用は徴収しない。

(辞退規定)

第16条 受講者が辞退しようとするときは、所定の辞退届を提出しなければならない。

2 受講者が本規程の定める諸規定を守らず、又は受講者の本分にもとる行為のあったときは、受講の取りやめを命ずることがある。

(講師)

第17条 研修を担当する講師は、別紙(添付3号様式)のとおりとする。

(情報開示)

第18条 本規程は、本学ホームページより閲覧することができる。

URL <http://www.hokusho-u.ac.jp/>

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、介護職員初任者研修課程に関し必要な事項は、学習支援委員会の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第20条 この規程の改正は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (テキスト代の徴収方法及び受講料の返還方法を改めたことに伴う改正)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## [教育文化学部／教育学科]

### ①保育士

#### 北翔大学 保育士養成課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学学則（以下「学則」という。）第72条の2第2項の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）に置く児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育士の資格を得させるための課程（以下「養成課程」という。）の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(養成課程の設置)

第2条 前条に規定する養成課程の名称は、「北翔大学保育士養成課程」と称する。

2 前項の養成課程は、本学教育文化学部教育学科幼児教育コースとする。

(位置)

第3条 前条の養成課程の位置は、北海道江別市文京台23番地とする。

(学生定員及び学級数)

第4条 養成課程の学生定員及び学級数は、次のとおりとする。

- (1) 学生定員 50人
- (2) 総定員 200人
- (3) 学級数 1学年 1学級

(養成課程の履修資格)

第5条 教育学科に所属し、保育士の資格を得ようとする学生で、養成課程を履修することができる者は、原則として、次の各号に該当すると認めたとする。

- (1) 学力が優良で、出席が常である者
- (2) 学則第66条に規定する本学の卒業要件を満たす見込みがある者

(教育課程)

第6条 養成課程の教育課程は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の規定に基づき、厚生労働大臣の定める告示（平成30年4月27日厚生労働省告示第216号をいう。以下「告示」という。）に定める次の各号に掲げる科目の区分により開講する授業科目をもって編成する。

(1) 必修科目

- イ 保育の本質・目的に関する科目
- ロ 保育の対象の理解に関する科目
- ハ 保育の内容・方法に関する科目
- ニ 保育実習
- ホ 総合演習

(2) 選択必修科目

- イ 保育の本質・目的に関する科目
- ロ 保育の対象の理解に関する科目
- ハ 保育の内容・方法に関する科目

## 二 保育実習

## (3) 教養科目

2 前項各号に規定する授業科目の名称及び単位数は、保育士養成課程履修科目対照表に定める別表第1「必修科目」、別表第2「選択必修科目」及び別表第3「教養科目」のとおりとする。

(養成課程の履修及び単位の修得方法)

第7条 保育士の資格を得ようとする者は、別表第1に掲げる授業科目59単位、別表第2に掲げる授業科目から同表の定めるところにより9単位以上及び別表第3に掲げる授業科目から同表の定めるところにより8単位以上を修得しなければならない。

2 前項に規定する授業科目の単位の計算方法は、学則第45条の規定によるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定により指定された学校若しくは養成施設又は同項第4号の規定により指定された高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者については、別表第1に掲げる授業科目のうち、次の授業科目の履修を免除する。

- (1) こども家庭福祉 2単位
- (2) 社会福祉 2単位
- (3) こども家庭支援論 2単位
- (4) 社会的養護Ⅰ 2単位
- (5) 社会的養護Ⅱ 1単位

(養成課程の履修登録及び取消)

第8条 養成課程を履修しようとする学生は、各学期の始めの所定の期日までに、保育士養成課程の履修を登録しなければならない。

2 前項の登録をしていない学生は、養成課程を履修することができない。

3 養成課程を履修している学生が、養成課程の履修を中止しようとするときは、各学期の始めの所定の期日までに保育士養成課程の履修を取消さなければならない。

(履修科目の登録)

第9条 養成課程を履修し、第6条に規定する養成課程の授業科目を履修するときは、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

2 前項の履修登録及び授業科目の履修は、学則第47条の規定によるものとする。

(保育実習の履修資格)

第10条 養成課程を履修する学生で、保育実習Ⅰを履修することができる者は、原則として、当該実習を開始する前に、第7条第1項に定める別表第1に掲げる授業科目のうち、次に掲げる授業科目を履修している者とする。

- (1) 保育原理 2単位
- (2) 保育実習指導Ⅰ 2単位
- (3) 保育内容総論 2単位

(保育実習の履修方法等)

第11条 別表第1及び別表第2に掲げる授業科目のうち保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ及び保育実習Ⅲを履修する者は、各年次の所定の期日までに「保育実習履修願」を教職センターに提出しなければならない。

2 前項の願出に基づき、保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ及び保育実習Ⅲの実習施設を指定し、その結果を

当該学生に通知する。

(保育実習の履修の取消又は停止)

第12条 保育実習の履修は、本人の性行不良、学力劣等その他の事由により保育士として適格性を欠くと認められる場合は、これを取り消し又は停止することができるものとする。

(単位の授与、他の大学等における授業科目の履修、入学前の既修得単位等の認定、試験及び成績判定の取扱い)

第13条 履修した授業科目の単位の授与、他の大学等における授業科目の履修、入学前の既修得単位等の認定、試験及び成績判定の取り扱いは、学則第48条、第50条、第51条、第54条及び第55条の規定を適用するものとする。ただし、別表第1及び別表第2に掲げる授業科目の第50条及び第51条の規定の適用については、当該他の大学又は短期大学が指定保育士養成施設の場合に限るものとする。

(保育士資格の取得及び保育士登録)

第14条 保育士となる資格は、第7条第1項に規定する所定の単位を修得するほか、学則第46条第3項に規定する所定の単位を修得し、第67条の規定により卒業の認定を受け、本学を卒業した者に与えられる。

2 前項の保育士となる資格を有する者が保育士となるには、児童福祉法第18条の18に規定する所定の登録を受けなければならない。

(養成課程の履修に係る費用の納付)

第15条 養成課程を履修しようとする者及び履修している者は、第8条に規定する保育士養成課程の履修登録を行い、第9条に規定する履修科目の登録の際に、北翔大学学費等納付金規程の定めるところにより所定の保育士養成課程履修費を納付しなければならない。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、養成課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第17条 この規程の改正は、教授会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (法改正による保育士養成課程の教育課程の変更に伴う改正)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (教育課程の変更に伴う改正)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (教育課程の変更に伴う改正)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

北翔大学保育士養成課程履修科目対照表

別表第1 「必修科目」

告示別表第1による教科目				左記に対応する本学開設授業科目等				
系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目名	授業形態	単位数		備考
						必修	選択	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2		
	教育原理	講義	2	教育原理(幼・小)	講義	2		
	子ども家庭福祉	講義	2	こども家庭福祉	講義	2		
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		
	子ども家庭支援論	講義	2	こども家庭支援論	講義	2		
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2		
保育の対象の理解に関する科目	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2		
	保育の心理学	講義	2	保育の心理学	講義	2		
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	こども家庭支援の心理学	講義	2		
	こどもの理解と援助	演習	1	こどもの理解と援助	演習	1		
	こどもの保健	講義	2	こどもの保健	講義	2		
	こどもの食と栄養	演習	2	こどもの食と栄養	演習	2		
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育の計画と評価	講義	2		
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	2		
	保育内容演習	演習	5	保育内容(健康)	演習	2		
				保育内容(人間関係)	演習	2		
				保育内容(環境)	演習	2		
				保育内容(言葉)	演習	2		
				保育内容(表現)	演習	2		
	保育内容の理解と方法	演習	4	こどもの表現あそび	演習	2		
				こどもの体育あそび	演習	2		
				こどもの言葉あそび	演習	2		
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2		
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1		
	こどもの健康と安全	演習	1	こどもの健康と安全	演習	1		
	障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2		
社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1			
子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1			
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ	実習	4		
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2		
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育実践演習	演習	2		
合計			51単位	必要修得単位数 合計		59単位		

別表第2 「選択必修科目」

告示別表第2による教科目				左記に対応する本学開設授業科目等				
系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目名	授業形態	単位数		備考
						必修	選択	
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定		15 単 位 以 上	保育内容指導論	演習	2		
保育の対象の理解に関する科目				こども理解	講義	2		
保育の内容・方法に関する科目				幼児教育研究Ⅱ	講義		2	
				幼児と健康	講義		2	
				幼児と人間関係	講義		2	
				幼児と環境	講義		2	
保育実習				保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習
	保育実習Ⅲ	実習					2	
	保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習		1	1単位以上 選択必修
保育実習指導Ⅲ				演習		1		
合計			18単位以上	必要修得単位数 合計		9単位以上		

別表第3 「教養科目」

告示による教科目				左記に対応する本学開設授業科目等				
系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目名	授業形態	単位数		備考
						必修	選択	
教養科目	外国語、 体育以外の 科目	不問	6 以 上	日本国憲法	講義		2	
				情報機器操作Ⅰ	演習	2		
				生涯学習概論Ⅰ	講義		2	
	外国語	演習	2	英語コミュニケーションⅠ	演習	2		
体育	講義 実技	1 1	1	健康体育（実技を含む）	講義・ 実技	2		
合計			10単位以上	必要修得単位数 合計		8単位以上		
総計			79単位以上	必要修得単位数 総計		76単位以上		

備考：1) 別表第1から別表第3までに掲げる授業科目から、必修科目及び選択必修科目を履修して修得する単位を含め、所要の授業科目を履修して76単位以上を修得すること。

## ②社会教育主事（任用資格）・社会教育士

1. 社会教育主事養成課程の科目を履修することによって、社会教育主事になるための資格（任用資格）を取得し、あわせて社会教育士を称することができる。

（関係法令：社会教育法第九条の四）

2. 社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える職である。

（関係法令：社会教育法第九条の二、第九条の三）

3. 社会教育士は、社会教育主事養成課程の学習成果を生かし、社会教育施設はもとより、教育委員会以外の行政（環境・福祉・まちづくり等）やNPOにおいて、青少年の体験活動の支援やまちづくりの推進などの役割が期待されている。

### 【社会教育主事養成課程の科目】

法令に定める区分	法令単位	授業科目	開講年次	単位数	備考
生涯学習概論	4	生涯学習概論Ⅰ	1	2	必修6科目 12単位 履修のこと
		生涯学習概論Ⅱ	1	2	
生涯学習支援論	4	生涯学習支援論Ⅰ	4	2	
		生涯学習支援論Ⅱ	4	2	
社会教育経営論	4	社会教育経営論Ⅰ	2	2	
		社会教育経営論Ⅱ	2	2	
社会教育特講	8	現代生活と心と体	2	2	4科目8単位 以上 履修のこと
		スポーツ栄養学	2	2	
		現代生活と福祉	2	2	
		福祉心理学	1	2	
		健康体育（実技を含む）	2	2	
		情報社会及び情報倫理	2	2	
		情報機器操作Ⅰ	1	2	
		現代生活と芸術	2	2	
		教育文化学	1	2	
		現代生活と地球	2	2	
		現代生活と環境科学	2	2	
		青少年学習コーチング論	3	2	
		北海道の文化	2	2	
		高齢社会の街づくり	3	2	
リカレント教育論	4	2			
人間関係の心理学	1	2			
社会教育実習	4	社会教育実習	3	2	法令上必修の 「社会教育実習」 1単位を含む
社会教育演習、社会教育実習、社会教育課題研究のうち一以上の科目		社会教育課題研究	3	2	
計	24単位以上			合計24単位以上	

### ③児童指導員（任用資格）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生省令第63号）に基づき、児童養護施設、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、児童家庭支援センター、障害児入所施設、児童心理治療施設、乳児院、児童相談所のような児童福祉施設において、そこで生活する子ども達のサポートを行います。

児童指導員の任用資格要件として、本学科学生は、以下の要件に該当する。

- ①学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の資格を持ち、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めた者
- ②学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

### ④社会福祉主事（任用資格）

社会福祉主事とは、社会福祉法第18条および第19条に基づき、都道府県や市町村の福祉事務所に配置され、現業員等として任用されるための資格である。また、民間の各種社会福祉施設に就くための資格としても準用される。

学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、3科目以上の単位を修得して卒業した者に付与される（三科目主事（社会福祉法第19条第1号））。

<教育学科における指定科目>

以下のうち3科目以上を履修し、単位修得すること。

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目	本学開設科目	単位	備考
心 理 学	心理学概論	2	発展科目
社 会 学	社会学	2	発展科目
教 育 学	教育原理(幼・小) ※	2	初等教育コース 幼児教育コース
保 育 理 論	保育原理	2	初等教育コース 幼児教育コース
児 童 福 祉 論	こども家庭福祉	2	幼児教育コース
社 会 福 祉 概 論	社会福祉	2	幼児教育コース
公 衆 衛 生 学	衛生学 ※	2	養護教諭コース
公 衆 衛 生 学	公衆衛生学	2	養護教諭コース
栄 養 学	栄養学(食品学を含む) ※	2	養護教諭コース
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 論	精神保健	2	養護教諭コース
看 護 学	看護学概論	2	養護教諭コース
教 育 学	教育原理	2	養護教諭コース 音楽コース

厚生労働省社会・援護局長通知（社援第0328第3号 平成25年3月28日）「社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読み替えの範囲等の一部改正について」をもとに作成

※の科目は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長より個別認定を受けたものである（社援基発0305第1号 令和2年3月5日付）。

## ⑤幼児体育指導者検定 2 級

幼児体育指導者検定は、公益財団法人日本幼少年体育協会認定資格である。

子どもに対して、体育や運動遊びを楽しく、わかりやすく、安全に指導できる幼児体育指導者のスキルを身に付けることができる検定である。2日間の検定期間に行われる講習・試験内容は、理論（発育発達、幼児体育論、スポーツ指導論）と実技（マット運動やとび箱種目の手本と補助など）である。

### <資格要件>

幼児体育指導者検定 2 級は、下表に定める本学所定の科目を履修し、2日間の検定期間に参加し、検定試験に合格した者が取得することができる。

本学開講科目	開講年次	単位数
こどもの体育あそび	2	2

## ⑥准学校心理士

准学校心理士とは、学校心理士に準ずる資格である。

在学時に、一般社団法人学校心理士認定運営機構が認定する「教育心理学」「発達心理学」「教育相談（幼児理解や保育相談支援等の関連科目）」「特別支援教育（障害児保育等の関連科目）」の内、3科目6単位以上を取得し、機構の書類審査に合格した者に認定される資格である。申請は、申請年度に卒業を予定している者にも認められる。

准学校心理士の資格有効期間は3年である。ただし、資格有効期間を経過して3年間については、日本学校心理士会や一般社団法人学校心理士認定運営機構等の主催する研修会に参加することができる。そこで得られたポイントは、学校心理士を受験するために累積加算できる。

### <教育学科における指定科目>

教育学科においては、以下の4科目の内、3科目を履修・修得すること。

機構が認定する科目	本学開講科目	単位
教 育 心 理 学	教育心理学	2
発 達 心 理 学	発達心理学	2
教育相談（幼児理解や保育相談支援等の関連科目）	教育相談論	2
特別支援教育（障害児保育等の関連科目）	特別支援教育総論	2

### <卒業後に学校心理士を受験するための要件>

以下の必要条件を規定の期間内に満たすことにより、学校心理士受験資格を取得することができる。

- ① 1 条校（学校教育法）または幼稚園・保育所（園）等の保育施設で3年以上の専門的な実務経験を有すること。
- ② 学校心理士認定運営機構や日本学校心理士会（支部研修も含む）の研修会を受講し、4年制大学卒業者はAを1ポイント含む5ポイント以上を取得すること。

※研修会には、「A」と「B」があり、「A」研修会における講習の受講により得られるポイントを「Aポイント」と呼ぶ。

## [教育文化学部／芸術学科]

### ①社会教育主事（任用資格）・社会教育士

1. 社会教育主事養成課程の科目を履修することによって、社会教育主事になるための資格（任用資格）を取得し、あわせて社会教育士を称することができる。

（関係法令：社会教育法第九条の四）

2. 社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える職である。

（関係法令：社会教育法第九条の二、第九条の三）

3. 社会教育士は、社会教育主事養成課程の学習成果を生かし、社会教育施設はもとより、教育委員会以外の行政（環境・福祉・まちづくり等）やNPOにおいて、青少年の体験活動の支援やまちづくりの推進などの役割が期待されている。

#### 【社会教育主事養成課程の科目】

法令に定める区分	法令単位	授業科目	開講年次	単位数	備考
生涯学習概論	4	生涯学習概論Ⅰ	1	2	必修6科目 12単位 履修のこと
		生涯学習概論Ⅱ	1	2	
生涯学習支援論	4	生涯学習支援論Ⅰ	4	2	
		生涯学習支援論Ⅱ	4	2	
社会教育経営論	4	社会教育経営論Ⅰ	2	2	
		社会教育経営論Ⅱ	2	2	
社会教育特講	8	現代生活と心と体	2	2	4科目8単位 以上 履修のこと
		スポーツ栄養学	2	2	
		現代生活と福祉	2	2	
		福祉心理学	1	2	
		健康体育（実技を含む）	2	2	
		情報社会及び情報倫理	2	2	
		情報機器操作Ⅰ	1	2	
		現代生活と芸術	2	2	
		教育文化学	1	2	
		現代生活と地球	2	2	
		現代生活と環境科学	2	2	
		青少年学習コーチング論	3	2	
		北海道の文化	2	2	
		高齢社会の街づくり	3	2	
リカレント教育論	4	2			
人間関係の心理学	1	2			
社会教育実習	4	社会教育実習	3	2	法令上必修の 「社会教育実習」 1単位を含む
社会教育演習、社会教育実習、社会教育課題研究のうち一以上の科目		社会教育課題研究	3	2	
計	24単位以上			合計24単位以上	

## ②学芸員（任用資格）

学芸員は、博物館資料の収集、保管・展示及び調査研究、その他これらと関連する事業を行う「博物館法」に定められた、博物館におかれる専門的職員である。

履修科目等博物館法施行規則第1条第1項に基づき、下記の科目の単位を修得した者は、学芸員となる資格を有する。

### <資格要件>

学芸員となる資格を有するには、下表にある本学所定の単位を修得し、本学を卒業することによって取得することができる。

法令に定める科目	法令単位	本学開設科目	開講年次	必修単位
生涯学習概論	2	生涯学習概論Ⅰ	1	2
博物館概論	2	博物館概論	1	2
博物館経営論	2	博物館経営論	2	2
博物館資料論	2	博物館資料論	2	2
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	3	2
博物館展示論	2	博物館展示論	3	2
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	3	2
博物館教育論	2	博物館教育論	3	2
博物館実習	3	博物館実習	4	3
計	19	計		19

### ③一級建築士及び二級・木造建築士

一級建築士の免許証は、一級建築士試験に合格し、国土交通大臣が管理する名簿に登録することで国土交通大臣から交付されます。二級建築士の免許証は、二級建築士試験（木造建築士の免許証の場合は、木造建築士試験）に合格し、都道府県知事が管理する名簿に登録することで都道府県知事から交付されます。（建築士法第4条、第5条）

#### <受験資格・免許登録資格要件>

一級建築士及び二級・木造建築士試験の受験資格は、国土交通大臣の指定する建築に関する科目（指定科目）の必要単位数を取得し、芸術学科を卒業することで得ることができます。なお、2020年試験から、実務経験が受験時の要件ではなくなり、一級建築士についても卒業年から受験できるように法改正されました。

免許登録資格は、試験に合格していても、建築の実務経験年数が必要となります。一級建築士は卒業後4年以上、二級・木造建築士試験は取得単位数に応じ40単位以上0年・30単位以上1年・20単位以上2年となります。

#### 一級建築士

- ・受験資格：卒業後0年
- ・免許登録資格：卒業後の実務経験年数4年(指定科目の分類(単位数)①～⑩から要件40単位以上)

#### 二級・木造建築士

- ・受験資格：卒業後0年
- ・免許登録資格：卒業後の実務経験年数0年(指定科目の分類(単位数)①～⑩から要件40単位以上)
- ・免許登録資格：卒業後の実務経験年数1年(指定科目の分類(単位数)①～⑩から要件30単位以上)
- ・免許登録資格：卒業後の実務経験年数2年(指定科目の分類(単位数)①～⑩から要件20単位以上)

#### 北翔大学 教育文化学部 芸術学科

指定科目の分類 (単位数)		指定科目として申請する開講科目					
二級・木造	一級	分類	科目名	履修学年	一級	二級・木造	単位数
①建築設計製図 (3単位以上)	①建築設計製図 (7単位以上)	①	空間デザイン基礎	1	選択	選択	2
		①	住宅設計演習	2	選択	選択	2
		①	インテリア設計Ⅰ	2	選択	選択	2
		①	C A D 設計	2	選択	選択	2
		①	インテリア設計Ⅱ	3	選択	選択	2
		①	店舗デザイン	3	選択	選択	2
②～④ 建築計画、 建築環境工学又は 建築設備 (2単位以上)	②建築計画 (7単位以上)	②	リビングデザイン論	1	必修	選択	2
		②	ユニバーサルデザイン	1	必修	選択	2
		②	高齢社会の街づくり	3	必修	選択	2
		②	建築計画	2	必修	選択	2
	③建築環境工学 (2単位以上)	③	生活環境	3	必修	選択	2
	④建築設備 (2単位以上)	④	空間設備	3	必修	選択	2
⑤～⑦構造力学、 建築一般構造又は 建築材料 (3単位以上)	⑤構造力学 (4単位以上)	⑤	構造のかたちと力	3	必修	選択	2
		⑤	構造力学演習	4	必修	選択	2
	⑥建築一般構造 (3単位以上)	⑥	建築空間のしくみ	2	必修	選択	2
		⑥	建築一般構造演習	3	必修	選択	2
	⑦建築材料 (2単位以上)	⑦	生活材料学	2	必修	選択	2
⑧建築生産 (1単位以上)	⑧建築生産 (2単位以上)	⑧	住宅と空間の生産	3	必修	必修	2
⑨建築法規 (1単位以上)	⑨建築法規 (1単位以上)	⑨	都市と空間の法規	3	必修	必修	2
⑩その他 (適宜)	⑩その他 (適宜)	⑩	インテリアデザイン	1	選択	選択	2
		⑩	テクニカルスケッチ	2	選択	選択	2
		⑩	空間模型演習	2	選択	選択	2
総単位数 (①～⑩の単位数合計)							44

#### ④インテリアプランナー

インテリアプランナーとは、インテリアプランニングにおける企画・設計・工事監理を行うインテリアに関する知識と技術に習熟した専門家のことであり、公益財団法人建築技術教育普及センターが行う試験（「学科試験」及び「設計製図試験」）に合格し、登録を受けた資格者のことで、さらに更新講習制度によりその能力を審査・証明されている資格者のことをいう。

##### <インテリアプランナー登録に必要な実務経験年数短縮の方法>

インテリアプランナーとしての登録には、通常インテリアに関する2年以上の実務経験が必要となるが、下表に示す区分A「インテリア関連科目」・B「インテリア専門科目」・C「インテリア（建築）設計」から所定の単位を修得し、芸術学科を卒業した場合、必要実務経験が0年に短縮される。

必要単位数  $A + B + C = 36$ 単位以上、 $B = (24 - C)$ 単位以上、 $C = 2$ 単位以上

区分		本学における開設科目				
		科目名	学年	単位数	必修・選択	必要単位数
A	インテリア 関連科目	色彩計画	2	2	選択必修	A (36-B-C) 単位以上
		ドローイングⅠ	1	2		
		テクニカルスケッチ	2	2		
		グラフィックデザインⅠ	1	2		
		リビングデザイン論	1	2		
小計			10			
B	インテリア 専門科目	インテリアデザイン	1	2	選択必修	B (24-C) 単位以上
		生活環境	3	2		
		空間設備	3	2		
		生活材料学	2	2		
		建築空間のしくみ	2	2		
		構造のかたちと力	3	2		
		住宅と空間の生産	3	2		
		都市と空間の法規	3	2		
		空間デザイン基礎	1	2		
		C A D 設計	2	2		
		空間模型演習	2	2		
ユニバーサルデザイン	1	2				
小計			24			
C	インテリア (建築) 設計	住宅設計演習	2	2	選択必修	C 2単位以上
		インテリア設計Ⅰ	2	2		
		インテリア設計Ⅱ	3	2		
		店舗デザイン	3	2		
小計			8			

## [教育文化学部／心理カウンセリング学科]

### ①公認心理師国家試験受験資格

#### 北翔大学 公認心理師受験資格取得に関する履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学学則（以下「学則」という。）第72条の3の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）に置く公認心理師法（平成27年法律第68号）に規定する公認心理師の受験資格を得るための科目の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(公認心理師受験資格)

第2条 公認心理師の受験資格を得ようとする者は、本学教育文化学部心理カウンセリング学科において、所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(定義)

第3条 公認心理師（公認心理師法第2条）とは、その名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- (1) 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること
- (2) 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと
- (3) 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと
- (4) 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと

(公認心理師受験資格の取得と必要な科目)

第4条 公認心理師受験資格（公認心理師法第7条第1号）は、以下の者に与えられる。

- (1) 大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目（別表1）を修めて卒業し、かつ、大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めてその課程を修了した者。
- (2) 大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目（別表1）を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者。

(改正)

第5条 この規程の改正は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 公認心理師受験資格に関する科目一覧表

施行規則に定める基準	本学基準			
指定科目名	授業科目	開講年次	単位数	備考
公認心理師の職責	公認心理師の職責	4	2	
心理学概論	心理学概論	1	2	
臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	2	
心理学研究法	心理学研究法	2	2	
心理学統計法	心理学統計法	2	2	
心理学実験	心理学実験	2	4	
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2	2	
学習・言語心理学	学習心理学(学習・言語心理学Ⅰ)	1	2	
	コミュニケーション心理学(学習・言語心理学Ⅱ)	3	2	
感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	2	
神経・生理心理学	生理心理学(神経・生理心理学Ⅰ)	1	2	
	神経心理学(神経・生理心理学Ⅱ)	2	2	
社会・集団・家族心理学	社会心理学(社会・集団・家族心理学Ⅰ)	1	2	
	家族心理学(社会・集団・家族心理学Ⅱ)	3	2	
発達心理学	発達心理学	1	2	
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	2	
心理的アセスメント	心理的アセスメント	2	2	
心理学的支援法	心理学的支援法	2	2	
健康・医療心理学	健康・医療心理学	1	2	
福祉心理学	福祉心理学	1	2	
教育・学校心理学	教育心理学概論(教育・学校心理学)	1	2	
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	2	
産業・組織心理学	産業・組織心理学	3	2	
人体の構造と機能及び疾病	医学概論(人体の構造と機能及び疾病)	1	2	
精神疾患とその治療	精神医学Ⅰ(精神疾患とその治療Ⅰ)	2	2	
	精神医学Ⅱ(精神疾患とその治療Ⅱ)	2	2	
関係行政論	関係行政論	4	2	
心理演習	心理演習	3	4	
心理実習	心理実習	2～3	2	80時間
合計			62	

## ②精神保健福祉士国家試験受験資格

### 北翔大学 精神保健福祉士受験資格取得に関する履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学学則（以下「学則」という。）第72条の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）に置く精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に規定する精神保健福祉士の受験資格を得るための科目の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(精神保健福祉士受験資格の取得)

第2条 本学教育文化学部心理カウンセリング学科において、所定の科目を履修し、単位を取得した者は精神保健福祉士の受験資格が得られる。

(定義)

第3条 精神保健福祉士（精神保健福祉士法第2条）とは、その名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

(履修及び単位の修得方法)

第4条 精神保健福祉士受験資格（精神保健福祉士法第7条第1号）は、大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目を修めて卒業した者に与えられる。本学において精神保健福祉士の受験資格を得ようとする者は別表の科目・単位を修得しなければならない。

(実習科目の履修に係る費用の納入)

第5条 精神保健福祉援助実習、精神保健福祉援助実習指導を履修する者は、学則第88条第1項及び学費等納付金規程に定める実習に要する費用を、所定の期日までに納付しなければならない。

(改正)

第6条 この規程の改正は、教授会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 平成24年度及び25年度入学の編入学生が精神保健福祉士の受験資格を得るために平成24年度以降の教育課程の科目を履修する場合は別表1により修得しなければならない。

附 則（人間福祉学部医療福祉学科の教育課程の一部変更に伴う改正）

- 1 この規程は平成25年4月1日から施行し、平成24年度入学生及び編入学生から適用する。
- 2 別表については、平成25年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 平成25年度入学の編入学生が精神保健福祉士の受験資格を得るために平成25年度以降の教育課程の科目を履修する場合は別表1により修得しなければならない。

附 則（教育文化学部心理カウンセリング学科の設置及び教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 平成26年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 精神保健福祉士の受験資格を得るために平成24年度及び平成25年度の教育課程の科目を履修する場合（平成24年度及び平成25年度編入学生を含む）は別表2により修得しなければならない。

附 則（教育文化学部心理カウンセリング学科の教育課程の変更及び別表2の削除に伴う改正）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（関係省令改正による精神保健福祉士受験資格取得に係る教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（規定の整備に伴う改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 精神保健福祉士受験資格に関する科目一覧表

法定科目 指定科目	本学基準		
	授業科目	開講年次	単位数
医学概論	医学概論(人体の構造と機能及び疾病)	1	2
心理学と心理的支援	心理学概論	1	2
社会学と社会システム	社会学と社会システム	3	2
社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策Ⅰ	4	2
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	4	2
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	3	2
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	3	2
社会保障	社会保障論Ⅰ	2	2
	社会保障論Ⅱ	2	2
障害者福祉	障害者福祉	2	2
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見制度	3	2
刑事司法と福祉	司法福祉論	3	2
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	2	2
精神医学と精神医療	精神医学Ⅰ(精神疾患とその治療Ⅰ)	2	2
	精神医学Ⅱ(精神疾患とその治療Ⅱ)	2	2
現代の精神保健の課題と支援	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	3	2
	現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	4	2
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	1	2
精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理	2	4
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	1	2
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	2
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	2	2
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ	3	2
精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	3	2
精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	3	2
ソーシャルワーク演習	精神保健福祉援助演習(基礎)	3	2
ソーシャルワーク演習(専門)	精神保健福祉援助演習Ⅰ	3	2
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	4	2
	精神保健福祉援助演習Ⅲ	4	2
ソーシャルワーク実習指導	精神保健福祉援助実習指導	3~4	6
ソーシャルワーク実習	精神保健福祉援助実習	3~4	7
合計			73

### ③認定心理士

公益社団法人日本心理学会では、4年制大学における心理学科、またはそれに準ずる課程を修了し、心理学の専門家としての職務を遂行するのに必要な最小限の標準的、基礎的学力と技能を修得していると認定された人々に対して「認定心理士」の資格を認定している。

#### <資格要件>

認定心理士の資格取得を希望する学生は、下表に定める本学所定の単位を履修することによって、諸手続きを済ませた後に認定心理士の資格を取得することができる。

規定に定める領域		本学開設科目		
基礎科目(注1)		授業科目	年次	認定単位(注3)
a	心理学概論	心理学概論	1	2
		教育心理学概論(教育・学校心理学)	1	1(副次)
		臨床心理学概論	2	1(副次)
b	心理学研究法	心理学研究法	2	2
		心理的アセスメント	2	2
		心理学統計法	2	2
c	心理学実験・実習	心理学実験	2	4
選択科目(注2)		授業科目	年次	認定単位(注3)
d	知覚心理学	学習心理学(学習・言語心理学Ⅰ)	1	2
		コミュニケーション心理学(学習・言語心理学Ⅱ)	3	2
		知覚・認知心理学	2	2
e	生理心理学	生理心理学(神経・生理心理学Ⅰ)	1	2
		神経心理学(神経・生理心理学Ⅱ)	2	2
f	教育発達心理学	発達心理学	1	2
		乳幼児心理学	1	2
		青年心理学	2	2
g	臨床心理学	高齢者心理学	2	2
		ポジティブ心理学	3	2
		司法・犯罪心理学	2	2
		障害者・障害児心理学	2	2
		心理学的支援法	2	2
		臨床心理援助技法論Ⅰ(精神分析療法)	3	2
		臨床心理援助技法論Ⅱ(認知行動療法)	3	2
		臨床心理援助技法論Ⅲ(ブリーフ・セラピー)	3	2
		スクールカウンセリング	3	2
		心理演習	3	4
		福祉心理学	1	2
		モチベーション心理学	2	2
		育児支援の心理学	2	2
		健康・医療心理学	1	2
感情・人格心理学	2	2		
h	社会心理学	社会心理学(社会・集団・家族心理学Ⅰ)	1	2
		産業・組織心理学	3	2
		家族心理学(社会・集団・家族心理学Ⅱ)	3	2
		人間関係の心理学	1	2
その他の科目(注4)		授業科目	年次	認定単位(注3)
i	心理学関連科目 卒業研究	専門演習Ⅰ	3	2
		専門演習Ⅱ	3	2
		卒業研究	4	4
計		36単位以上		

- 注1) 基礎科目においては、a領域が4単位以上、b領域とc領域は合わせて8単位以上を修得し、合計12単位以上であること。
- 注2) 選択科目においては、5領域のうち3領域以上でそれぞれが少なくとも4単位以上、5領域の合計が16単位以上であること。3領域においては規定の最低4単位のうち少なくとも2単位分は「基本主題」に対応した単位でなければならない。
- 注3) 認定基準の「副次主題」に該当する科目は、開講単位数の半数が認定単位数となる。
- 注4) その他の科目においては、心理学に関連したテーマであること。認定に必要な単位として最大4単位までを認める。

#### <申請費用>

審査料に11,000円必要となる。合格した場合、認定料として33,000円必要となる。

#### <資格取得後の考えられる進路>

認定心理士は公益社団法人日本心理学会が認定する、心理学の基礎資格であり、職能の資格ではないが、大学で心理学を専門科目としていることが証明される。これまでに、福祉施設（児童養護施設、児童発達支援、放課後等デイサービスなど）等での求人実績がある。

## ④福祉心理士

日本福祉心理学会が認定する資格であり、福祉サービスを利用する人のアセスメントを行ったり、サービス利用者やその家族、そして、そこで働く職員の福祉心理相談・支援を行ったりするうえで専門家として求められる基礎学力と技能を修得していると、本学会が認定した人のことである。

### <資格要件>

福祉心理士の資格取得を希望する学生は、下表に定める本学所定の科目の単位を修得した後、日本福祉心理学会の正会員あるいは会員となることによって、福祉心理士の資格を取得することができる。

領域	指 定 科 目	規定単位	開設科目	開設年次	単位	備考	
基礎科目	心 理 学	2	心 理 学 概 論	1	2	指定科目のうち、2科目について、各2単位以上	
	福 祉 心 理 学	2	福 祉 心 理 学	1	2		
	社 会 福 祉 学	2	現 代 生 活 と 福 祉	2	2		
心理学関係科目	臨 床 心 理 学	2	臨 床 心 理 学 概 論	2	2	指定科目のうち、4科目8単位を含み、合計12単位以上	
	心 理 査 定 法	2	心 理 的 ア セ ス メ ン ト	2	2		
	カウセリング(心理相談)	2	心 理 学 的 支 援 法	2	2		
	心 理 療 法	2	臨 床 心 理 援 助 技 法 論 I ( 精 神 分 析 療 法 )	3	2		
	発 達 心 理	2	発 達 心 理 学	1	2		
	障 害 者 の 心 理	2	障 害 者 ・ 障 害 児 心 理 学	2	2		
	高 齢 者 の 心 理	2	高 齢 者 心 理 学	2	2		
				学 習 心 理 学 (学 習 ・ 言 語 心 理 学 I)	1		2
				教 育 心 理 学 概 論 (教 育 ・ 学 校 心 理 学)	1		2
				生 理 心 理 学 (神 經 ・ 生 理 心 理 学 I)	1		2
				社 会 心 理 学 (社 会 ・ 集 団 ・ 家 族 心 理 学 I)	1		2
				人 間 関 係 の 心 理 学	1		2
				乳 幼 児 心 理 学	1		2
				育 児 支 援 の 心 理 学	2		2
				青 年 心 理 学	2		2
				心 理 学 統 計 法	2		2
				心 理 学 実 験	2		4
				心 理 学 研 究 法	2		2
				知 覚 ・ 認 知 心 理 学	2		2
				司 法 ・ 犯 罪 心 理 学	2		2
				臨 床 心 理 援 助 技 法 論 II ( 認 知 行 動 療 法 )	3		2
				臨 床 心 理 援 助 技 法 論 III ( ブ リ ー フ ・ セ ラ ピ ー )	3		2
				家 族 心 理 学 (社 会 ・ 集 団 ・ 家 族 心 理 学 II)	3		2
				産 業 ・ 組 織 心 理 学	3		2
				コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 心 理 学 (学 習 ・ 言 語 心 理 学 II)	3		2
				ス ク ー ル カ ウ ン セ リ ン グ	3		2
			ポ ジ テ ィ ブ 心 理 学	3	2		
			モ チ ベ ー シ ョ ン 心 理 学	2	2		

領域	指 定 科 目	規定単位	開設科目	開設年次	単位	備考
社会福祉学関係科目	相 談 援 助	2	心 理 演 習	3	4	指定科目のうち、いずれか2単位を含み、合計12単位以上
	社会福祉援助技術	2	ソーシャルワークの基盤と専門職	1	2	
	精神保健福祉援助技術	2	精神保健福祉援助演習（基礎）	3	2	
			地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	3	2	
			地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	3	2	
			社会福祉の原理と政策Ⅱ	4	2	
			社 会 保 障 論 Ⅰ	2	2	
			社 会 保 障 論 Ⅱ	2	2	
			権 利 擁 護 と 成 年 後 見 制 度	3	2	
			障 害 者 福 祉	2	2	
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	1	2	
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	2	
			精 神 保 健 福 祉 の 原 理	2	4	
			精 神 保 健 福 祉 学 （ 応 用 ）	4	2	
			精 神 保 健 福 祉 援 助 演 習 Ⅰ	3	2	
			精 神 保 健 福 祉 援 助 演 習 Ⅱ	4	2	
			精 神 保 健 福 祉 援 助 演 習 Ⅲ	4	2	
			精 神 保 健 福 祉 援 助 実 習 指 導	3～4	6	
			精 神 保 健 福 祉 援 助 実 習	3～4	7	
	（医療・保健 関係科目）			精神医学Ⅰ（精神疾患とその治療Ⅰ）	2	2
			精神医学Ⅱ（精神疾患とその治療Ⅱ）	2	2	
			現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	3	2	
			現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	4	2	
		精神障害リハビリテーション論	3	2		
計				総計32単位以上		

\*心理学関係科目のうち2科目4単位、および社会福祉学関係科目のうち2科目4単位の計4科目8単位については、医療・保健関係科目（精神医学、神経内科学、リハビリテーション論、精神保健学などの科目）をもって代替できる。

### <申請費用>

所定の申請期間に、指定された書類を提出して、認定審査を受ける（認定審査料20,000円）。

審査に合格した場合、認定料（10,000円）を納付すると、日本福祉心理学会理事長より資格認定証が交付される。

### <資格取得後の考えられる進路>

- ・ 児童に関する福祉機関（児童養護施設・児童自立支援施設など）
- ・ 障害児・者に関する福祉機関（障害者自立支援法に基づく事業所など）
- ・ 高齢者に関する福祉機関

## ⑤社会福祉主事（任用資格）

社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、民間社会福祉施設職員等の資格にも準用されている。

社会福祉主事任用資格の必要な職種は以下のとおりである。

行政	福祉事務所	現業員、査察指導員、家庭児童福祉主事 [児童福祉事業従事2年以上等]、 家庭相談員 [児童福祉事業従事2年以上等]、母子相談員、老人福祉指導主事
	各種相談所	身体障害者福祉司 [身体障害者福祉事業従事2年以上等] ※ 知的障害者福祉司 [知的障害者福祉事業従事2年以上等] ※
		児童福祉司 [児童福祉事業従事2年以上等] ※
民間社会福祉施設	施設長、生活指導員 等	

[ ] 内は、社会福祉主事任用資格に加えて必要な要件

※ 社会福祉主事任用資格取得以外にも資格を得られる方法がある

### <取得方法>社会福祉法第19条

社会福祉主事任用資格の取得方法には、複数ある。心理カウンセリング学科の場合は、国家資格である精神保健福祉士を取得するか、大学において社会福祉に関する科目（厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目）を3科目以上修めて卒業するか、のいずれかになる。

※厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

上記指定科目と本学科における開講科目との対応表は、表1の通りである。

表1 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目と本学科における開講科目との対応表

厚生労働大臣指定科目	本学科の開講科目
社会福祉概論	社会福祉の原理と政策Ⅰ 及び 社会福祉の原理と政策Ⅱ
社会福祉事業史	
社会福祉援助技術論	ソーシャルワークの基盤と専門職
社会福祉調査論	社会福祉調査の基礎
社会福祉施設経営論	
社会福祉行政論	
社会保障論	社会保障論Ⅰ 及び 社会保障論Ⅱ
公的扶助論	
児童福祉論	
家庭福祉論	
保育理論	
身体障害者福祉論	障害者福祉
知的障害者福祉論	障害者福祉
精神障害者保健福祉論	障害者福祉
老人福祉論	
医療社会事業論	
地域福祉論	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ 及び 地域福祉と包括的支援体制Ⅱ
法学	
民法	
行政法学	
経済学	
社会政策	
経済政策	
心理学	心理学概論
社会学	社会学と社会システム
教育学	
倫理学	
公衆衛生学	
医学一般	医学概論（人体の構造と機能及び疾病）
リハビリテーション論	
看護学	
介護概論	
栄養学	
家政学	

※ 厚生労働省社会・援護局長通知（社援発0306第28号 令和2年3月6日）「社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等の一部改正について」をもとに作成

## ⑥社会教育主事（任用資格）・社会教育士

1. 社会教育主事養成課程の科目を履修することによって、社会教育主事になるための資格（任用資格）を取得し、あわせて社会教育士を称することができる。

（関係法令：社会教育法第九条の四）

2. 社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える職である。

（関係法令：社会教育法第九条の二、第九条の三）

3. 社会教育士は、社会教育主事養成課程の学習成果を生かし、社会教育施設はもとより、教育委員会以外の行政（環境・福祉・まちづくり等）やNPOにおいて、青少年の体験活動の支援やまちづくりの推進などの役割が期待されている。

### 【社会教育主事養成課程の科目】

法令に定める区分	法令単位	授業科目	開講年次	単位数	備考
生涯学習概論	4	生涯学習概論Ⅰ	1	2	必修6科目 12単位 履修のこと
		生涯学習概論Ⅱ	1	2	
生涯学習支援論	4	生涯学習支援論Ⅰ	4	2	
		生涯学習支援論Ⅱ	4	2	
社会教育経営論	4	社会教育経営論Ⅰ	2	2	
		社会教育経営論Ⅱ	2	2	
社会教育特講	8	現代生活と心と体	2	2	4科目8単位 以上 履修のこと
		スポーツ栄養学	2	2	
		現代生活と福祉	2	2	
		福祉心理学	1	2	
		健康体育（実技を含む）	2	2	
		情報社会及び情報倫理	2	2	
		情報機器操作Ⅰ	1	2	
		現代生活と芸術	2	2	
		教育文化学	1	2	
		現代生活と地球	2	2	
		現代生活と環境科学	2	2	
		青少年学習コーチング論	3	2	
		北海道の文化	2	2	
		高齢社会の街づくり	3	2	
リカレント教育論	4	2			
人間関係の心理学	1	2			
社会教育実習	4	社会教育実習	3	2	法令上必修の 「社会教育実習」 1単位を含む
社会教育演習、社会教育実習、社会教育課題研究のうち一以上の科目		社会教育課題研究	3	2	
計	24単位以上			合計24単位以上	

## ⑦児童福祉司（任用資格）

児童相談所に置かれる専門職（公務員）で、児童相談所長の指示により、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う。

児童福祉司の任用資格要件として、本学科学生は、以下の要件に該当する。

- ①精神保健福祉士の資格を有する者
- ②社会福祉主事として2年以上相談援助業務に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者
- ③学校教育法に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上相談援助業務に従事した者

## ⑧児童指導員（任用資格）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生省令第63号）に基づき、児童養護施設、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、児童家庭支援センター、障害児入所施設、児童心理治療施設、乳児院、児童相談所のような児童福祉施設において、そこで生活する子ども達のサポートを行います。

児童指導員の任用資格要件として、本学科学生は、以下の要件に該当する。

- ①精神保健福祉士の資格を有する者
- ②学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

## 6) 教職課程

本学では、下記に示す教育職員免許状取得のための課程を有しています。それぞれ所定の単位を修得した者は、申請することにより当該免許状が授与されます。

(Ⅲ 学習 北翔大学教職課程履修規程 参照)

学部・学科		免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
生涯 スポーツ 学部	スポーツ教育学科	中学校教諭1種免許状	保健体育
		高等学校教諭1種免許状	保健体育
		特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
教育文化 学部	初等教育コース	幼稚園教諭1種免許状	
		小学校教諭1種免許状	
		特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
	幼児教育コース	幼稚園教諭1種免許状	
		特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
	養護教諭コース	養護教諭1種免許状	
	音楽コース	中学校教諭1種免許状	音楽
		高等学校教諭1種免許状	音楽
		特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
	芸術学科	中学校教諭1種免許状	美術
高等学校教諭1種免許状		美術	

免許状取得にあたっては、取得しようとする免許状ごとに、北翔大学教職課程履修規程別表第1から別表第7に定める科目を含め、卒業に必要な単位を修得する必要があります。

なお、小学校教諭1種免許状又は中学校教諭1種免許状を取得する者は上記に加え、特別支援学校及び定められた社会福祉施設等で7日間の介護等の体験を行い、校長又は施設長の証明書をもらう必要があります。

## 北翔大学 教職課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学学則（平成9年4月1日施行。以下「学則」という。）第69条第3項の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）に置く教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教育職員免許状（以下「免許状」という。）授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(免許状の種類)

第2条 本学において、取得することができる免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、次の表に掲げるとおりとする。

学部・学科		免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域	
生涯 スポーツ 学部	スポーツ教育学科	中学校教諭1種免許状	保健体育	
		高等学校教諭1種免許状	保健体育	
		特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者	
教育文化 学部	教育学科	初等教育コース	幼稚園教諭1種免許状	
			小学校教諭1種免許状	
			特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
		幼児教育コース	幼稚園教諭1種免許状	
			特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
			養護教諭コース	養護教諭1種免許状
	音楽コース	中学校教諭1種免許状	音楽	
		高等学校教諭1種免許状	音楽	
		特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者	
		芸術学科	中学校教諭1種免許状	美術
高等学校教諭1種免許状	美術			

2 前項に規定する免許状の種類中、特別支援学校教諭1種免許状は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有していなければ、取得することができない。

(教職課程の履修資格)

第3条 前条に規定する免許状を得ようとする学生で、教職課程を履修することができる者は、原則として、次の各号に該当すると認めたとする。

- (1) 学力が優良で、出席が常である者
- (2) 学則第66条に規定する本学の卒業要件を満たす見込みがある者
- (3) 教育職員免許法第5条に規定する免許状の授与が見込まれる者

(教職課程の教育課程)

第4条 本学に置く教職課程の教育課程は、第2条に規定する免許状の種類に応じて、次の各号に掲げる科目の区分により開講する授業科目をもって編成する。

- (1) 領域及び保育内容の指導法に関する科目
- (2) 教科及び教科の指導法に関する科目
- (3) 養護に関する科目
- (4) 教育の基礎的理解に関する科目
- (5) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- (6) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- (7) 教育実践に関する科目
- (8) 大学が独自に設定する科目

- (9) 特別支援教育に関する科目  
 (10) 教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目  
 (教職課程の履修及び単位の修得方法)

第5条 教職課程を履修し、第2条に規定する免許状を得ようとする者は、次の表に掲げる免許状の種類及び免許教科の区分に応じ、それぞれ前条各号に定める科目の区分に定める単位を修得しなければならない。

学部	学科	免許状の種類 (免許教科)	領域及び保育 内容の指 導法に 関する 科目	教科及び教科 の指 導法に 関する 科目	養護に 関する 科目	教育の 基礎的 理解に 関する 科目	道徳、総 合的な学 習の時 間等の 指導及 び生徒 指導、 教育相 談等に 関する 科目	道徳、総 合的な学 習の時 間等の 内容及 び生徒 指導、 教育相 談等に 関する 科目	教育実 践に 関する 科目	大学が 独自に 設定す る科目	特別支 援教育 に関す る科目	免許法 施行規 則科目	
生涯 スポーツ 学部	ス ポ ー ツ 教 育 学 科	中学校教諭1種免許状(保健体育)	/	36	/	12	10	/	8	4	/	6	
		高等学校教諭1種免許状(保健体育)	/	34	/	12	8	/	6	12	/	6	
		特別支援学校教諭1種免許状	/	/	/	/	/	/	/	/	28	/	/
教育 文化 学部	初 等 教 育 コ ー ス	幼稚園教諭1種免許状	24	/	/	14	6	/	8	14	/	8	
		小学校教諭1種免許状	/	40	/	12	10	/	8	2	/	8	
		特別支援学校教諭1種免許状	/	/	/	/	/	/	/	/	28	/	/
	幼 児 教 育 コ ー ス	幼稚園教諭1種免許状	24	/	/	14	6	/	8	14	/	8	
		特別支援学校教諭1種免許状	/	/	/	/	/	/	/	/	28	/	/
	養 護 教 諭 コ ー ス	養護教諭1種免許状	/	/	34	12	/	10	8	7	/	8	
		中学校教諭1種免許状(音楽)	/	38	/	12	10	/	8	4	/	8	
		高等学校教諭1種免許状(音楽)	/	36	/	12	8	/	6	12	/	8	
	音 楽 コ ー ス	特別支援学校教諭1種免許状	/	/	/	/	/	/	/	/	28	/	/
		中学校教諭1種免許状(美術)	/	38	/	12	10	/	8	4	/	8	
芸 術 学 科	高等学校教諭1種免許状(美術)	/	34	/	12	8	/	6	12	/	8		

※「大学が独自に設定する科目」は、当該科目欄に掲げる科目を修得したもののほかは、免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

- 2 前項に規定する免許状の種類及び免許教科の区分に応じて開設する授業科目、単位数及び単位修得の方法は、別表第1から別表第7に定めるとおりとする。

(教職課程の履修登録及び取消)

第6条 教職課程を履修しようとする学生は、各学期の始めの所定の期日までに教職課程の履修を登録しなければならない。

- 2 前項の登録をしていない学生は、教職課程を履修することができない。  
 3 教職課程を履修している学生が、教職課程の履修を中止しようとするときは、各学期の始めの所定の期日までに教職課程の履修を取り消さなければならない。

(教職課程科目の履修登録)

第7条 教職課程を履修し、別表第1から別表第7に規定する科目を履修するときは、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

- 2 前項の履修登録及び授業科目の履修は、学則第47条の規定によるものとする。

(教育実習、特別支援教育実習及び養護実習の履修資格)

第8条 教職課程を履修する学生のうち、幼稚園教諭1種免許状を取得しようとする者で、第5条第2項に定める別表第3に掲げる授業科目中、「教育実習(幼・小)」を履修することができる者は、原則として、当該実習開始の前年度までに、次に掲げる授業科目を履修し、所定の単位を修得して、教職センター運営委員会において認められた者とする。

① 保育内容総論	2 単位
② 保育内容指導論	2 単位
③ 保育内容（健康）	2 単位
④ 保育内容（人間関係）	2 単位
⑤ 保育内容（環境）	2 単位
⑥ 保育内容（言葉）	2 単位
⑦ 保育内容（表現）	2 単位
⑧ 教育原理（幼・小）	2 単位
⑨ 教職概論（幼・小）	2 単位
⑩ 教育実習事前指導（幼・小）	1 単位
⑪ 日本国憲法	2 単位
⑫ 健康体育（実技を含む）	2 単位

2 教職課程を履修する学生のうち、小学校教諭1種免許状を取得しようとする者で、第5条第2項に定める別表第4に掲げる授業科目中、「教育実習（幼・小）」を履修することができる者は、原則として、当該実習開始の前年度までに、次に掲げる授業科目を履修し、所定の単位を修得して、教職センター運営委員会において認められた者とする。

① 国語科指導法	2 単位
② 社会科指導法	2 単位
③ 算数科指導法	2 単位
④ 理科指導法	2 単位
⑤ 生活科指導法	2 単位
⑥ 英語科指導法	2 単位
⑦ 教育原理（幼・小）	2 単位
⑧ 教職概論（幼・小）	2 単位
⑨ 道德教育論（小）	2 単位
⑩ 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法（小）	2 単位
⑪ 教育実習事前指導（幼・小）	1 単位
⑫ 日本国憲法	2 単位
⑬ 健康体育（実技を含む）	2 単位

3 教職課程を履修する学生のうち、中学校教諭及び高等学校教諭1種免許状（保健体育）を取得しようとする者で、第5条第2項に定める別表第1に掲げる授業科目中、「教育実習Ⅰ」及び「教育実習Ⅱ」を履修することができる者は、原則として、当該実習開始の前年度までに、次の授業科目を履修し、所定の単位を修得して、教職センター運営委員会において認められた者とする。

① 体育原理	2 単位
② スポーツ運動学	2 単位
③ 生理学	2 単位
④ 保健体育科教育法Ⅰ	2 単位
⑤ 保健体育科教育法Ⅱ	2 単位
⑥ 保健体育科教育法Ⅲ	2 単位
⑦ 教育原理	2 単位

- ⑧ 教職概論 2 単位
- ⑨ 道徳教育論 2 単位 (中学校教諭 1 種免許状のみ)
- ⑩ 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 2 単位
- ⑪ 教育実習事前指導 1 単位
- ⑫ 日本国憲法 2 単位

4 教職課程を履修する学生のうち、中学校教諭及び高等学校教諭 1 種免許状 (音楽) を取得しようとする者で、第 5 条第 2 項に定める別表第 6 に掲げる授業科目中、「教育実習 I」及び「教育実習 II」を履修することができる者は、原則として、当該実習開始の前年度までに、次の授業科目を履修し、所定の単位を修得して、教職センター運営委員会において認められた者とする。

- ① ソルフェージュ 2 単位
- ② 音楽概論 2 単位
- ③ 音楽科教育法 I 2 単位
- ④ 音楽科教育法 II 2 単位
- ⑤ 教育原理 2 単位
- ⑥ 教職概論 2 単位
- ⑦ 道徳教育論 2 単位 (中学校教諭 1 種免許状のみ)
- ⑧ 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 2 単位
- ⑨ 教育実習事前指導 1 単位
- ⑩ 日本国憲法 2 単位
- ⑪ 健康体育 (実技を含む) 2 単位

5 教職課程を履修する学生のうち、中学校教諭及び高等学校教諭 1 種免許状 (美術) を取得しようとする者で、第 5 条第 2 項に定める別表第 7 に掲げる授業科目中、「教育実習 I」及び「教育実習 II」を履修することができる者は、原則として、当該実習開始の前年度までに、次の授業科目を履修し、所定の単位を修得して、教職センター運営委員会において認められた者とする。

- ① ドローイング I 2 単位
- ② 美術概論 2 単位
- ③ 美術科教育法 I 2 単位
- ④ 美術科教育法 II 2 単位
- ⑤ 教育原理 2 単位
- ⑥ 教職概論 2 単位
- ⑦ 道徳教育論 2 単位 (中学校教諭 1 種免許状のみ)
- ⑧ 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 2 単位
- ⑨ 教育実習事前指導 1 単位
- ⑩ 日本国憲法 2 単位
- ⑪ 健康体育 (実技を含む) 2 単位

6 教職課程を履修する学生のうち、特別支援学校教諭 1 種免許状を取得しようとする者で、第 5 条第 2 項に定める別表第 2 に掲げる授業科目中、「特別支援教育実習」を履修することができる者は、原則として、当該実習開始の前年度までに、次に掲げる授業科目を履修し、所定の単位を修得して、教職センター運営委員会において認められた者とする。また、「特別支援教育実習」を履修する年度末までに、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校教諭免許状取得のための教育実習を終

了している者又は終了見込みの者に限る。

① 特別支援教育実習事前指導 1 単位

7 教職課程を履修する学生のうち、養護教諭 1 種免許状を取得しようとする者で、第 5 条第 2 項に定める別表第 5 に掲げる授業科目中、「養護実習」を履修することができる者は、原則として、当該実習開始の前年度までに、次に掲げる授業科目を履修し、所定の単位を修得して、教職センター運営委員会において認められた者とする。

① 養護実践学 I 2 単位

② 看護学臨床実習 4 単位

③ 教育原理 2 単位

④ 教職概論 2 単位

⑤ 道德教育論 2 単位

⑥ 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 2 単位

⑦ 養護実習事前指導 1 単位

⑧ 日本国憲法 2 単位

⑨ 健康体育（実技を含む） 2 単位

（教育実習、特別支援教育実習及び養護実習の履修方法等）

第 9 条 教育実習、特別支援教育実習及び養護実習を履修する学生は、所定の期日までに「教育実習・特別支援教育実習・養護実習履修願」を教職センターに提出しなければならない。

2 前項の願い出に基づき、教育実習（幼・小）、教育実習 I、教育実習 II、特別支援教育実習及び養護実習の実習施設を指定し、その結果を当該学生に通知する。

（教育実習、特別支援教育実習及び養護実習の履修制限等）

第 10 条 教職課程を履修する学生の実習について、受入れ学校の事情その他特別な事由により、実習指導等に支障が生ずる恐れがある場合は、教育実習（幼・小）、教育実習 I、教育実習 II、特別支援教育実習及び養護実習の履修年次を変更し、又は履修方法等を制限することがある。

（教育実習、特別支援教育実習及び養護実習の履修の取り消し又は停止）

第 11 条 教育実習（幼・小）、教育実習 I、教育実習 II、特別支援教育実習及び養護実習の履修は、本人の性行不良、学力劣等その他の事由により教員としての適格性を欠くと認められる場合は、これを取り消し又は停止することができるものとする。

（教職実践演習の履修資格について）

第 12 条 教職課程を履修する学生のうち、幼稚園教諭 1 種免許状、小学校教諭 1 種免許状、中学校教諭 1 種免許状、高等学校教諭 1 種免許状、養護教諭 1 種免許状を取得しようとする者で、第 5 条第 2 項に定める別表第 1 及び別表第 3 から別表第 7 に掲げる授業科目中、「教職実践演習（幼・小）」、「教職実践演習（中・高）」、「教職実践演習（養護教諭）」を履修することができる者は、それぞれの免許状取得に必要な当該科目以外の全ての科目を修得済み又は当該科目と同一の開講時期に修得見込みの者に限る。

（教職課程の履修に係る費用の納付）

第 13 条 教職課程を履修しようとする学生及び履修している学生は、第 6 条に規定する教職課程の履修登録を行い、北翔大学学費等納付金規程の定めるところにより、所定の教職課程履修費を納付しなければならない。

2 前項に定める教職課程履修費を所定の期日までに納付しないときは、教職課程の履修を取り消し

たものとみなす。

(教育職員免許状の申請手続き)

第14条 教育職員免許状の申請に関する手続きは、教職センターにおいて行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、教職課程の履修に関し必要な事項は、教職センター運営委員会の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第16条 この規程の改正は、教授会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

2 平成13年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則 (生涯学習システム学部健康プランニング学科に置かれている教職課程の免許状のうち、保健の免許教科を廃止し、新たに家庭の免許教科を加えること及び学則の一部改正により教育課程の一部が変更されたことに伴い教科に関する科目等の一部改正に伴う改正)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

2 平成16年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (校名変更、教育課程の一部が変更されたこと及び機構改正に伴う改正)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (規程の整備等に伴う改正)

1 この規程は、平成17年7月12日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

2 平成17年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (生涯学習システム学部学習コーチング学科設置及び教育課程の改正に伴う改正)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (生涯学習システム学部学習コーチング学科に置かれている教職課程の免許状のうち、養護学校教諭1種免許状を特別支援学校教諭1種免許状に改めること及び教育課程の変更に伴う改正)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (校名変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (生涯学習システム学部芸術メディア学科教育課程改正に伴う改正)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の設置、介護福祉学科を地域福祉学科に名称変更すること、生活福祉学科の課程認定取り下げ、機構改編及び教育課程の改正に伴う改正)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（法令改正、教育課程改正及び機構改編に伴う改正）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（規程の整備及び法令改正に伴う改正）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育課程の変更及び規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（生涯スポーツ学部スポーツ教育学科に、新たに特別支援学校教諭1種免許状の課程を加えること、人間福祉学部地域福祉学科、福祉心理学科及び生涯学習システム学部芸術メディア学科、学習コーチング学科を廃止し、中・高一種（家庭）、高一種（福祉）(工芸)(情報)の課程認定を取り下げること、教育文化学部教育学科及び芸術学科を設置すること、教育課程の改正及び規程の整備に伴う改正)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（授業科目の一部について履修資格を定めたこと及び規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。但し、第13条については、平成26年度入学生から適用する。

附 則（教育課程の変更及び規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に本学に在籍する者については、第4条第3号に規定する「教科又は教職に関する科目」及び第4条第6号に規定する「養護又は教職に関する科目」を除き、なお従前の例による。

附 則（教育職員免許法及び同施行規則の改正並びに規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育職員免許法及び同施行規則の改正による事後調査対応を含む、教育文化学部教育学科の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育職員免許法施行規則の改正及び事後調査対応を含む教育課程の変更、規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育職員免許法施行規則の改正並びに規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

(令和5年度以降入学生適用)

別表第1 (第5条第2項関係) 生涯スポーツ学部 スポーツ教育学科

中学校教諭1種免許状「保健体育」及び高等学校教諭1種免許状「保健体育」の授業科目及び単位修得方法

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数		左記に対応する本学開設授業科目及び単位数			他学科等との 共通開設	
科目名	単位数	授 業 科 目	中単位数	高単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	体育実技	生涯スポーツ指導演習(体づくり運動)	②	②	
			生涯スポーツ指導演習(器械運動)	②	②	
			生涯スポーツ指導演習(陸上競技)	①	①	
			生涯スポーツ(水泳・水中運動)	①	①	
			生涯スポーツ指導演習(バスケットボール)	①	①	
			生涯スポーツ指導演習(バレーボール)	①	①	
			生涯スポーツ(野球・ソフトボール)	①	①	
			生涯スポーツ(バドミントン)	1	1	
			生涯スポーツ指導演習(サッカー)	2	2	
			生涯スポーツ(冬季スポーツ)	①	①	
			生涯スポーツ指導演習(ダンス)	②	②	
			生涯スポーツ指導演習(武道)	②	②	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	中28 高24	野外教育実習	2	2	
			体育原理	②	②	学部共通科目
			スポーツ心理学	②	②	学部共通科目
			スポーツマネジメント	2	2	学部共通科目
			スポーツ社会学	2	2	学部共通科目
			スポーツ運動学	②	②	学部共通科目
			スポーツ史	2	2	学部共通科目
			生理学	②	②	学部共通科目
生理学(運動生理学を含む。)	中28 高24	運動生理学	②	②	学部共通科目	
		衛生学・公衆衛生学	②	②	学部共通科目	
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	中28 高24	衛生学及び公衆衛生学	②	②		
		学校保健	②	②		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		保健体育科内容構成論	2	2		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中28 高24	保健体育科教育法Ⅰ	②	②		
		保健体育科教育法Ⅱ	②	②		
		保健体育科教育法Ⅲ	②	②		
		保健体育科教育法Ⅳ	②	2		
小 計：中学校28、高等学校24		小 計(必要修得単位数)		36	34	
教育の基礎的理解に関する科目	中10 高10	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	②	②	中・高・養教
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	②	②	中・高・養教
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育経営学	②	②	中・高・養教
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	②	②	中・高・養教
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別の教育的ニーズ論	②	②	中・高・養教
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	②	②	中・高・養教
		小 計：中学校10、高等学校10		小 計(必要修得単位数)		12
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	中10 高8	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	②	②	中・養教
		総合的な学習の時間の指導法 ※中学校のみ	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	②	②	中・高・養教
		総合的な探究の時間の指導法 ※高等学校のみ				
		特別活動の指導法				
		教育の方法及び技術	教育方法論(ICT活用の理論と方法を含む)	②	②	中・高・養教
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導論(進路指導を含む)	②	②	中・高
生徒指導の理論及び方法	教育相談論(カウンセリングを含む)	②	②	中・高・養教		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
小 計：中学校10、高等学校8		小 計(必要修得単位数)		10	8	
教育実践に関する科目	中5 高3	教育実習事前指導	①	①	中・高	
		教育実習事後指導	①	①	中・高	
		教育実習Ⅰ	④	*4	中・高	
		教育実習Ⅱ		*2	高	
教職実践演習	2	教職実践演習(中・高)	②	②	中・高	
小 計：中学校7、高等学校5		小 計(必要修得単位数)		8	6	
大学が独自に設定する科目	中4 高12	道徳教育論		2		
小 計：中学校4、高等学校12		小 計(必要修得単位数)		4	12	
合 計：中学校59、高等学校59		合 計(必要修得単位数)		66	60	

Ⅲ  
学  
習

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数		左記に対応する本学開設授業科目及び単位数		
科目名	単位数	授 業 科 目	中単位数	高単位数
日本国憲法	2	日本国憲法	②	②
体 育	2	生涯スポーツ指導演習（体づくり運動）		
		体育原理		
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	②	②
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報機器操作Ⅰ	②	②
合 計	8	合 計（必要修得単位数）	6	6

- 備考：1）本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目の単位数を、\*印は選択必修科目を示す。  
 2）「大学が独自に設定する科目」は、当該科目欄に掲げる科目及び免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。  
 3）「教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目」の「体育」は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「生涯スポーツ指導演習（体づくり運動）」及び「体育原理」の修得をもって充てる。

(令和6年度以降入学生適用)

別表第2 (第5条第2項関係) 生涯スポーツ学部 スポーツ教育学科、教育文化学部 教育学科

特別支援学校教諭1種免許状の授業科目及び単位修得方法

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数		左記に対応する本学開設授業科目及び単位数			備考		
科目名	単位数	授業科目	単位数	中心となる領域 含む領域			
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	特別支援教育総論	②				
特別支援教育領域に関する科目	16	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	②	知的障害者		
		肢体不自由者の心理・生理・病理	②	肢体不自由者	病弱者、視覚障害者		
		病弱者の心理・生理・病理	②	病弱者			
		知的障害教育Ⅰ	②	知的障害者			
		知的障害教育Ⅱ	②	知的障害者			
		肢体不自由教育Ⅰ	②	肢体不自由者			
		肢体不自由教育Ⅱ	②	肢体不自由者			
		病弱教育	②	病弱者			
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚・聴覚障害者の心理・生理・病理	①	視覚障害者	聴覚障害者	
			重複障害者の心理・生理・病理	①	重複	重複	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	発達障害者等の心理・生理・病理	①	発達		言語・自閉・情緒・LD・ADHD
			視覚・聴覚障害者の教育課程及び指導法	①	視覚障害者	聴覚障害者	
			重複障害者の教育課程及び指導法	①	重複		重複
			発達障害者等の教育課程及び指導法	①	発達		言語・自閉・情緒・LD・ADHD
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	特別支援教育実習事前指導	①				
		特別支援教育実習事後指導	①				
		特別支援教育実習	②				
合計	26	合計必要修得単位数	28				

備考：1) 本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目の単位数を示す。

(令和4年度以降入学生適用)

別表第3 (第5条第2項関係) 教育文化学部 教育学科  
幼稚園教諭1種免許状の授業科目及び単位修得方法

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数			左記に対応する本学開設授業科目及び単位数	
科 目 名	単位数	授 業 科 目	単位数	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	健康 人間関係 環境 言葉 表現	幼児と健康	②	
		幼児と人間関係	②	
		幼児と環境	②	
		幼児と言葉	②	
		幼児と表現	②	
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容総論	②	
		保育内容指導論	②	
		保育内容 (健康)	②	
		保育内容 (人間関係)	②	
		保育内容 (環境)	②	
		保育内容 (言葉)	②	
保育内容 (表現)	②			
小 計	16	小 計 (必要修得単位数)	24	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育原理 (幼・小)	②	
		保育原理	②	
		教職概論 (幼・小)	②	
		教育経営学 (幼・小)	②	
		教育心理学 (幼・小)	②	
		特別の教育的ニーズ論 (幼・小)	②	
教育課程論 (幼・小)	②			
小 計	10	小 計 (必要修得単位数)	14	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) 幼児理解の理論及び方法 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育方法論 (ICT活用の理論と方法を含む) (幼・小)	②	
		こども理解	②	
		教育相談論 (カウンセリングを含む) (幼・小)	②	
小 計	4	小 計 (必要修得単位数)	6	
教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	教育実習事前指導 (幼・小)	①	
		教育実習事後指導 (幼・小)	①	
		教育実習 (幼・小)	④	
		教職実践演習 (幼・小)	②	
小 計	7	小 計 (必要修得単位数)	8	
大学が独自に設定する科目	14	音楽実習Ⅰ	1	
		音楽実習Ⅱ	1	
小 計	14	小 計 (必要修得単位数)	14	
合 計	51	合 計 (必要修得単位数)	52	

## 教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数		左記に対応する本学開設授業科目及び単位数	
科 目 名	単位数	授 業 科 目	単位数
日本国憲法	2	日本国憲法	②
体 育	2	健康体育 (実技を含む)	②
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	②
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報機器操作Ⅰ	②
合 計	8	合 計 (必要修得単位数)	8

備考：1) 本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目を示す。

2) 「大学が独自に設定する科目」は、免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位を含み14単位以上修得する。

(令和4年度以降入学生適用)

別表第4 (第5条第2項関係) 教育文化学部 教育学科  
小学校教諭1種免許状の授業科目及び単位修得方法

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数			左記に対応する本学開設授業科目及び単位数	
科目名	単位数	授業科目	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	国語科概論(書写を含む)	②
		社会	社会科概論	②
		算数	算数科概論	②
		理科	理科概論	②
		生活	生活科概論	②
		音楽	音楽科概論	②
			音楽実習Ⅰ	1
			音楽実習Ⅱ	1
		図画工作	造形美術概論	②
		家庭	家庭科概論	②
	体育	体育科概論	②	
	外国語	英語科概論	②	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		国語科指導法	②
			国語科指導・実践演習	2
			社会科指導法	②
			社会科指導・実践演習	2
			算数科指導法	②
			算数科指導・実践演習	2
			理科指導法	②
			理科指導・実践演習	2
		生活科指導法	②	
		生活科指導・実践演習	2	
	音楽科指導法	②		
	音楽科指導・実践演習	2		
	図画工作科指導法	②		
	図画工作科指導・実践演習	2		
	家庭科指導法	②		
	家庭科指導・実践演習	2		
	体育科指導法	②		
	体育科指導・実践演習	2		
	英語科指導法	②		
小計		30	小計(必要修得単位数)	40
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	教育原理(幼・小)	②
			教職概論(幼・小)	②
			教育経営学(幼・小)	②
			教育心理学(幼・小)	②
			特別的教育的ニーズ論(幼・小)	②
			教育課程論(幼・小)	②
小計		10	小計(必要修得単位数)	12
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	10	道徳教育論(小)	②
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法(小)	②
			教育方法論(ICT活用の理論と方法を含む)(幼・小)	②
			生徒指導論(進路指導を含む)(小)	②
			教育相談論(カウンセリングを含む)(幼・小)	②
			小計	
教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	5	教育実習事前指導(幼・小)	①
			教育実習事後指導(幼・小)	①
			教育実習(幼・小)	④
			教職実践演習(幼・小)	②
小計		7	小計(必要修得単位数)	8
大学が独自に設定する科目		2		
小計		2	小計(必要修得単位数)	2
合計		59	合計(必要修得単位数)	70

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数		左記に対応する本学開設授業科目及び単位数	
科目名	単位数	授業科目	単位数
日本国憲法	2	日本国憲法	②
体育	2	健康体育（実技を含む）	②
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	②
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報機器操作Ⅰ	②
合計	8	合計（必要修得単位数）	8

備考：1）本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目を示す。

2）「大学が独自に設定する科目」は、免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

(令和5年度以降入学生適用)

別表第5 (第5条第2項関係) 教育文化学部 教育学科  
養護教諭1種免許状の授業科目及び単位修得方法

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数		左記に対応する本学開設授業科目及び単位数		他学科等との 共通開設	
科 目 名	単位数	授 業 科 目	単位数		
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	衛生学 公衆衛生学	② ②	
	学校保健	2	学校保健	②	
	養護概説	2	養護実践学Ⅰ	②	
			養護実践学Ⅱ	②	
			養護活動実習Ⅰ	②	
			養護活動実習Ⅱ	2	
			養護実践学演習	3	
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	健康相談活動の理論及び方法 健康相談活動演習	② ②	
	栄養学 (食品学を含む。)	2	栄養学 (食品学を含む)	②	
	解剖学・生理学	2	解剖生理学	②	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学 (免疫学を含む) 薬理概論	2 ②	
	精神保健	2	精神保健	②	
	看護学 (臨床実習及び救急処置を含む。)	10	看護学概論	②	
看護学各論			②		
看護技術演習 (救急処置を含む)Ⅰ			②		
看護技術演習 (救急処置を含む)Ⅱ			2		
		看護学臨床実習	④		
小 計	28	小 計 (必要修得単位数)	34		
教育の基礎的理 解に関する科目	8	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教育原理 教職概論	② ②	中・高・養教 中・高・養教
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学 校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育経営学	②	中・高・養教
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生 徒に対する理解	教育心理学 特別的教育的ニーズ論	② ②	中・高・養教 中・高・養教
		教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュ ラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	②	中・高・養教
		小 計	8	小 計 (必要修得単位数)	12
道徳、総合的な 学習の時間等 内容及び生徒指 導、教育相談等 に関する科目	6	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探 究の時間並びに特別活動に関する内容	道徳教育論 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	② ②	中・養教 中・高・養教
		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む。)	教育方法論 (ICT活用の理論と方法を含む)	②	中・高・養教
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	②	
		教育相談 (カウンセリングに関する基礎的 な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談論 (カウンセリングを含む)	②	中・高・養教
		小 計	6	小 計 (必要修得単位数)	10
教育実践に関す る科目	5	養護実習	養護実習事前指導 養護実習事後指導 養護実習	① ① ④	
		教職実践演習	教職実践演習 (養護教諭)	②	
		小 計	7	小 計 (必要修得単位数)	8
大学が独自に設定する科目	7				
小 計	7	小 計 (必要修得単位数)	7		
合 計	56	合 計 (必要修得単位数)	64		

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数		左記に対応する本学開設授業科目及び単位数	
科 目 名	単位数	授 業 科 目	単位数
日本国憲法	2	日本国憲法	②
体 育	2	健康体育 (実技を含む)	②
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	②
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報機器操作Ⅰ	②
合 計	8	合 計 (必要修得単位数)	8

備考：1) 本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目を示す。

2) 「大学が独自に設定する科目」は、免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

(令和5年度以降入学生適用)

別表第6 (第5条第2項関係) 教育文化学部 教育学科

中学校教諭1種免許状「音楽」及び高等学校教諭1種免許状「音楽」の授業科目及び単位修得方法

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数			左記に対応する本学開設授業科目及び単位数		他学科等との 共通開設		
科 目 名	単位数	授 業 科 目	中単位数	高単位数			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	ソルフェージュ	ソルフェージュ	②	②		
		声楽 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	声楽基礎演習Ⅰ	②	②		
			声楽基礎演習Ⅱ	②	②		
			声楽表現演習Ⅰ	2	2		
			声楽表現演習Ⅱ	2	2		
			合唱Ⅰ	①	①		
			合唱Ⅱ	①	①		
			器楽基礎演習Ⅰ	②	②		
			器楽基礎演習Ⅱ	②	②		
			器楽表現演習Ⅰ	2	2		
			器楽表現演習Ⅱ	2	2		
		器楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	合奏Ⅰ	②	②		
			ピアノ基礎演習Ⅰ	②	②		
			ピアノ基礎演習Ⅱ	②	②		
			ピアノ表現演習Ⅰ	2	2		
		指揮法	ピアノ表現演習Ⅱ	2	2		
			指揮法	②	②		
		音楽理論・作曲法 (編曲法を含む。) 音楽史 (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	音楽概論	②	②		
			楽典	②	②		
	作曲法		②	②			
音楽史	②		②				
音楽鑑賞法	②		②				
音楽科教育法Ⅰ	②		②				
音楽科教育法Ⅱ	②		②				
音楽科教育法Ⅲ	②		②				
音楽科教育法Ⅳ	②		2				
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	音楽科教育法Ⅳ		②	2			
	音楽科教育法Ⅳ	②	2				
小 計：中学校28、高等学校24			小 計 (必要修得単位数)		38	36	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	中10 高10	教育原理	②	②	中・高・養教	
			教職概論	②	②	中・高・養教	
			教育経営学	②	②	中・高・養教	
			教育心理学	②	②	中・高・養教	
			特別の教育的ニーズ論	②	②	中・高・養教	
			教育課程論	②	②	中・高・養教	
小 計：中学校10、高等学校10			小 計 (必要修得単位数)		12	12	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 ※中学校のみ 総合的な探究の時間の指導法 ※高等学校のみ 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	中10 高8	道徳教育論	②		中・養教	
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	②	②	中・高・養教	
			教育方法論 (ICT活用の理論と方法を含む)	②	②	中・高・養教	
			生徒指導論 (進路指導を含む)	②	②	中・高	
			教育相談論 (カウンセリングを含む)	②	②	中・高・養教	
			小 計：中学校10、高等学校8			小 計 (必要修得単位数)	
教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	中5 高3	教育実習事前指導	①	①	中・高	
			教育実習事後指導	①	①	中・高	
			教育実習Ⅰ	④	*4	中・高	
			教育実習Ⅱ		*2	高	
	教職実践演習 (中・高)	2	②	②	中・高		
小 計：中学校7、高等学校5			小 計 (必要修得単位数)		8	6	
大学が独自に設定する科目		中4 高12	道徳教育論			2	
小 計：中学校4、高等学校12			小 計 (必要修得単位数)		4	12	
合 計：中学校59、高等学校59			合 計 (必要修得単位数)		68	62	

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数		左記に対応する本学開設授業科目及び単位数		
科目名	単位数	授 業 科 目	中単位数	高単位数
日本国憲法	2	日本国憲法	②	②
体 育	2	健康体育（実技を含む）	②	②
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	②	②
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報機器操作Ⅰ	②	②
合 計	8	合 計（必要修得単位数）	8	8

備考：1) 本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目の単位数を、\*印は選択必修科目を示す。

2) 「大学が独自に設定する科目」は、当該科目欄に掲げる科目及び免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

(令和5年度以降入学生適用)

## 別表第7 (第5条第2項関係) 教育文化学部 芸術学科

## 中学校教諭1種免許状「美術」及び高等学校教諭1種免許状「美術」の授業科目及び単位修得方法

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数			左記に対応する本学開設授業科目及び単位数			他学科等との 共通開設
科 目 名	単位数	授 業 科 目	中単位数	高単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	絵画 (映像メディア表現を含む。)	ドローイングI	②	②	
			絵画I	②	②	
		彫 刻	絵画II	②	②	
			絵画III	②	②	
			彫刻I	②	②	
		デザイン (映像メディア表現を含む。)	彫刻II	②	②	
			彫刻III	②	②	
			グラフィックデザインI	②	②	
		工 芸	グラフィックデザインII	②	②	
			空間デザイン基礎	②	②	
			インテリアデザイン	②	②	
			木材工芸	②	②	
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	美術概論	②	②	
			色彩計画	2	2	
			美術史	②	②	
			美学	②	②	
	美術科教育法I		②	②		
美術科教育法II	②		②			
美術科教育法III	②		②			
美術科教育法IV	②	2				
小 計：中学校28、高等学校24		小 計 (必要修得単位数)	38	34		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	中10 高10	教育原理	②	②	中・高・養教
			教職概論	②	②	中・高・養教
			教育経営学	②	②	中・高・養教
			教育心理学	②	②	中・高・養教
			特別の教育的ニーズ論	②	②	中・高・養教
			教育課程論	②	②	中・高・養教
小 計：中学校10、高等学校10		小 計 (必要修得単位数)	12	12		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 ※中学校のみ 総合的な探究の時間の指導法 ※高等学校のみ 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	中10 高8	道徳教育論	②	②	中・養教
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	②	②	中・高・養教
			教育方法論 (ICT活用の理論と方法を含む)	②	②	中・高・養教
			生徒指導論 (進路指導を含む)	②	②	中・高
			教育相談論 (カウンセリングを含む)	②	②	中・高・養教
			小 計：中学校10、高等学校8		小 計 (必要修得単位数)	10
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習事前指導	①	①	中・高
			教育実習事後指導	①	①	中・高
			教育実習I	④	*4	中・高
	教育実習II			*2	高	
教職実践演習	2	教職実践演習 (中・高)	②	②	中・高	
小 計：中学校7、高等学校5		小 計 (必要修得単位数)	8	6		
大学が独自に設定する科目	中4 高12	道徳教育論		2		
小 計：中学校4、高等学校12		小 計 (必要修得単位数)	4	12		
合 計：中学校59、高等学校59		合 計 (必要修得単位数)	68	60		

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数		左記に対応する本学開設授業科目及び単位数		
科目名	単位数	授 業 科 目	中単位数	高単位数
日本国憲法	2	日本国憲法	②	②
体 育	2	健康体育（実技を含む）	②	②
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	②	②
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報機器操作Ⅰ	②	②
合 計	8	合 計（必要修得単位数）	8	8

備考：1) 本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目の単位数を、\*印は選択必修科目を示す。

2) 「大学が独自に設定する科目」は、当該科目欄に掲げる科目及び免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

## 7) 札幌圏大学・短期大学間単位互換協定について

単位互換制度とは、この制度に参加する協定大学が提供する単位互換科目を各大学で履修し、それを所属大学の単位として認定する制度です。

この制度では、各大学（学部・学科）の特色ある科目が単位互換科目として提供されています。自分の専攻を深めるため、あるいは自分の大学にない科目を学ぶためなど、学生のみなさんの幅広い関心と興味に応じた履修機会が大幅に広がることが期待されています。

2024年度は札幌圏の11大学（北翔大学・札幌学院大学・札幌国際大学・札幌大学・東海大学・藤女子大学・北星学園大学・北海道科学大学・北海道情報大学・北海道文教大学・酪農学園大学）と3短期大学（北翔大学短期大学部・札幌国際大学短期大学部・北星学園大学短期大学部）が協定大学となっています。

単位互換協定大学に在学する2年次以上の学生であれば、所属する大学の許可を受け、出願することができます。1年間に履修できる単位数は全ての協定大学を合わせて10単位で、授業料は原則として無料です（実習・実験等の授業で実費等の経費が必要な場合は徴収します）。

単位互換の各大学の提供科目や出願手続きなどについては4月上旬に説明会を開催します。また詳しいことについては学習支援オフィスにお問い合わせください。

### 3. 学費等納付金関係

#### 1) 学費等納付金

学部	内訳	前学期	後学期	年度計	
生涯スポーツ学部 教育文化学部	学費	入学金	310,000円	— 円	310,000円
		授業料	425,000円	425,000円	850,000円
		施設設備費	125,000円	125,000円	250,000円
		計	860,000円	550,000円	1,410,000円
	その他の経費	自治会費(年額)	5,000円	— 円	5,000円
		保険料(4年分)	4,660円	— 円	4,660円
		同窓会費(終身)	40,000円	— 円	40,000円
		計	49,660円	— 円	49,660円
	合計		909,660円	550,000円	1,459,660円

※入学金・保険料・同窓会費は初年度のみ。ただし、4年を超えて在籍する場合は、別途保険料が必要となります。

※経済情勢などの変動により金額が改定されることがあります。

#### 2) 別途徴収となる実習費・履修費

下記の特定科目等履修者については、別途実験実習料を納付していただきます。なお、備考に記載している年次は、標準履修年次等です。

学部・学科	特定科目名	実験実習料	備考	
生涯スポーツ学部	スポーツ教育学科	野外教育実習	12,000円 2年次 夏季キャンプ実習	
		雪上活動実習	12,000円 2年次 冬季キャンプ実習	
		生涯スポーツ(冬季スポーツ)	12,000円 2年次 スキー実習	
	健康福祉学科	野外教育指導演習	12,000円 3年次 夏季キャンプ実習	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	10,000円 2年次	
		ソーシャルワーク実習Ⅰ	55,000円 3年次	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	40,000円 4年次		
教育文化学部	教育学科	看護学臨床実習	50,000円 2年次 養護教諭免許状取得希望者対象	
		保育実習指導Ⅰ及び保育実習Ⅰ	30,000円 3年次	
		保育実習指導Ⅱ及び保育実習Ⅱ	20,000円 4年次	
		保育実習指導Ⅲ及び保育実習Ⅲ	20,000円 ※どちらか一方を履修	
	芸術学科	博物館実習	20,000円 4年次 学芸員資格指定実習	
	心理カウンセリング学科	心理実習	2年間総額 2年次 8,000円 3年次 7,000円	公認心理師 受験資格指定実習
		精神保健福祉援助実習	2年間総額 3年次 30,000円 4年次 40,000円	精神保健福祉士 受験資格指定実習
学部共通 ※心理カウンセリング学科を除く	教職課程履修費	総額 50,000円	2又は3年次 30,000円 3又は4年次 20,000円 教育職員免許状取得希望者対象 (幼・小・中・高・養教一種免許状)	
	特別支援教育実習	10,000円	4年次 特別支援学校教諭免許状取得希望者対象	

※上記実験実習料の金額については、実習費用などの上昇及び教育職員免許状の取得方法並びに履修規程の改正などにより変更する場合があります。

※上記の他にも、演習・実習・見学・資格取得などで、別途費用が必要となる場合があります。

### 3) 納付期日

学費等の納付については、財務会計課から本学所定の振込依頼書を送付いたします（年2～4回）ので、必ずこの振込依頼書を使用して銀行などの金融機関の窓口でお振り込みください。振込依頼書の送付予定日及び納付期日は下記のとおりです。

回	振込依頼書送付予定日	納付期日	納付内容
1回目	3月中旬 (初年度は合格通知等に同封)	4月30日 (初年度は入学手続時)	前学期 授業料 前学期 施設設備費 自治会費（年額）
2回目	6月下旬	7月下旬	前学期（通年含む）実験実習料
3回目	8月中旬	9月30日	後学期 授業料 後学期 施設設備費
4回目	11月中旬	12月中旬	後学期 実験実習料

※特定科目等を履修していない場合、2回目・4回目の実験実習料は発生いたしませんので、振込依頼書の送付はありません。また、一部の特定科目で、実習直前に財務会計課窓口で納付していただく実験実習料があります。

※実験実習料の前学期・後学期については、授業等が開講される学期になりますので、講義要綱でご確認ください。

※納付期日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納付期日となります。

※入学後の振込依頼書（2回目以降）は、入学手続時に提出された誓約書に記載されている連帯保証人宛に送付いたします。連帯保証人以外の者が学費を負担する場合は手続きが必要となりますので、財務会計課（TEL（011）387-3393）にお問い合わせください。

# IV 各種センター・施設

1 教育支援総合センター

2 図書館

3 保健センター・学生相談室・  
特別サポートルーム

4 地域連携センター

5 教職センター

6 スポーツ支援室

7 カレッジホール PAL

8 臨床心理学研究科  
臨床心理センター

9 北方圏学術情報センター／  
北翔大学札幌円山キャンパス

10 北方圏生涯スポーツ研究所／  
スポーツ科学センター



## 1. 教育支援総合センター

## 場 所

1号棟1階 事務局内

## 受付時間

- ・月～金曜日 8:30～17:00
- ただし、次の期日は閉鎖します。
- ・土曜日・日曜日・国民の祝日・創立記念日（9月5日）
- ・夏季・冬季休業中の一定期間
- ・その他臨時に必要な場合

## 業務内容

教育支援総合センターは学生のみなさんを学習面や生活面で総合的に支援するための組織で、「学習支援オフィス」、「学生生活支援オフィス」及び「FD支援オフィス」の3つのオフィスを持ち、加えて保健センター、学生相談室、地域連携センター、教職センター及びキャリア支援センター等他の組織と連携して学生サービスを行います。

また、“学習サポート教室”、“何でも相談”及び“交流スペースhug（ハグ）”を運営し、学習面、生活面の両面からみなさんの悩みに対応します。

## &lt;学習支援オフィス&gt;

履修・単位に関すること、授業に関すること、学籍や卒業に関すること及びこれらに関する証明書の発行等を行う窓口です。詳しくは学生生活編及び学習編をご覧ください。

## &lt;学生生活支援オフィス&gt;

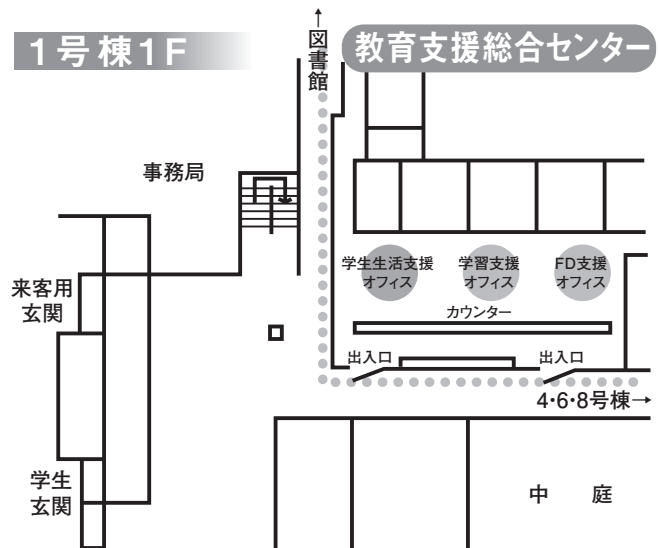
奨学金に関すること、課外活動に関すること、忘れ物・落とし物に関すること、学生証や通学証明書に関すること等学生生活全般に関して対応する窓口です。詳しくは学生生活編をご覧ください。

## &lt;FD支援オフィス&gt;

授業評価の実施や授業開発、教職員向けの研修機会の提供等、学生のみなさんにより良い教育機会を提供できるよう間接的にサポートします。

また、学生視点で授業や教育に関わる“学生FD”に注力しており、学生で構成する学生FDスタッフの支援を行っています。

その他、パソコン教室、WiFi（eduroam）などコンピュータに関する問い合わせ対応も行っています。



### <学習サポート教室>

高校とは大きく異なる授業内容や形態、また、長い文章を記述することの多いレポートやテストなど新入生が感じる「高校と違う!」という悩みを解決するために、相談やアドバイス、指導を行います。詳しくは学習支援オフィスにおたずねください。みなさんの積極的な活用を待っています。

### <何でも相談>

学生生活の全ての疑問や悩みを受け付け、必要に応じて専門の部署を紹介します。「聞きたいことがあるけどどこで聞いたらよいかわからない」「悩みがあるけど誰に相談したらよいかわからない」そんなときは学生生活支援オフィスの“何でも相談”を活用してください。

## 2. 図書館

### 1) 開館時間・休館日

開館時間

		授業期間	休業期間
月～金曜日	開館	8:45～19:00	8:45～16:30
	視聴覚資料利用受付	8:45～18:30	8:45～16:00
土曜日	開館	8:45～15:00	休館
	視聴覚資料利用受付	8:45～14:30	

休館日

- ・日曜日・国民の祝日・創立記念日（9月5日）及び本学の行事日
- ・春季・夏季・冬季休業期間内の土曜日及び一定期間
- ・その他臨時に必要な場合

### 2) 入館にあたっての注意

- ・受付カウンターは1階にあります。
- ・入館時に学生証が必要です。
- ・館内での飲食は禁止ですが、キャップつきのボトル飲料（ペットボトル、水筒など）に限り飲むことができます。
- ・閲覧室内で携帯電話の通話はできません。入館時に電源を切るかマナーモードにしてください。着信先が急を要する場合は、1階中央階段前のホールで通話してください。

### 3) フロアガイド

1階から3階までの館内で、自由に資料を利用できます。1階には、芸術・スポーツ分野の一般図書のほか、新着図書、雑誌、新聞及び視聴覚資料があります。また、教員指定の「テキスト・参考資料・指定図書」を講義科目別にまとめた「科目関連図書コーナー」や、就職活動や資格取得に役立つ資料を集めたコーナーがあります。

2階には、医学・福祉をはじめ広い分野の一般図書、洋書、貴重本、大型本が、3階には、教

育・社会学、衣食住、文学の一般図書のほか絵本、児童書、紙芝居があります。

グループで資料を利用しながらディスカッションをするときは1階の「ラーニング・コモンズ」または「グループ学習ゾーン」を利用してください。2・3階は「個人学習ゾーン」です。会話は控えてください。

図書館資料を検索するパソコンが各階にあります。また、1階には学内ネットワークに接続されたパソコン、館内貸出用のモバイルPC、プリンタを備えています。印刷用紙は各自で準備してください。1階「ラーニング・コモンズ」の視聴覚ブースでは、所蔵するCD・DVDなどが利用できます。2階の「生涯学習サポート教室“まなぼっと”」には電子黒板、大型液晶ディスプレイ、プロジェクターを備えています。利用の際はカウンターで申し込んでください。

#### 4) 資料の貸出について

借りたい資料と学生証を持参して1階カウンターで手続きをしてください。

##### 貸出期間・冊数

種 類	期 間	冊 数	卒論貸出 <sup>※2</sup>
●一般図書	14日間	計20冊	計50冊
●参考図書（緑ラベル）	7日間		
●指定図書（青ラベル）	7日間		
●禁帯出本（赤ラベル）	オーバーナイト <sup>※1</sup>		
●雑誌（バックナンバー・紀要）	7日間		
●雑誌最新号	オーバーナイト <sup>※1</sup>		
●CD	7日間		
●DVD	館内閲覧		
●CD-ROM	館内閲覧		

※1 オーバーナイト貸出

貸出業務終了1時間前から翌開館日の開館30分後までの貸出です。

※2 卒論・ゼミ論などのために特別貸出をしています。くわしくはカウンターにお問い合わせください。

なお、図書や雑誌など資料を紛失・破損した場合は弁償していただきます。

#### 5) 複写

図書館の資料の複写には、図書館にあるコピー機を使用できます。料金はモノクロコピーが1枚10円、カラーコピーが1枚50円（A3判は80円）です。1冊の図書を全部、及び1人で同じものを2部以上複写することは禁じられています（著作権法第31条による）。ノート類や持込資料の複写はできません。

#### 6) 学外から利用できる図書館サービス

##### 【マイライブラリ】

マイライブラリとは、「借用中の資料」や「借りた資料の履歴」などが確認できる個人のページです。学生ポータルサイトと同じID/PWでログインしてください。

#### 【学外から使える電子ブック・データベース】

図書館ホームページ内のマイライブラリにログインして利用できます。

#### 【貸出延長手続き】【貸出中の資料へ予約申込】

図書館ホームページ内のマイライブラリにログインして手続きができます。

#### 【購入希望図書申込】

図書館に所蔵してほしい図書をリクエストすることができます。

#### 【文献複写申込】

本学図書館で所蔵していない雑誌・研究紀要の文献複写依頼の申込ができます。

#### 【図書館なんでも相談室】

図書館所蔵資料の検索方法やレポート・課題の文献の集め方、契約データベースの利用方法などわからないことを気軽に質問してください。

詳しくは図書館ホームページから⇒ <https://lib.hokusho-u.ac.jp/drupal/>



## 3. 保健センター・学生相談室・特別サポートルーム

### 1) 保健センター

保健センターは、健康で充実した学生生活を送ることができるよう、疾病予防や健康の保持・増進を援助することを目的として設置されています。

自分の健康に不安を感じる事があれば、どんなことでも気軽に保健センターを利用してください。

#### 業務内容

- ・ 定期健康診断
- ・ 保健管理の企画・実施
- ・ 有所見者の保健指導
- ・ 保健講話の実施
- ・ 健康相談
- ・ 学内の衛生管理
- ・ 応急処置および医療機関の案内
- ・ 健康診断証明書の発行（定期健康診断を受けたものに限る）

#### 利用時間

- ・ 月～金曜日 8:30～17:00

ただし、次の期日は閉鎖します。

- ・ 土曜日・日曜日・国民の祝日・創立記念日（9月5日）
- ・ 夏季・冬季・春季休暇中の一定期間
- ・ その他臨時に必要な場合

## 利用方法

- ・利用時間内にいつでも予約なしで利用できます。
- ・電話・E-mailでも相談を受け付けます。  
電話：(011) 387-3984（保健センター直通）  
E-mail：center@hokusho-u.ac.jp
- ・場所はPAL 3階です。

## 健康保険証の携帯について

在学中は健康管理上、不測の事態が生じることも考慮し、健康保険証を携帯してください。

## 2) 学生相談室

学生相談室では、心理的な悩みや、健康・学業・進路の悩みなど、大学生活に関することをカウンセラー（臨床心理士・公認心理師）が相談に応じています。相談内容は自分自身のことに限らず、家族や友人など周りの人に関することでも構いません。相談の秘密は守られます。一人で悩まずに気軽に相談室を利用してください。

### 相談内容

- ・対人関係の悩み
- ・自分自身の性格のこと、心理・精神面の悩み
- ・いじめや嫌がらせを受けている
- ・心身の不調（不眠・不安・憂鬱）
- ・学業の悩み
- ・進路（休学・退学・就職等）のこと
- ・経済的な悩み
- ・課外活動などの悩み など

### 相談時間

- ・月～金曜日 9：00～17：00（予約をお勧めします）

### 相談方法

- ・休業期間中など、開室時間を変更する場合があります。詳しくはホームページの「学生相談室カレンダー」で確認してください。
- ・相談を希望する方は、保健センターまたは学生相談室へお越しください。
- ・下記の電話、E-mailでも申し込みできます。  
電話：(011) 387-9154（学生相談室直通）  
E-mail：gakuso@hokusho-u.ac.jp
- ・場所はPAL 3階です。

## 3) 特別サポートルーム

特別サポートルームは、主に障がいのある学生が学習するうえで必要な支援のニーズに応じています。支援資源の提供のほか、各学科の教員や各部署の職員と協働し、学生の皆様に充実した学びの環境を提供できるよう配慮致します。学びの環境に不安を感じる事があれば、いつでもお気軽に特別

サポートルームをご利用ください。

### 利用時間

- ・月～金曜日 9:00～17:00
- 電話: (011) 387-3392
- E-mail: tokusapo@hokusho-u.ac.jp
- ・場所は7号棟2階です。

## 4. 地域連携センター

ボランティア活動への参加支援、資格取得や検定合格を後押しする対策講座の受け付けを行っています。「市民向け講座」を開講するなど、地域に開かれた「窓」としての役割も担います。

### 1) ボランティア

参加登録や活動紹介など手続き全般を支援しています。大学にはさまざまな依頼が寄せられます。高齢者施設や障害者支援施設など社会福祉施設での活動。小・中学校での学習支援や幼稚・保育園での活動もあります。地域イベントへの参加は、住民と触れ合う貴重な機会になっています。

本学を含む江別市内4大学の学生が合同で行うものもあります。近隣自治体などが「学生地域定着推進広域連携事業（ジモ×ガク）」として展開する地域体験活動と学生自らイベントを企画する「EBETSUto（エベツト）」です。資料をそろえています。

ボランティア活動は、実社会で多くのことを学べる貴重な機会です。気軽に相談してください。

### 2) 資格・検定対策講座

資格取得や検定合格は就活の「武器」になります。目標に向かって、対策講座を積極的に活用してください。講座案内は大学HP（「総合案内」→「在学生の方へ」）の「オリエンテーション資料」に掲載しています。ポータルサイトでもお知らせします。

#### ◆主な対策講座

（建築・デザイン）：2級建築士、インテリアコーディネーター、宅建（宅地建物取引士）、カラーコーディネーター検定

（教育）：保育士

（事務）：秘書検定（2・3級）、MOS（マイクロソフト・オフィス・スペシャリスト）Word、Excel、PowerPoint

（医療・福祉）：医療事務、調剤薬局事務、介護職員初任者研修

このほか、団体申込で割引価格となる講座を紹介しています。

### 3) 市民向け講座、その他

地域住民を対象に多彩な内容の講座を開講しています。本学学生の参加も可能です。大学ホームページで紹介しています。

大学を訪問する中学・高校生に人気の施設見学のガイド役をお願いしています。Teamsやポータルサイトで募集します。チェックしてみてください。母校の来学があるかもしれません。

認知症予防や介護予防などを目指し、大学が社会貢献事業として取り組む「地域まるごと元気アッププログラム（まる元）」(コープさっぽろ、NPO法人との連携事業)もサポートしています。

場 所：1号棟1階

受付・利用時間：月～金曜日 8：30～17：00

電 話：(011) 387-3939 (直通) Teams：地域連携センター〔学生〕

## 5. 教職センター

教職センターは、本学の教職課程の充実と、教職課程履修者への支援を目的とし、主に次のような取り組みを行っています。

- ・教員を目指す学生に対して教員採用検査対策講座や各教育委員会による学内説明会を開催し、より多くの学生が希望を叶えられるように支援をしています。
- ・教育実習、養護実習、特別支援教育実習にあたっては、事前のオリエンテーションや個別指導を行うとともに、実習受け入れ機関との連携を図り、学生が充実した実習を行えるようサポートします。
- ・各教育委員会と連携して、学校現場における学生の体験活動等を行えるよう支援しています。
- ・教職課程資料閲覧室には、実際の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において使用される教科書や、学習指導要領等の教職課程関連図書、教員採用検査関連の資料を多数揃え、学生が学習しやすい環境を整えています。
- ・教職課程学習室は、教員を目指している方が自習することができるスペースです。自習はもちろん模擬授業や教員採用検査の試験勉強など、有効に活用してください。

場 所

- ・7号棟1階 教職センター・教職課程資料閲覧室
- ・7号棟2階 教職課程学習室

受付・利用時間

- ・月曜～金曜日 8：30～17：00
- ・教職課程学習室は上記時間外も利用可能です。

## 6. スポーツ支援室

本学には以下のような体育・スポーツ施設や分析室等があります。施設及び備品の使用に際しては、利用方法に沿って記載事項を遵守してください。

なお、スポーツ支援室は北方圏生涯スポーツ研究所（スポル）1Fにあります。

主な体育・スポーツ施設

●屋内：イ 浅井記念館

- 1F：第1体育館・第1トレーニング室・研修教室・特別室・トレーニングデッキ
- 2F：ギャラリー・第1多目的室・アスレティックトレーナー演習室・ランニング

コース

3 F：第2多目的室

ロ 第2体育館

ハ 北方圏生涯スポーツ研究所（スポル）

1 F：多目的ホール、プール、ジャグジー、クライミングウォール、第2トレーニング室、高温トレーニングルーム、人工気象室、第1測定室、第1分析室

2 F：ダイビングピット、第3トレーニング室、第2測定室、第2分析室、健康相談室

3 F：第3体育館、ジムナスホール

4 F：映像分析室

5 F：ランニングコース

●屋外：陸上競技場・野球場・テニスコート・サッカー場・PALグラウンド

## 付属施設

・クラブハウス・スキーハウス・部室

## 体育・スポーツ施設の利用方法

- ・体育・スポーツ施設は、体育実技の授業、学校行事のほか、本学体育会所属クラブの定期的な活動における使用を優先しています。
- ・体育・スポーツ施設の使用は、許可が必要です。スポーツ支援室で確認し、利用申請を行います。
  - \* 備品・用具等の使用も同様に手続きすること。
- ・上記以外で、学生及び団体等が体育施設・備品等の使用を希望する場合は、許可が必要です。使用日の1週間以上前にスポーツ支援室に相談し、了解が得られれば、使用願を提出し、使用許可証の交付を受けてください。
  - \* 一部、貸出及び開放を行っていない施設がある。
  - \* 授業・行事・クラブ活動等の事情により、貸出及び開放日時を変更することがある。
  - \* 感染症等の事由により、貸出を制限する場合がある。

## 利用上の注意

- ・屋内の体育・スポーツ施設は土足禁止。必ず上履きに履き替えること。
- ・目的に合ったシューズを用意すること。
- ・貴重品・私物は各自の責任で管理すること（貴重品ボックスを利用すること）。
- ・水分補給のための水・スポーツ飲料以外の飲食物等を持ち込まないこと。
- ・ゴミを放置しないこと。
- ・怪我や緊急の事態が生じたときには、速やかに担当教員又はスポーツ支援室を通じて保健センターに申し出ること。  
なお、職員が不在のときは、「安全対策マニュアル」に従って対応すること。
- ・器物や備品を破損したり、故障が生じたときには、速やかにスポーツ支援室に届け出ること。  
なお、故意または過失による破損の場合は、弁済を求めることがある。
- ・使用後は清掃し、用具や備品は元どおりに返却・整頓すること。

- ・各施設ごとの使用心得を遵守すること。

## 7. カレッジホールPAL

### 2階

#### <購買>

学内のコンビニとして、日常必需品の販売と店内に設置されているサービスセンターにおいて、学生生活に必要な各種サービスの提供をおこなっております。

#### 営業時間

- ・月～金曜日 8：45～17：00

ただし、次の期日は閉鎖します。

- ・土曜日・日曜日・国民の祝日・創立記念日（9月5日）・8月の最終月曜日
- ・夏季・冬季・春季休暇中の一定期間
- ・その他臨時に必要な場合

#### 取扱商品・サービス

- ・パン・弁当・おにぎり・菓子・カップ麺・アイス・ジュース・お茶などの食料品。
- ・ノート・ファイル・ボールペンなどの文房具。
- ・本学オリジナルグッズの販売。
- ・切手、ハガキ。
- ・教科書・教材・テキスト、スポーツ用品などの紹介や宅配便の取次。
- ・卒業式用貸衣装の展示会。
- ・自動車学校の申込受付、アパート・マンション業者の紹介。
- ・学内設置の各種自動販売機による飲料水やフードの販売。
- ・FAX・ラミネート加工、スキーレンタル、オリジナルTシャツ作成等々。

#### <キャッシュコーナー（北洋銀行ATM）>

北洋銀行の現金自動預入支払機（ATM）により、北洋銀行の他、郵便局や各種金融機関のキャッシュカードによる現金の引き出しが可能です。

#### 取扱時間

- ・月～金曜日 9：00～17：00

ただし、次の期日は閉鎖します。

- ・土曜日・日曜日・国民の祝日・創立記念日（9月5日）・8月の最終月曜日
- ・夏季・冬季・春季休暇中の一定期間
- ・その他臨時に必要な場合

### <交流スペース“hug”>

学生がくつろげる場所としてソファ席とカウンター席を用意し、教職員から寄贈された図書を配置しています。また、公開ゼミやオープンオフィスアワーなど教職員との交流を図ることができます。

空き時間を利用して自由に来室し、教職員を見かけたら気軽に話しかけてみてください。

## 3階

<保健センター>別掲

<同窓会室>

<和室“翔”>

## 4階

<メインカフェテリア“hashi”>

札幌の街を一望しながらランチを楽しめるスタイリッシュなメインカフェテリア。「おいしい食事」をテーマに、麺類やカレーライス、日替わり定食などメニューは豊富。食べたい料理や予算に合わせて一品料理も自由によべます。

### 営業時間

・月～金曜日 11:00～14:00

ただし、次の期日は閉鎖します。

・土曜日・日曜日・国民の祝日・創立記念日（9月5日）・8月の最終月曜日

・夏季・冬季・春季休暇中の一定期間

・その他臨時に必要な場合

## 5階

<カフェ“Central CAFE”>

モダンなカフェスタイルのレストスペースです。昼休みのお食事、授業の合間の休憩、修学にご利用できます。大テーブルはミーティングやグループワークにも最適です。

<学生ラウンジ>

優しく日の光が差し込む室内にはテーブルやチェアが設置され、落ち着いた雰囲気となっています。

### 利用時間

・月～土曜日 9:00～21:00

## 6階

<オーディトリウム（多目的ホール）>

### 8. 臨床心理学研究科 臨床心理センター

本センターは、大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻における臨床心理学に関する教育研究を効果的に行うことを目的として設置されています。すなわち、大学院における臨床心理学の実習や研究を行うことを主たる目的として、こころの問題を抱える外来の来談者に対する心理相談や心理査定などを有料で行う施設です。

本センターは、臨床心理士ならびに公認心理師養成のための機関ですので、相談対応は臨床心理士等の資格を持つ教員の指導・監督の下、臨床心理学専攻の大学院生および大学院を修了した研修員が中心となって行いますが、教員が相談を担当する場合があります。センターの管理運営は、大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻所属の教員等によって構成される、臨床心理センター運営委員会によって行われています。

設備には、相談室3室、遊戯療法のためのプレイルーム大小2室、待合室2室、相談員室1室などがあります。また、各種心理検査や箱庭療法用具など、様々な来談者に対応できるように整備されています。

相談内容に関する秘密は固く守られますが、相談内容によってはより適切と思われる機関を紹介することがあります。

本センターは原則として学外の方のための相談施設です。学生のみなさんは無料で相談を受けられる、本学学生相談室を利用することができます。

### 9. 北方圏学術情報センター／北翔大学札幌円山キャンパス

北方圏学術情報センターは、平成13年度文部科学省の学術フロンティア推進事業として選定され、平成14年5月に竣工した札幌円山キャンパス（札幌市中央区南1条西22丁目）にあります。最寄り駅は地下鉄東西線の「円山公園駅」または「西18丁目駅」でどちらからも徒歩で6～7分という交通の便の良い場所に位置しています。当センターは、北方圏住民の生活の質（Quality of Life）の向上に関する総合的研究を目的として、福祉領域、健康、衣食住生活、ファッション、美術・音楽・舞台芸術などの分野における人々の全生涯、全生活領域における豊かさの向上を目指し、本学の多くの教員スタッフが学外研究者をも交えた研究プロジェクトチームを編成して様々な研究活動を展開し、市民講座等で広くその成果を公表し、地域住民の皆様にも還元してきています。

北翔大学札幌円山キャンパスは、本センターの研究活動の推進並びにその成果の公表が中心となる研究施設ですが、学生の皆さんも、企画の内容が本センターの目的に合致し研究スタッフである教員の指導助言を受けることで、研究活動の一環として使用することができます。本施設は地上8階、地下1階、総面積8,700㎡の建物で、その1階から5階までと6階の半分が北方圏学術情報センターとなっています。6階の半分と7階、8階は札幌ファッションデザイン専門学校DOREMEが教育実践の場として使用しています。また、多目的ホールやギャラリー、ユニバーサルデザイン住宅のモデルルーム、アトリウムや研究室等があります。

1階にある多目的ホールは可動式客席により377名の収容が可能なホールで、映像・音響・照明等の設備を備えており、各種のシンポジウムや講演会、コンサート等に利用されています。1階と3階に設けられているギャラリーは美術分野やファッション関係の展示等に利用され、研究や教育成果の発表も多く行われ、地域社会の方々にも広く公開されています。また、4階にあるユニバーサルデザイン住宅のモデルルームは北国の高齢者・障がい者の住環境を考えるための一つの素材を提供しています。1階のアトリウムや3階のラウンジは広く開放しています。学生の皆さんは交流の場としてこれらの自由空間を利用することもできます。美術展や各種成果の発表会などの鑑賞、館内見学も可能です。多くの皆さんの来館を歓迎します。団体等で見学される場合はセンターの研究活動や成果の発表等のイベントとの関係もありますので、あらかじめセンター事務室にお問い合わせください。

北方圏学術情報センター事務室（北翔大学札幌円山キャンパス内）

TEL (011) 618-7711

## 10. 北方圏生涯スポーツ研究所／スポーツ科学センター

研究所が所在する建物の正式名称は北方圏生涯スポーツ研究所ですが、通称を「スポル」といい、ギリシャ語でスポーツを意味します。この施設は、平成16年度文部科学省の学術フロンティア推進事業の選定に基づき、北方圏における総合型地域スポーツクラブ、寒冷地スポーツ推進、競技者育成、体力向上、体験活動、食育推進について総合的・学際的研究を行い、生涯スポーツ文化の創造に貢献することを目的として平成17年3月に竣工した建物です。北海道全域に生涯スポーツを振興するための拠点として本学および学外の研究者が研究活動を進めています。

### スポーツ科学センター

スポーツ科学センターは、大学の体育・スポーツに関する事業全般を一元管理する組織として令和3年4月に設置されました。学生の体育実技の教務補助に関することや体育・スポーツ施設の管理に関すること等は勿論、北方圏生涯スポーツ研究所の事業も統括します。スポーツ科学センターの事務を司るスポーツ支援室が学生の皆さんにとっての窓口となります。

# V 資料

1 法人の沿革概要

2 北翔大学学則

3 北翔大学聴講生規程

4 北翔大学科目等  
履修生規程

5 北翔大学研究生規程

6 北翔大学奨学規程

7 北翔大学学生表彰規程

8 北翔大学における学生の  
不祥事に対する懲戒処分  
又は措置等のガイドライン

9 北翔大学における  
喫煙ルールに違反した  
本学学生の取扱要項

10 北翔大学における試験時に  
不正行為を行った  
本学学生の取扱要項

11 学校法人北翔大学  
キャンパス・ハラスメント  
の防止等に関する規程

12 学校法人北翔大学学生に  
関する個人情報の取扱規程

13 北翔大学学内学生団体に  
関する規程

14 学内施設使用規程

15 学生掲示規程

16 北翔大学  
学生自治会規約（抄）

17 体育・スポーツ施設設備等  
使用手続要領



## 1. 法人の沿革概要

昭和14年 9月	北海ドレスメーカー女学園創設
昭和26年 6月	準学校法人浅井学園創立
昭和32年 1月	法人名を学校法人浅井学園に変更・認可
昭和38年 1月	北海道女子短期大学設置認可（被服科入学定員80人）
昭和38年 4月	北海道女子短期大学開学（被服科入学定員80人）
昭和40年 4月	北海道女子短期大学被服科を服飾美術科に名称変更
昭和41年 4月	北海道女子短期大学工芸美術科（入学定員100人）、体育科（入学定員100人）開設 北海道女子短期大学服飾美術科入学定員増（80人→200人）
昭和42年 4月	北海道女子短期大学専攻科服飾美術専攻開設
昭和43年 4月	北海道女子短期大学専攻科工芸美術専攻開設 北海道女子短期大学専攻科服飾美術専攻を服飾美術コースと家庭科コースとする
昭和44年 4月	北海道女子短期大学初等教育学科（入学定員50人）、専攻科体育専攻開設
昭和45年 4月	北海道女子短期大学体育科を保健体育科に名称変更、体育コースと養護教諭コースとする
昭和47年 2月	「あすを築く全国青年のつどい」にご臨席の皇太子、同妃殿下本学に行啓
昭和54年 4月	北海道女子短期大学保健体育科（100人→150人）、初等教育学科（50人→100人）定員増
昭和55年 1月	浅井学園創立者学園長アナスタジア浅井淑子逝去
昭和55年 4月	北海道女子短期大学専攻科初等教育専攻開設
昭和55年 4月	北海道女子短期大学専攻科体育専攻を専攻科保健体育専攻に名称変更
昭和62年 4月	北海道女子短期大学経営情報学科開設（入学定員150人）
昭和62年 6月	北海道女子短期大学、米国グレシャム市マウントフード・コミュニティカレッジと姉妹提携
平成 3年 5月	浅井学園オープンカレッジ（AOC）開校
平成 3年 8月	北海道女子短期大学、米国ベバリー市エンディコット・カレッジと姉妹提携
平成 6年10月	浅井学園、大韓民国ソウル市培花女子専門大学（現：培花女子大学）と姉妹提携
平成 7年 3月	北海道女子短期大学、放送大学と単位互換協定締結
平成 7年 4月	北海道女子短期大学経営情報学科を経営情報コースと国際情報コースとする
平成 7年 4月	浅井学園北方圏生活福祉研究所設置
平成 9年 4月	北海道女子大学開学（人間福祉学部生活福祉学科入学定員80人、介護福祉学科入学定員80人）
平成 9年 4月	北海道女子短期大学を北海道女子大学短期大学部に校名変更
平成 9年 4月	北海道女子大学短期大学部服飾美術科を服飾美術学科、工芸美術科を工芸美術学科、保健体育科を保健体育学科に名称変更

平成9年12月	北海道女子大学生涯学習研究所開設
平成12年4月	大学名称を北海道浅井学園大学、北海道浅井学園大学短期大学部に名称変更
平成12年4月	北海道浅井学園大学生涯学習システム学部健康プランニング学科（入学定員120人）、芸術メディア学科（入学定員120人）開設
平成12年4月	男女共学制に移行
平成13年4月	北海道浅井学園大学人間福祉学部福祉心理学科（入学定員80人）、大学院人間福祉学研究科人間福祉学専攻（修士課程）（入学定員8人）開設
平成15年4月	北海道浅井学園大学大学院人間福祉学研究科臨床心理学専攻（修士課程）（入学定員6人）開設
平成15年4月	北海道浅井学園大学短期大学部人間総合学科開設（入学定員340人）
平成16年4月	北海道浅井学園大学大学院生涯学習学研究科生涯学習学専攻（修士課程）（入学定員6人）開設
平成17年4月	大学名称を浅井学園大学、浅井学園大学大学院、浅井学園大学短期大学部に名称変更
平成17年4月	浅井学園大学短期大学部こども学科開設（入学定員140人）
平成18年4月	浅井学園大学生涯学習システム学部学習コーチング学科開設（入学定員80人）
平成18年4月	浅井学園大学短期大学部服飾美術学科、経営情報学科廃止
平成19年3月	浅井学園大学短期大学部保健体育学科、初等教育学科廃止
平成19年4月	大学名称を北翔大学、北翔大学大学院、北翔大学短期大学部に名称変更
平成21年4月	北翔大学生涯スポーツ学部スポーツ教育学科開設（入学定員120人）
平成21年4月	北翔大学人間福祉学部介護福祉学科を地域福祉学科、生活福祉学科を医療福祉学科に名称変更
平成24年4月	北翔大学短期大学部人間総合学科をライフデザイン学科に名称変更
平成25年4月	北翔大学大学院生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻（修士課程）（入学定員6人）開設
平成26年4月	北翔大学生涯スポーツ学部健康福祉学科開設（入学定員60人）
平成26年4月	北翔大学教育文化学部教育学科（入学定員120人）、芸術学科（入学定員50人）、心理カウンセリング学科（入学定員50人）開設
平成31年4月	法人名称を学校法人北翔大学に改称
令和2年4月	北翔大学人間福祉学部廃止
令和3年3月	北翔大学生涯学習システム学部学習コーチング学科廃止
令和3年4月	北翔大学大学院生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻（博士後期課程）（入学定員3人）開設
令和4年3月	北翔大学生涯学習システム学部・芸術メディア学科廃止
令和5年3月	北翔大学大学院人間福祉学研究科人間福祉学専攻廃止
令和5年4月	北翔大学大学院人間福祉学研究科臨床心理学専攻を北翔大学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻に名称変更

## 2. 北翔大学学則

### 第1章 総則

(設置者)

第1条 北翔大学（以下「本学」という。）の設置者は、学校法人北翔大学である。

(目的)

第2条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、本学の教育の理念である「愛と和と英知」を根本にすえ、広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教育研究するとともに、真理探究の精神と幅広い教養を身につけた創造性豊かな人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的とする。

2 生涯スポーツ学部スポーツ教育学科は、スポーツ教育に関する高い専門知識と実践的技術を学び、生涯スポーツ社会の実現に向けて、競技スポーツ、学校教育、地域社会で活躍できる人間性豊かな人材の育成を目的とする。

生涯スポーツ学部健康福祉学科は、健康・福祉・スポーツに関する幅広い専門的知識の習得と地域貢献等に主体的に取り組む実践をとおして優れた企画力・実践力・連携力の養成をめざし、少子高齢社会における地域づくり、健康づくり、対人援助などを推進するスポーツマインドを持った福祉実践者、福祉マインドを持った健康運動指導者の育成を目的とする。

3 教育文化学部教育学科は、こどもの視点に立ち、豊かな人間性と柔軟な思考力をもち、高い専門性と実践力を身につけ、多様な学習活動をつくりだすことのできる教員を養成する。生涯発達における幼児・児童・生徒期の意義役割を理解し、学習支援とさらには心豊かな情操教育を支援する人材を育成する。こどもの心身の健康課題の専門的知識と指導力をもち、さらに特別な教育支援を必要とするこどもに情熱をもって関わることのできる教員の育成を目的とする。

教育文化学部芸術学科は、美術、メディアデザイン、インテリア建築、服飾美術、舞台芸術などの各芸術領域を学び、理論と実践に係る研究を深め創造性を培い、共同制作や発表活動を活発におこなうことによって、あらゆる職種において芸術性を活かし、自らの人生を切り開き、社会貢献できる人材を養成する。また、美術教育並びに生涯学習の観点から、中学校、高等学校、美術館、博物館、劇場、福祉施設、NPO等で芸術の専門知識とコミュニケーション能力を活かし、芸術文化の持つ豊かな力や技法を教えられる指導者や学習支援者を養成する。

教育文化学部心理カウンセリング学科は、心理学、社会福祉学、教育学を統合した学際的観点から、一人ひとりの生活を包括的に支える実践力を養成する。こころの科学としての心理学の基礎から応用に至る理論と技法、および精神保健福祉学の専門知識をもち、心理的支援に限らず、福祉、教育・保育を含む、より広い領域における人間援助の総合的アプローチとしてのカウンセリングの素養を身につけ、現代社会に貢献する人材の育成を目的とする。

(点検評価)

第3条 本学は、教育研究水準の向上に資するとともに、本学の目的を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法の定めるところにより、一定の期間ごとに認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施等に関し必要な事項は、北翔大学点検評価規程に定める。

## 第2章 本学の組織

(学部、学科及び学生定員)

第4条 本学に、次の学部を置く。

生涯スポーツ学部

教育文化学部

2 前項の学部には置く学科及び当該学科の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部・学科	定員			
		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
生涯スポーツ学部	スポーツ教育学科	180人	10人	740人
	健康福祉学科	40人	5人	170人
教育文化学部	教育学科	120人	10人	500人
	芸術学科	50人	5人	210人
	心理カウンセリング学科	50人	5人	210人

(大学院)

第5条 本学に、大学院を置く。

2 大学院については、北翔大学大学院学則に定める。

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

2 図書館については、北翔大学図書館規程に定める。

(研究組織)

第7条 本学に、研究組織として、次の組織を置く。

(1) 北方圏学術情報センター

(2) 北方圏生涯スポーツ研究所

2 前項各号に定める各研究組織については、それぞれ、北翔大学北方圏学術情報センター規程及び北翔大学北方圏生涯スポーツ研究所規程に定める。

(教育研究センター)

第8条 本学に、教育研究センターとして、次のセンターを置く。

(1) 教育支援総合センター

(2) キャリア支援センター

(3) 教職センター

2 前項各号に定める各センターについては、それぞれ、北翔大学教育支援総合センター規程、北翔大学キャリア支援センター規程及び北翔大学教職センター規程に定める。

(スポーツ科学センター)

第8条の2 本学に、体育・スポーツ施設の管理及び正課体育授業、正課外体育・スポーツ系部活動を統括し、加えて研究組織としての北方圏生涯スポーツ研究所の事業も統括するスポーツ科学センターを置く。

2 スポーツ科学センターについては、北翔大学スポーツ科学センター規程に定める。

(地域連携センター)

第9条 本学に、生涯学習及び地域貢献を促進し、教育研究の発展に資するため、地域連携センターを置く。

2 地域連携センターについては、北翔大学地域連携センター規程に定める。

(厚生施設)

第10条 本学に、厚生施設として、次のセンター及び相談室等を置く。

- (1) 保健センター
- (2) 学生相談室
- (3) 障がい学生支援室

2 前項各号に定める、保健センター、学生相談室及び障がい学生支援室については、それぞれ、北翔大学保健センター規程、北翔大学学生相談室規程及び北翔大学障がい学生支援室規程に定める。

### 第3章 職員組織

(職員の種類)

第11条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

(職員の職制及び職務)

第12条 本学教職員の職制及び職務並びに選任方法等については、学校法人北翔大学管理運営規程の定めるところによる。

(教育研究活動等の適切かつ効果的な運営のための研修)

第12条の2 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させるための研修（スタッフ・ディベロップメント（SD）、第43条の2に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 前項の研修の実施に関し必要な事項は、北翔大学SD規程に定める。

### 第4章 教授会

(教授会)

第13条 本学に、教授会を置く。

(審議事項)

第14条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し及び、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(構成員)

第15条 教授会は、学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授及び専任の講師をもって組織する。

(会議の招集及び議長)

第16条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

(定足数及び審議)

第17条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き審議することができない。

第18条 教授会の運営に関し必要な事項は、北翔大学教授会規程に定める。

## 第5章 学部

### 第1節 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年)

第19条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第20条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第21条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日 9月5日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長は、必要により休業日を臨時に変更し、又は休業日に授業を課すことができる。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

(授業期間)

第22条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週を原則とする。

### 第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第23条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第24条 学生は、8年を超えて在学することができない。

2 生涯にわたり学習しようとする学生（以下「生涯学習生」という。）として、学長が特に認めた場合は、前項の規定にかかわらず、相当の年数とすることができる。

3 生涯学習生に関し必要な事項は、北翔大学生涯学習生規程の定めるところによる。

### 第3節 入学

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、特別の定めがある場合は、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第26条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 外国において、指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程（文部科学大臣指定高等学校に対応する外国の学校の課程）を修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者、および合格見込みの者、又は旧規定による大学入学資格検定に合格した者
- (9) その他、本学において高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者

(入学出願)

第27条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、本学所定の書類に、入学検定料を添えて願出しなければならない。

(入学者選抜)

第28条 前条に規定する入学出願を行った者に対しては、入学者選抜を行い、選考のうえ合格者を決定する。

2 前項に規定する入学者選抜については、別に定める。

(入学手続)

第29条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、入学金並びに所定の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(入学許可)

第30条 前条に規定する入学手続を終えた者について、学長は、入学を許可する。

(連帯保証人)

第31条 入学を許可された者は、連帯保証人を定めて届け出なければならない。

2 連帯保証人は、本人が在籍する期間、本人についての一切の責任を負うものとする。

3 連帯保証人は、父母又は成年の親族とし、独立の生計を営む者とする。

第32条 本人及び連帯保証人の身上に異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

#### 第4節 再入学、転入学及び編入学

(再入学)

第33条 本学に1年以上在学して退学した者で、再び本学の同一学部の同一学科に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第34条 他の大学の学生であって、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のあるときに限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(編入学)

第35条 本学の3年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者
  - (3) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した中途退学者
  - (4) 学校教育法施行規則（附則）第7条に定める従前の規定による学校等を卒業（修了）した者
  - (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な総合授業時間数が、1,700時間以上）を修了した者
  - (6) 外国において学校教育における14年の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む）を修了した者
  - (7) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者
  - (8) その他、本学が上記と同等以上の学力があると認めた者
- (再入学、転入学及び編入学の入学出願手続等)

第36条 第27条から第32条までの規定は、前3条の規定により入学する場合に準用する。

(再入学、転入学及び編入学学生の修業年限及び在学年限等の取扱)

第37条 第33条から第35条の規定により入学した学生の入学前の本学、他の大学、短期大学、高等専門学校、外国の大学若しくは短期大学又は専修学校の専門課程における在学期間については、学長は教授会の議を経て、その一部又は全部を、第23条に規定する修業年限に通算することができる。ただし、第35条の規定により編入学した学生の通算することができる期間は、2年とする。

2 前項の規定により修業年限を通算された学生の在学年限については、第24条第1項の規定にかかわらず、入学時に決定した学年の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

3 第1項の規定により修業年限を通算された学生の通算された期間は、本学における在学年数とみなし、第66条に規定する在学年数に通算する。

第38条 前5条に定めるもののほか、再入学、転入学及び編入学に関し必要な事項は、北翔大学再入学、転入学及び編入学規程の定めるところによる。

## 第5節 転学部及び転学科

(転学部及び転学科)

第39条 一の学部の学生で、他の学部又は同一学部の他の学科に転学部又は転学科を志願する者があるときは、選考のうえ、転学部又は転学科を許可することがある。

2 転学部及び転学科の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学転学部及び転学科等規程の定めるところによる。

## 第6節 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位)

第40条 本学の教育課程は、次の各号に掲げる授業科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

- (1) 全学共通科目
- (2) 発展科目
- (3) 学部共通科目
- (4) 学科専門科目
- (5) 外国人留学生科目

2 前項第3号に規定する学部共通科目は、第4条第1項に規定する学部ごとに、第4号に規定する学科専門科目は、第4条第2項に規定する各学部に置く学科ごとに開講する。

3 第1項第5号に規定する外国人留学生科目は、外国人留学生のための授業科目として開講する。

4 第1項に規定する授業科目の名称及び単位数は、生涯スポーツ学部に置くスポーツ教育学科及び健康福祉学科については、それぞれ、別表第1の1、別表第1の2のとおりとし、教育文化学部には置く教育学科、芸術学科及び心理カウンセリング学科については、それぞれ、別表第2の1、別表第2の2及び別表第2の3のとおりとする。

5 前項に規定する授業科目のほか、必要があるときは、学長は教授会の議を経て、臨時の授業科目を開設することができる。

(教科及び教職に関する科目)

第41条 前条に規定する授業科目のほか、教育職員免許状取得のため、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科及び教育文化学部芸術学科に、教科及び教職に関する科目を置く。

2 前項に規定する授業科目の名称及び単位数は、別表第3のとおりとする。

3 前項に規定する授業科目を履修し、取得した単位は、第46条第1項及び第3項に規定する単位数に算入しない。

(教育課程の編成)

第42条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 前項に規定する各年次の配当は、別に定める。

(授業の方法)

第43条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

4 第1項に定める授業を外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第43条の2 本学は、教育の質の充実に資するとともに、本学の授業の内容及び方法の改善を図るため、全学的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）(以下「FD」という。)を実施す

るものとする。

2 前項のFDの実施に関し必要な事項は、北翔大学FD規程に定める。

(授業期間)

第44条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(単位の計算方法)

第45条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(授業科目の履修及び単位の修得)

第46条 生涯スポーツ学部の学生は、所属する学科の区分に応じ、第40条第4項に規定する別表第1の1又は別表第1の2の備考の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

2 前項に規定する単位は、各学科に置く、次に掲げる履修コースのうちから、一のコースを選択して修得するものとする。

スポーツ教育学科	スポーツ教育コース
	スポーツトレーナーコース
	競技スポーツコース
健康福祉学科	スポーツ健康コース
	社会福祉コース

3 教育文化学部の学生は、所属する学科の区分に応じ、第40条第4項に規定する別表第2の1又は別表第2の2若しくは別表第2の3の備考の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

4 前項に規定する単位は、教育学科においては、次に掲げる履修コースのうちから、一のコースを選択して修得するものとする。

教育学科	初等教育コース
	幼児教育コース
	養護教諭コース
	音楽コース

5 第2項、第4項に規定する履修コースの履修方法その他必要な事項は、第1項、第4項に規定する各別表の備考に定めるもののほか、別に定める。

(履修手続)

第47条 授業科目を履修するためには、学生は、学期始めの所定の期日までに、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

2 前項の規定により登録した授業科目以外の授業科目は、履修することができない。

(単位の授与)

第48条 一の授業科目を履修し、予め定められた成績評価基準に基づく判定に合格した学生に対しては、担当教員の認定により、所定の単位を与えるものとする。

2 学費等未納の者については、単位は与えない。

3 授業科目について、欠席時数が当該授業科目の実授業時間の3分の1を超える者については、単位は与えない。

(本学の他学科又は他学部等における授業科目の履修)

第49条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、学生が本学の他の学科又は他の学部若しくは北翔大学短期大学部（以下「本学の短期大学部」という。）の授業科目を履修することを認めることがある。

2 削除

3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、その一部又は全部を、第66条に規定する単位に算入することがある。ただし、本学の短期大学部の授業科目を履修して修得した単位数については、第50条第3項、第50条の2第2項及び第51条第3項並びに第61条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第50条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学（本学の短期大学部を除く。）の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定の実施にあたり、必要があるときは、当該大学又は短期大学との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議し、学生交流に関する協定又は大学間相互単位互換協定を締結することができる。

3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、第66条に規定する単位に算入することがある。ただし、前条第3項ただし書の規定により修得した単位数並びに第50条の2第2項、第51条第3項及び第61条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 削除

(大学以外の教育施設等における学修)

第50条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、学生が短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、第66条に規定する単位に算入することがある。ただし、第49条第3項ただし書の規定により修得した単位数並びに第50条第3項、第51条第3項及び第61条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第51条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に本学、他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条又は短期大学設置基準（昭和50年第1項

本文文部省令第21号)第17条に規定する科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。)又は外国の大学若しくは短期大学において学修した成果を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えない範囲で、第66条に規定する単位に算入することがある。ただし、第49条第3項ただし書の規定により修得した単位数並びに第50条第3項、第50条の2第2項及び第61条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定は、第50条第4項の規定を準用する。

(再入学、転入学及び編入学学生の既修得単位等の取扱)

第52条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、第33条から第35条までの規定により入学した学生の入学前に本学、他の大学、短期大学若しくは高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位又は外国の大学、短期大学若しくは専修学校の専門課程において学修した成果は、その一部又は全部を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(他大学等での履修科目の範囲及び修得単位の認定等)

第53条 前4条の規定により履修することができる授業科目又は履修したとみなすことができる授業科目の範囲及び履修により修得した単位又は修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数の認定方法その他必要な事項は、北翔大学他大学等における授業科目の履修及び修得単位並びに既修得単位の認定等に関する規程の定めるところによる。

## 第7節 成績評価

(成績評価基準)

第54条 第48条第1項に規定する成績評価基準は、科目試験、論文試験、口頭試問、実技試験、課題評価、作品評価及び受講態度評価等を組み合わせ、予め定めるものとする。

- 2 前項に定める科目試験の実施等に関し必要な事項は、北翔大学試験に関する規程の定めるところによる。

(成績評価)

第55条 前条第1項に規定する試験の成績評価は、S(秀)[100点~90点]、A(優)[89点~80点]、B(良)[79点~70点]、C(可)[69点~60点]及びD(不可)[59点以下]の評語をもって判定し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 前項に定めるもののほか、成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8節 休学、復学、留学、転学、退学、除籍及び復籍

(休学)

第56条 学生が、疾病その他やむを得ない事情により3ヵ月以上修学できないときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による休学願に、疾病の場合は医師の診断書を、その他の事情の場合は詳細

な理由書を添えて学長に提出し、許可を得て休学することができる。

2 前項の規定にかかわらず、疾病のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第57条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情があるときは、学長は休学期間の延長を許可し、又は延長を命ずることができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、特別な事情があると認められるときは、学長は教授会の議を経て、4年を超えて休学を許可し、又は休学を命ずることができる。

(休学期間の取扱)

第58条 休学期間は、第24条第1項及び第66条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第59条 休学している学生が、休学期間が満了したとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の様式による復学願を学長に提出し、許可を受けて復学することができる。なお休学の事由が疾病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の規定により復学した場合で、休学期間が通算して3ヵ月未満のときは、前条の規定にかかわらず、在学年数に算入する。

第60条 前4条に定めるもののほか、休学及び復学に関し必要な事項は、北翔大学休学及び復学に関する規程の定めるところによる。

(留学)

第61条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は、学生が外国の大学又は短期大学の授業科目を履修するための留学を認めることができる。

2 学生が、前項の規定により留学しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による留学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

3 第50条第2項から第4項までの規定は、留学の実施及び学修の成果の取り扱いについて準用する。

4 留学期間は、第24条第1項及び第66条に規定する在学年数に算入する。

5 前4項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、北翔大学留学に関する規程の定めるところによる。

(転学)

第62条 学生が、他の大学に転学を志願するときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による転学願に、事由を記した書類を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

(退学)

第63条 学生が、退学しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による退学願に、詳細な事由を記した書類及び学生証を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第64条 学生が、次の各号の一に該当するときは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第24条第1項に規定する在学年限に達し、なお所定の単位を修得していないとき。
- (2) 第57条第2項に規定する休学期間を超え、なお修学できないとき。
- (3) 授業料及び施設設備費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。
- (4) 欠席が長期にわたるとき又は長期にわたり行方不明のとき。

第65条 前3条に定めるもののほか、転学、退学及び除籍に関し必要な事項は、北翔大学転学、退学

及び除籍に関する規程の定めるところによる。

(復籍)

第65条の2 第64条第3号又は第4号の規定により除籍された者で、復籍を願い出た者があるときは、学長は、教授会の議を経て、相当年次に復籍を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、復籍に関し必要な事項は、北翔大学復籍に関する規程の定めるところによる。

### 第9節 卒業要件及び学位授与

(卒業の要件)

第66条 本学の卒業要件は、本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することとする。

(卒業の認定)

第67条 卒業の認定は、前条に規定する卒業要件を満たした学生について、教授会の議を経て、学長がこれを認定する。

2 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(学位の授与)

第68条 前条の規定により卒業の認定を受け、本学を卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

2 学士の学位に関し必要な事項は、北翔大学学位規程の定めるところによる。

### 第10節 教育職員免許状及び資格の取得

(教育職員免許状)

第69条 本学において、取得することができる教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教育職員免許状（以下「免許状」という。）の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、次の表に掲げるとおりとする。

学部・学科		免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
学 生 進 修 ス ポー ツ 部	スポーツ教育学科	中学校教諭1種免許状	保健体育
		高等学校教諭1種免許状	保健体育
		特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
教 育 文 化 学 部	初等教育コース	幼稚園教諭1種免許状	
		小学校教諭1種免許状	
		特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
	幼児教育コース	幼稚園教諭1種免許状	
		特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
	養護教諭コース	養護教諭1種免許状	
		中学校教諭1種免許状	音楽
		高等学校教諭1種免許状	音楽
	音楽コース	特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
		中学校教諭1種免許状	美術
高等学校教諭1種免許状		美術	

2 前項に規定する免許状を取得しようとする学生は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3 免許状の取得に関し必要な事項は、北翔大学教職課程履修規程の定めるところによる。

第70条 削除

(社会福祉士の受験資格)

第71条 本学において、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する社会福祉士の受験資格を取得しようとする学生は、北翔大学社会福祉士受験資格取得に関する履修規程の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(精神保健福祉士の受験資格)

第72条 本学において、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に規定する精神保健福祉士の受験資格を取得しようとする学生は、北翔大学精神保健福祉士受験資格取得に関する履修規程の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(保育士資格の取得)

第72条の2 教育学科に所属し幼児教育コースを選択し、保育士の資格を得ようとする学生は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 保育士資格の取得に関し必要な事項は、北翔大学保育士養成課程履修規程の定めるところによる。

(公認心理師の受験資格)

第72条の3 本学において、公認心理師法（平成27年法律第68号）に規定する公認心理師の受験資格を取得しようとする学生は、北翔大学公認心理師受験資格取得に関する履修規程の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(その他の資格取得)

第73条 前6条に規定する免許状及び資格の取得のほか、本学において取得することのできる任用資格及び認定資格等の取得に関し必要な事項は、それぞれの資格等の種類に応じて定める当該資格等の取得に関する履修規程の定めるところによる。

## 第11節 賞罰

(表彰)

第74条 学長は、学生として表彰に値する行為があったときは、教授会の議を経て、表彰することがある。

(罰則)

第75条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力極めて劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第24条第1項及び第66条に規定する在学年数に算入しない。ただし、停学期間が通算して3ヵ月未満のときは、在学年数に算入する。

## 第12節 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(聴講生)

第76条 本学において、一又は複数の授業科目を聴講するため、聴講生として入学を志願する本学の学生以外の者（第79条に規定する研究生を含む。）があるときは、本学において適当と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り、選考のうえ入学を許可することができる。

2 削除

3 聴講生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学聴講生規程の定めるところによる。

(科目等履修生)

第77条 本学において、一又は複数の授業科目を履修するため、科目等履修生として入学を志願する本学の学生以外の者（第79条に規定する研究生を含む。）があるときは、本学において適当と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り選考の上、入学を許可することができる。

2 削除

3 科目等履修生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学科目等履修生規程の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第78条 本学において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含み、本学短期大学部を除く。）の学生若しくは本学と連携協定を締結した高等学校等から推薦された者があるときは、当該大学又は短期大学若しくは高等学校等との協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、生涯スポーツ学部健康福祉学科介護福祉コースの授業科目を履修する場合は、第70条に規定する北翔大学介護福祉士養成課程履修規程の定めるところにより、これを認めないことがある。

3 特別聴講学生に係る入学検定料及び入学金は、徴収しない。

4 特別聴講学生は、科目等履修料を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、第1項の協議に基づき、授業科目の履修による科目等履修料等を相互に不徴収とする場合は、徴収しない。

6 前5項に定めるもののほか、特別聴講学生の受け入れに関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第79条 本学において、特定の専門事項について研究するため、研究生として入学を志願する者があるときは、本学において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、選考の上、入学を許可することができる。

2 研究生が、第76条第1項又は第77条第1項の規定により聴講生又は科目等履修生として入学を志願するときは、あらかじめ、指導教員の承認を得なければならない。

3 研究生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学研究生規程の定めるところによる。

## 第13節 外国人留学生及び委託生

(外国人留学生)

第80条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がある

ときは、本学において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、特別に選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学外国人留学生規程の定めるところによる。

(委託生)

第81条 公の機関又は団体の長からの委託に基づき、その所属職員につき、本学において特定の授業科目の聴講又は履修若しくは特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、本学において適当と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学委託生規程の定めるところによる。

第82条 外国人留学生及び委託生については、この学則を準用する。

## 第6章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料)

第83条 本学に、入学、再入学、転入学又は編入学を志願する者及び聴講生、科目等履修生又は研究生として入学を志願する者並びに転学部又は転学科を志願する者は、その際、入学検定料を納付しなければならない。

(学生納付金)

第84条 学生納付金は、入学金、授業料、施設設備費、聴講料、科目等履修料及び研究料とする。

(授業料及び施設設備費の納付)

第85条 授業料及び施設設備費は、次の2期に分けて納付しなければならない。

前学期 納付の期限は4月30日限りとする。

後学期 納付の期限は9月30日限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、前学期に係る授業料及び施設設備費を納付するときに、当該年度の後学期に係る授業料及び施設設備費を併せて納付することができる。

3 入学年度の前学期に係る授業料及び施設設備費は、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付しなければならない。

4 再入学、転入学及び編入学した者の授業料及び施設設備費の額は、入学を許可された年次に在学する学生の額と同額とする。

(授業料及び施設設備費の減免及び猶予等)

第86条 授業料及び施設設備費の納付が困難な場合で、本学において特別の事情があると認めた者に対しては、前条第1項の規定にかかわらず、授業料及び施設設備費を減免し、又は分納若しくは延納による納付の猶予を認めることがある。

(聴講料、科目等履修料及び研究料の納付)

第87条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生は、それぞれ聴講料、科目等履修料又は研究料を納付しなければならない。

2 研究生は、前項に定めるもののほか、施設設備費を納付しなければならない。

(実習費及び履修費その他教育に必要な経費の納付等)

第88条 授業を実験又は実習で行う授業科目（学外の施設で行う実習を含む。）及び教職課程を履修する場合は、実習費及び履修費を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか教育に必要な経費は、別に徴収する。

（再試験受験料の徴収）

第89条 再試験を受験するときは、再試験受験料を徴収する。

（各種証明書等の発行手数料等）

第90条 在学証明書、卒業証明書その他諸証明等の発行手数料等は、別に徴収する。

（休学及び復学の場合の授業料及び施設設備費）

第91条 休学を許可され又は命ぜられた学生については、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日の場合は、その月とする。）から復学した日の属する月の前月（復学した日が月の末日の場合は、その月までとする。）までの授業料及び施設設備費を免除する。

2 前項の規定により免除する金額は、授業料年額及び施設設備費年額について、それぞれの金額の12分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）に免除されることとなる月数を乗じて得た金額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第59条第2項の規定により、在学年数に算入することとなる期間については、免除しない。

4 休学により授業料の免除を受けていた学生が復学したときは、復学した日の属する月（復学した日が月の末日の場合は、翌月とする。）から授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

（転学又は退学等の場合の授業料及び施設設備費）

第92条 学期の途中で転学又は退学を許可された場合若しくは除籍された場合においては、当該納期分までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

2 停学期間中も、授業料及び施設設備費は納付しなければならない。

（学年の途中で卒業する場合の授業料及び施設設備費）

第93条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの学期までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

（既納の入学検定料及び学生納付金等の返還）

第94条 既納の入学検定料及び学生納付金は、原則として返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、納付した者の申し出により当該各号に定める額を還付する。

(1) 第85条第2項の規程により、前学期に係る授業料及び施設設備費を納付するときに、当該年度の後学期に係る授業料及び施設設備費を併せて納付した学生が、その年の9月30日までに休学又は退学したとき後学期に係る授業料及び施設設備費に相当する金額

(2) 学期の途中で第56条の規定により休学を許可され又は命ぜられたとき当該学期に係る授業料及び施設設備費について、それぞれの金額の6分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）に免除されることとなる月数を乗じて得た金額

(3) その他本学が特に還付が必要と認めたとき 必要と認めた学生納付金等の必要と認めた額  
（入学検定料及び学生納付金等の額その他の取扱等）

第95条 前12条に規定するもののほか、入学検定料及び学生納付金等の額及び納付時期・方法、留年した者及び外国人留学生の学生納付金、授業料及び施設設備費の減免又は猶予等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

## 附 則

- この学則は平成9年4月1日から施行する。
- 第4条に規定する本学部の総定員は、人間福祉学部の完成年度（平成12年度）のものであり、学年進行中の各年度の人間福祉学部の総定員は、次のとおりとする。

	人間福祉学部介護福祉学科	人間福祉学部生活福祉学科
平成9年度	80人	80人
平成10年度	160人	160人
平成11年度	240人	250人

## 附 則（一部科目の開設年次変更に伴う改正）

- この学則は平成10年4月1日から施行する。  
ただし、平成9年度入学学生については、本改正による教育課程を適用する。

## 附 則（大学名称の変更、生涯学習システム学部設置等に伴う改正及び付表の改正）

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 平成12年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。  
ただし、平成12年度から人間福祉学部生活福祉学科4年次にインテリア設計Ⅰ・インテリア設計Ⅱ・インテリア設計Ⅲの科目を追加開設する。
- 第4条第2項に規定する生涯学習システム学部の総定員は、完成年度（平成15年度）のものであり、学年進行中の各年度の総定員は、次のとおりとする。

	生涯学習システム学部健康プランニング学科	生涯学習システム学部芸術メディア学科
平成12年度	120人	120人
平成13年度	240人	240人
平成14年度	375人	375人

## 附 則（人間福祉学部福祉心理学科設置に伴う改正及び付表の改正）

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 平成13年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 第4条第2項に規定する人間福祉学部福祉心理学科の総定員は、完成年度（平成16年度）のものであり、学年進行中の各年度の総定員は、次のとおりとする。

	人間福祉学部福祉心理学科
平成13年度	80人
平成14年度	160人
平成15年度	260人

## 附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項第1号及び同条第2項に規定する北方圏学術情報センター及び北海道浅井学園大学北方圏学術情報センター運営規程については、平成13年5月1日から、第78条に規定する入学検定料については、平成14年度の入学志願者から適用する。
- 平成14年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

## 附 則（学生相談室の設置及び学生納付金の改正に伴う改正）

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則（生涯学習システム学部健康プランニング学科の入学定員及び編入学定員の変更、各学

部学科の教育課程等の変更及び学則の整備等に伴う改正)

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項に規定する生涯学習システム学部健康プランニング学科の平成18年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

生涯学習システム学部	平成16年度	平成17年度	平成18年度
健康プランニング学科	570人	630人	670人

附 則 (北方圏生涯スポーツ研究センターの設置に伴う改正)

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (入学資格の追加及びFDを実施することに伴う改正)

- 1 この学則は、平成16年7月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第26条第7号の規定は、平成17年度入学生から適用する。

附 則 (校名変更及び教育課程の改正に伴う改正)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (教授会を本学の学部置くことに伴う改正)

- 1 この学則は平成18年3月2日から施行する。

附 則 (入学資格の追加、人間福祉学部介護福祉学科と福祉心理学科の編入学定員と収容定員の変更、生涯学習システム学部学習コーチング学科の設置及び教育課程の改正に伴う改正)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項に規定する人間福祉学部介護福祉学科及び福祉心理学科の収容定員は完成年度(平成19年度)のものであり、平成18年度の収容定員は、次のとおりとする。

介護福祉学科	福祉心理学科
330人	350人

- 4 第4条第2項に規定する生涯学習システム学部健康プランニング学科、芸術メディア学科及び学習コーチング学科の収容定員は完成年度(平成21年度)のものであり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

	健康プランニング学科	芸術メディア学科	学習コーチング学科
平成18年度	650人	470人	100人
平成19年度	670人	430人	200人
平成20年度	650人	390人	280人

附 則 (大学の名称変更、教育の理念の見直し、法令改正による教員組織の見直し、保証人に関する条項の整備、復籍に関する条項の整備、生涯学習システム学部学習コーチング学科において取得することができる教育職員免許状の種類のうち養護学校教諭1種免許状を特別支援学校教諭1種免許状に改めること、教育課程等の変更及び卒業に係る単位修得方法の変更に伴う改正)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 別表については、平成19年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（大学設置基準の改正、北方圏生活福祉研究所の廃止、単位の授与、大学以外の教育施設等における学修に関する条項の整備等に伴う改正）

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 別表については、平成20年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（人間福祉学部介護福祉学科を地域福祉学科に、生活福祉学科を医療福祉学科に名称変更、医療福祉学科の入学定員及び収容定員の変更、生涯学習システム学部芸術メディア学科の編入学定員及び収容定員の変更、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の設置及び生涯学習システム学部健康プランニング学科の廃止、生涯学習研究所の廃止、機構改編、法令改正に伴う条項の整備、成績判定方法の変更、教育課程等の変更及び卒業に係る単位修得方法の変更等に伴う改正）

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
- 第4条第2項に規定する人間福祉学部医療福祉学科、芸術メディア学科及び生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の編入学定員及び収容定員は完成年度（平成24年度（芸術メディア学科においては平成22年度））のものであり、学年進行中の各年度の定員は次のとおりとする。

	医療福祉学科	芸術メディア学科	スポーツ教育学科
平成21年度	50人	345人	160人
平成22年度	100人	第4条第2項に同じ	320人
平成23年度	160人	第4条第2項に同じ	500人

- 第4条第2項に規定する編入学定員は、平成23年度からのものであり、平成21年度からの以下の学科の各年度の定員は次のとおりとする。

	介護福祉学科	地域福祉学科	生活福祉学科	医療福祉学科	健康プランニング学科	スポーツ教育学科
平成21年度	10	0	10	0	35	0
平成22年度	10	0	10	0	35	0
平成23年度	0	10	0	10	0	20

附 則（法令の改正等による教育課程の変更、生涯学習システム学部学習コーチング学科の卒業に係る単位修得方法の変更に伴う改正）

- この学則は平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教授会に係る規定の改正に伴う改正）

- この学則は平成22年9月17日から施行する。

附 則（人間福祉学部地域福祉学科、医療福祉学科、福祉心理学科の入学定員、編入学定員及び収容定員の変更、生涯学習システム学部学習コーチング学科の入学定員、編入学定員及び収容定員の変更、単位の授与等に関する条項の整備、高等学校教諭免許状「福祉」の「教科に関する科目」の追加等による教育課程の変更及び人間福祉学部地域福祉学科の卒業に係る単位修得方法の変更に伴う改正）

- この学則は平成23年4月1日から施行する。
- 第4条第2項に規定する人間福祉学部地域福祉学科、医療福祉学科、福祉心理学科及び生涯学習システム学部学習コーチング学科の収容定員は完成年次（平成26年度）のものであり、学年進行中の各年度の定員は次のとおりとする。

	地域福祉学科	医療福祉学科	福祉心理学科	学習コーチング学科
平成23年度	315人	225人	325人	335人
平成24年度	290人	170人	310人	310人
平成25年度	270人	150人	300人	290人

3 別表については、平成23年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（法改正による介護福祉士受験資格取得に係る教育課程の変更、精神保健福祉士受験資格取得に係る教育課程の変更、芸術メディア学科の教育課程の一部変更、休学中の授業料及び施設設備費の免除に係る文言の整理に伴う改正）

1 この学則は平成24年4月1日から施行する。

2 別表については、平成24年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（特別聴講学生に本学との連携協定に基づき高等学校等から推薦された者を加えることに伴う改正）

1 この学則は平成24年7月27日から施行する。

附 則（生涯スポーツ学部健康福祉学科、教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の設置、並びに生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の編入学定員の変更及び教育課程の変更に伴う改正）

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、第21条、第31条及び第59条についてはこれを適用する。

3 第4条第2項に規定する生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の収容定員は完成年度（平成27年度）のものであり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

	スポーツ教育学科
平成26年度	670人

4 第4条第2項に規定する生涯スポーツ学部健康福祉学科の収容定員は完成年度（平成29年度）のものであり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

	健康福祉学科
平成26年度	60人
平成27年度	120人
平成28年度	185人

5 第4条第2項に規定する教育文化学部教育学科、芸術学科及び心理カウンセリング学科の収容定員は完成年度（平成29年度）のものであり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

	教育学科	芸術学科	心理カウンセリング学科
平成26年度	120人	50人	50人
平成27年度	240人	100人	100人
平成28年度	370人	155人	155人

附 則（教授会の見直しによる改正と、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科及び教育文化学部教育学科の教育課程の変更に伴う改正）

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（学校教育法改正に伴う改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。  
附 則（生涯スポーツ学部スポーツ教育学科及び健康福祉学科、教育文化学部芸術学科の教育課程の一部変更、センター組織の一部変更及び生涯学習システム学部健康プランニング学科の廃止に伴う改正）
- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。  
附 則（大学設置基準の一部改正に伴う改正、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の教育課程の一部変更に伴う改正及び人間福祉学部医療福祉学科の廃止に伴う改正）
- 1 この学則は平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。  
附 則（公認心理師受験資格取得に関する条項の追加、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科、健康福祉学科、教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の教育課程の変更に伴う改正）
- 1 この学則は平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。  
附 則（教育職員免許法及び同施行規則の改正に伴う条項の整備、法改正による保育士養成課程の教育課程の変更、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科、健康福祉学科、教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の教育課程の変更、並びに法人名称の変更に伴う改正）
- 1 この学則は平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、第1条、第12条及び第21条についてはこれを適用する。  
附 則（健康運動指導士の認定基準改定による健康福祉学科の教育課程の変更、入学資格、編入学資格の追加及び文言の整理、社会教育主事講習等規程の一部改正による教育課程の変更、健康福祉学科に健康・介護福祉コースと社会福祉コースの2コースを置くこと及び生涯スポーツ学部スポーツ教育学科、健康福祉学科、教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の教育課程の変更並びに人間福祉学部の廃止に伴う改正）
- 1 この学則は令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。  
附 則（法令改正による社会福祉士受験資格取得に係る教育課程の変更、精神保健福祉士受験資格取得に係る教育課程の変更、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科、健康福祉学科、教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の教育課程の変更、北方圏生涯スポーツ研究センターの北方圏生涯スポーツ研究所への名称変更、スポーツ科学センター設置並びに生涯学習システム学部学習コーチング学科廃止に伴う改正）
- 1 この学則は令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。  
附 則（生涯スポーツ学部スポーツ教育学科、健康福祉学科の入学定員及び収容定員の変更並びに健康福祉学科の履修コース及び教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項に規定する生涯スポーツ学部スポーツ教育学科及び健康福祉学科の収容定員は完成年度（令和7年度）のものであり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

	スポーツ教育学科	健康福祉学科
令和4年度	680人	230人
令和5年度	700人	210人
令和6年度	720人	190人

附 則（教育職員免許法及び同施行規則の改正に係る教育文化学部教育学科の教育課程の変更並びに生涯学習システム学部の廃止に伴う改正）

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（授業の方法の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。

附 則（保証人契約の適正化並びに生涯スポーツ学部スポーツ教育学科、教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（生涯スポーツ学部健康福祉学科及び教育文化学部芸術学科の教育課程の変更並びに教育職員免許法施行規則の改正に伴う改正）

- 1 この学則は令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（生涯スポーツ学部健康福祉学科介護福祉コースの募集停止及び教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（成績評価に関する規定の整備及び生涯スポーツ学部スポーツ教育学科、健康福祉学科、教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

### 3. 北翔大学聴講生規程

（目的）

第1条 この規程は、北翔大学学則（以下「本学学則」という。）第76条第3項、北翔大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第73条第2項及び北翔大学短期大学部学則（以下「短期大学部学則」という。）第68条第2項の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）、北翔大学大学院（以下「大学院」という。）及び北翔大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）における聴講生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

第2条 本学の学部、大学院の研究科及び短期大学部（以下「学部等」という。）に聴講生として入学することができる者は、当該授業科目を聴講する学力があると認められる者とする。

(出願手続)

第3条 入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に定める書類に入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 願書（別紙様式第1）
- (2) 履歴書（別紙様式第2）
- (3) 最終学校の卒業（見込）証明書
- (4) 大学等に在学している場合は、在学証明書（第2号の卒業見込みの場合を除く。）
- (5) 大学等に聴講生、科目等履修生又は研究生等として在籍したことがある者については、その在籍期間証明書
- (6) その他本学、大学院及び短期大学部が必要とする書類・証明書等

2 次の各号に掲げる場合には前項に規定する書類の提出は要しない。

- (1) 本学の学部等を卒業又は修了した者（見込みの者を含む。以下同じ。）については、第1項第3号に掲げる証明書
- (2) 本学の学部等に聴講生、科目等履修生又は研究生等として在籍したことがある者については、当該在籍期間に係る第1項第5号に掲げる在籍期間証明書
- (3) 本学及び大学院の研究生については、第1項第2号から第5号に掲げる証明書
- (4) 聴講期間の終了後引き続き同一年度の後学期又は翌年度の学年の始めに入学を志願するときは、第1項第2号から第5号に掲げる証明書等

(選考及び入学許可)

第4条 前条の願出があった者について、教授会又は研究科委員会において選考を行い、学長が入学を許可する。

2 前項の選考は、聴講しようとする授業科目ごとに選考を行い、必要に応じ相応の試験を課すことができる。

3 第1項の入学を許可された者に対し、学長は、別紙様式第3による聴講生入学許可書を交付する。

4 聴講生には、別に定める聴講生証を交付する。

(入学手続)

第5条 入学許可書を交付された者は、所定の期日までに、入学に必要な手続きをとらなければならない。

(入学の時期)

第6条 聴講生の入学の許可は、学則に定める前学期・後学期の開始日とする。ただし履修期間を特別に定めて開講する場合は当該授業科目の開講の日とする。

(聴講期間)

第7条 聴講生の授業科目の聴講期間は、1年又は6カ月とする。ただし、履修期間を特別に定めて開講する場合は当該授業科目の開講期間とする。

(聴講した授業科目の単位)

第8条 聴講生には、聴講した授業科目についての単位は、授与しない。

(施設等の利用)

第9条 聴講生は、別に定めがある場合を除き、本学、大学院及び短期大学部の施設等を利用するこ

とができる。

(退学)

第10条 聴講生が退学しようとするときは、別紙様式第4による聴講生退学願に事由を記して学長に提出し、許可を受けなければならない。

(諸規則の遵守及び除籍)

第11条 聴講生は、本学、大学院及び短期大学部の諸規則を遵守しなければならない。

2 聴講生が本学、大学院及び短期大学部の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があったとき、若しくは、疾病その他正当な理由がなく学修を怠り成業の見込みがないと認められる場合は、教授会等の議を経て、学長が除籍する。

(入学検定料等)

第12条 聴講生の入学検定料、入学金及び聴講料の額並びに納付方法等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、教授会等の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

1 この規程は、平成16年1月13日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

附 則 (出願手続き提出書類のうち、健康診断書を削除したことに伴う改正)

1 この規程は、平成16年10月5日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

附 則 (校名変更及び学科名称変更等に伴う改正)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (規程の整備に伴う改正)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (大学・短期大学の事務組織改正に伴う改正)

この規程は、平成20年12月2日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則 (事務組織再編に伴う改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 4. 北翔大学科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学学則（以下「本学学則」という。）第77条第3項、北翔大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第74条第2項及び北翔大学短期大学部学則（以下「短期大学部学則」という。）第69条第2項の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）、北翔大学大学院（以下「大学院」という。）及び北翔大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）における科

目等履修生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

第2条 本学の学部、大学院の研究科及び短期大学部（以下「学部等」という。）に科目等履修生として入学することができる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 履修を希望する授業科目を履修する学力があると認められる者
- (2) 単位を修得することを希望する者

(出願手続)

第3条 入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に定める書類に入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 願書（別紙様式第1）
- (2) 履歴書（別紙様式第2）
- (3) 最終学校の卒業（見込）証明書
- (4) 大学等に在学している場合は、在学証明書（第2号の卒業見込みの場合を除く。）
- (5) 大学等に聴講生、科目等履修生又は研究生等として在籍したことがある者については、その在籍期間証明書
- (6) その他本学、大学院及び短期大学部が必要とする書類・証明書等

2 次の各号に掲げる場合には前項に規定する書類の提出は要しない。

- (1) 本学の学部等を卒業又は修了した者（見込みの者を含む。以下同じ。）については、第1項第3号に掲げる証明書
- (2) 本学の学部等に聴講生、科目等履修生又は研究生等として在籍したことがある者については、当該在籍期間に係る第1項第5号に掲げる在籍期間証明書
- (3) 本学の学部等の聴講生並びに本学及び大学院の研究生については、第1項第2号から第5号に掲げる証明書等
- (4) 履修期間の終了後引き続き同一年度の後学期又は翌年度の学年の始めに入学を志願するとき、第1項第2号から第5号に掲げる証明書等

(選考及び入学許可)

第4条 前条の願い出があった者について、教授会又は研究科委員会において選考を行い、学長が入学を許可する。

2 前項の選考は、履修しようとする授業科目ごとに行い、必要に応じ相応の試験を課すことができる。

3 第1項の入学を許可された者に対し、学長は、別紙様式第3による科目等履修生入学許可書を交付する。

4 科目等履修生には、別に定める科目等履修生証を交付する。

(入学手続)

第5条 入学許可書を交付された者は、所定の期日までに、入学に必要な手続きをとらなければならない。

(入学の時期)

第6条 科目等履修生の入学の許可は、学則に定める前学期・後学期の開始日とする。ただし履修期間を特別に定めて開講する場合は当該授業科目の開講の日とする。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の授業科目の履修期間は、1年又は6カ月とする。ただし、履修期間を特別に定めて開講する場合は当該授業科目の開講期間とする。

(単位の授与及び証明書)

第8条 当該授業科目の試験に合格した科目等履修生には、所定の単位を授与する。

2 前項に規定する単位の授与、試験及び成績判定については、本学の学部にあつては本学学則第48条、第54条及び第55条、大学院の研究科にあつては大学院学則第47条、第53条及び第54条、短期大学部にあつては短期大学部学則第43条、第50条及び第51条の規定を適用する。

3 学長は、科目等履修生から願い出があつたときは、単位修得証明書を交付する。

(施設等の利用)

第9条 科目等履修生は、別に定めがある場合を除き、本学、大学院及び短期大学部の施設等を利用することができる。

(退学)

第10条 科目等履修生が退学しようとするときは、別紙様式第4による科目等履修生退学願に事由を記して学長に提出し、許可を受けなければならない。

(諸規則の遵守及び除籍)

第11条 科目等履修生は、本学、大学院及び短期大学部の諸規則を遵守しなければならない。

2 科目等履修生が本学、大学院及び短期大学部の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があつたとき、若しくは、疾病その他正当な理由がなく学修を怠り成業の見込みがないと認められる場合は、教授会等の議を経て、学長が除籍する。

(入学検定料等)

第12条 科目等履修生の入学検定料、入学金及び科目等履修料の額並びに納付方法等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、教授会等の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (学則の改正に伴う聴講生制度の創設及び未制定であつた大学院における科目等履修生の出願、選考及び入学手続き等に関する事項を、本学及び短期大学部における科目等履修生と同一の取り扱いとするため、一元化した規程として整備することに伴う改正)

1 この規程は、平成16年1月13日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

2 北海道浅井学園大学短期大学部科目等履修規程(平成7年4月1日施行)は、廃止する。

3 北海道浅井学園大学短期大学部科目等履修生の取り扱いの特例に関する申し合せ(平成15年4月1日実施)は、廃止する。

附 則 (出願手続き提出書類のうち、健康診断書を削除したことに伴う改正)

1 この規程は、平成16年10月5日から施行し、平成17年度入学生から適用する。

附 則（校名変更及び学科名称変更に伴う改正）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（規程の整備に伴う改正）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（大学・短期大学の事務組織改正に伴う改正）

この規程は、平成20年12月2日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則（事務組織再編に伴う改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 5. 北翔大学研究生規程

（目的）

第1条 この規程は、北翔大学学則第79条第3項及び北翔大学大学院学則第77条第3項の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）及び北翔大学大学院（以下「大学院」という。）における研究生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入学資格）

第2条 本学の学部及び大学院の研究科（以下「学部等」という。）に研究生として入学することができる者は、次の各号の一に該当し、特定の専門的事項について研究をする目的をもつ者とする。

- (1) 学校教育法による大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (2) 外国において学校教育による16年の課程を修了した者

（出願手続）

第3条 入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に定める書類に入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 願書（別紙様式第1）
- (2) 履歴書（別紙様式第2）
- (3) 最終学校の卒業又は修了（見込）証明書
- (4) 最終学校の成績証明書
- (5) その他本学及び大学院が必要とする書類・証明書等

2 本学の学部等を卒業又は修了した者（見込みの者を含む。以下同じ。）については、第1項第3号に掲げる証明書の添付を要しない。

（選考及び入学許可）

第4条 前条の願い出があった者について、教授会又は研究科委員会において選考を行い、学長が入学を許可する。

2 前項の入学を許可された者に対し、学長は、別紙様式第3による研究生入学許可書を交付する。

3 研究生には、別に定める研究生証を交付する。

（入学手続）

第5条 入学許可書を交付された者は、所定の期日までに、入学に必要な手続きをとらなければならない

ない。

(入学の時期)

第6条 研究生の入学の許可は、学則に定める前学期・後学期の開始日とする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、1年とする。ただし、特別の事由があるときは、1年未満とすることができる。

2 研究生がその研究を継続し、又は引き続き新たな専門的事項について研究しようとするときは、別紙様式第4による研究生継続願に第16条に定める研究報告書を添えて学長に願い出ることができる。

3 前項の規定による願い出があったときは、教授会等の選考を経て、学長が継続を許可することができる。

4 前項の継続を許可された者に対し、学長は、別紙様式第5による研究生継続許可通知書を交付する。

(指導教員)

第8条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究に従事するものとする。

2 指導教員は、教授会等の議を経て、学部等の長が、所属する学部等の教授、准教授又は専任の講師のうちから指名する。

(授業科目の履修)

第9条 指導教員が研究遂行上支障がないと認めるときは、研究生は、本学、大学院又は北翔大学短期大学部の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により授業科目を履修しようとする者は、北翔大学聴講生規程及び北翔大学科目等履修生規程の定めるところにより、所定の手続きを経なければならない。

(施設等の利用)

第10条 研究生は、別に定めがある場合を除き、本学及び大学院の施設等を利用することができる。

(退学)

第11条 研究生が退学しようとするときは、別紙様式第6による研究生退学願に事由を記して学長に提出し、許可を受けなければならない。

(諸規則の遵守及び除籍)

第12条 研究生は、本学及び大学院の諸規則を遵守しなければならない。

2 研究生が本学及び大学院の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があったとき、若しくは、疾病その他正当な理由がなく研究活動を怠り成業の見込みがないと認められる場合は、教授会等の議を経て、学長が除籍する。

(入学検定料等)

第13条 研究生の入学検定料、入学金、研究料及び施設設備費の額並びに納付方法等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

2 第7条第2項の規定により研究生を継続しようとする者は、その際、入学検定料を納付しなければならない。

(研究期間が1年未満の場合の研究料及び施設設備費)

第14条 第7条ただし書きの規定により研究期間を1年未満として入学を許可された場合、研究料及び施設設備費は、入学を許可された日の属する月から研究期間が終了した日の属する月までの月割りとし、次の算式により算出した額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り

捨てた額とする。

{(研究料年額 + 施設設備費年額) × 研究期間の月数} ÷ 12

- 2 前項の場合で、第7条第3項の規定により継続を許可された研究生については、「入学を許可された日の属する月」とあるのは、「継続を許可された日の属する月（継続を許可された日が月の途中であるときは、継続を許可された日の属する月の翌月）」と読み替えて適用する。

(研究報告書)

第15条 研究生は、研究期間の終了時、又は継続を願い出るときには、別紙様式第7による研究報告書を、指導教員を経て学長に提出しなければならない。

(研究証明書)

第16条 研究生で、前条に定める研究報告書を提出し、相当の成績があると認められる者には、学長は、教授会等の議を経て、研究証明書を交付することができる。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、教授会等の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第18条 この規程の改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (学則の改正に伴う委託研究員制度の廃止及び聴講生制度の創設並びに未制定であった大学院における研究生の出願、選考及び入学手続き等に関する事項を、本学における研究員と同一の取り扱いとするため、一元化した規程として整備することに伴う改正)

- 1 この規程は、平成16年1月13日から施行し、平成16年度入学者（継続者を含む。）から適用する。  
2 前項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に研究生として在籍する者で、第8条の規定により引き続き研究生の継続を許可された者の第10条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (出願手続き提出書類のうち、健康診断書を削除したことに伴う改正)

- 1 この規程は、平成16年10月5日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (規程の整備に伴う改正)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更及び法令改正による教員組織の見直しに伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (大学・短期大学の事務組織改正に伴う改正)

この規程は、平成20年12月2日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則 (研究報告書について定めたことに伴う改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織再編に伴う改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 6. 北翔大学奨学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北翔大学（短期大学部を含む。以下「本学」という）の奨学制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学の奨学制度は、本学の建学の精神と教育理念を十分体得して、将来実社会で意欲的に活躍できる優秀な学生を確保することによって、本学のより一層の活性化を図るとともに、優れた学生であって経済的理由により修学が困難な者等に対して学生納付金等（以下「学納金」という）の減免等を行い、もって、学生の修学支援を目的とする。

(奨学金及び奨学生)

第3条 本学が行う学納金の減免等を奨学金といい、奨学金を受ける者を奨学生という。

2 前項に規定する奨学生の種類及び奨学生の対象者は、人物優秀で、次の各号に定める者とする。

(1) 入学時成績優秀特待奨学生：当該年度の入学生で、次に掲げる者

ア 学業、スポーツ技能・技術若しくは芸術又は特技が特に優秀な者

イ 現在、世界又は全国レベルのスポーツ選手として活躍しており、将来指導者として活躍が期待される優秀な技術・能力を有する者

ウ 芸術又は特技が特に優秀で全国レベルで活躍している者

(2) 成績優秀奨学生：2年次以降の在學生で、向学心が高く、かつ、学業、スポーツ技能・技術若しくは芸術又は特技が特に優秀な者

(3) 成績優秀特別奨学生：在學生で、向学心が高く、かつ、学業、スポーツ技能・技術若しくは芸術又は特技において国際的に活躍する者あるいはそれに準ずる者

(4) 修学支援奨学生：2年次以降の在學生で学業成績が良好であり、かつ、経済的理由により修学が困難と認められた者

(5) 浅井淑子記念特別奨学生：学業成績が良好な学生で、学費の負担者と認められる者に天災、死亡又は疾病その他これらに準ずる特別な事情が発生し、学納金の納付が著しく困難と認められた者

(6) 福祉・介護人材養成奨学金：本学卒業後、福祉・介護分野で働くことを希望する学生で、経済的理由等により修学が困難と認められた者

(7) やる気チャレンジ奨学生：本学在學生がチャレンジする活動において、その活動が達成された者。または、その活動が本学の名誉を高め、学生に希望と勇気を与えたと認められた者

3 前項第1号のアに規定する奨学生は、その該当する区分に応じ、次の各号に掲げる名称の奨学生と称するものとする。

(1) 学業特待奨学生：学業が特に優秀な者

(2) スポーツ特待奨学生：スポーツ技能・技術が特に優秀な者

(3) 特技特待奨学生：芸術又は特技において特に優秀な者

4 第2項第1号のイに規定する奨学生は、スポーツ優秀特待奨学生と称するものとする。

5 第2項第1号のウに規定する奨学生は、特技優秀特待奨学生と称するものとする。

(奨学金の種類及び奨学金の内容等)

第4条 第3条第2項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号に規定する本学の奨学金の内容は、入学金又は授業料の全額又は一部免除若しくは別に指定する学納金の全額又は一部免除とする。

2 第3条第2項第7号に規定する本学の奨学金は給付とする。

(奨学生の各学部・学科等への適用及び奨学生に対する奨学金の内容等)

第5条 奨学生の学部の学科及び短期大学部の学科（以下「学部・学科等」という）への適用は、次の表の左欄に掲げる奨学生の種類の区分に応じ、それぞれ同表中欄に定める学部・学科等とし、奨学生に対する奨学金は、当該区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める奨学金の種類及び内容等とする。

奨学生の種類		適用する学部・学科等		奨学金の種類及び内容等
		学部	短期大学部	
入学時成績優秀特待奨学生	学業特待奨学生 スポーツ特待奨学生 特技特待奨学生	学部共通	学科共通	入学年度の後学期授業料から入学金相当額を免除
	スポーツ優秀特待奨学生	学部共通	学科共通	入学金及び入学年度の授業料の全額又は半額免除
	特技優秀特待奨学生	学部共通	学科共通	入学金及び入学年度の授業料の全額又は半額免除
成績優秀奨学生		学部共通 2年次以降在學生	学科共通 2年次在學生	後学期授業料から100,000円を免除
成績優秀特別奨学生		学部共通 2年次以降在學生	学科共通 2年次在學生	授業料の全額又は半額免除
修学支援奨学生		学部共通 2年次以降在學生	学科共通 2年次在學生	後学期授業料から150,000円を免除
浅井淑子記念特別奨学生	全学年在學生	学部共通 全学年在學生	学科共通 全学年在學生	前学期又は後学期授業料の免除
	最終年次在學生	学部共通 4年次在學生	学科共通 2年次在學生	後学期の授業料及び施設設備費並びに指定するその他の学納金の全額免除又は一部免除
福祉・介護人材養成奨学金		生涯スポーツ学部 健康福祉学科		入学金免除及び社会福祉法人から年間50万円の貸与
やる気チャレンジ奨学生		学部共通 全学年在學生	学科共通 全学年在學生	採用者には最大50万円を給付

2 前項の表に規定する入学時成績優秀特待奨学生のうち、スポーツ優秀特待奨学生及び特技優秀特待奨学生については、特に優秀な者に限って、大学入学後4年間または短期大学部入学後2年間の授業料全額を免除することができる。

3 第1項の表に規定する入学時成績優秀特待奨学生のうち、スポーツ優秀特待奨学生及び特技優秀特待奨学生の適用は、推薦入学及び総合型選抜入学に限るものとする。

4 第1項の表に規定する成績優秀特別奨学生のうち、特に優秀な者に限って、最終年次まで授業料全額を免除することができる。

5 第1項の表に規定する浅井淑子記念特別奨学生のうち、全学年在学生の区分に規定する奨学生の適用は、正規の在学期間中にその事情が発生した場合で、その期間は1か年以内とする。

6 第1項の表に規定する浅井淑子記念特別奨学生のうち、最終年次在学生の区分に規定する奨学生は、前項の規定の適用を受けた者には適用しない。

7 第1項の表に規定する福祉・介護人材養成奨学金の適用は、総合型選抜I期入学制度、推薦入学制度に限るものとする。

8 やる気チャレンジ奨学生の募集は前学期で行い、本学の在学生在が申請することができる。なお、本学のカリキュラムに関する活動、本学教職員の活動に関する企画及び本学の学内学生団体による活動は申請することができない。

(奨学生の募集又は願い出の方法及び時期)

第6条 入学時成績優秀特待奨学生、成績優秀奨学生、成績優秀特別奨学生及び修学支援奨学生の募集は、奨学生の種類に応じ、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入学時成績優秀特待奨学生のうち、学業特待奨学生、スポーツ特待奨学生及び特技特待奨学生の募集は、別に定めるところにより入学出願時に行う。

(2) 入学時成績優秀特待奨学生のうち、スポーツ優秀特待奨学生及び特技優秀特待奨学生の募集は、別に定めるところにより入学出願時に行う。

(3) 成績優秀奨学生及び修学支援奨学生の募集は、別に定めるところにより毎年度前学期に行う。

(4) 成績優秀特別奨学生として採用を希望する者は、期日（前学期授業料免除は前年度の1月末、後学期授業料免除は7月末）までに、学内学生団体顧問（学内指導者及び指導担当教員を含む）が推薦書を作成し学長に願い出ることができる。

2 浅井淑子記念特別奨学生として採用を希望する者は、連帯保証人連署のうえ、学納金納付期日までに、次に掲げる書類を添え学長に願い出ることができる。ただし、学納金の分納又は延納を許可された者は、猶予期間の終了する日までに願い出ることができるものとする。

(1) 特別の事情を証明する書類

(2) 所属する学科等の長の推薦書

(3) その他指定する書類

3 福祉・介護人材養成奨学金を希望する者は、期日までに連帯保証人連署の上、次に掲げる書類を添えて願い出ることができる。

(1) 福祉・介護人材養成奨学金借入申請書

(2) 所得に関する証明書

4 やる気チャレンジ奨学生を希望する者は、期日までに次に掲げる書類を添えて願い出ることができる。

(1) 申請書（活動計画及び予算書）

(2) その活動の関係書類

(重複の制限)

第6条の2 第5条第1項の表に規定する奨学生制度は、やる気チャレンジ奨学生を除き、同一年度内に重複して願い出ることができない。

2 第3条第2項第1号に規定する入学時成績優秀特待奨学生制度において、入学金免除又は入学金相当額免除を受けた者は学費等納付金規程第9条の2（同窓生子女減免）の入学金免除を願い出ることができない。

(奨学生の選考手続)

第7条 第3条第2項第1号アに規定する奨学生の選考は、次の各号に定める手続により行うものとする。短期大学部においては学部長を学長と読み替える。

(1) 入学出願時に第3条第2項第1号アに規定する奨学生として応募のあった者のうちから、該当

する学部・短期大学部毎に奨学生採用候補者の選考を行う。

- (2) 前号に該当する学部長は、別に定める奨学生採用候補者推薦書に選考結果を記載し、学長に推薦するものとする。
- 2 第3条第2項第1号イ及びウに規定する奨学生は、選考委員会において審査・選考を行い、奨学生採用者を決定する。
- 3 前項に規定する選考委員会は、学長、副学長、学部長、学科長、教育支援総合センター長、学生生活支援オフィス長、アドミッションセンター長、事務局長をもって構成し、委員長には学長をもって充てる。
- 4 第3条第2項第2号に規定する成績優秀奨学生の選考は、次の各号に定める手続きにより行うものとする。
  - (1) 成績優秀奨学生に応募のあった者のうちから、該当する学部・短期大学部毎に奨学生採用候補者の選考を行う。
  - (2) 前号に該当する学部長は、別に定める奨学生採用候補者推薦書に選考結果を記載し、学長に推薦するものとする。
  - (3) 学長は、前号の規定により推薦のあった奨学生採用候補者について、学生生活支援オフィス長に審査を付託する。
  - (4) 学生生活支援オフィス長は、学生生活支援委員会の議を経て、それぞれの奨学生採用候補者を学長に報告するものとする。
- 5 第3条第2項第3号に規定する成績優秀特別奨学生は、次の各号に定める手続きにより行うものとする。
  - (1) 別に設置する選考委員会において審査・選考を行い、奨学生採用者を決定する。
  - (2) 前号に規定する選考委員会は学長、副学長、学部長、学科長、教育支援総合センター長、学生生活支援オフィス長、事務局長をもって構成し、委員長には学長をもって充てる。
- 6 第3条第2項第4号に規定する修学支援奨学生の選考は、応募のあった者のうちから、別に定める選考基準に基づき、学生生活支援委員会において奨学生候補者の審査・選考を行い、学生生活支援オフィス長が奨学生採用候補者を学長に報告するものとする。
- 7 第3条第2項第5号に規定する浅井淑子記念特別奨学生の選考は、次の各号に定める手続きにより行うものとする。
  - (1) 奨学生の願い出は、指導教員等を経て学科長に提出するものとする。
  - (2) 学科長は、当該学科等において奨学生採用候補者の選考を行い、別に定める奨学生採用候補者推薦書に選考結果を記載し、学長に推薦するものとする。
  - (3) 学長は、前号の規定により推薦のあった奨学生採用候補者について、学生生活支援オフィス長に審査を付託する。
  - (4) 学生生活支援オフィス長は、学生生活支援委員会において審査を行い、奨学生採用候補者として適当と認めるときは、その旨を学長に報告するものとする。
- 8 第3条第2項第6号に規定する福祉・介護人材養成奨学金の選考は別に定めるところにより、本学入試制度のほか社会福祉法人において実施される面接等による。
- 9 第3条第2項第7号に規定するやる気チャレンジ奨学生の選考委員会は学長、副学長、教育支援総合センター長、学生生活支援オフィス長、事務局長、その他学長が必要と認める者をもって構成し、審査を行う。委員長には学長をもって充てる。

(奨学生の採用決定手続)

第8条 第3条第2項第1号ア及び第6号に規定する奨学生の採用は、学部長からの推薦に基づき学長が決定し、教授会に報告するものとする。短期大学部においては学部長を学長と読み替える。

2 第3条第2項第1号イ・ウ及び第3号に規定する奨学生の採用は、前条に定める各選考委員会において決定し、教授会に報告するものとする。

3 第3条第2項第2号、4号及び5号に規定する奨学生の採用は、学生生活支援オフィス長の報告に基づき、教授会の議を経て学長が決定するものとする。

4 第3条第2項第7号に規定する奨学生の採用は第7条の9に定める選考委員会の審査において決定し、教授会に報告するものとする。

(採用の通知及び報告)

第9条 前条の規定により奨学生の採用を決定したときは、学長は、次の各号に定めるところにより、本人及び関係者に通知するものとする。

(1) 入学時成績優秀特待奨学生の採用決定の通知は、それぞれ該当する入学試験合格発表時に、本人及び出身高等学校長あてに行うものとする。

(2) 成績優秀奨学生、成績優秀特別奨学生、修学支援奨学生、浅井淑子記念特別奨学生、福祉・介護人材養成奨学金及びやる気チャレンジ奨学生の採用決定の通知は、それぞれ採用決定後速やかに本人あてに行うものとする。

2 学長は、前条の規定により奨学生の採用を決定したときは、理事長に報告するものとする。

(奨学生の義務等)

第10条 奨学生として採用された者は、本学奨学制度の目的を十分に理解し、常に本学学生としての自覚をもって行動するとともに勉学に励まなければならない。

2 前項の奨学生のうち、第3条第2項第1号、第2号及び第3号に規定する奨学生は、本学の各種行事その他学事運営に際しては、本学の要請に応じてボランティアとして協力しなければならない。また年度末までに、別に定める成績優秀奨学生報告書を提出しなければならない。

(奨学生資格の喪失)

第11条 奨学生が年度の途中で転学、退学、除籍、又は死亡等により本学学生の身分を失ったとき、休学及び本学学則（短期大学部学則を含む）に違反し懲戒処分を受けたとき若しくは当該年度の学費等が期日までに納付されないときは、その日の属する月を以て、奨学生の資格を喪失するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、スポーツ優秀特待奨学生及び特技優秀特待奨学生が、該当する学生団体に在籍しなくなったとき、または選考委員会が奨学生として不適切であると判断したときは、その日の属する月を以て、奨学生の資格を喪失するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、奨学生が病気その他止むを得ない事情で休学した場合で、その期間が3ヶ月未満であり、かつ、当該年度内に復学した場合は、学長が特に必要と認めた場合に限り、復学した日の属する月の翌月から奨学生の身分を復活させることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、福祉・介護人材養成奨学金の停止と中断については別に定めるところによる。

(奨学金の返還)

第12条 奨学生が前条第1項または第2項の規定により奨学生資格を喪失したときは、前条第3項に該当する場合を除き、既に給付した奨学金を返還させることができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、奨学生の募集及び選考その他奨学制度の運用に関し必要な事項は、常勤理事会の議を経て学長が別に定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、常勤理事会の議を経て学長が行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の表の入学時特待奨学生欄のうち、短期大学部に係る学科共通の欄の「奨学生の種類」及び「奨学金の種類及び給付額等」欄の規定の平成15年度入学生の適用については、次の表に読み替えて適用するものとする。

奨学生の種類		短期大学部	奨学金の種類及び給付額等
入学時特待奨学生	学業特待奨学生	A優遇	学科共通 奨学金の種類及び給付額等
	スポーツ特待奨学生	B優遇	
	特技特待奨学生	学科共通	入学金及び授業料（前期・後期）の全額免除
			奨学金の全額免除

- 3 第1項の規定にかかわらず、第5条第1項の表の在学特待奨学生欄の短期大学部の区分に係る奨学金の種類及び給付額等欄の規定の平成15年度の適用については、同欄中「200,000円」とあるのは「240,000円」と読み替えて適用するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる規定は、平成16年度入学生から適用する。
  - (1) 第5条第1項の表の入学時特待奨学生欄のうち、「スポーツ優秀特待奨学生」の区分欄及び「スポーツ優秀特待奨学生に関連する規定」
  - (2) 第5条第1項の表の入学時特待奨学生欄のうち、大学院研究科の区分に係る「研究科共通」の部分及び「大学院研究科の入学時特待奨学生に関連する規定」
- 5 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる規定は、平成16年4月1日から適用する。
  - (1) 第5条第1項の表の在学特待奨学生欄のうち、学部の区分に係る「学部共通2年次以降在学学生」の部分及び「学部の在学特待奨学生に関連する規定」
  - (2) 第5条第1項の表の一般奨学生欄のうち、短期大学部の区分に係る「学科共通2年次在学学生」の部分及び「短期大学部の一般奨学生に関連する規定」
- 6 次に掲げる規程は、廃止する。
  - (1) 北海道浅井学園大学特待生規程（平成12年7月17日施行）
  - (2) 北海道浅井学園大学短期大学部特待生規程（平成10年4月1日施行）

附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（奨学生の種類及び奨学金給付方法の変更に伴う改正）

この規程は、平成19年9月12日から施行し、平成19年8月24日から適用する。

附 則（奨学生の採用枠の変更及び適用する学部・学科等の変更に伴う改正）

この規程は、平成20年9月16日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（職務権限の改正に伴う改正）

この規程は、平成23年3月23日から施行する。

附 則（奨学生の種類及び奨学金の種類・金額の変更、奨学融資奨学生の廃止に伴う改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（成績優秀特別奨学生の追加に伴う改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（入学時成績優秀特待奨学生及び成績優秀奨学生の選考基準の条文修正に伴う改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（選考委員会の委員追加に伴う改正）

この規程は、平成29年6月13日から施行する。

附 則（福祉・介護人材養成奨学金制度追加に伴う改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（本学奨学制度の重複制限に伴う改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（保証人契約の適正化に伴う改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（やる気チャレンジ奨学生制度の追加に伴う改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 7. 北翔大学学生表彰規程

（趣旨）

第1条 この規程は、北翔大学（短期大学部を含む。以下「本学」という。）の学生及び北翔大学学内学生団体に関する規程（昭和38年6月1日施行）に規定する学内学生団体（以下「学生団体」という。）の表彰制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 北翔大学学則第74条、北翔大学大学院学則第71条及び北翔大学短期大学部学則第66条に規定する学生の表彰については、この規程を適用するものとする。

（目的）

第2条 本学の学生表彰制度は、在学中に、学業、課外活動及び学術、芸術、ボランティア、スポーツ、文化、その他の社会的な活動（正課及び課外活動を除く。以下「社会活動」という。）において精励し、本学の建学の精神と教育理念を十分体得して、優秀な功績又は成果を修めた学生及び学生団体を表彰し、将来国際的な実社会でリーダーとして意欲的に活躍できる優秀な人材を育成し、もって、本学のより一層の活性化を図ることを目的とする。

（表彰の種類及び被表彰者等の資格等）

第3条 表彰の種類及び被表彰者（学生団体を含む。以下同じ。）の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学業成績表彰 向学心が高く、品行方正であり、かつ、学業に精励し、特に優秀な成績を修め

た人物優秀な学生

(2) 課外活動表彰 課外活動が活発であり、その成果が特に顕著で、かつ、課外活動の振興に功績があった人物優秀な学生及び学生団体

(3) 社会活動表彰 社会活動において、社会的に高い評価を受ける功績又は善行のあった人物優秀な学生及び学生団体

2 前項各号に掲げる表彰の被表彰者で、特出した功績又は成果を修め、本学の名声及び名誉を著しく高めるなど学生の模範となる功績又は善行のあった学生及び学生団体に対しては、特別表彰をすることができる。

3 前項の特別表彰は、浅井淑子特別賞と称する。

(対象期間)

第4条 前条に規定する表彰に係る功績又は成果等の評価の対象期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学生である被表彰者にあつては、正規の在学年限とする。ただし、前条第1項第2号及び第3号に規定する表彰のうち、特に必要があると認められるときは、表彰に値する当該功績又は成果等があった年度とすることができる。

(2) 学生団体である被表彰者にあつては、各年度とする。

(表彰の日)

第5条 表彰は、学位記授与式（短期大学部にあつては卒業・修了式）の日に行う。

2 前項の規定にかかわらず、被表彰者が卒業生又は修了生でない学生及び学生団体の場合は、別に定める日とすることができる。

(表彰状の授与)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて記念品を贈呈することがある。

(被表彰候補者の選考)

第7条 被表彰候補者の選考は、学生生活支援委員会が行う。

2 前項の選考にあたり、教育支援総合センター長は、学習支援委員長、学科長、研究科長及び学生団体の顧問（以下「学科長等」という。）に、被表彰候補者の推薦を求めるものとする。

3 推薦を求められた学科長等は、推薦候補者がある場合は、別に定める被表彰候補者推薦書に必要な証明書類等を添付し、教育支援総合センター長に推薦するものとする。

4 教育支援総合センター長は、学生生活支援委員会において審査・選考を行い、被表彰候補者を学長に報告するものとする。

(被表彰者の決定)

第8条 被表彰者の決定は、教育支援総合センター長の報告に基づき、教授会（大学院の学生にあつては、大学院委員会とする。）の議を経て学長が行う。

(事務所管)

第9条 学生表彰に関する事務は、教育支援総合センター学生生活支援オフィスが所管する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、被表彰者の選考その他学生表彰制度の運用に関し必要な事項は、学生生活支援委員会の議を経て学長が別に定める。

(改正)

第11条 この規程の改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 北海道浅井学園大学短期大学部表彰規程（平成10年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（事務所管に関する文言の整理に伴う改正）

この規程は、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

## 8. 北翔大学における学生の不祥事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン

（趣旨）

第1条 このガイドラインは、北翔大学（北翔大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）における学則の規定（北翔大学学則第14条第1項第3号及び第75条、北翔大学短期大学部学則第9条第1項第3号及び第67条並びに北翔大学大学院学則第9条第1項第3号及び第72条の規定をいう。以下「学則の規定」という。）に基づく本学学生の指導及び罰則の適用並びに運用等に関し必要な指針を示すものとする。

（目的）

第2条 前条の指針は、本学学生が刑事及び民事上等の犯罪又は犯罪に類する行為その他学則の規定に違反し、又は学生の本分に反する行為（以下「不祥事」という。）があった場合の、当該不祥事を行った学生に対する学則の規定に基づく指導及び罰則の適用区分、種類、内容及び手続き等の取り扱いの基本方針並びに発生防止の措置等を示し、学部（短期大学部及び大学院の研究科を含む。以下「学部等」という。）及び学科（短期大学部の専攻科及び大学院の専攻を含む。以下「学科等」という。）会議並びに学生生活支援委員会における審議に資するとともに不祥事の発生を防止し、もって、本学の安全と健全な教育環境を維持することを目的とする。

2 前項に規定する不祥事のうち、学内的にも社会的にも特に重大な不祥事の場合の罰則の適用及び処分内容の審議にあたっては、本学顧問弁護士の意見を求め、適切に対処するものとする。

（指導及び罰則の区分）

第3条 学生が不祥事を行った場合の指導及び罰則の区分は、教育的な配慮による指導措置（以下「措置」という。）及び懲戒処分（以下「処分」という。）とする。

（措置の種類）

第4条 措置は、処分に至らない不祥事を行った学生に対し、当該行為の反省を促し、再発防止を指導するために行う教育的指導措置とする。

2 措置の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 嚴重注意
- (2) 自宅謹慎

3 前項各号に規定する措置は、文書により行うものとし、第2号に規定する自宅謹慎の期間は、不祥事の内容に応じ、7日以上13日以下とする。

(処分の種類)

第5条 処分は、学則の規定に基づく処分に該当する不祥事を行った学生に対し、当該行為の反省を促すとともに当該行為を戒め、再発防止を指導するために行う処分又は本学の健全な教育環境を維持するために学生の身分を消滅させる処分とする。

2 処分の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

3 前項各号に規定する処分は、文書の交付を以て行うものとし、第2号に規定する停学の期間は、不祥事の内容に応じ、14日以上180日以下とする。ただし、学科指導教員が行う停学期間の観察により、学科長が停学期間の短縮を必要と判断した場合は、学生生活支援委員会に申し出ることができる。学生生活支援委員会は教育支援総合センター長と速やかに協議を行い、停学期間変更が相当と判断された場合は学長および副学長に停学期間変更案の報告を行う。学長は教授会の議を経て決定を行う。

(不祥事の種類)

第6条 このガイドラインに示す不祥事とは、殺傷、強盗、窃盗、恐喝、暴行、虐待、監禁、拘束、詐欺、脅迫、横領、放火、違法薬物等の所持・使用・販売、強姦性交、強制わいせつ、公然わいせつ、住居等侵入、重大な交通違反、20才未満の飲酒・喫煙、ネットワーク不正アクセス行為、ハラメント、経済的・精神的な不安や苦痛を与える勧誘や強要、施設設備・備品等の故意による破損・損壊、試験における不正行為、SNSの不適切情報発信、指定場所以外の喫煙、学内での飲酒、その他これらに類する行為で、学内秩序の維持や本学学生及び教職員（以下「学生等」という。）に恐怖・迷惑・不安・不快等を与える行為、社会正義に反する行為をいう。

(処分等の適用基準等)

第7条 学生が行った前条に掲げる不祥事で、本ガイドラインに基づく措置又は処分（以下「処分等」という。）の適用区分及び基準は、原則として次のとおりとする。

(1) 本学構内（教育実習又は課外活動等で本学の管理下で行われる学外の施設等を利用する場合を含む。）で行った不祥事の場合

イ 当該不祥事が、凶悪、凶暴、破廉恥その他学内秩序の維持及び他の学生等に恐怖、迷惑又は不安等直接重大な悪影響を及ぼす行為の場合並びに口に掲げる不祥事の場合で再犯行為があったときは、原則として処分を適用する。

ロ 当該不祥事が、他の学生等に影響がない軽微な行為又は特定の学生等との関わりで、双方で和解が成立した行為の場合は、原則として措置を適用する。

(2) 学外で行った不祥事で、刑事及び民事上等の犯罪に該当し、逮捕又は拘留された不祥事の場合

イ 当該不祥事が、凶悪、凶暴、破廉恥その他本学の名誉を著しく傷つけ、本学に社会的な悪影響が生ずる恐れがあると認められる重大な行為の場合は、原則として処分を適用する。

ロ 当該不祥事が、イに掲げる以外の行為で、本人自身又は本学の学生等以外の者に係わる行為の場合は、原則として、司直の処分等に委ねるものとし、その行為の内容に応じては、措置を適用することがある。

2 前項に規定する不祥事を行った学生に対する処分等は、第4条第2項各号に規定する措置及び第5条第2項各号に規定する処分のいずれか一の処分等を行うものとし、同一の不祥事について、複数の処分等を併せ行うことはできない。

3 第5条第2項各号に規定する処分の適用を受けた学生の学籍簿には、当該処分の内容を記録するものとする。

(退学願又は休学願が提出された場合の取扱)

第8条 第6条に掲げる不祥事を行った学生から、当該行為を反省し、自ら謹慎し、又は本学を辞するため、学則に基づき、学長に休学願又は退学願の提出があったときは、次の基準により取り扱うことを基本とする。ただし、当該不祥事が前条第1項第1号のイ又は第2号のイに該当し、第5条第2項第3号に掲げる退学の処分が適当と認められる場合を除くものとする。

(1) 退学願の提出があったときは、これを受理し、当該行為に係わる学外関係機関の処分等(判決を含む。以下同じ。)の結果にかかわらず退学を許可することができるものとする。

(2) 休学願の提出があったときは、これを受理し、当該行為に係わる学外関係機関の処分等の結果又は経過を考慮して前条の基準を適用し、休学を許可することができるものとする。ただし、休学の期間は、6カ月を超えないものとする。

2 前項各号の規定に基づき退学又は休学を許可するにあたっては、第4条第2項第1号に規定する措置を行うものとする。

(退学勧告)

第9条 学生が行った不祥事のうち、第5条第2項第3号に規定する退学の処分が適当と認められるとき(前条第1項ただし書に該当する場合を除く。)は、当該学生の所属する学部長(研究科長を含む。以下「学部長等」という。)は、当該学生に退学願の提出を勧告することができる。

2 前項の勧告を行うにあたっては、所属学部長等は、教育支援総合センター長と協議するものとする。

3 前項の協議があったときは、教育支援総合センター長は、学生生活支援委員会において第11条第1項の規定を準用し、事前審査を行うものとする。

(不祥事の確認及び特別委員会の設置)

第10条 報道その他の情報等により、学生が第6条に規定する不祥事を行ったことが判明したときは、当該学生の所属する学科長(研究科長を含む。)は、教育支援総合センター長及び事務局長と共同して事実確認にあたりるとともに、当該学生の所属する学科長(研究科長を含む。)は不祥事発生についての報告を当該学部長に、教育支援総合センター長は学長及び副学長に行う。

2 前項の事実確認後、当該学生の所属する学科長は当該学部長に、学生生活支援オフィス長は、学長及び副学長にその内容を報告するものとする。

3 第2項の事実確認の結果、当該不祥事が重大で、第7条第1項第1号のイ又は第2号のイの基準に該当すると認められ、調査及び防止対策その他必要な措置を講ずる必要があると判断される場合には、教育支援総合センター長は、学長に報告し、学長は、関係者による特別委員会を設置するものとする。

(処分等の審査及び決定手続)

第11条 教育支援総合センター長は、学生が第7条に該当すると認められる不祥事で、前条第3項の規定に基づき特別委員会が設置された場合には、その審査結果について、それ以外の場合は、直ちに関係学科長（研究科長を含む。）と協議の上、学生生活支援委員会において第7条各号に規定する不祥事に対する処分等について審査を行い、第5条第2項各号に規定する処分が相当と判断した審査結果について学長に報告するものとする。学長は、教授会（大学院委員会を含む。）の議を経て処分を決定する。

2 教育支援総合センター長は、前項の学生生活支援委員会の審査の結果、第4条第2項各号に規定する措置が相当と判断した場合は、その旨を該当学生の所属する学部長に通知し、該当の学部長は、該当の学科会議及び学部会議（研究科委員会を含む。）において審査を行い、その結果を別紙様式第1による措置報告書により学生生活支援オフィス長及び学長に報告し、承認を得て措置を決定する。教育支援総合センター長は、第12条の規定する措置の通告が行われたとき、教授会（大学院委員会を含む。）においてその経過と措置内容について報告をするものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第6条に規定する不祥事のうち当該不祥事が、指定場所以外又は20才未満の喫煙の場合は、「北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項」に、試験における不正行為の場合は、「北翔大学における試験時に不正行為を行った学生の取扱要項」に定める基準及び手続き等により処分等を行うものとする。

(処分等の通告及び処分等の日)

第12条 前条第1項から第3項の規定に基づく処分等の該当学生への通告は、教育支援総合センター長が、別紙様式第2による懲戒処分通知書又は別紙様式第3による謹慎措置通知書を交付することにより行うものとし、その効力の発生日は、当該通知書の交付の日とする。

2 前条第2項の規定に基づく措置の当該学生への嚴重注意の通告は、当該学生の所属する学部長等が、口頭により行うものとし、その効力の発生日は、口頭による通告の日とする。

3 教育支援総合センター長は、学生に対し前2項に規定する処分等の通告を行ったときは、当該学生の父母等にその旨を通知するものとする。

(不祥事発生の防止措置等)

第13条 教育支援総合センター長は、不祥事等が発生した場合は、速やかに学生掲示板等に事実関係を公表して周知すると共に学生に同種不祥事の再発防止を告示し、不祥事発生の防止と本学の安全及び健全な教育環境の維持に努めなければならない。

2 学部長等、学科長及びクラス担任（ゼミ担当教員を含む。）のほか全教職員は、教育支援総合センター長を助け、クラスミーティング、ゼミナール、ガイダンス、オリエンテーション等の機会を捉え、全学生に対するポスター等資料の配布、ビデオ等視聴覚資料の利用、構内放送、学生便覧等学内広報誌への掲載を通じ、啓発活動と学生指導を徹底し、不祥事の発生防止に努めるものとする。

(事務所管)

第14条 本学学生の処分等に関する事務は、教育支援総合センター学生生活支援オフィスが所管する。

(改正)

第15条 このガイドラインの改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

## 附 則

1 このガイドラインは、平成16年4月1日から実施する。

附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）

1 このガイドラインは、平成17年4月1日から実施する。

附 則（措置の種類等の整備に伴う改正）

1 このガイドラインは、平成18年4月1日から実施する。

附 則（校名変更に伴う改正）

このガイドラインは、平成19年4月1日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

このガイドラインは、平成22年4月1日から施行する。

附 則（事務所管に関する文言の整理に伴う改正）

このガイドラインは、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（文言の整備および措置・処分の改正に伴う改正）

このガイドラインは、令和2年4月1日から適用する。

## 9. 北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項

（趣旨）

第1 この取扱要項は、北翔大学における学生の不祥事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン（令和2年4月1日施行。以下「ガイドライン」という。）第11条第3項の規定に基づき、ガイドライン第6条に規定する不祥事のうち、大学構内での喫煙及び20歳未満の喫煙行為を行った本学学生に対する処分等の基準及び手続き等を定めるものとする。

（喫煙ルール）

第2 本学では、学生の新たな21世紀文化人としてのより一層の教養を涵養するため、禁煙を学風に組み込み、これを徹底し大学構内での喫煙及び20歳未満の喫煙を禁止する。

（巡回）

第3 第2に規定するルールの完遂を期するため、教職員及び喫煙監視パトロール員（以下「監視員等」という。）による学内巡回を適宜実施する。

2 監視員等は、ルールに違反する学生があったときは、学生証の提示を求め所属、氏名、学年等を確認するものとする。

3 学生は、常に学生証を携帯し、監視員等から学生証の提示を求められたときは、直ちに提示しなければならない。

（違反行為に対する措置等）

第4 第2に規定するルールに対する違反行為があった場合は、当該学生に対し、嚴重注意及び自宅謹慎の措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する違反行為とは、大学構内での喫煙及び20歳未満の喫煙を違反行為とする。

3 前項に規定する違反行為があった場合の措置等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第1回目の違反者 嚴重注意措置および学生生活支援委員会が指定するボランティア活動を課すものとする。

(2) 第2回目の違反者 7日間の自宅謹慎措置とする。

(3) 第3回目の違反者 13日間の自宅謹慎措置とする。

4 前項各号に掲げる違反者に対しては、直ちに事情聴取等を行い、事実の確認を行った上で、教育

支援総合センター長等から説諭等を行うと共に反省文を提出させるものとする。

5 教育支援総合センター長は、第3項第1号に規定する違反者に対する嚴重注意の通告は、口頭により行うものとし、その効力の発行日は、口頭による通告の日とする。

6 教育支援総合センター長は、第3項第2号及び第3号に規定する違反者に対し、当該違反を行った日から謹慎措置通知書を交付する日までの間は、自宅待機をさせることができる。

7 前項の自宅待機期間は、第3項第2号及び第3号に規定する自宅謹慎期間に算入しない。

(ルールに違反した学生の取扱)

第5 ルールに違反した学生の取り扱いについては、「学内における喫煙ルールに違反した本学学生の取り扱い(令和5年8月1日学生委員会決定)に基づき対応するものとする。

(教育支援総合センター長の教授会等への報告)

第6 教育支援総合センター長は、違反者について、第4の第3項に規定する嚴重注意及び自宅謹慎の措置を行ったときは、学生生活支援委員会及び教授会(大学院委員会を含む。)に報告するものとする。

#### 附 則

1 この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(校名変更及び機構改正に伴う改正)

1 この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(違反行為に対する措置等の整備に伴う改正)

1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(校名変更に伴う改正)

1 この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(組織機構改正に伴う改正)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(喫煙場所一部廃止に伴う改正)

1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(指定喫煙場所変更に伴う改正)

1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(指定喫煙場所変更に伴う改正)

1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(大学構内全面禁煙に伴う改正)

1 この要項は、令和5年8月8日から施行する。

## 10. 北翔大学における試験時に不正行為を行った本学学生の取扱要項

(趣旨)

第1 この取扱要項は、北翔大学における学生の不祥事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン(平成16年4月1日施行。以下「ガイドライン」という。)第11条第2項の規定に基づき、ガイドライン第6条に規定する不祥事のうち、試験における不正行為を行った本学学生に対する処分等の基準及び手続き等を定めるものとする。

(試験における受験心得)

第2 学生は、学則の規定（北翔大学学則第54条、北翔大学短期大学部学則第50条及び北翔大学大学院学則第53条）に基づく科目試験の受験（以下「試験」という。）にあたっては、学生としての本分を自覚し、少しでも不正・不注意の行為を行ってはならない。

2 試験にあたり、次の各号に掲げる不正行為を行った者は、当該授業科目及び当該授業科目の試験と同一の学期に実施される全ての授業科目の試験を無効とする。

- (1) カンニングペーパー及びこれに類するものを所持又は使用すること。
- (2) 身代わり受験すること。
- (3) 机上等への書き込みをし、かつ、見ること。
- (4) 他人の答案をのぞき見ること、及び故意に見せること。
- (5) 他人の学生証で受験すること。
- (6) 指定された書籍、辞書等以外のものを使用すること。
- (7) その他不正とみなされる行為をすること。

(処分等)

第3 第2の第2項各号に規定する不正行為があった場合は、当該学生に対し、ガイドライン第4条第2項第1号に規定する自宅謹慎の措置又は第5条第2項第2号に規定する停学若しくは第3号に規定する退学の処分を講ずるものとする。

2 前項に規定する不正行為があった場合の措置又は処分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1回目の不正行為者 1週間の自宅謹慎措置とする。
- (2) 第2回目の不正行為者 3カ月の停学処分とする。
- (3) 第3回目の不正行為者 退学処分とする。

3 前項各号に掲げる不正行為者に対しては、直ちに事情聴取等を行い、事実の確認を行った上で、教育支援総合センター長及び所属学科長（研究科長を含む。）から説諭等を行うと共に反省文を提出させるものとする。

4 教育支援総合センター長は、不正行為者に対し、当該行為を行った日から謹慎措置通知書又は懲戒処分通知書を交付する日までの間は、自宅待機をさせることができる。

5 前項の自宅待機期間は、第2項第1号及び第2号に規定する自宅謹慎期間及び停学期間に算入しない。

(退学勧告)

第4 第3の第2項第3号に規定する不正行為者に対しては、ガイドライン第9条第1項の規定を準用するものとする。

(不正行為を行った学生の取扱)

第5 不正行為を行った学生の取り扱いについては、別紙の「試験における不正行為を行った本学学生の取り扱い（平成16年2月20日学生委員会決定）」に基づき対応するものとする。

(教育支援総合センター長の教授会等への付議及び報告)

第6 教育支援総合センター長は、不正行為者について、第3の第2項第1号に規定する措置を行ったとき及び第4の規定に基づき退学願の提出があったときは、学生生活支援委員会及び教授会（大学院委員会を含む。）に報告するものとする。

2 教育支援総合センター長は、不正行為者について、第3の第2項第2号の規定に基づく停学処分又は第3号の規定に基づく退学処分をしようとするときは、学生生活支援委員会の議を経て教授会

に付議しなければならない。

#### 附 則

1 この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）

1 この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

## 11. 学校法人北翔大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程

### （目的）

- 第1条 学校法人北翔大学（以下「法人」という。）は、法人の教育活動や研究活動の場に在学・在籍・勤務する人、及びそれに関連する構成員に対する、あらゆる形の嫌がらせや人権侵害をなくし、これら全ての人々が快適な環境で教育・学習・研究・労働を行う権利を擁護する。
- 2 この規程は、法人におけるキャンパス・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に公正・適正に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 3 この規程を補い有効に機能させるために「キャンパス・ハラスメントの防止等のための指針」を別に定める。

### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) キャンパス・ハラスメントとは、「セクシュアル・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」、「アルコール・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」の他、法人関係者によって引き起こされる「その他のハラスメント」をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的、暴力的な言動を行い、相手に不利益や不快感を与える行為をいう。
- (3) アカデミック・ハラスメントとは、学校における職務上、修学上又は研究上の優越的地位を不当に利用して、相手の職務上、修学上若しくは研究上の権利を侵害し、又は人格を辱める言動や行為をいう。
- (4) アルコール・ハラスメントとは、アルコールにまつわる嫌がらせや人権侵害の言動をいう。具体的には飲酒の強要、イッキ飲み、酔いつぶし、酔ってからむ言動や飲めない人への配慮を欠く行為をいう。
- (5) パワー・ハラスメントとは、職制や管理する立場にある者が職場内での立場を悪用して権力を使い、職場と関係のない嫌がらせを繰り返し、精神的苦痛を与えること及び職場環境に深刻な影響を与える言動や行為をいう。
- (6) その他のハラスメントとは、言葉や態度、身振りや文書などによって、人格や尊厳を傷つけた

り、肉体的、精神的に傷を負わせて、職場や修学等をやめざるを得ない状況に追い込んだり、キャンパス内の雰囲気が悪くさせる言動等（モラル・ハラスメント）をいう。

- (7) ハラスメントに起因する問題とは、ハラスメントにより相手の職務上、修学上、若しくは研究上の環境が害されること、及びハラスメントへの対応に起因して相手が職務上、修学上、又は研究上の不利益を受けることという。

(適用の範囲)

第3条 この規程の適用対象は、次の各号に定める。

- (1) 役員、職員：法人の役員及び法人において就業する職員
- (2) 学生：大学院学生、学部学生、学科学生、研究生、聴講生、科目等履修生、その他の法人が設置する学校において修学している者
- (3) 関係者：学生の保護者、関係業者その他の役員、職員又は学生と職務上、修学上又は研究上の関係を有する者

(理事長の責務)

第4条 理事長は、法人におけるハラスメントの防止等に関し、最終的な責任を負う。

(学長の責務)

第5条 学長は、学校において人権侵害のない学校づくりを推進することをはじめ、再発防止や被害者の救済、問題解決など、本規程や「キャンパス・ハラスメントの防止等のための指針」に定めるあらゆる過程において責任をもつ。

(指導・啓発)

第6条 次に掲げる者は、ハラスメントの発生の防止のため、職員及び学生に対する指導・啓発等を行うものとする。

- (1) 北翔大学（短期大学部を含む。）

学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、学生生活支援委員長、学習支援委員長、図書館長、センター長、オフィス長及び事務局長

(役員、職員及び学生の責務)

第7条 役員、職員及び学生は、この規程及びハラスメントの防止等のための指針（別紙）を十分に理解し、ハラスメントを行わないよう努めなければならない。

(苦情・相談の申出)

第8条 役員、職員、学生及び関係者は、第9条に規定するキャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）にハラスメントに関する苦情・相談を申し出ることができる。

- 2 事情によって本人自らが申出できない場合には、本人から依頼を受けた者が、本人に代わって申出できる。
- 3 本人又はその代理人は、この申出によって不利益を受けない。本人又はその代理人は、申出によって不利益を受けたと認知する場合には、第11条に規定するキャンパス・ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）に対し、その事実に関する調査及び解決を申し立てることができる。
- 4 本人又はその代理人は、申出を取り下げることができる。
- 5 申出は、別紙様式1「キャンパス・ハラスメント苦情・相談申出書（学生用）」または別紙様式2「キャンパス・ハラスメント苦情・相談申出書（教職員用）」の書面によるもののほか、口頭、電話、文書、ファクシミリ、電子メール等で行うことができる。ただし、所定の書面によらない申

出については、相談員が、これを書面に記録し、申出人の署名を得るものとする。

(キャンパス・ハラスメント相談員)

第9条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情・相談」という。）に対応するため、キャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、被害を訴えた者に対し、本人本位に事情を聞き取り、救済や問題解決の手続きを伝え、今後とるべき方法について本人が意思決定できるよう援助する。相談員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 苦情・相談を受け付ける。
- (2) 前号の苦情・相談の内容を、第10条に規定するキャンパス・ハラスメント相談員会議に報告する。
- (3) 必要に応じ、当事者等に事実確認を行う。

3 相談員は、相談者や当事者等のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分配慮する。

4 相談員は、次の各号により、学長が任命する。

- (1) 北翔大学（短期大学部含む。以下同じ。）各学科の教育職員のうちから学科長が推薦する者、それぞれ各1名
- (2) 事務職員・技術職員のうちから事務局長が推薦する者3名
- (3) その他、職員のうちから学長が指名する者2名を加えることができる。

5 前項に規定する者の他、ハラスメントの防止等に関する識見を有する学外者を相談員に加えることができる。

6 相談員は、性別や職階等に偏りがないように選任されるものとする。

7 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 相談員が任期の途中で欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(キャンパス・ハラスメント相談員会議)

第10条 苦情・相談への対応を適切かつ円滑に行うため、北翔大学にキャンパス・ハラスメント相談員会議（以下「相談員会議」という。）を置く。

2 相談員会議は、相談員をもって組織し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 苦情・相談への対応方針を検討し、必要な措置を講ずる。
- (2) 相談員がハラスメントに係る苦情・相談を受けた場合、相談員会議代表者は権限を有する学内機関や職員に対して問題解決のための調整を依頼することができる。
- (3) ハラスメントに起因する問題に係る事実関係の調査を防止対策委員会に要請する。
- (4) ハラスメント被害の相談があり、緊急に被害申し立て者に対する保護を講ずるべき事項があると判断した場合には、権限を有する学内機関の長に文書をもって措置を要請する。又、要請を行ったことを防止対策委員会に通知する。

(5) 苦情・相談の事例を研究する。

3 相談員会議に議長を置き、相談員の互選によって選出する。

4 相談員会議議長は、相談員会議を代表する。

(キャンパス・ハラスメント防止対策委員会)

第11条 ハラスメントの防止等に関する施策を実施するため、北翔大学にキャンパス・ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を置く。

2 防止対策委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ハラスメントの防止等に関する施策を策定する。
- (2) ハラスメントに起因する問題についての事実関係を調査し、当該調査結果等について、相談者

に報告する。

- (3) ハラスメントに起因する問題に係る役員、職員、学生及び関係者に対する必要な身分上の措置等に関し、関係部署の長、又は学生生活支援委員会に要請する。
- (4) 必要な場合には、相談者に対する緊急保護措置を理事長に要請する。
- (5) ハラスメントの防止等に係る環境の改善並びに役員、職員、学生及び関係者への指導・啓発等に関し、関係部署の長、又は学生生活支援委員会に要請する。
- (6) ハラスメントの防止等に関する啓発活動及び研修を実施する。
- (7) その他ハラスメントの防止等に関する必要な業務を行う。

3 防止対策委員会は、前項に規定する業務を行うにあたり、必要に応じ、学長及び理事長に報告するものとする。

(防止対策委員会の組織)

第12条 防止対策委員会は、職員のうちから、それぞれ若干名の委員をもって構成し、委員は理事長が任命する。

2 防止対策委員会に委員長を置き、理事長が指定する者をもって充てる。委員は、短期大学部長が推薦する者1名、大学学部長が推薦する者それぞれ各1名、事務局長が推薦する者1名、事務局総務部総務課長をもって構成する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が任期の途中で欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、防止対策委員会の業務を統括する。

(キャンパス・ハラスメント調査委員会)

第13条 ハラスメントに起因する問題について、事実関係を調査するために、当該問題ごとに防止対策委員会にキャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 防止対策委員会は、相談申出人の意に反して調査委員会を設置することはできない。

3 調査委員会は、個人の秘密を厳守し、次の業務を行う。

(1) 当事者・関係者からのヒヤリングの実施など、問題解決に必要な事項を調査する。なお、ヒヤリングは当事者の事前の同意を得て実施することとし、男女各1名以上の調査委員により行う。

(2) 防止対策委員会等への調査結果の報告。

4 調査委員会は、調査委員長及び男女各1名、又は男女各2名の委員で組織する。

5 調査委員長並びに調査委員は、防止対策委員会の推薦により防止対策委員長が委嘱する。ただし、当該苦情・相談を担当する相談員及び当該苦情・相談の当事者との間において利害関係がある者を委員に委嘱することはできない。

6 防止対策委員長は、調査委員会による調査の過程で、委員と当該苦情・相談の当事者との間において利害関係があることが明らかになったときは、直ちに当該委員の委嘱を解くものとする。

7 委員は、複数の調査委員会の委員を兼ねることができる。

8 委員長以外の氏名、所属等は公表されない。ただし、相談等申出人には調査委員について通知するものとする。

9 防止対策委員会は、当該ハラスメントに起因する問題が解決したときは、調査委員会を解散するものとする。

(弁護士への調査委任)

第14条 防止対策委員会が必要と認めるときには、事実関係の調査を弁護士に委任することができる。

2 前項の委任を行うときは、あらかじめ理事長の同意を得なければならない。

(報告、要請、勧告等の文書化)

第15条 相談員、相談員会議、防止対策委員会、調査委員会における報告、要請、勧告等は、原則としてすべて文書によって行われなければならない。

(守秘義務)

第16条 ハラスメントに起因する問題に携わる者は、当事者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、任務遂行上知り得た内容について他に漏らしてはならない。又、退任後、退職後、卒業等後も同様とする。

(不利益な取扱いの禁止)

第17条 役員、職員及び学生は、ハラスメントに対する苦情・相談、当該苦情・相談に係る調査への協力、その他ハラスメントに関する正当な対応をした者に対して、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。又、二次被害が生じないように十分に配慮しなければならない。

(虚偽の申し立て・証言の禁止)

第18条 虚偽の申し立て・証言をしてはならない。又、虚偽の申し立て・証言により関係者に不利益が生じたり、あるいは生じる恐れがある場合、理事長及び学長は速やかに、その回復や予防の為の措置を講じなければならない。

(不服の申し立て)

第19条 当事者はその処分や措置内容に不服がある場合、防止対策委員長に申し立てを行うことができる。

2 不服申し立ては、同一事案に対して一度しか認められない。

(事務所管)

第20条 防止対策委員会、調査委員会及び相談員会議に関する事務は、事務局総務部が処理する。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等について必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が行う。

#### 附 則

1 この規程は、平成20年7月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、学校法人浅井学園セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成16年7月26日制定)を廃止する。

附 則 (職制の変更に伴う改正及び辞令式等の整備に伴う改正)

この規程は、平成20年12月5日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則 (組織機構改正に伴う改正)

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (苦情・相談申出書の制定及び(別紙) I. キャンパス・ハラスメントの防止等のための指針(ガイドライン)の改正)

この規程は、平成27年5月19日から施行する。

附 則（相談員構成の変更に伴う改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（法人名称変更、北海道ドレスメーカー学院の設置者変更及び規定の整備に伴う改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 12. 学校法人北翔大学学生に関する個人情報の取扱規程

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、学校法人北翔大学個人情報保護規程第21条の規定に基づき、学校法人北翔大学（以下「法人」という。）が保有する学生に関する個人情報の取扱いについて基本事項を定め、もって個人情報の収集、管理及び利用に関する法人の責務を明らかにするとともに、学生に自己に関する個人情報の開示、訂正及び削除等の請求権を保障することによって、学生個々人が自らの情報の主体者としての行動を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、「学生」とは、現在及び過去の学生、「教職員」とは教育職員、事務職員、技術職員及び法人の業務に直接関わりがあり、又は関わりがあった者をいう。

2 この規程において、「個人情報」とは、学生について特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、教職員が業務上取得又は作成した情報（文書、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録されたものを含む。）をいう。

（責務）

第3条 学長はこの規程の目的を達成するため個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 教職員又は教職員であった者は、業務上知り得た個人情報をみだりに法人内の教職員も含め他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 学生、教職員は個人情報保護の重要性を認識し、法人外の組織、団体に業務上又は自主的な活動において対応する場合は本規程によって学生個人の権利利益を侵害しないように努めなければならない。

### 第2章 個人情報の収集及び利用の制限等

（個人情報収集の制限）

第4条 教職員が業務上個人情報を収集するときは、利用目的を明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。ただし、思想及び信教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

2 教職員が業務上、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するときは除き、直接本人から収集しなければならない。

(1) 本人の同意があるとき。（別紙様式第1個人情報の間接提供に関する同意書による。）

(2) 個人の生命、身体、健康、財産に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められる

とき。

- (3) 教育職員の教育指導上、特段の必要性があるとき。
- (4) 法の定めるところにより、行政機関から依頼があったとき。
- (5) 指導又は相談援助に関わって、本人から収集したのでは目的を達成することができないか、業務に支障があると認められるとき。
- (6) 学長が正当な理由があると認めたとき。

(個人情報 の 適正管理)

第5条 学長は、個人情報 の 保護のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破損その他の事故の防止
- (2) 改ざん及び漏えいの防止
- (3) 個人情報 の 正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報 の すみやかな廃棄又は消去

2 学長は前項の事務をはじめ、本規程に基づく業務を適切に執行するため、学生に係る個人情報保護管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選任する。

3 前項の事務業務について、管理責任者の統括のもと、総務部総務課が所管する。

(個人情報 の 利用制限)

第6条 教職員は、業務上収集した個人情報 をその目的以外のために利用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。（別紙様式第2個人情報 の 目的外利用に関する同意書による。）
- (2) 個人の生命、身体、健康に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。
- (3) 教育職員及び保護者の教育上、特段の必要性があるとき。
- (4) 法の定めがあるとき。
- (5) 学長又は管理責任者が必要と認めたとき。

2 前項第1から4の各号に該当して個人情報 を利用又は提供する場合、又は緊急に対応した場合は、当該部局の業務責任者はすみやかに管理責任者に届け出なければならない。

3 第1項第5号に該当して個人情報 を利用する場合は、当該部局の業務責任者はすみやかに提供を受ける部局の業務管理者に、別紙様式第3個人情報 目的外利用提供申請書により届け出なければならない。

(個人情報 の 学内取扱い)

第7条 収集した個人情報 をその目的のために利用するにあたり、教育職員は所属する学部以外の学部（以下「他学部」という。）又は所属する学部内の学科のうち所属する学科以外の学科（以下「他学科」という。）若しくは事務局組織から個人情報 の 提供を受ける場合は、他学部にあつては当該学部の学部長、他学科にあつては当該学科の学科長、事務局組織にあつては所管課長に、別紙様式第4個人情報 提供申請書によるものとする。

(個人情報 に関する業務の学外委託)

第8条 個人情報 に関する業務を学外に委託するときは、業務責任者は委託業者との間で個人情報 の 保護に関する必要な措置をとらなければならない。

(収集の届出)

第9条 教職員は、新たに個人情報 を収集するときは、あらかじめ次の事項について管理責任者に、

別紙様式第5 個人情報直接収集申請書により届け出なければならない。

- (1) 個人情報の名称
  - (2) 個人情報の利用目的
  - (3) 個人情報の収集対象者
  - (4) 個人情報の収集方法
  - (5) 個人情報の記録項目
  - (6) 個人情報の記録形態
- 2 前項により届け出た事項を変更又は廃止するときは、業務責任者は、あらかじめこれを管理責任者に報告しなければならない。

### 第3章 個人情報の開示、訂正等

(自己に関する個人情報の開示)

第10条 学生は法人が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 開示の請求があったときは、管理責任者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、個人の選考、評価、判定、学生健康記録その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに適当であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。
- 3 個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を本人に通知しなければならない。
- 4 第1項に規定する請求は、管理責任者に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した別紙様式第6 個人情報開示訂正依頼書を提出することにより行う。

- (1) 所属及び氏名
- (2) 個人情報の名称及び記録項目
- (3) 請求の理由
- (4) その他管理責任者が必要と認めた事項

(自己に関する個人情報の訂正又は削除)

第11条 学生は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めるときは、前条第4項に定める手続きに準じて、管理責任者に対し、その訂正又は削除を請求することができる。

- 2 管理責任者は前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

### 第4章 不服の申立て

(不服の申立て)

第12条 自己の個人情報に関し、第10条第2項に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある学生は、本人であることを明らかにして、学長に対し、申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の不服申立てを受けたときは、すみやかに審査し、その結果を文書により本人に通知しなければならない。
- 3 不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した、別紙様式第7 個人情報不服申立て書を学長に対し提出することにより行う。

- (1) 不服の申立てを行う者の所属及び氏名
- (2) 不服申立て事項
- (3) 不服申立て理由
- (4) その他学長が必要と認めた事項

## 第5章 管理

(事務所管)

第13条 本規程の事務は総務部総務課が所管する。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は平成17年4月1日から施行する。

附 則 (大学・短期大学学部の名称変更に伴う改正)

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則 (個人情報管理責任者に係わる規定改正に伴う改正)

- 1 この規程は平成22年7月15日から施行する。

附 則 (事務所管に関する文言の整理に伴う改正)

この規程は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (法人名称の変更、北海道ドレスメーカー学院の設置者変更及び引用規程の改正に伴う改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 13. 北翔大学学内学生団体に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学、北翔大学大学院及び北翔大学短期大学部（以下「本学」という）の学内学生団体（以下「団体」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

(団体の区分等)

第2条 前条に規定する団体とは、第6条に規定する学長が設立を許可した団体とする。

2 前項の団体は、その目的及び活動内容により、次の2区分とする。

- (1) 文化系団体 目的及び活動内容が、文化、芸術その他体育活動以外のものである団体
- (2) 体育系団体 目的及び活動内容が、体育活動である団体

(団体の構成員)

第3条 団体の構成員は、本学に在籍する学生に限るものとする。

(団体設立の許可要件)

第4条 団体として設立許可されるためには、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

団体の目的及び活動内容が、課外活動を目的として組織されるものであり、かつ、本学の教育目的に沿うものであること

- (1) 本学の学生が広く参加できる組織であり、かつ、原則として、複数学科及び複数学年の学生5名以上の構成員により組織されていること
- (2) 継続的に活動するものであること
- (3) 顧問が置かれていること。ただし、顧問は、原則として、本学の専任教員とすること。

2 前項の規定は、第11条の規定により団体が継続しようとする場合も同様とする。

(団体の設立許可申請)

第5条 団体の設立許可申請は、次の各号に掲げる事項を記載した設立許可願を学長（北翔大学学長及び北翔大学短期大学部学長をいう。以下同じ）に提出しなければならない。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的及び活動内容
- (3) 代表者、役員及び発起人の氏名
- (4) 顧問の就任承諾書

2 前項の設立許可願には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の規約（運営組織、役員を選出方法及び会計に関する事項等が定められているもの）
- (2) 顧問以外の指導者等（コーチ含む。以下同じ）を委嘱する場合は、その経歴書及び承諾書
- (3) 構成員の名簿（代表者、役員及び発起人を除く）

(団体の設立許可)

第6条 学長は、前条の規定に基づき、設立許可申請のあったものについて、適当と認めるときは、団体の設立を許可する。

2 本学を代表して各種学生競技連盟等に加盟登録できる団体は、各競技毎に1団体のみ許可するものとする。

3 教育支援総合センター長は、団体の設立を許可したときは、学生生活支援委員会及び教授会（北翔大学教授会及び北翔大学短期大学部教授会をいう。以下同じ）に報告するものとする。

(便宜供与等)

第7条 団体は、教育支援総合センター長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる便宜等を受けることができる。

- (1) 部屋の貸与を受けること
  - (2) 本学の諸施設及び備品・校具等を使用すること
  - (3) 本学の教職員の指導、助言及び援助を受けること
  - (4) 活動に必要な経費の一部について助成を受けること
- (学外諸団体への加盟等)

第8条 団体が、学外の諸団体に加盟する場合は、その旨を遅滞なく学長に届け出なければならない。  
2 団体が、学外の諸団体と協同して活動する場合は、その旨を遅滞なく学長に届け出なければならない。

(金銭の授受等)

第9条 団体が、その活動のため、学内外において金銭上の利益を伴う行為をしようとする場合又は学内外の個人から財政上の援助を受ける場合は、学長の許可を得なければならない。

(活動報告)

第10条 団体は、対外試合、合宿その他行事等を実施したときは、終了後1週間以内に、顧問の承認を経て、活動報告書を教育支援総合センター長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、団体は、毎年5月31日までに、前年度の年間活動結果及び会計状況報告書を作成し、顧問の承認を経て、教育支援総合センター長に提出しなければならない。

(団体の継続)

第11条 団体がその活動を年度をこえて続けようとする場合は、毎年5月31日までに、顧問の承認を経て、次の各号に掲げる事項を記載した継続願及び年間活動計画を学長に提出しなければならない。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の主な活動内容
- (3) 代表者及び役員の名
- (4) 顧問の氏名(確認書)

2 前項の継続願には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の規約(運営組織、役員を選出方法及び会計に関する事項等に変更がある場合に限る)
- (2) 顧問以外の指導者等を委嘱する場合は、その経歴書及び承諾書
- (3) 構成員の名簿(代表者及び役員を除く)

(届出義務)

第12条 団体は、第5条第1項及び第2項の各号に定める事項を変更する場合は、顧問の承認を経て、事前に学長に届け出なければならない。

(解散)

第13条 団体の活動が維持できない場合、あるいは構成員の総意をもって団体を解散する場合は、顧問の承認を経て、学長に届け出なければならない。

2 団体が特別の事情なくして、所定の報告書、届出若しくは継続願を提出しない場合は、その団体は解散したものとみなすことができる。

3 団体において、著しく不正な行為、公序良俗に反する行為若しくは他者の基本的人権を侵害する行為が認められる場合には、学長は、団体の設立許可を取り消すことができる。

4 団体の活動が維持できなくなった学生団体は、学長に対して休部を申し出ることができる。その

場合は、毎年5月31日までに、その旨を学長に届け出なければならない。

- (1) 休部した学生団体が1年後に活動を再開できない場合、当該団体の構成員あるいは顧問はその1年間の経過状況を学長に報告するものとする。
- (2) 休部期間は最長2年間とし、この期間内に活動を再開できない場合、学長は当該団体を解散することができる。
- (3) 休部中の学生団体が活動を再開する場合は、第11条に示された継続願および年間活動計画を学長に提出しなければならない。

(事務所管)

第14条 団体に関する事務は、教育支援総合センター学生生活支援オフィスが所管する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、団体の取扱い等に関し必要な事項は、北翔大学学内学生団体取扱内規に定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和38年6月1日から実施する。
- 2 この規程は、平成9年4月1日から実施する。
- 3 この規程は、平成10年2月1日から実施する。

附 則 (学校名称変更に伴う改正)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に設置が許可された団体が、平成14年度に第11条の規定に基づき、活動を継続しようとする場合は、第4条第2項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定の適用については、なお従前の例によることができるものとする。

附 則 (校名変更及び機構改正に伴う改正)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (組織機構改正に伴う改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (休部制度の新設に伴う改正)

この規程は、平成23年8月10日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (事務所管に関する文言の整理に伴う改正)

この規程は、平成29年6月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

## 14. 学内施設使用規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学並びに北翔大学短期大学部の学生及び学内学生団体の学内施設使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 学内施設とは、校地・校舎及びこれらに付属する設備・備品をいう。

(使用時間)

第3条 学内施設を使用できる時間は、原則として、午前9時から午後9時までとする。ただし、体育施設については、使用者の申し出に基づき、教育支援総合センター長はこれによらない取扱いを認めることができる。

(使用許可願)

第4条 学内施設の使用は、原則として使用1週間前に、次の各号を記載した使用許可願を顧問等の承認を経て、学生生活支援オフィスに提出しなければならない。

- (1) 使用責任者氏名または学内学生団体責任者氏名及び使用学生数
- (2) 使用日時
- (3) 使用目的
- (4) 使用を希望する施設の名称

(使用許可)

第5条 学内施設使用の許可は、次の各号の事項を記載した文書交付をもって行う。

- (1) 使用日時
- (2) 使用目的
- (3) 使用を許可する学内施設の名称
- (4) 学内施設使用に際しての順守事項
- (5) その他必要と認められる事項

(許可の取消)

第6条 学内施設使用に際し、営利行為等の目的外の行為、公序良俗に著しく反する行為、他者の基本的人権を侵害する行為が認められる場合は、施設使用の許可を取り消し、使用を禁止するために必要な措置をとることができる。

2 無届けによる学内施設使用がある場合は、使用を禁止するなどの必要な措置をとるものとする。

(委任)

第7条 大学長及び短期大学長は、学内施設使用に関する事項を教育支援総合センター長に委任することができる。

(事務所管)

第8条 学内施設使用に関する事務は、教育支援総合センター学生生活支援オフィスが所管する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学・短期大学教授会の議を経て、大学長及び短期大学長が行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和38年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成10年 1 月 1 日から施行する。

#### 附 則（学校名称変更に伴う改正）

- 1 この規程は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）

- 1 この規程は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（組織機構改正に伴う改正）

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（事務所管に関する文言の整理に伴う改正）

この規程は、平成29年 6 月13日から施行し、平成29年 4 月 1 日から適用する。

## 15. 学生掲示規程

### （目的）

第1条 この規程は、北翔大学並びに北翔大学短期大学部の学生または学内学生団体等の掲示物について必要な事項を定めることを目的とする。

### （掲示板の設置）

第2条 学生の自主的な表現活動を保障するため、学内に学生掲示板、自治会掲示板及び体育会掲示板を設置する。

- 2 前項による各種掲示板以外の掲示は、原則として認められない。

### （掲示物の要件）

第3条 掲示物の大きさは、原則としてA判全紙を限度とする。ただし、掲示物の形態によってはこの限りでない。

- 2 公序良俗に反する掲示物、または学内秩序を乱すと判断される掲示物は認められない。

### （掲示期間）

第4条 掲示物の掲示期間は通常 2 週間以内とする。ただし、掲示の内容によってはこの限りでない。

### （掲示板の利用）

第5条 学生掲示板に掲示を希望する者は、掲示責任者の氏名ならびに掲示期間を明記した掲示物を学生生活支援オフィスに提示し、所定の許可及び承認印を受けなければならない。

- 2 自治会掲示板及び体育会掲示板の掲示物については、教育支援総合センター長の了解のもとに前項の手続を省略することができる。

### （違反措置）

第6条 第5条第1項の規定する承認印のないもの、掲示期間を経過したもの及び指定箇所以外の掲示物等は、管理責任者において撤去することができる。

### （印刷物の配付）

第7条 学生または学内学生団体等が、学内で配付する印刷物については、本規程を準用する。

(管理)

第8条 学生掲示板及び掲示物の管理責任者は、教育支援総合センター長とする。ただし、その職務を教育支援総合センター学生生活支援オフィス担当課長に委任することができる。

2 学生掲示板及び掲示物に関する事務は、教育支援総合センター学生生活支援オフィスが遂行する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学・短期大学教授会の議を経て、大学長及び短期大学長が行う。

附 則

1 この規程は、昭和38年6月1日から施行する。

2 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (学校名称変更に伴う改正)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更及び機構改正に伴う改正)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (組織機構改正に伴う改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (事務所管に関する文言の整理に伴う改正)

この規程は、平成29年6月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

## 16. 北翔大学学生自治会規約 (抄)

### 第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、北翔大学学生自治会と称す。

第2条 (目的)

本会は、北翔大学(含む短期大学部)に在籍するすべての学生の総意に基づき、学習権・学問研究の自由をはじめとする学生の諸権利を擁護・支援し、学生生活の発展と向上ならびに大学と学生、また学生間の相互連帯を深めることを目的とする。

第3条 (会員)

本会は、北翔大学(含む短期大学部)に在籍するすべての学生によって構成される。但し、研究生・委託生・科目等履修生・聴講生ないしこれに準ずる学生については、本人の意志に基づくものとする。

第4条 (会員の権利・義務)

会員は、本会の機関の運営に参加し、意見を表明する権利を有し、また会員は年会費を納める義務

を負う。

## 第2章 組織

### 第5条（機関の名称）

本会は、第2条に定めた目的を遂行するため、以下の機関を置くものとする。各機関は、その性格と役割に応じて会員に対しての責任を負う。

1. 中央執行委員会
2. 監査委員会
3. 選挙管理委員会
4. その他学生総会において承認を得た機関

二 本会は、第2条に定めた目的を遂行するため、連携を必要とする他団体との間に補助機関を置く。各機関は、その性格と役割に応じて会員に対しての責任を負う。

1. サークル機関
2. その他円滑な活動に即する機関

## 第3章 学生総会

### 第6条（性格）

学生総会は、本会の最高意志決定機関である。

### 第7条（定期学生総会）

定期学生総会は年1回、通常選挙ならびに改選後速やかに開催する事とし、以下の事項を審議・承認・決定する。

1. 前年度活動報告
2. 前年度決算報告
3. 監査委員会による会計監査報告
4. 選挙管理委員会による選挙結果報告ならびに新役員報告
5. 規約・規程の制定・改廃
6. 新年度活動計画案
7. 新年度予算案
8. その他審議事項

### 第8条（臨時学生総会）

臨時学生総会は、次の場合に開催される。

1. 会員の3分の1の連署による要請があった場合
2. 中央執行委員会が開催を決定した場合
3. 監査委員会の要請があった場合
4. 選挙管理委員会の要請があった場合
5. 定期学生総会が成立要件を欠いて、開催できなかった場合

#### 第9条（議事の取り扱い・成立要件・評決）

学生総会の議事ならびに記録は、中央執行委員会の議長・書記が議長団を構成し、取り扱うものとする。

二 やむを得ず、学生総会を欠席する会員は、議長団に対して議事ならびに評決の一切を、書面によって委任することができる。

三 学生総会は、委任状と学生総会出席者の合計が全会員の2分の1をもって成立する。

#### 第10条（公告）

学生総会の開催は、開催日の7日前まで、議決事項は総会后5日以内に、議長団が公示・告示する。但し、急を要する場合はこの限りではない。

## 第4章 中央執行委員会

#### 第11条（性格）

本会の執行機関として中央執行委員会を置く。

#### 第12条（構成・定数・任期）

中央執行委員会は、第10章選挙管理規則により選出された学生によって構成される。

- ・委員長：1名
- ・副委員長：1～2名
- ・書記：1～2名
- ・会計：1名
- ・副会計：1～2名
- ・議長：1名
- ・中央執行委員：若干名

二 中央執行委員会役員任期は、4月から翌年3月末までとする。

#### 第13条（役割・役員の職務）

中央執行委員会は、学生総会の決定に基づき学生から信託された責任の下に本会の業務を執行し、定期学生総会において審議される事項（監査ならびに選挙に関する事項を除く）について、その報告ならびに提案を書面にて作成する。各役員は以下の職務を分任し、兼任することはできない。

1. 委員長は本会を代表し、中央執行委員会を統括する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の場合その職務を代行する。
3. 書記は中央執行委員会の事務・実務を統括する。
4. 会計は本会の予算に基づき、本会の会計事務の一切を執行する。
5. 副会計は会計を補佐し、会計不在の場合その職務を代行する。
6. 議長は学生総会ならびに中央執行委員会の議事進行を統括する。
7. 中央執行委員は日常の職務を分担し執行する。

#### 第14条（解散）

中央執行委員会は、以下の場合解散しなければならない。

1. 活動計画案が学生総会において否決された場合
2. 予算案が学生総会において否決された場合
3. 学生総会において、会員の過半数を超える不信任連署が提出された場合

## 第5章 監査委員会

#### 第15条（性格）

本会の監査機関として、常設の監査委員会を置く。

#### 第16条（構成・定数・任期）

監査委員会は、第10章選挙管理規則により選出された学生によって構成される。

- ・委員長：1名
- ・監査委員：若干名

二 監査委員会役員の任期は、4月から翌年3月末までとする。

#### 第17条（役割）

監査委員会は、本会の活動ならびに会計を監査し、学生総会に監査の結果を書面にて報告し、必要に応じて勧告を行う。

## 第6章 選挙管理委員会

#### 第18条（性格）

本会の役員選挙を実施ならびに管理する機関として、常設の選挙管理委員会を置く。

#### 第19条（構成・定数・任期）

選挙管理委員会は、第10章選挙管理規則により選出された学生によって構成される。

- ・委員長：1名
- ・選挙管理委員：若干名

二 選挙管理委員会役員の任期は、4月から翌年3月末までとする。

#### 第20条（役割）

選挙管理委員会は、本会の役員選挙が公明かつ適正に実施されるよう必要な事務ならびに監視を行い、学生総会にその結果を書面にて報告する。選挙事務・実務については別に定めるところによる。

## 第7章 サークル機関

#### 第21条（性格）

本学に在籍しているサークルの総括機関として、本会はサークル機関を補助機関に置くものとする。

#### 第22条（目的）

サークル機関は、本学に在籍する学生のサークル活動の発展と向上に対する資金その他の支援を目的とする。

#### 第23条（規定）

その他詳細については、別に定めるところによる。

## 第8章 会計

#### 第24条（収入）

本会の運営のために必要な費用は、自治会費、寄付金、その他公明かつ社会的に妥当な方法で得られた収入をもってこれに充てる。

#### 第25条（自治会費）

自治会費は、会員一人につき年間5,000円とし、本学の学費等納入と併せ一括して徴収する。なお、納入された自治会費の返還請求には応じないものとする。

#### 第26条（会計年度）

本会の会計年度は、4月から翌年3月末までとする。なお、定期学生総会が成立要件を欠いて開催されず、予算・年度が成立できない場合は、暫定として次期分の会費等を前倒しして予算を組むことができる。

#### 第27条（公開）

本会の財務会計は、常時公開する。また、その処理は企業会計原則等の社会通念に基づくものとする。

## 第9章 学生基金

#### 第28条（目的）

本会に所属する会員の共通利益に資する目的で、学生基金を設置する。

- ①運用目的は、当該学科の会員共通の利益に資するものに限る。
- ②基金の運用は、当該学科に所属する会員の3分の1以上の連署による要望を受け、中央執行委員会で審議するものとする。

## 第10章 選挙管理規則

#### 第29条（性格）

選挙管理規則は北翔大学学生自治会の役員選挙の方法ならびに実務について定める。

#### 第30条（選挙対象・定数・選挙人）

選挙対象となる役員ならびに定数は、以下である。

- (1) 中央執行委員会
  - ・委員長：1名
  - ・副委員長：1～2名
  - ・書記：1～2名
  - ・会計：1名
  - ・副会計：1～2名
  - ・議長：1名
  - ・中央執行委員：若干名
- (2) 監査委員会
  - ・委員長：1名
  - ・監査委員：若干名
- (3) 選挙管理委員会
  - ・委員長：1名
  - ・選挙管理委員：若干名

二 毎年4月15日現在在籍する北翔大学学生自治会の会員を選挙人とする。

#### 第31条（公示）

選挙管理委員会は毎年11月1日から12月31日までを通常選挙期とし、以下の公示をしなければならない。但し候補者が定数に大きく満たない場合は代議員から選出する。

- (1) 候補者届出の期間：公示日から2～3週間として、受付時間ならびに締め切り日時を指定する。
- (2) 候補者届出場所：選挙管理委員が指定する。
- (3) 各役員の定数
- (4) 選挙運動の期間：候補者届出の締め切りの翌日から選挙予定日の前日までとする。
- (5) 投票日：締め切り日から1週間以内とする。
- (6) 投票所ならびに投票箱の指定。
- (7) 開票結果：開票後速やかに告示する。

二 解散に基づく選挙の場合は、解散後15日以内に選挙を行うものとし、その公示は前項に準ずる。

三 本会規約第37条に定める、補充選挙はその実施の決定から20日以内に行うものとし、その公示は前項に準ずる。その際の定数は欠員数とする。

#### 第32条（候補者）

候補者とは立候補した選挙人、または他の選挙人の推薦を応諾した選挙人のことを指す。

二 候補者は任期を満了できる会員に限る。

#### 第33条（選挙・当選要件）

候補者数が定数を超過した場合は、選挙管理委員会は公示に基づき投票を実施し、有効投票数の上位のものから定数までを当選とし、定数を超える上位2名を次点とする。

二 候補者が定数と同数の場合投票所に投票箱を設置し、不信任の場合のみ投票する。

三 不信任が過半数を超えない場合信任されたものとみなし、当選とする。

四 選挙は選挙人の無記名・据・直接の秘密投票とする。

### 第34条（開票事務・有効投票）

- 開票は選挙管理委員会が行い、候補者は自らが指定した開票立会人を立ち合わせる事が出来る。
- 二 開票日は原則として投票日の当日及び翌日とし、学務・学事・講義の予定されていない時間帯を選挙管理委員会が指定し、その時間内に完了する。
- 三 開票場所は選挙管理委員会が指定する。
- 四 有効投票の基準の判断は公職選挙法を準用し選挙管理委員会が判断する。

### 第35条（異議・再選挙）

- 自治会員は選挙結果に異議がある場合、告示後2日以内に文書で選挙管理委員会に異議申し立てを行う事が出来る。
- 二 選挙管理委員会は異議申し立てについてその事実を調査し、本会規約及び本則に違反する事実が認められた場合は、全選挙、または一部の選挙の無効を宣言し、再選挙を行わなければならない。

## 第11章 役員共通事項

### 第36条（兼務の禁止）

- 本会の中央執行委員会・監査委員会・選挙管理委員会は、それぞれ独立した組織として、他の機関との兼務は一切できない。

### 第37条（役員の新補）

- 任期半ばに役員の新補が生じた場合は、選挙の新補の新補の者から新補する。但し、新補しても新補が役員定数の必要最低数を下回り、本会の運営に支障を来すと判断された場合、中央執行委員会と選挙管理委員会との議を経て、第10章に定める選挙管理規則により新補選挙を実施する。

### 第38条（辞職・罰則・罷免）

- 本会の役員が辞職を申し出る場合は、その理由等を書面にて提出し中央執行委員会の承認を得なければならない。
- 二 本会に対し、その名誉と社会的信用を傷つけ、本会の運営に著しい損害を与えた役員は罰則・罷免する。その判断ならびに執行は別に定めるところによる。

## 第12章 規約・規定・規則の新補・改廃

### 第39条（規定・規則）

- 本規約に定めのない事項は、必要に応じて別に規定・規則を新補し定める。但し、規定・規則の新補に当たらない事項は、本規約の精神に基づいて処理する。

### 第40条（新補・改廃の特例）

- 本規約の改廃は、会員が出席する学生総会において、3分の2以上の賛成を要する。
- 二 規定・規則の新補ならびに改廃は、当該規定・規則に定めのある他は前条に準ずる。

## 付 則

本規約は2000年6月24日、本会結成総会において採択され、即日施行された。

本規約は2002年12月7日、本会学生総会において採択され、即日改正施行された。

本規約は2004年6月28日、本会学生総会において採択され、即日改正施行された。

本規約は2006年1月31日、本会学生総会において採択され、即日改正施行された。

本規約は2008年6月27日、本会定期学生総会において採択され、即日改正施行された。

本規約は2009年4月1日、改正施行された。

本規約は2014年1月24日、本会学生総会において採択され、即日改正施行された。

## 17. 体育・スポーツ施設設備等使用手続要領

### 1. 目的

この要領は、体育・スポーツ施設設備（以下体育施設）の維持管理及び運営に関する規程第12条の規定に基づき、体育施設の使用の適正化を図るために必要な手続等を定める。

### 2. 使用手続

本学の体育施設及び用具の使用を希望する者に対し、以下の手続完了後に使用を許可する。

#### (1) 許可団体及びプロジェクト研究が定期的に使用する場合

①体育施設の月間使用予定は使用前月の体育会割当会議にて協議する。

②各許可団体及びプロジェクト研究（教員）から提出があった月間使用予定については、重複使用等の調整を行い、使用前月の15日前までに公表する月間使用一覧を以て使用を許可する。

#### (2) 本学学生及び許可団体以外の団体が使用する場合（許可団体の臨時使用を含む）使用日の1週間前までに体育・スポーツ施設使用願（様式1）を提出し、許可証の交付を受けるものとする。

#### (3) 本学学生の一般開放時の使用

①一般開放日時・施設を設定し、スポーツ支援室に付設の掲示板等により周知する。

②使用希望者は、使用の都度一般開放受付名簿（様式2-1、2-2）に必要事項を記入するものとする。

※備品の使用についても、同様の手続後に使用を許可する。

#### (4) 本学教職員の使用

使用の都度、受付を行うものとする。

#### (5) 学外団体等の使用

①使用希望者に北翔大学体育・スポーツ施設使用願（様式3-1）を配付し、原則として使用希望日の1か月前までに受付を行うものとする。

②学外団体等の使用については、学長の承認を得なければならない。

※緊急かつ止むを得ない事情と認めた場合はこの限りではない。

※各種競技団体が大会を行う場合は、大会要項を添付すること。

※当該競技種目が許可団体の活動種目の場合は、当該団体の事前の了解を得てから願い出なければならない。

③使用を許可したときは、使用料金が記載された北翔大学スポーツ科学センター使用許可通知（様式3-2）、請求書（様式3-3）を交付、使用料金が確認された後に、北翔大学スポーツ科学センター使用許可証（様式3-4）の交付を行うものとする。

### 3. 使用許可優先順位

本学体育施設及び用具の使用許可の優先順位は、次のとおりとする。

#### 【浅井記念館・第2体育館・屋外】

第1体育館、第1トレーニング室、第1多目的室、第2多目的室、研修教室、第2体育館、陸上競技場、テニスコート、野球場、サッカー場、PALグラウンド

- (1) 本学体育実技授業・学校行事
- (2) 許可団体の定期使用
- (3) 各種競技団体が行う大会等
- (4) 本学学生・教職員の自主的体育活動
- (5) 許可団体の臨時的な活動及び本学関連法人及び法人の設置する学校等又は企業等の行事
- (6) プロジェクト研究
- (7) 一般企業および上記以外の団体による体育・レクリエーション活動

#### 【北方圏生涯スポーツ研究所】

第2トレーニング室、第3トレーニング室、多目的ホール、ジムナスホール、第3体育館、プール、ダイビングピット、大会議室

- (1) プロジェクト研究
- (2) 本学体育実技・学校行事
- (3) 許可団体の定期使用
- (4) 各競技団体が行う大会等

### 4. 使用許可の制限

本学体育施設及び用具の使用許可については、次のとおり制限する。

- (1) 施設使用に係る責任体制が確立されていない団体には原則として使用を許可しない。ただし、本学職員が立ち会う場合には使用を許可することがある。
- (2) 各種競技団体が開催する大会のための使用許可は、原則として、同一種目に対し年2回までとする。ただし、他の活動と競合しない専用競技場については、特別に使用を許可することがある。
- (3) 学外団体等の練習のための継続的な使用は、原則として許可しない。ただし、本学学生及び許可団体の活動に支障がない場合、もしくは研究活動の一環である場合には許可することがある。
- (4) 第1体育館、第2体育館、第3体育館の同一団体への同時使用は、原則として許可しない。ただし、大会規模等を勘案し、必要と認められる場合はこの限りではない。
- (5) 学外者の個人使用は許可しない。

### 5. 責任体制

本学の体育・スポーツ施設及び用具の使用に際し、次の者が管理及び清掃の責任を負うこと。

- (1) 許可団体の場合は、顧問及び代表者とする。
- (2) 学外団体の場合は、使用申請者とする。なお、許可団体が参加している場合は、当該団体の顧問及び責任者とする。
- (3) 本学学生・教職員の場合は、使用者とする。

※ゴミの処理については下記7. に従うこと。

### 6. 使用の禁止

次に該当する場合は、以後の使用を禁止する。なお、事前に判明したものについては、使用許可

を取り消すことがある。

- (1) 虚偽の申請をした団体及び個人
- (2) 本学に不利益を及ぼした団体及び個人
- (3) 体育施設及び用具の管理及び清掃が不十分な団体及び個人

#### 7. ゴミの分別について

江別市の条例により、ゴミは次の6分類に分別するものとする。

- (1) 燃えるゴミ（紙製品、弁当空の紙製の物）
- (2) 燃やせないゴミ
  - ①ビニール類、トレー類（発泡スチロール等）、弁当空、生ゴミ
  - ②空缶（スチール缶、アルミ缶）
  - ③ビン、ガラス製品
  - ④牛乳パック類
  - ⑤ペットボトル

#### 附 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（校名変更に伴う改正）

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（職制の変更に伴う改正）

- 1 この要領は、平成20年12月2日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則（一般開放受付名簿様式の簡素化に伴う改正）

- 1 この要領は、平成26年9月9日から施行する。

附 則（学外使用許可申請書様式の変更に伴う改正）

- 1 この要領は、平成27年8月19日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

- 1 この要領は、令和3年6月8日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

※体育・スポーツ施設設備等の使用にあたってはまずスポーツ支援室に問い合わせること。

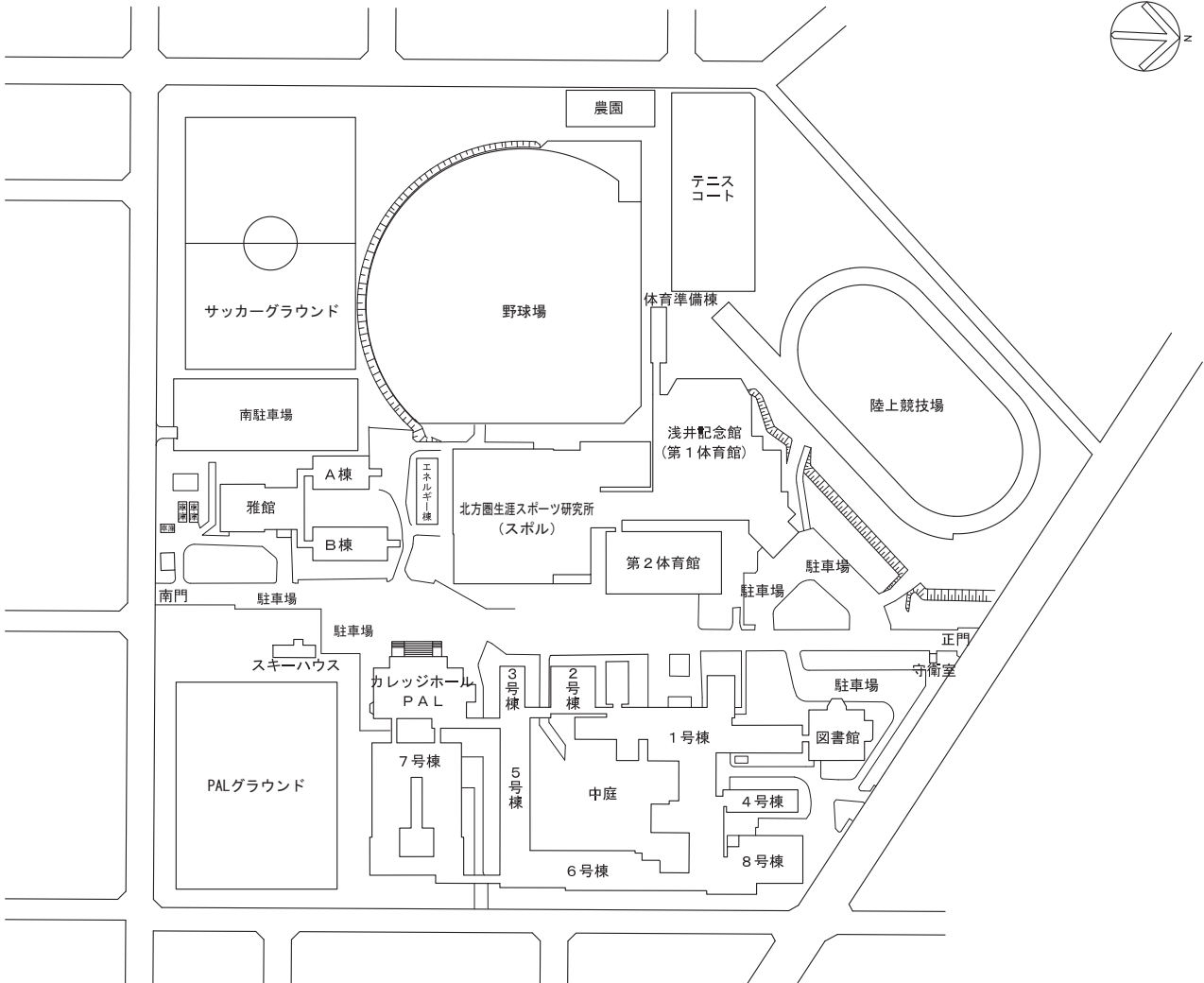
※使用についてスポーツ支援室の了解を得たのち、提出する様式1等の書類についてはスポーツ支援室の指示に従うこと。

# VI 校舎案内図

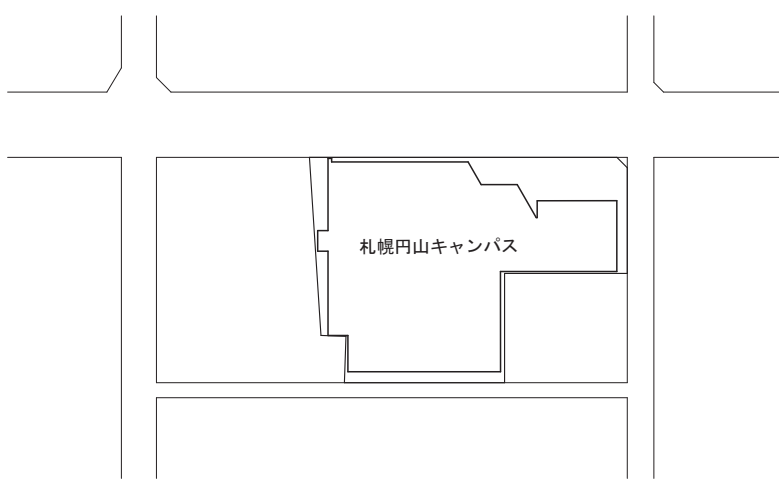


# 校舎案内図

## 北 翔 大 学 北翔大学短期大学部 配置図



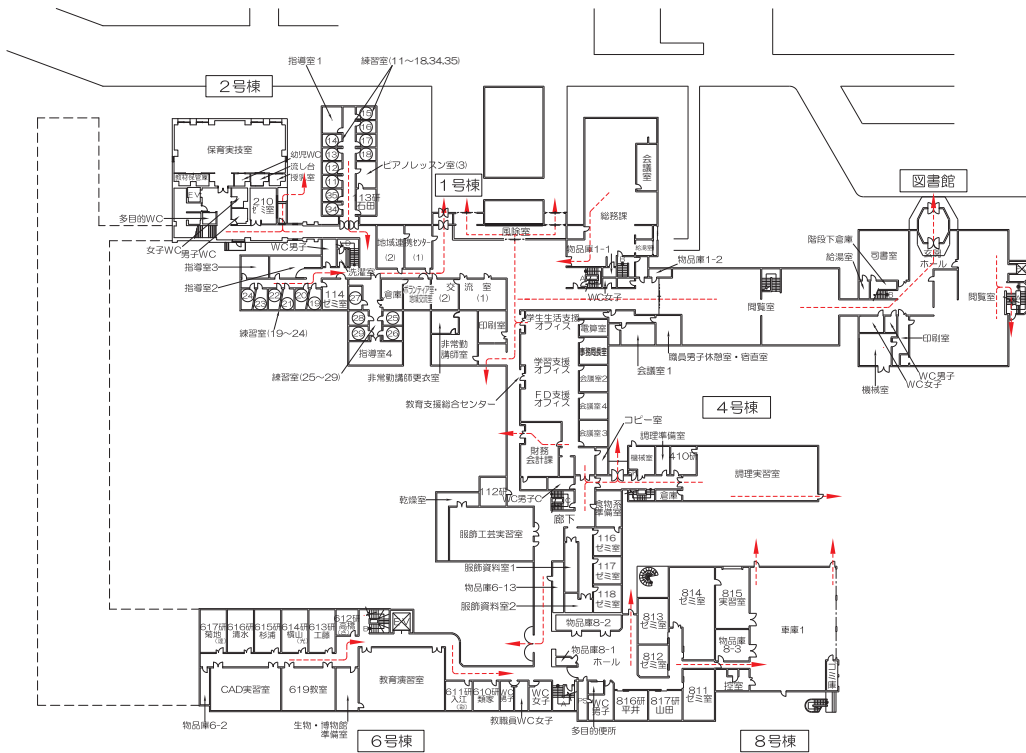
VI  
校舎案内図



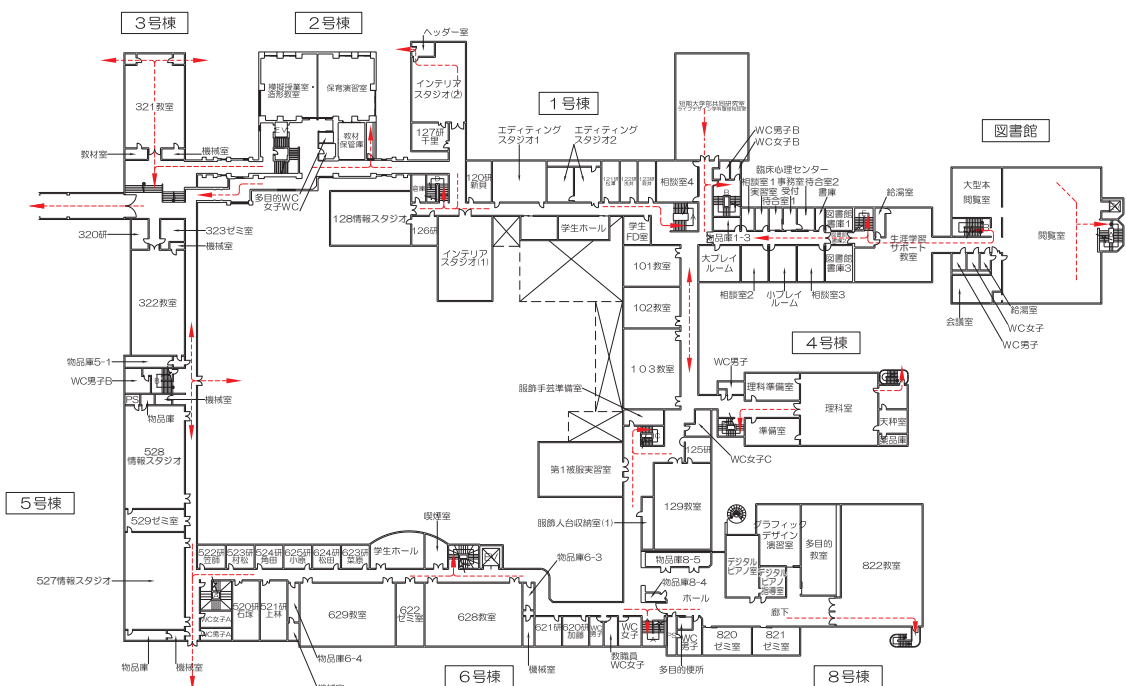
# 校舎平面図および避難経路図

( - - - -> 避難経路を示す )

## 1 階平面図

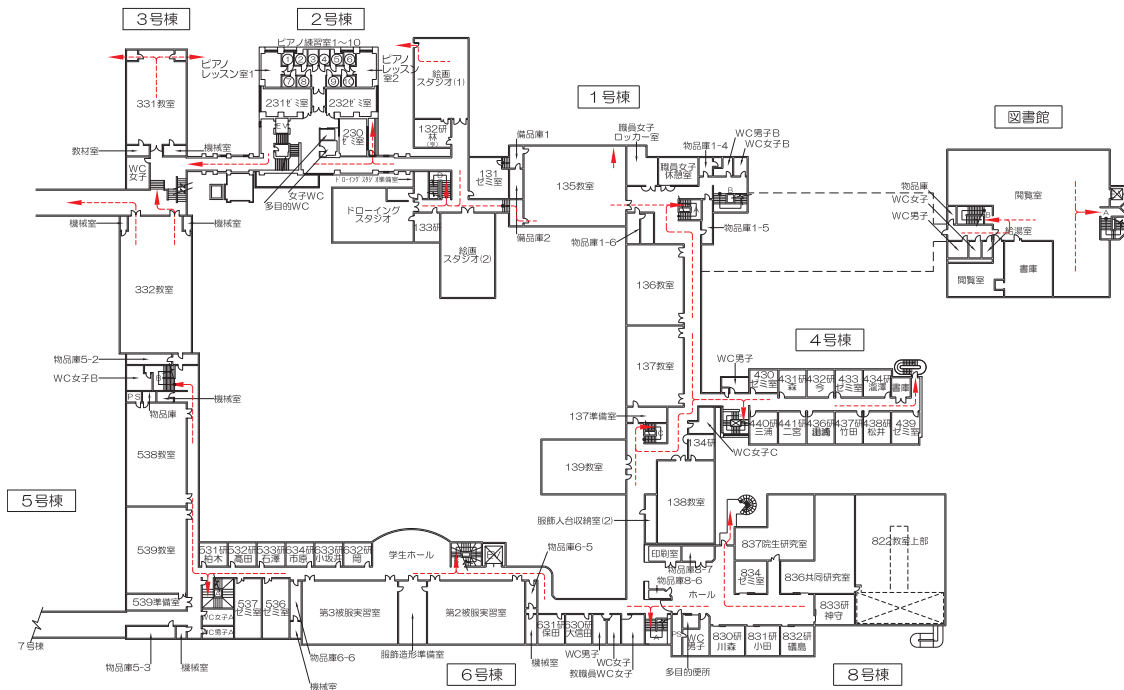


## 2 階平面図

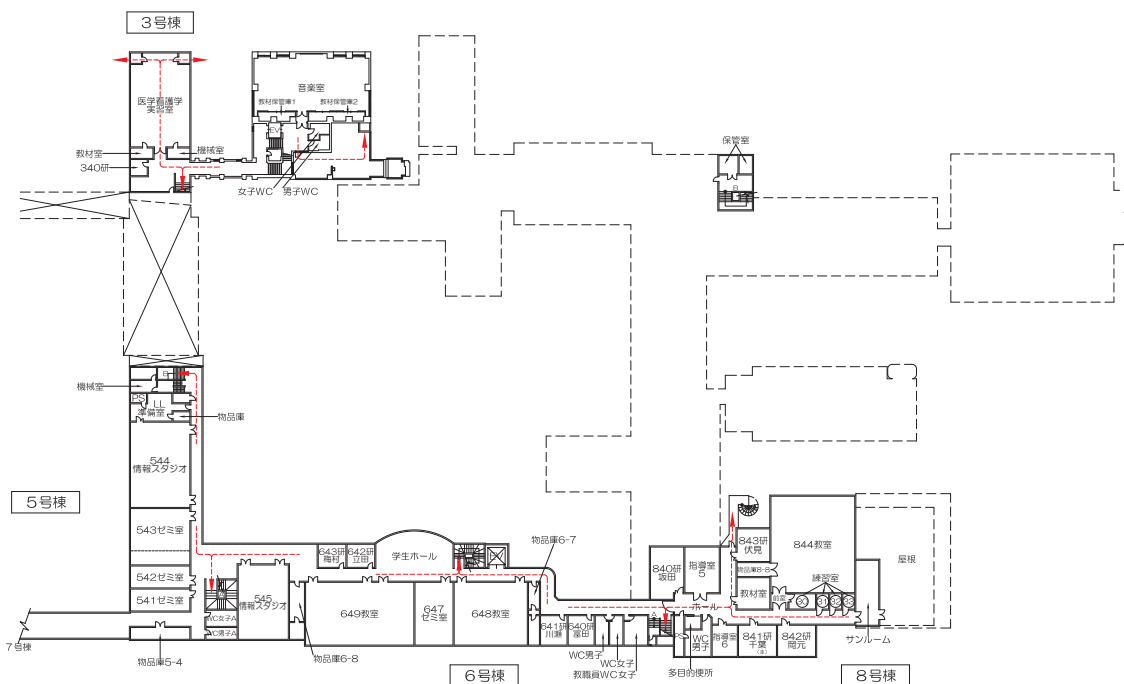


( - - - -> 避難経路を示す )

### 3 階平面図



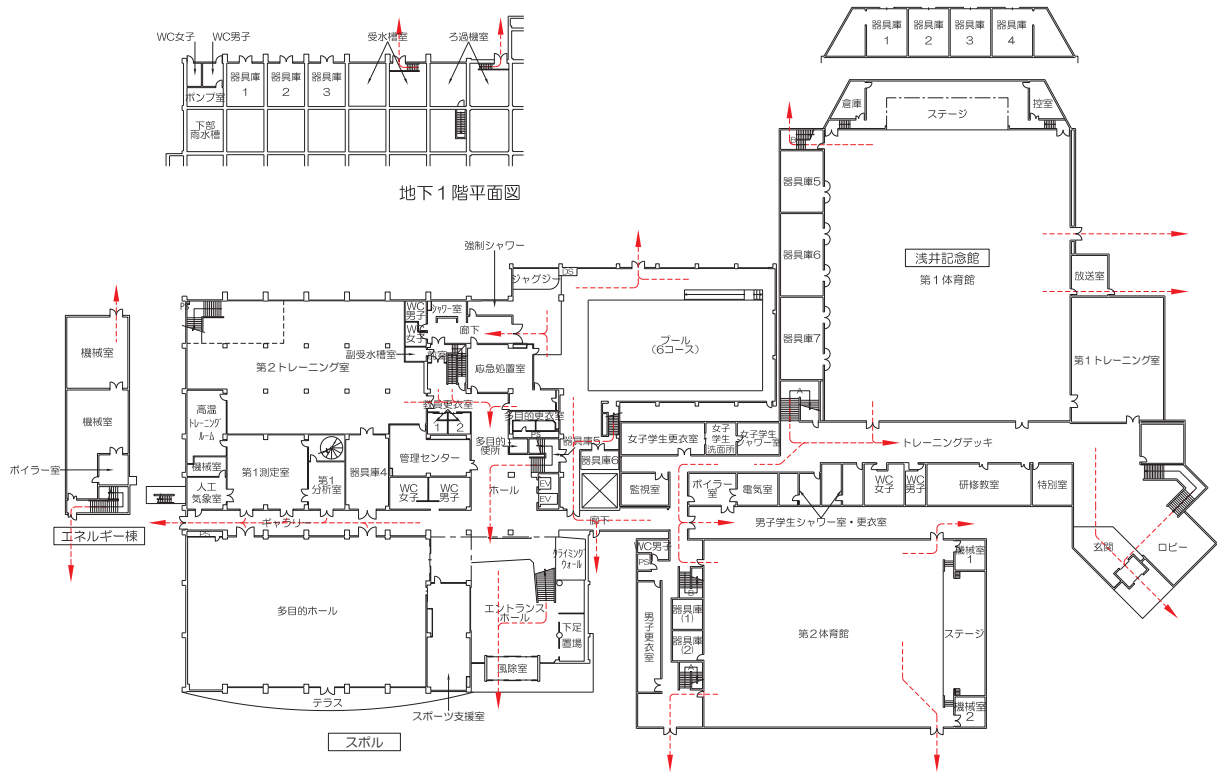
### 4 階平面図



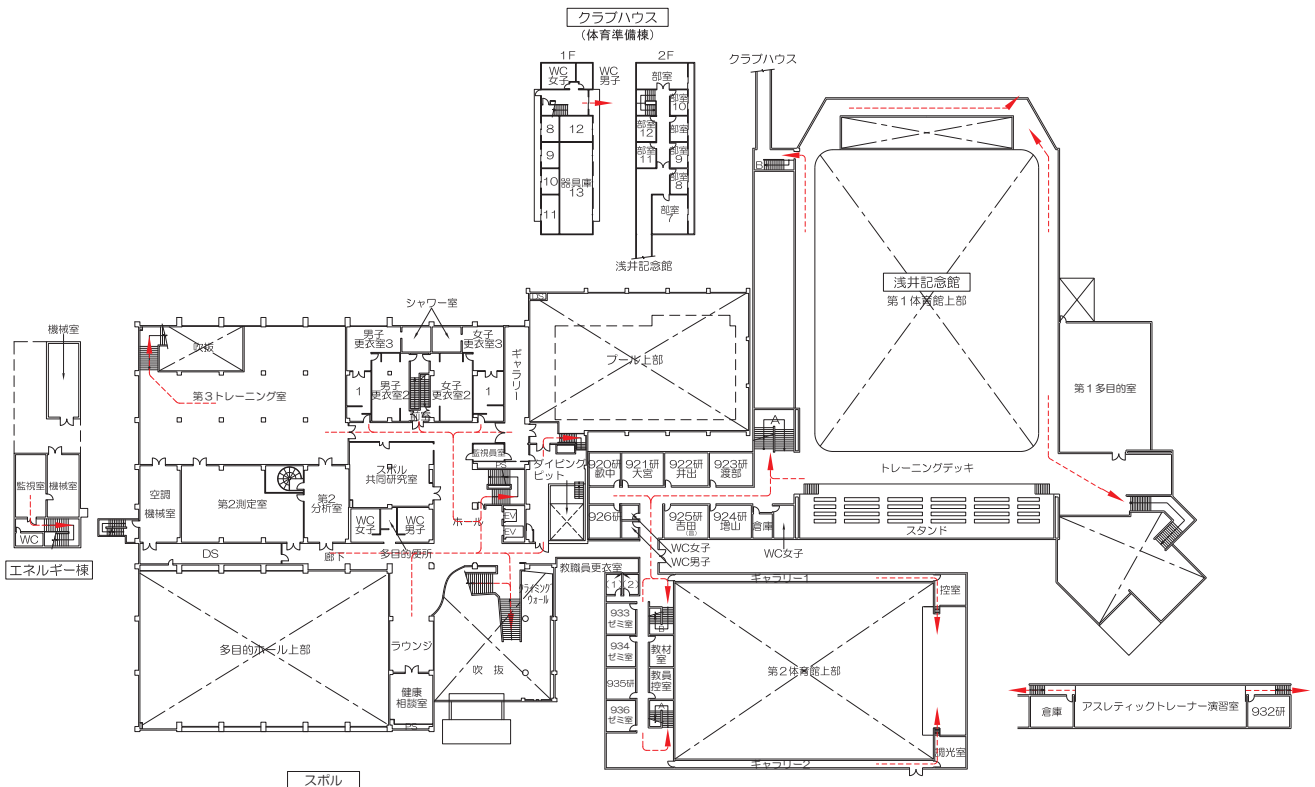
# 体育棟クラブ・ハウス

( - - - -> 避難経路を示す )

## 1 階平面図

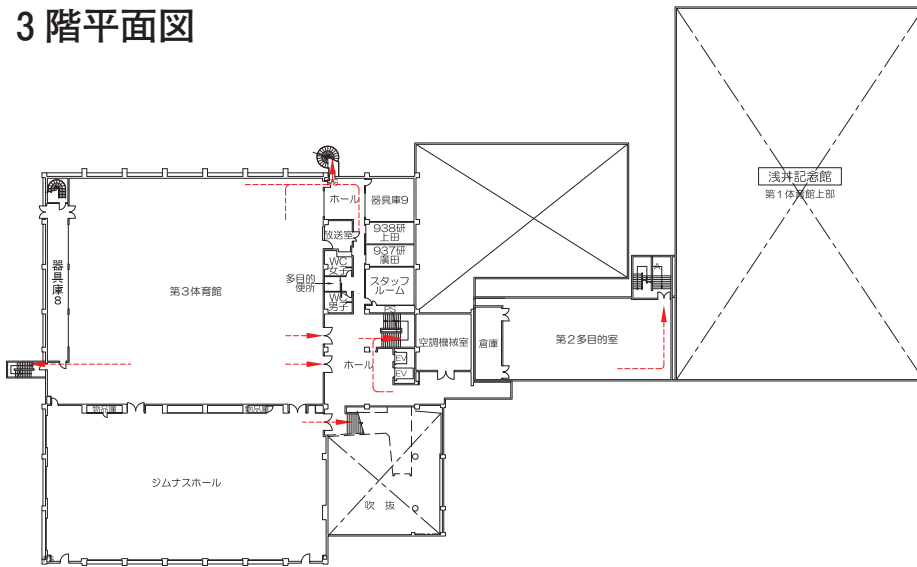


## 2 階平面図



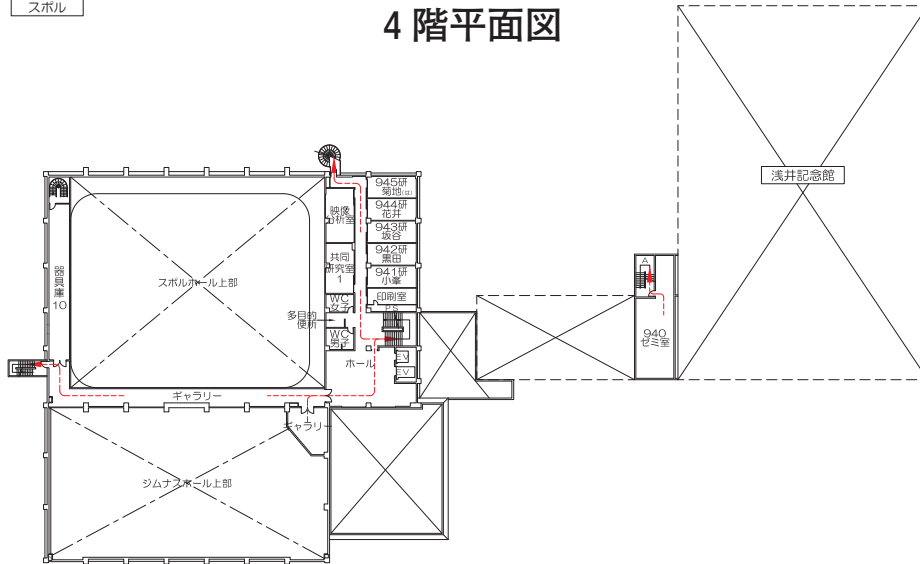
( - - - -> 避難経路を示す)

### 3階平面図



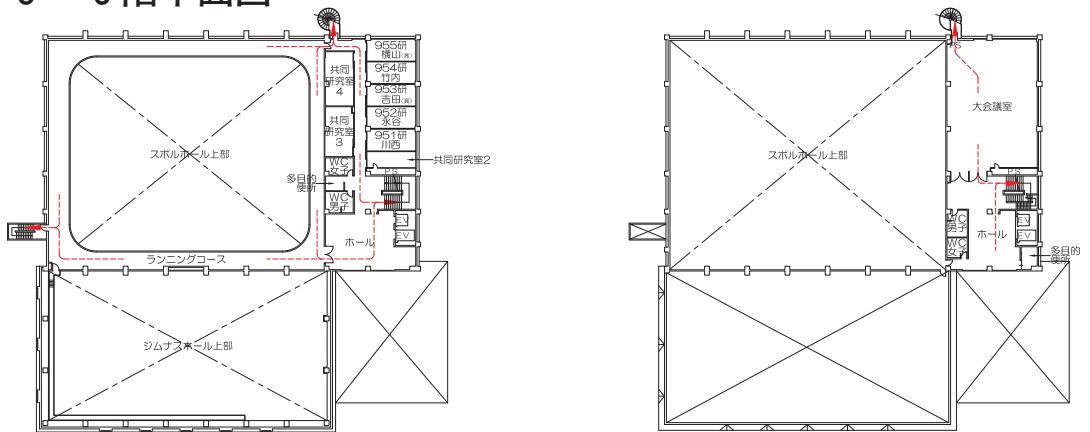
スボル

### 4階平面図



スボル

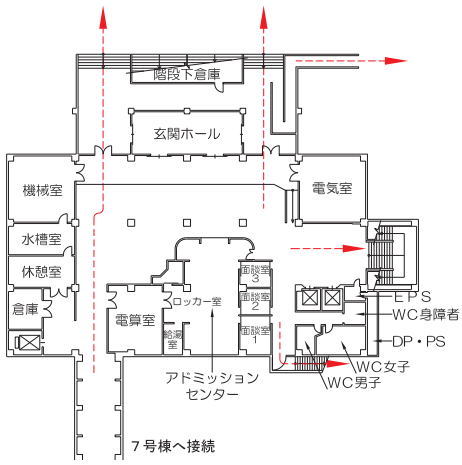
### 5・6階平面図



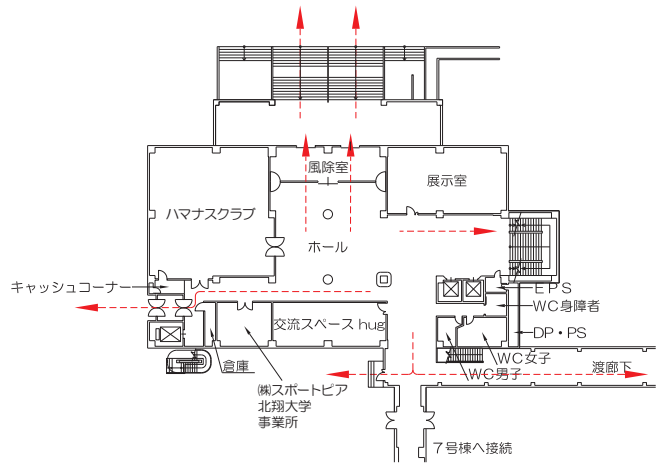
スボル

# カレッジホール「PAL」

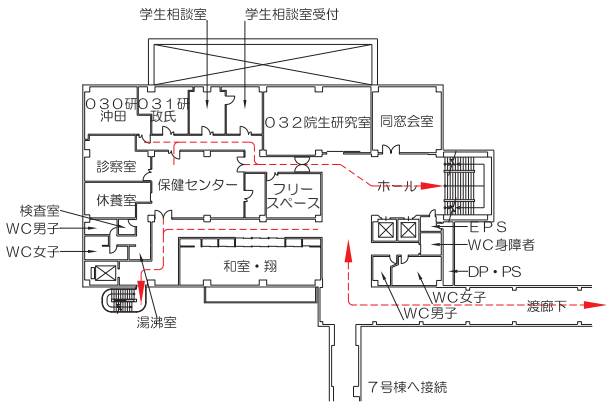
( - - - -> 避難経路を示す )



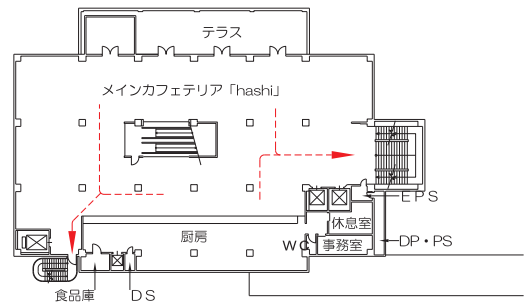
1 階平面図



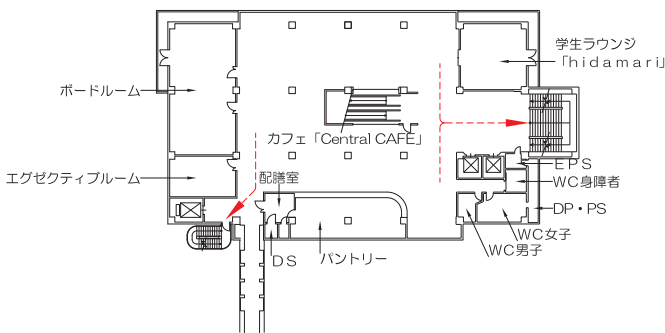
2 階平面図



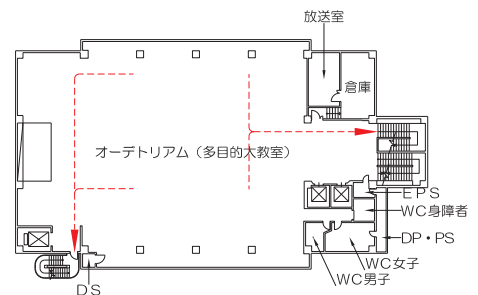
3 階平面図



4 階平面図



5 階平面図

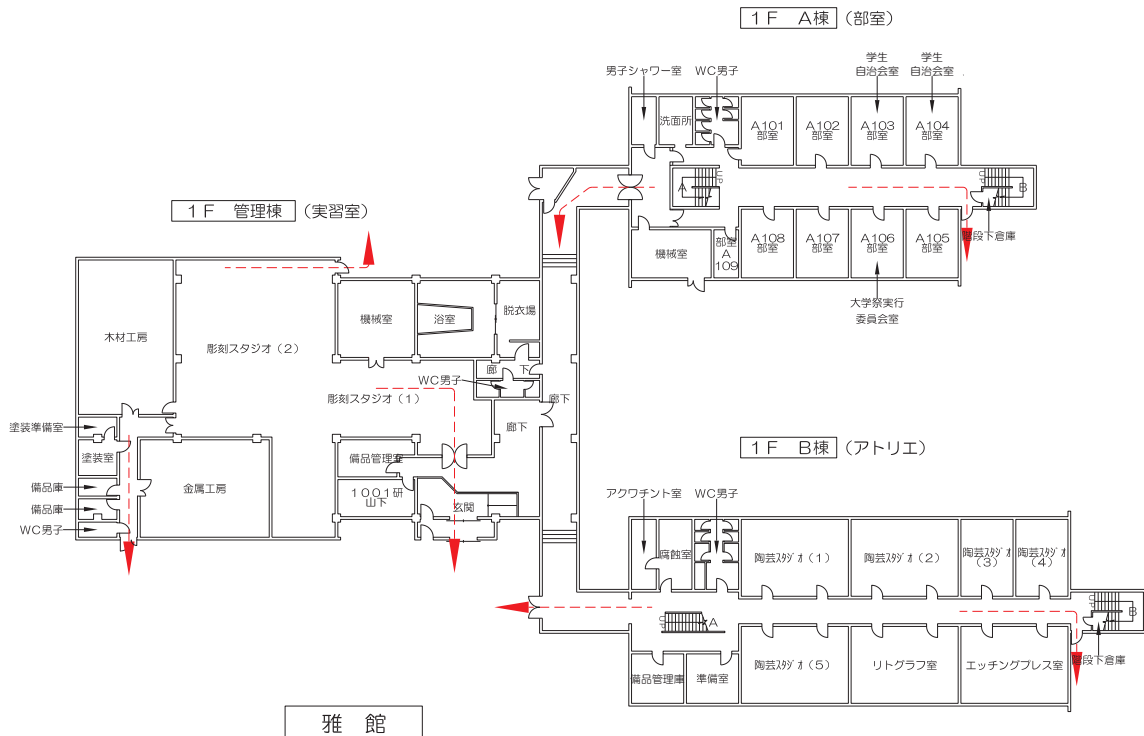


6 階平面図



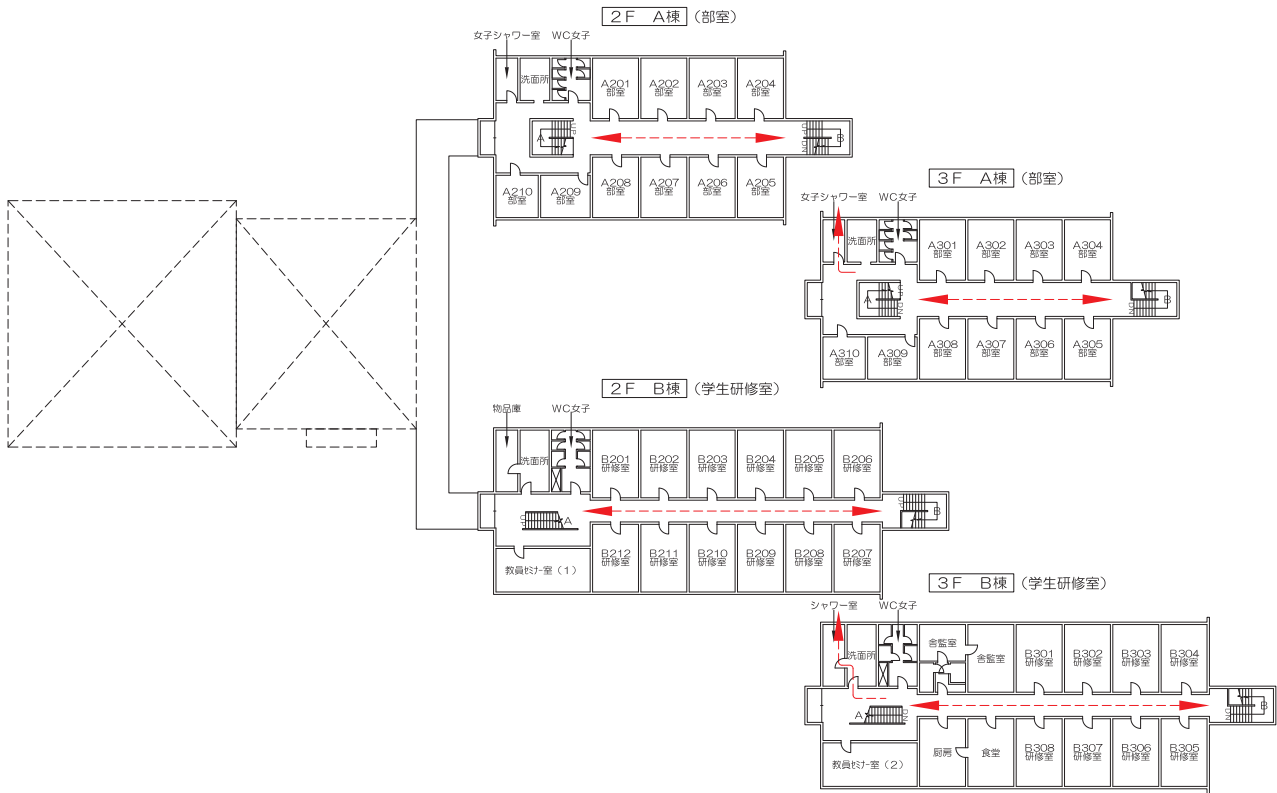
# 雅 館

( - - - -> 避難経路を示す )



雅 館

## 1 階平面図

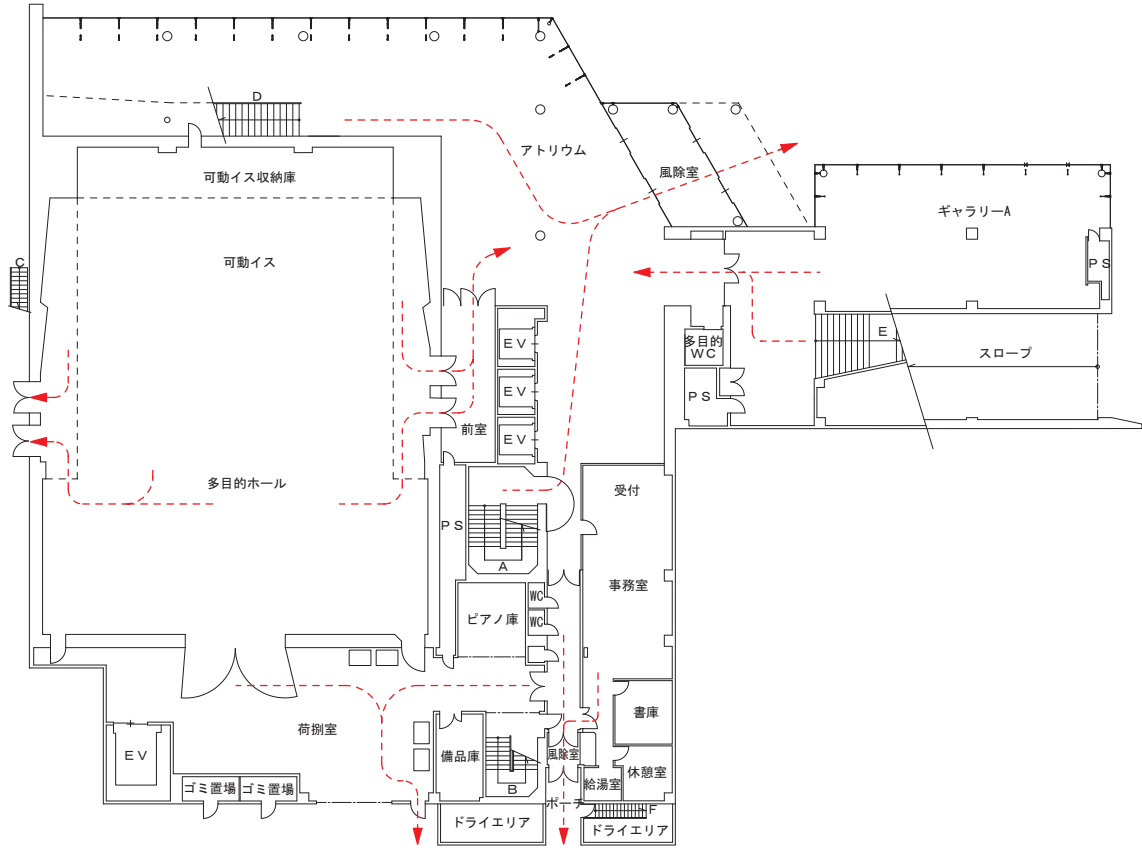


## 2・3 階平面図

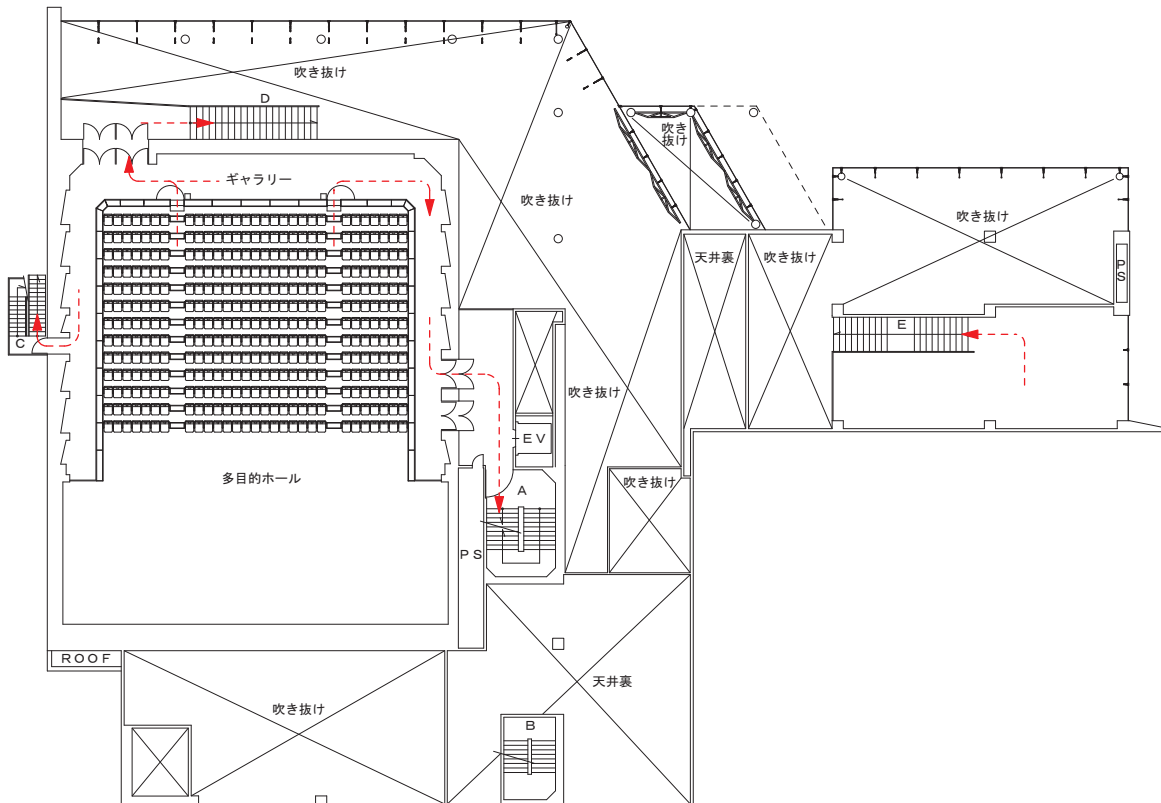
# 札幌円山キャンパス

( - - - -> 避難経路を示す )

## 1 階平面図

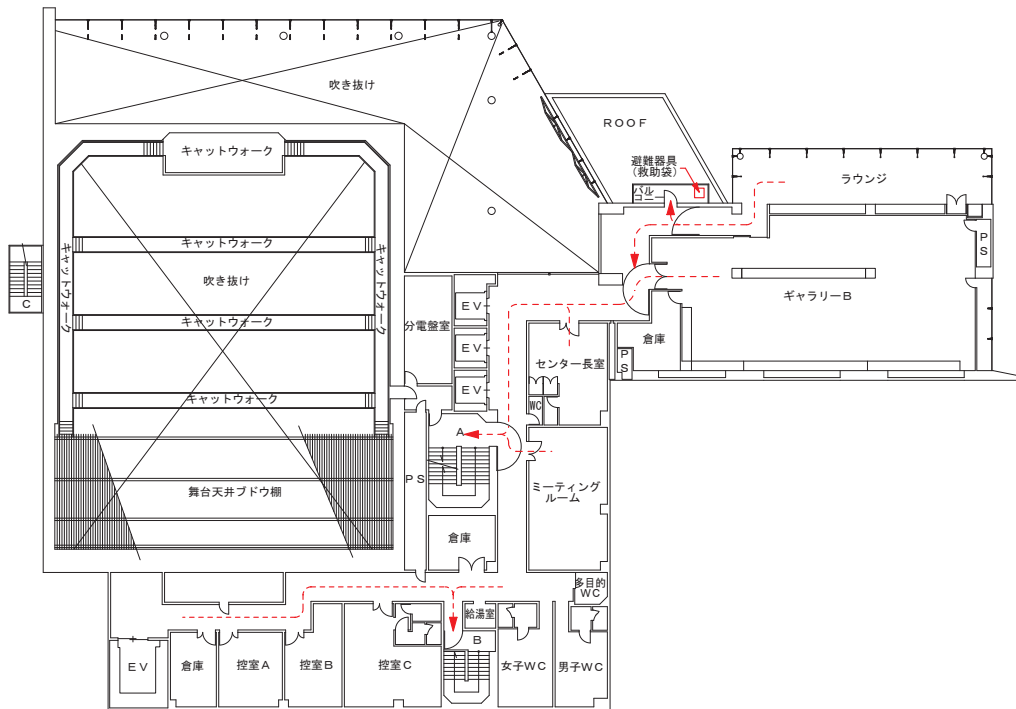


## 2 階平面図

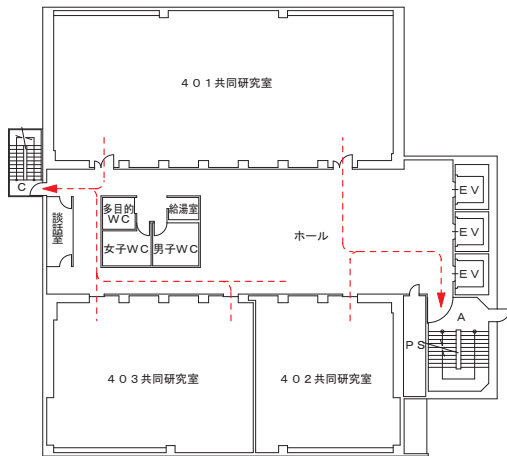


### 3 階平面図

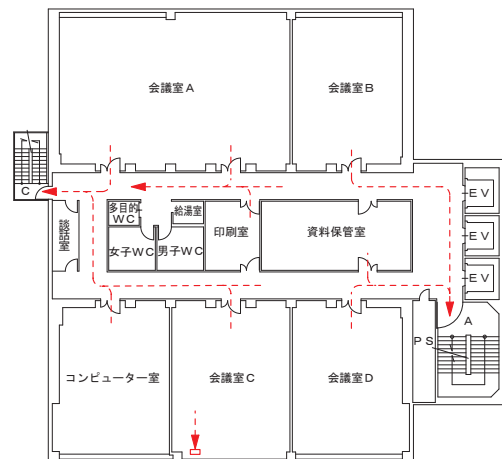
( - - - -> 避難経路を示す )



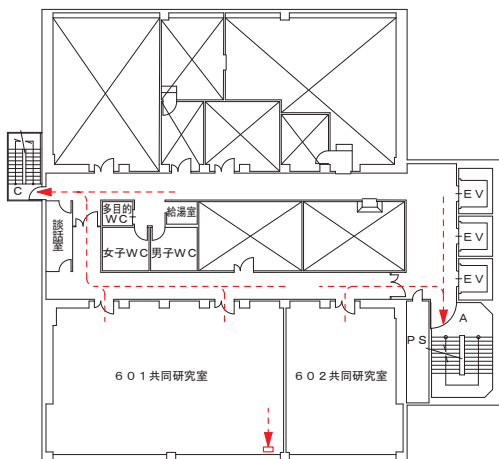
### 4 階平面図



### 5 階平面図



### 6 階平面図



氏名	研究室	場所
学長 山谷 敬三 郎	学長室	7号棟 5 F
副学長 佐々木 浩子	副学長室	7号棟 5 F

## 生涯スポーツ学部

氏名	研究室	場所
学部長 竹田 唯史	生涯スポーツ学部長室	7号棟 5 F

スポーツ教育学科		
学科長 永谷 稔	952	スポル 5 F
井出 幸二郎	922	浅井記念館 2 F
上田 知行	938	スポル 3 F
畝中 智志	920	浅井記念館 2 F
大宮 真一	921	浅井記念館 2 F
沖田 孝一	030	PAL 3 F
川瀬 雅之	641	6号棟 4 F
川西 正志	951	スポル 5 F
菊地 はるひ	945	スポル 4 F
黒田 裕太	942	スポル 4 F
小峯 秋二	941	スポル 4 F
今 竜	432	4号棟 3 F
坂谷 充	943	スポル 4 F
高田 真吾	532	5号棟 3 F
高瀧 澤	434	4号棟 3 F
竹内 雅明	954	スポル 5 F
立田 祐子	642	6号棟 4 F
花井 篤子	944	スポル 4 F
廣田 修平	937	スポル 3 F
増山 尚美	924	浅井記念館 2 F
松井 由紀夫	438	4号棟 3 F
森 靖明	431	4号棟 3 F
山本 敬三	726	7号棟 2 F
横山 茜理	955	スポル 5 F
吉田 真	953	スポル 5 F
吉田 昌弘	925	浅井記念館 2 F
渡部 峻	923	浅井記念館 2 F

健康福祉学科		
学科長 杉岡 品子	756	7号棟 4 F
小田 史郎	831	8号棟 3 F
梶 晴美	765	7号棟 4 F
川森 功偉	830	8号棟 3 F
黒澤 直子	748	7号棟 4 F
小坂 井留美	633	6号棟 3 F
竹内 美幸	758	7号棟 4 F
竹田 唯史	437	4号棟 3 F
竹田 千春	743	7号棟 4 F
久野 真知子	767	7号棟 4 F
八巻 貴穂子	750	7号棟 4 F
山道 祐子	762	7号棟 4 F
吉田 修大	744	7号棟 4 F
吉田 竜平	769	7号棟 4 F

## 教育文化学部

	氏 名	研 究 室	場 所
学部長	小 杉 直 美	教育文化学部長室	7号棟5F

教育学科				
学科長	横 山	光	614	6号棟1F
	石 塚	誠 之	520	5号棟2F
	磯 島	年 成	832	8号棟3F
	市 原	純	634	6号棟3F
	今 野	洋 子	763	7号棟4F
	岩 田	直 美	749	7号棟4F
	岡	健 吾	632	6号棟3F
	岡 元	敦 司	842	8号棟4F
	小 原	直 哉	625	6号棟2F
	神 守	一 志	833	8号棟3F
	上 林	宏 文	521	5号棟2F
	工 藤	ゆ か り	613	6号棟1F
	斉 藤	心 く み	766	7号棟4F
	坂 田	朋 優	840	8号棟4F
	佐々木	浩 子	副学長室	7号棟5F
	島 瀬	史 子	755	7号棟4F
	杉 浦	勉	615	6号棟1F
	千 葉	圭 説	841	8号棟4F
	二 宮	孝 行	441	4号棟3F
	野 口	直 美	746	7号棟4F
	畑 江	郁 子	742	7号棟4F
	伏 見	千 悦 子	843	8号棟4F
	丸 岡	里 香	768	7号棟4F
	三 浦	公 裕	440	4号棟3F
	山 田	潮	817	8号棟1F
	山 谷	敬 三 郎	学長室	7号棟5F
	湯 浅	大 吾	436	4号棟3F

芸術学科				
学科長	村 松	幹 男	523	5号棟2F
	浅 井	貴 也	122	1号棟2F
	大 信 田	静 子	630	6号棟3F
	柏 木	純 子	531	5号棟3F
	加 藤	万 紀	620	6号棟2F
	新 貝	孝 之	120	1号棟2F
	千 里	政 文	127	1号棟2F
	富 田	玲 子	640	6号棟4F
	林	亨	132	1号棟3F
	松 澤	衛	121	1号棟2F
	森 井	綾 介	123	1号棟2F
	山 下	圭 介	1001	雅館1F

心理カウンセリング学科						
学科長	小坂守孝	741	7号棟	4	F	
	飯田昭人	747	7号棟	4	F	
	今井博康	764	7号棟	4	F	
	入江智也	759	7号棟	4	F	
	風間雅江	754	7号棟	4	F	
	河村麻果	751	7号棟	4	F	
	小林一彦	774	7号棟	5	F	
	定平憲之	753	7号棟	4	F	
	澤聡一	745	7号棟	4	F	
	新川貴紀	752	7号棟	4	F	
	古川奨	757	7号棟	4	F	
	政氏伸夫	031	PAL	3	F	

## 北翔大学短期大学部

氏名	研究室	場所
ライフデザイン学科		
学科長 平井伸之	816	8号棟 1 F

こども学科						
学科長	菊地達夫	617	6号棟	1	F	
	石澤優子	533	5号棟	3	F	
	石田敏明	113	1号棟	1	F	
	入江彩子	611	6号棟	1	F	
	梅村拓未	643	6号棟	4	F	
	角田裕哉	524	5号棟	2	F	
	笠師千恵	522	5号棟	2	F	
	清水桂子	616	6号棟	1	F	
	高橋さおり	612	6号棟	1	F	
	菜原桂子	623	6号棟	2	F	
	橋本卓三	770	7号棟	4	F	
	松田久美	624	6号棟	2	F	
	保田真希	631	6号棟	3	F	
	類家斉	610	6号棟	1	F	